

行政対応特別研究[交渉戦略]

研究資料 第4号

FTA・WTO体制下のアジアの農業、 食品産業と貿易

平成19年3月

農林水産政策研究所

ま え が き

世界的に経済の国際化が進展する中で、わが国も多くの国々との間で **FTA**（自由貿易協定）・**EPA**（経済連携協定）を締結すべく交渉を進めている。特に、東・東南・南アジアの諸国とは、地理的な近接性と歴史的、経済的な関係の深さ等から主要な対象国となっている。その中では、経済規模からいえば、大国であるインド、中国の存在が大きく、近年ロシア、ブラジルと共に **BRICS** として注目を浴びている。また東南アジア諸国は **ASEAN** を形成しており、わが国との間では **EPA** 締結の動きが見られる。韓国は、まさに隣国であり、経済的な結びつきも強いが、**FTA** 交渉は諸般の事情により頓挫していたが、交渉再開が現実化している。

これらの諸国との貿易関係について、農業部門は常に考慮を必要とされている。本報告資料についていうと、中国は別のチームの担当領域であるのでそちらに譲るが、それ以外のインド、**ASEAN**、韓国を対象にアジアチームとして、今後の参考資料とすべく分析しまとめたものである。現在、関係する諸国とでは、シンガポール、マレーシア、フィリピンと **EPA** を締結し、タイ、インドネシアとは協定を結ぶことに大筋で合意している。また、インド、韓国、**ASEAN** とは、交渉中である。韓国とは、当初日韓 **FTA** とされていたが、最近では日本側で日韓 **EPA** の名称を用いている。

本報告資料の内容を略述すると、1～4章でインドに関しての記述を展開している。インドの **FTA** 締結相手国としてのスリランカ、タイを事例に **FTA** について交渉の経緯と内容について分析した。わが国がこれらの国と **FTA** 交渉を進める上で参考となる資料を提供している。**WTO** 交渉におけるインドに関する3章では、特にインドが農業分野でどのような交渉姿勢をとっているかが分析されており、わが国にとっても重要な情報となろう。4章では、世界穀物貿易において1990年代以降、穀物輸出大国化したインドについて、それと強く結びついた食糧管理制度とを合わせて分析している。今後の動向を占う上での情報を提供している。

5章では、**ASEAN** について **AFTA** の現状と農産物を中心に貿易動向にいかなる影響を及ぼしてきたかを記述し、**ASEAN** 諸国との貿易交渉戦略上で有益と思われる資料を提供している。6章は、**WTO** 加盟へと至るまでのベトナム農政の展開を記述し、今後の農産物貿易の可能性を踏まえて同国の農林水産業について解説している。

7、8章は、日本と比較的類似した産業構造を持つ韓国を対象としている。貿易的には、構造的に日本の輸出が超過しているが、食品、農林水産物については、韓国が、対日純輸出国である。**EPA** 締結に際しては、食品、農林水産物の扱いが一つのポイントとなると見られている。韓国農業の中では、近年特に輸出品として力を入れている施設園芸の輸出戦略把握が重要テーマとなっている。その中で特に、典型的な成長作物であるパプリカについて7章で分析している。また、

伝統的に対日輸出がなされてきた飲食料品について、製造業部門としての構造変化と成長にわたって 8 章で分析した。

以上、アジア諸国の中から重点的に選び出した諸国、地域について重要と思われる点についての分析を行った。今後、本研究資料が関係者により活用していただければ幸いである。

平成 19 年 3 月

農林水産政策研究所

行政対応特別研究

「多国間・二国間農業交渉の戦略的対応に資するための国際農業・農政の動向分析」

FTA・WTO体制下のアジアの農業、食品産業と貿易

目 次

まえがき

第1章	インド・スリランカ自由貿易協定とインド農業分野への影響・・・・・・・・・・	1
	櫻井 武司	
	高橋 大輔	
第2章	インド・タイの FTA 交渉の経緯とインド農業・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	櫻井 武司	
	高橋 大輔	
第3章	インドと WTO：カンクンから香港へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
	櫻井 武司	
	高橋 大輔	
第4章	インドの食料配給制度改革と穀物貿易・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	櫻井 武司	
	高橋 大輔	
第5章	AFTA の現状とアセアン諸国の貿易動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
	松本 隆平	
第6章	WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況・・・・・・・・	143
	岡江 恭史	

第7章	韓国の農業・貿易戦略－韓国産パプリカを事例として－	・ ・ ・ ・ ・	187
-----	---------------------------	-----------	-----

柳 京熙

會田 陽久

第8章	韓国の製造業部門（1970～97）における構造変化と生産性成長	・ ・ ・ ・ ・	197
	－食料品、飲料品部門を中心に－		

樋口 倫生

第1章 インド・スリランカ自由貿易協定と インド農業分野への影響

櫻井武司

高橋大輔（東京大学大学院）

はじめに

本稿は、1998年12月に締結され、2000年3月から発効したインド・スリランカ自由貿易協定(Indo - Sri Lanka Free Trade Agreement, ISFTA⁽¹⁾)に関する情報を、主としてインドの新聞・雑誌記事と政府や国際機関の統計を精査することによって提供する。ISFTAはインドが締結した貿易協定の中で最初の本格的なFTAであり、貿易にとどまらず二国間の関係を緊密なものとしたと考えられている。一方で、ISFTAではいくつかの品目について貿易摩擦や非関税障壁の問題があり、その多くは農産物や食品に関するものである。このため、ISFTAに関する情報を蓄積することは、今後のインドの貿易政策を考える上で、あるいはわが国とインドとの貿易協定の締結を考える際の基礎資料として非常に重要である。

1. インドとスリランカの FTA 交渉の経緯と概略

1.1 FTA 締結に至るまでの交渉経緯

インド・スリランカ自由貿易協定は、スリランカ政府とインド政府の間で1998年12月28日に調印された。インドとスリランカの間での二国間の貿易関係を強化することは1990年代前半から議論されてきた。しかし、南アジア特惠貿易協定⁽²⁾(South Asian Preferential Trade Agreement, SAPTA)の下で、貿易関係を二国間ではなく地域的な枠組みの中で促進しようという決定が行われ、それから数年間は二国間の貿易交渉は後回しにされた。SAPTAの下での交渉は第四回まで進行したが、貿易交渉は困難で時間のかかるプロセスをたどっていた。当初はSAPTAから南アジア自由貿易協定(South Asian Free Trade Agreement, SAFTA)への移行は2001年に予定されていたが、その実現の可能性は不透明になっていた。これは、南アジアの大国であるインドとパキスタンの関係が悪化し、地域協定の枠組みによる貿易自由化の実現にとって大きな制約となったためである。こうしたことから、南アジア地域の貿易交渉は、南アジア地域協力連合(South Asian Association for Regional Cooperation, SAARC)の加盟国間の二国間貿易協定の締結が中心となった。

インドとスリランカの間では、1998年12月にFTAが締結され、当初の予定では99年3月から発効する予定であった。しかし、実際の発効は2000年3月1日からとなった。

これは、FTA 締結後の実務的な交渉の中で、FTA の例外となる品目（ネガティブリスト）の作成に関する二国間の合意に時間がかかったためである。この中では、選挙への配慮やロビー活動の影響などによる両者の政治的な思惑が働き、ネガティブリストに載る品目の数が非常に多くなった。例えば、インドはスリランカの主要輸出品である衣料品や紅茶の自由貿易に難色を示し、またスリランカは自動車などについて関税収入の獲得のために例外措置を維持することを望んだ。このため、発効当初の ISFTA の実態は「自由貿易」のための協定からはほど遠い内容となったと言える。

1.2 締結時の ISFTA の合意内容

締結時における FTA の合意内容は以下の通りである⁽³⁾。

まず、原産地規則(Rules of Origin)は以下のように定められた。

- 特恵関税での輸入を認められるための原産地規則は、付加価値基準として国内で 35% の付加価値が作られること。また HS コードの 4 桁レベルでの変更を必要とする。
- ただし、原産地規則の例外規定として、10%以上の投入物が相手国に由来するならば、付加価値基準は 25%に緩和される。

また、関税率の削減水準は以下のように定められた。

表 1：ISFTA が定める関税率 出典：参考文献[4]

関税の削減水準	該当する品目数(HS6桁基準)	
	スリランカ側	インド側
ネガティブリスト(関税に変更なし)	1,180	429
50% (固定) -繊維製品、関税割当	--	233
100% (関税率は0になる)	319	1,351
50% (3年以内に関税撤廃)	889	2,799
50% (固定) -茶、関税割当	--	5
25% (固定) -繊維製品	--	528
8年間のうちに関税撤廃	2,724	--
合計	5,112	5,112

FTA 発効の時点で、両国の貿易は活発な状態ではなく、また貿易収支は大幅なインド側の黒字となっていた。HS コード 6 桁基準で見ると、インドのスリランカへの輸出が多様な製品を含む（2907 品目）のに対して、スリランカのインドへの輸出は 1999 年で 380 品目と数が限られている。そうした中で、当初の ISFTA は、例外規定となる品目が多いこと、また FTA の対象となっても関税を撤廃するのではなく部分的な削減にとどめることが多いことが特徴的であった。特に、相手国に輸出関心のある品目を自国のネガティブリストに指定する傾向が強い。このため、関税率を 0 にした品目はインドが 1351 品目、スリランカが 319 品目だが、実際に利用されるのはインドからスリランカへは 3 品目、スリラ

ンカからインドへは 68 品目に過ぎない（表 2）。また、紅茶と繊維製品のスリランカからインドへの輸出には数量制限がかけられ、紅茶は 1500 万キロ、繊維製品には 800 万個という関税割当が設定された。主要農産物は例外とすることが合意されており、当初から交渉に上っていない。

表 2：ISFTA が定める、実際に貿易されている品目の関税率 出典：Weerakoon（2001）

関税削減水準	スリランカ側		インド側	
	品目数	%	品目数	%
ネガティブリスト	623	21	50	13
関税撤廃	3	0	68	18
50%(3年以内に関税撤廃)	598	21	218	57
25%(固定) - 繊維製品	-	-	44	12
その他	1,683	58	-	-
合計	2,907	100	380	100

1.3 FTA 改訂の背景と改訂内容

1998 年の FTA 締結時には、スリランカ側に紅茶は年に 1500 万キロ、繊維製品は年に 800 万個の関税割当が設定された。しかし、実際にはこれらの関税割当の 5%程度しか利用されていない。これは、関税割当制度に以下のような問題点があったためであるとされている。

繊維製品の特恵関税でのインドへの輸出に関する関税割当制度には、多くの非関税障壁が存在した。例えば、繊維製品の輸入港はチェンナイ(Chennai)とムンバイ(Mumbai)に限定され、またインド産の原料を利用しない製品の輸入関税割当は 200 万個に限定された。さらに、繊維製品の特恵関税は通常の 35%を 50%削減するものであるが、実際にはインドに対する輸出にはさらに 3.8%の関税がかけられており、また従量課税あるいは従価課税によって 17.5%よりも高くなる場合があるなどの問題が挙げられる。こうしたことから、スリランカの繊維業はバングラディッシュやインド国内の生産者に対して FTA を通じての競争力を持つことができなかった。

紅茶についても、インド側の関税割当制度の非関税障壁が問題となった。例えば、スリランカ産の紅茶がコッチ(Kochi)港とカルカッタ(Kolkata)港を通じてしか輸出ができないという規制や、また輸入に際してインド側の税関や検疫機関が大規模なサンプルを要求するため、輸入手続きに費用がかかりすぎるなどが問題とされた。さらに、関税についても関税譲許によって通常の 14-15%の関税が 7.5%となるはずにも関わらず、4%の特別追加関税（Special Additional Duty）がかけられている。

こうした問題に対処するために、2002 年に FTA の見直し作業が行われた。この改訂の中でインド側の要求は特になく、スリランカ側の要求に沿って、特にスリランカの主要な輸出品である繊維製品と紅茶の扱いの見直しが行われた。この見直しによって、2002 年 6 月に修正された FTA が締結された。主な変更点は以下の通りである。

- 繊維製品の輸入港として、ムンバイとチェンナイに加えてカルカッタとネヴァ・シェ

ヴァ(Nava Sheva)が認められた。

- インド産の原料を利用しない繊維製品の輸入関税割当が 200 万から 400 万個へと増加した。
- 紅茶に関しては、ムンバイとヴィザ(Vizag)が新たな輸入港として認められた。
- 新たに 51 品目について、関税の譲許率が 50%から 75%となった。

2. ISFTA がもたらした影響

2.1 両国間の貿易関係の変化

もともとインド・スリランカ間の貿易はインド側の大幅な輸出超過となっており、FTA 以前の 1998 年には、スリランカのインドとの輸入と輸出との比は約 12:1 となっていた(図 1)。しかし、ISFTA の開始により両国間の貿易額は大幅に増加し、特にスリランカ側の輸出が大幅に増加し、2005 年の貿易比率は 3.5:1 にまで改善した。貿易の内訳を見ると、FTA による特惠関税を利用した貿易が大幅に増加しているため、この変化は ISFTA によってもたらされたものであると考えられる。

特に、2002 年に行われた FTA の改訂と、2003 年に行われたインドによる 2799 品目の関税撤廃がスリランカ側の輸出増加に貢献していると考えられる。貿易収支は依然としてインド側の黒字になっているが、スリランカのインドへの輸出額は大幅に増加している。スリランカ政府も、かつての FTA はインド側に一方的な利益を与えるものであったのに対して、FTA の改訂によって低関税・無関税で輸出することができる品目の数が増加し、両国にとって相互に利益となる関係を築くことができるようになった、という高い評価を与えている。

また、インド向けの生産をインド国内ではなくスリランカで行うことが可能になったため、FTA はスリランカに対する外国直接投資 (FDI) の大幅な増加につながった。インドは、巨大な市場を抱えている一方で、官僚組織の非効率性、労働関係の悪さという問題を抱えている。また、スリランカはインド国内に比べて輸送システムが整備されているため、インド国内から港に送るよりコロンボ港を経由した方が輸送費が安くなる場合すらある。また、スリランカは様々な投資優遇策を採用している上に、賃金もインドより安い。FTA を通じてスリランカへの FDI が大幅に増加したことの背景には、このような投資環境の良さがあったと考えられる。

こうした FTA の成功は、両国の外交関係をも好転させる結果を生み出している。2003 年に発生したスリランカの洪水に対してインドが緊急援助を行ったこともあり、今や両国は南アジア地域協力連合(SAARC)の中で最も強固な関係で結ばれている。

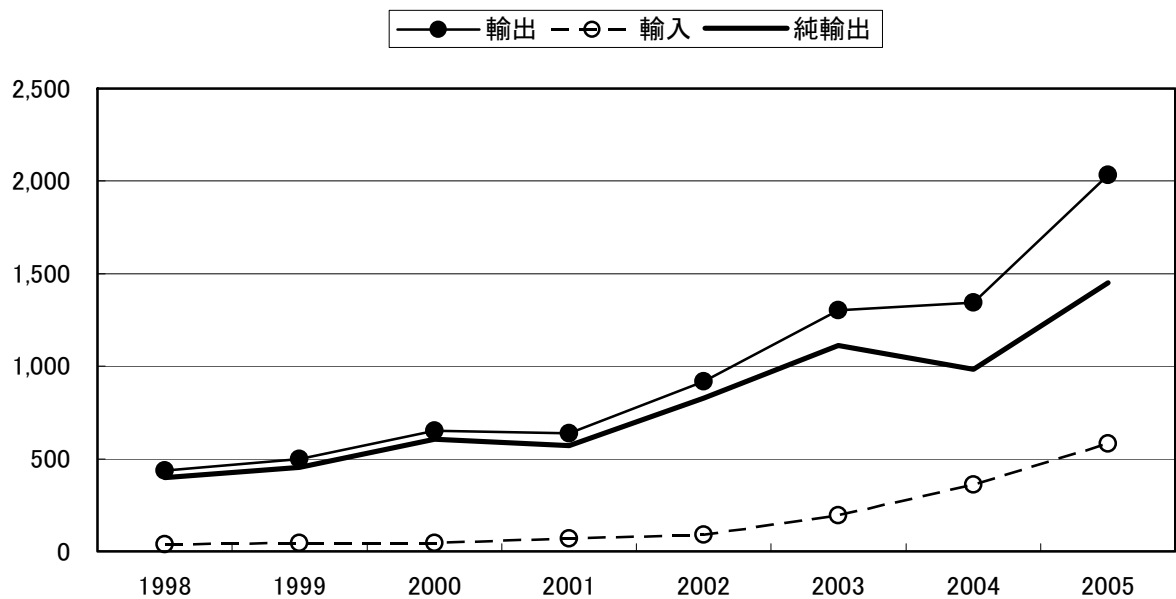


図1 インド側から見た両国の貿易関係 (単位: 100 万ドル) 出典: UNComtrade

また、FTA の発効前と発効後では貿易パターンは図2、図3のように変化している。インドからスリランカへの輸出は、石油燃料のインド経由での輸出が増加していることによって第3分類の輸出が増加しており、その分を除くと第5-7分類に該当する工業製品の貿易が増加している。また、スリランカのインドからの輸出額を見ると、農林水産物（第0分類）などの輸出の割合が減っている一方で、第4分類の中の植物油や、第6,7分類の工業製品の輸出が増加している。こうした変化は、FTAによって貿易額が増加しただけでなく、その内訳も付加価値の高いものに高度化していることを示すものである。

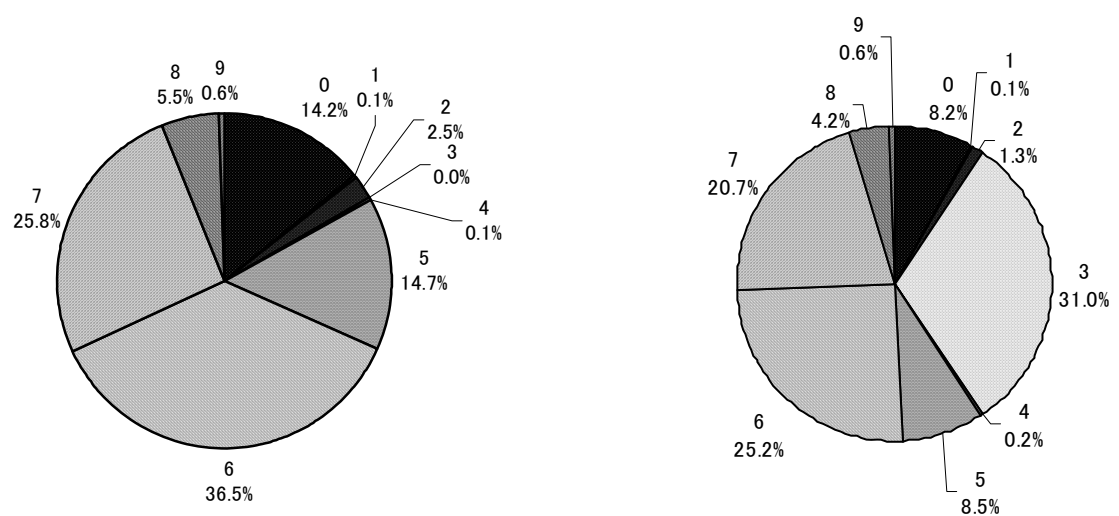


図2 インドの対スリランカ輸出額の構成 (SITC の一桁分類)
1998年 (左) と 2005年 (右) の比較 出典: UNComtrade

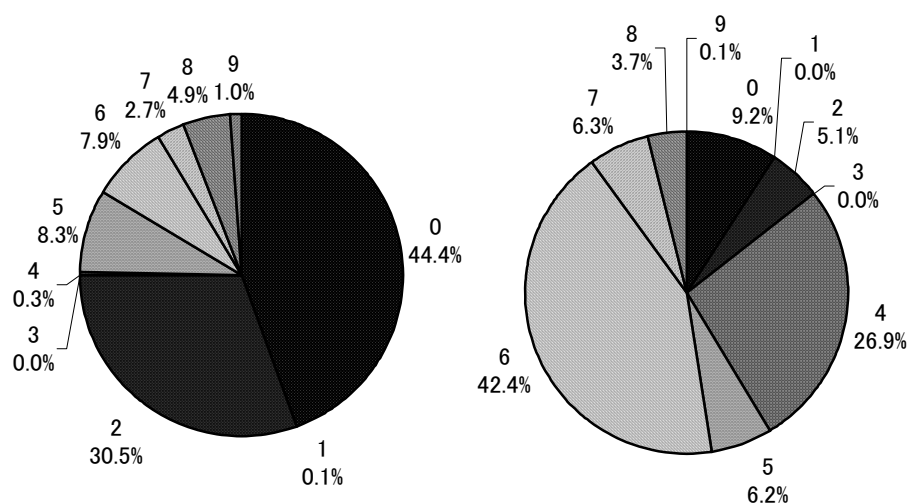


図3 スリランカの対インド輸出額の構成（SITCの一桁分類）
1998年（左）と2005年（右）の比較 出典：UNComtrade

さらに、2桁分類のデータによって貿易額の変化を見たのが表3である。まず、インドの輸出額を見ると、最も輸出額の増加が多いのは33分類（石油燃料）である⁽⁴⁾。その他は、工業製品を中心として全体的に広く貿易が拡大している。

これに対して、スリランカの輸出額の変化は表4に示すように特定の品目に集中していることが特徴的である。例えば、07分類（スパイス）、第43分類（動物・植物油）、第68分類（鉄以外の金属）、第69分類（金属製品）、第77分類（電化製品）などの輸出額が大きく増加している。また、FTAが発効する以前にはほとんど貿易が行われなかった品目について、急速に貿易が拡大しているケースが多い（特に第43, 68分類）。この中には、FTAによる関税免除を利用したものだけでなく、制度を悪用したものも含まれている。

2.2 改訂 FTA の問題点

改訂された FTA は両国間の貿易拡大に貢献したが、依然として多くの課題が残っており、その後も交渉が続けられている。特に、インド側に非関税障壁が多いことが問題になっている。

- 2002 年の時点で紅茶と繊維製品の関税割当は 5%以下しか利用されていない。紅茶には上に挙げたような非関税障壁が存在しており、繊維製品の場合は原産地規則を遵守するとスリランカからの輸出ができなくなってしまうためである。インド政府は、関税割当が完全に使われない限りは関税割当の撤廃を行わないとしており、現行の規制の下では関税割当を満たすことは不可能であるとするスリランカ側と対立している。
- 食品に関しては、インド政府による SPS 規定により多くのサンプルをインド政府によって登録されなくてはならず、その手続きには通常 3－6 ヶ月を要する。ビスケット、チョコレート、ソーセージなどの食品では、ライセンス、税関でのチェック、などの非関税障壁が存在しており、港で輸入を妨げている。
- タミル・ナドゥ州(Tamil Nadu)では政府が輸入品の販売に税を賦課しており、これもスリランカの輸出を阻害している。
- 税関での評価手続きにも問題があり、評価基準が CIF 価格ではなく恣意的に決められることがよくある。また、港の使用料のため、実質的には関税率が水増しされている。さらに、スリランカは原産地規則の緩和を要求しており、付加価値基準を 35%から 15%に引き下げること、また HS コードの 4 桁レベルでの変更という基準を撤廃することを求めている。

表3 インドの対スリランカ輸出額の変化（SITC 二桁分類） 出典：UNComtrade
（網掛けは千万ドル以上輸出額が増加した品目）

1998年 インド輸出額		2005年 インド輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
0	511,104	0	16,746	0	-494,358
1	149,780	1	36,286	1	-113,494
2	113,177	2	3,391,556	2	3,278,379
3	4,246,855	3	6,376,201	3	2,129,346
4	5,070,346	4	18,695,313	4	13,624,967
5	31,491,536	5	57,037,948	5	25,546,412
6	395,560	6	24,037,452	6	23,641,892
7	7,720,289	7	25,699,714	7	17,979,425
8	9,931,522	8	24,342,730	8	14,411,208
9	2,501,854	9	6,677,475	9	4,175,621
11	47,705	11	309,947	11	262,242
12	404,783	12	1,089,091	12	684,308
21	17,912	21	1,155	21	-16,757
22	1,489,358	22	1,500,608	22	11,250
23	325,622	23	12,330,069	23	12,004,447
24	79,074	24	484,781	24	405,707
25	1,762	25	937,233	25	935,471
26	476,965	26	573,886	26	96,921
27	984,242	27	2,852,587	27	1,868,345
28	5,187,252	28	2,061,399	28	-3,125,853
29	2,194,373	29	5,373,296	29	3,178,923
32	13,673	32	9,438	32	-4,235
33	184,990	33	629,801,504	33	629,616,514
		41	21,694	41	21,694
42	208,789	42	4,014,275	42	3,805,486
43	75,714	43	203,717	43	128,003
51	3,655,012	51	9,052,746	51	5,397,734
52	8,040,897	52	26,725,213	52	18,684,316
53	2,804,314	53	7,427,910	53	4,623,596
54	31,640,588	54	65,117,954	54	33,477,366
55	5,239,875	55	14,500,940	55	9,261,065
56	157,642	56	1,435,602	56	1,277,960
57	4,449,974	57	22,680,220	57	18,230,246
58	2,837,006	58	11,717,178	58	8,880,172
59	5,521,189	59	14,850,874	59	9,329,685
61	381,713	61	802,290	61	420,577
62	5,725,557	62	11,396,319	62	5,670,762
63	1,166,062	63	3,652,810	63	2,486,748
64	10,292,676	64	46,241,750	64	35,949,074
65	86,367,624	65	182,499,723	65	96,132,099
66	7,907,490	66	37,485,214	66	29,577,724
67	26,048,088	67	134,061,331	67	108,013,243
68	4,373,746	68	68,133,071	68	63,759,325
69	17,225,496	69	28,539,487	69	11,313,991
71	4,938,584	71	9,544,165	71	4,605,581
72	11,631,606	72	40,591,044	72	28,959,438
73	2,589,628	73	5,482,981	73	2,893,353
74	8,535,960	74	22,085,913	74	13,549,953
75	1,049,567	75	3,978,907	75	2,929,340
76	1,967,733	76	6,563,204	76	4,595,471
77	11,680,060	77	29,465,579	77	17,785,519
78	68,828,760	78	277,378,776	78	208,550,016
79	1,301,390	79	26,090,864	79	24,789,474
81	1,197,509	81	2,031,349	81	833,840
82	736,644	82	675,723	82	-60,921
83	152,596	83	993,768	83	841,172
84	6,827,216	84	39,438,331	84	32,611,115
85	762,675	85	775,075	85	12,400
87	1,565,400	87	6,093,822	87	4,528,422
88	1,165,884	88	5,949,506	88	4,783,622
89	11,579,893	89	28,669,755	89	17,089,862
93	2,786,891	93	12,440,590	93	9,653,699
合計	436,957,182	合計	2,032,446,085	合計	1,595,488,903

表4 スリランカ対インド輸出額の変化（SITC 二桁分類） 出典：UNComtrade

（網掛けは千万ドル以上輸出額が増加した品目）

1998年 スリランカ輸出額		2005年 スリランカ輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
		1	278,933	1	278,933
		2	233,505	2	233,505
		3	100,707	3	100,707
4	103,319	4	351,997	4	248,678
5	4,870,149	5	1,722,791	5	-3,147,358
6	92,557	6	248,381	6	155,824
7	11,652,662	7	34,175,906	7	22,523,244
		8	1,977,531	8	1,977,531
9	14,274	9	14,220,098	9	14,205,824
11	6,698	11	71,352	11	64,654
12	36,641	12	32,107	12	-4,534
21	87,257	21	11,099	21	-76,158
		22	211,191	22	211,191
23	999,601	23	2,800,187	23	1,800,586
24	346,117	24	955,716	24	609,599
25	2,523,806	25	9,835,125	25	7,311,319
26	568,923	26	486,320	26	-82,603
27	28,051	27	223,008	27	194,957
28	5,885,445	28	12,958,838	28	7,073,393
29	1,042,744	29	2,274,866	29	1,232,122
33	9,695				-9,695
41	96,737	42	3,247,895	42	3,151,158
		43	152,895,842	43	152,895,842
51	1,945,753	51	2,984,371	51	1,038,618
52	21,735	52	5,258,217	52	5,236,482
53	13,997	53	663,627	53	649,630
54	33,359	54	23,093,025	54	23,059,666
55	619,941	55	2,667,985	55	2,048,044
57	191,230	57	661,423	57	470,193
58	74,719	58	119,478	58	44,759
59	215,485	59	436,940	59	221,455
61	207,960	61	596,809	61	388,849
62	52,184	62	3,984,557	62	3,932,373
63	3,249	63	10,452,928	63	10,449,679
64	289,510	64	3,708,384	64	3,418,874
65	1,434,125	65	8,269,226	65	6,835,101
66	505,298	66	17,751,461	66	17,246,163
67	77,908	67	3,406,814	67	3,328,906
68	12,575	68	173,238,921	68	173,226,346
69	381,260	69	24,790,286	69	24,409,026
71	20,715	71	96,644	71	75,929
72	361,571	72	1,101,941	72	740,370
73	56,014	73	166,150	73	110,136
74	80,473	74	3,227,999	74	3,147,526
75	334,741	75	2,934,365	75	2,599,624
76	6,838	76	145,545	76	138,707
77	156,143	77	26,787,960	77	26,631,817
78	18,563	78	1,255,774	78	1,237,211
		79	681,336	79	681,336
		81	26,984	81	26,984
82	3,983	82	5,102,483	82	5,098,500
		83	1,937,788	83	1,937,788
84	620,507	84	3,174,504	84	2,553,997
		85	52,641	85	52,641
87	71,288	87	1,135,529	87	1,064,241
88	7,050	88	40,580	88	33,530
89	1,136,499	89	10,138,247	89	9,001,748
93	376,917	93	588,422	93	211,505
合計	37,696,266	合計	579,992,739	合計	542,296,473

3. 銅・コショウ・バナスパティ油に関する貿易摩擦

これまで見たとおり、ISFTAを利用した貿易は拡大傾向にあり、基本的には順調であるといえる。しかし、スリランカからの①スクラップ銅②コショウ③バナスパティ油⑤の輸出が貿易摩擦を引き起こしており、FTAを包括的経済協力協定(comprehensive economic partnership agreement, CEPA)へと発展させるための交渉の足かせになっている。図4が示すとおり、この三品目に関連するスリランカの対インド輸出額は総輸出額の約60%を占めている。これがFTAの正規の手続きを経たものであるならば問題はない。しかし、実際には原産地規則等の規制を遵守していない貿易が行われていると考えられている。

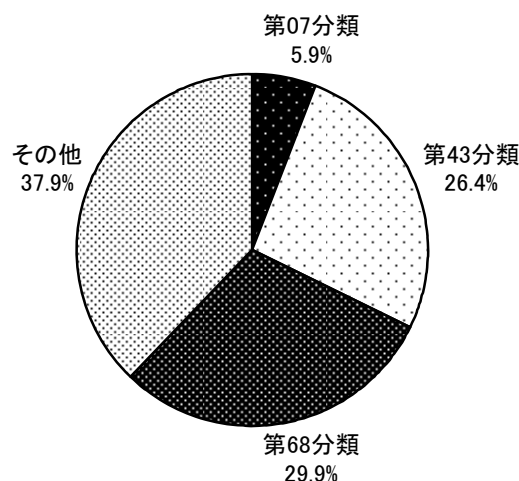


図4：スリランカの銅、香辛料、油脂の対インド輸出額（2005年）

出典：UNComtrade

3.1 スクラップ銅

スリランカの対インド輸出の中で特に多いのは金属関連の製品であり、その大部分を銅が占める（表4）。輸出される銅の大半は、海外から輸入したスクラップの銅を精製し、塊や棒にする程度の加工度の低いものである。FTAの開始以前にはスリランカはインドに銅をはじめとする金属を輸出していなかったが、図4が示すとおり、FTAの発効後に輸出額が急速に伸びている。

このような輸出により、インド国内の金属産業は大きな打撃を受けている。スリランカの輸出品の多くは、クズ鉄やスクラップの銅を輸入して溶かして精製するというだけの工程しか経ていない。このため、インドの金属産業はスリランカの金属製品はFTAの定める35%の付加価値基準を満たしていないと非難している。また、スリランカ側では銅加工による大気汚染などの環境への悪影響が生じている。

近年の銅の急速な輸出拡大は、近い将来に収束する見通しである。まず、インド政府が銅の関税を 2000 年に 50% から 7.5% へと引き下げたことにより、インドの需要者が FTA を通じて銅を輸入する必要性が減少した。また、スリランカ側でも環境規制が強化されつつある。こうしたことから、一時はスリランカに工場を移転したインド企業の大半が生産拠点をインドに戻しつつある。

表 5 2005 年における金属関連（第 68 分類）のスリランカの対インド輸出額

出典：UNComtrade

コード	貿易額	貿易量(kg)
681	\$498	4
682	\$119,100,688	29,020,828
6821	\$109,123,601	27,205,512
6823	\$346,815	127,700
6824	\$9,628,861	1,687,486
6827	\$1,411	130
683	\$389,734	29,000
684	\$47,539,057	19,192,330
685	\$2,659,656	2,721,100
686	\$3,542,501	1,827,500
687	\$6,787	1,800

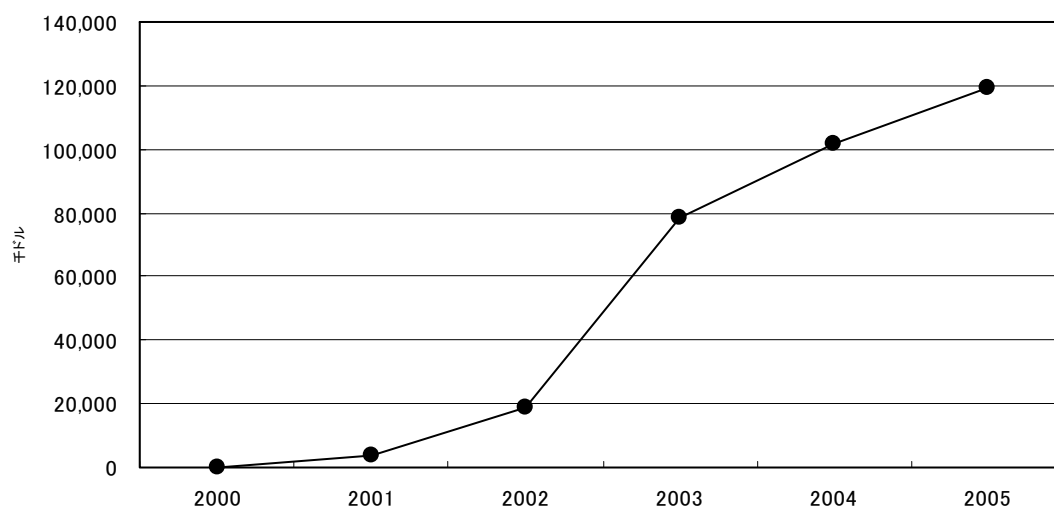


図 5 銅（第 682 分類）に関するスリランカの対インド輸出額（単位：千ドル）

出典：UNComtrade

3.2 コショウ

ISFTAの発効は2000年3月1日であるが、インド側の残存リスト⁽⁶⁾ (residual list)に含まれていたため、コショウの関税撤廃が実施されたのは2003年3月のことである。もともと、スリランカはベトナムと並ぶインドへのコショウ輸出国であったが、FTAの発効によってスリランカからインドへのコショウ輸出は急増した。

スリランカ産のコショウはインド産に比べて質が悪く、その代わりに価格が安いものである。輸入されたコショウがそのままインド国内で流通することは少なく、使用用途は主に以下の二つである。一つはオレオレジン(oleoresin)と呼ばれる食品添加物を生産するための原料としての利用であり、輸入されるコショウの約65%がこれに相当する。オレオレジンの生産に必要な成分は、コショウの成熟した実よりも未成熟な実が多く含まれているため、多少価格が高くても未成熟な実を使った方が効率的に生産できる。しかし、インド国内では未成熟な実が生産されていないため、オレオレジンを生産する企業はベトナムやスリランカからの輸入に頼っている。もう一つの利用方法は、付加価値をつけた後で再輸出するというものである。この場合、インド政府の輸出促進制度である「事前ライセンス(Advance License)制度」を利用して無税で輸入することが可能である。しかし、実際にはその多くが清掃などの単純な作業しか行われずに再輸出されている。

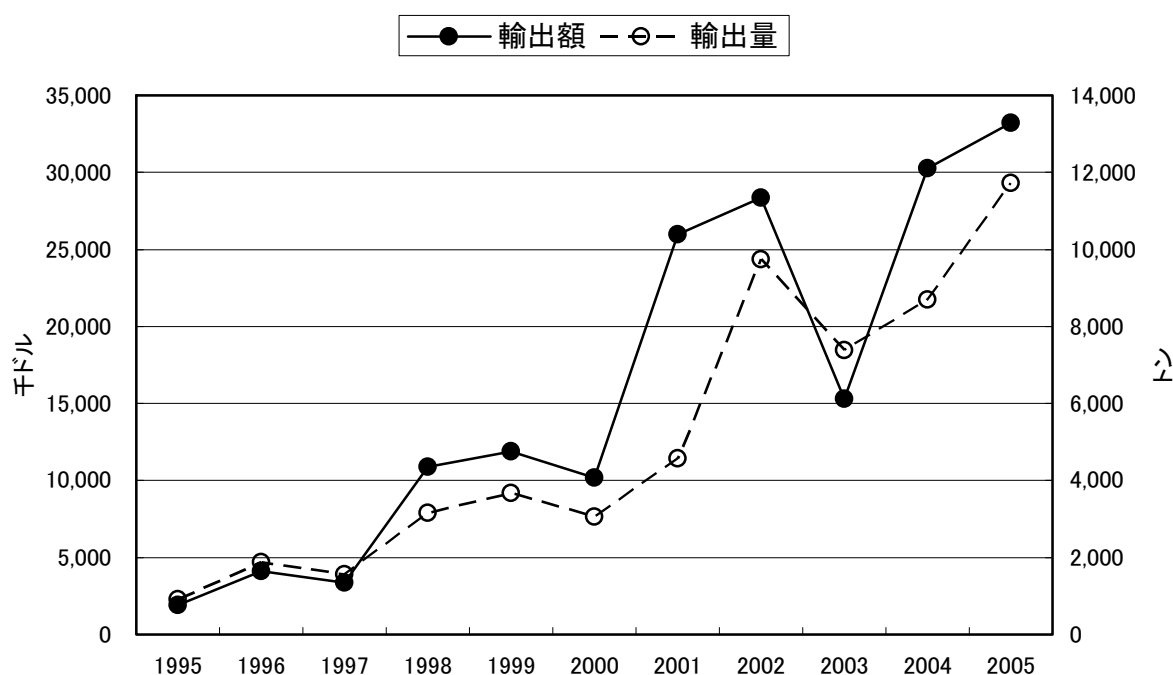


図6 スリランカの対インド・コショウ輸出額・輸出品

出典：UNComtrade

表6 インド・スリランカ間の香辛料の貿易額・貿易量 出典：UNComtrade

インド輸出額・輸出量(1998年)			インド輸出額・輸出量(2005年)		
コード	貿易額	貿易量(kg)	コード	貿易額	貿易量(kg)
71	\$29,440	18,238	71	\$5,321	846
73	\$231,315	110,557	73	\$220,544	70,868
74	\$2,132,640	961,452	74	\$6,317,823	2,974,086
75	\$5,326,894	7,055,070	75	\$19,156,026	30,490,042
751	\$3,768,433	4,134,350	751	\$16,636,870	25,901,094
752	\$1,558,461	2,920,720	752	\$2,519,155	4,588,948

スリランカ輸出額・輸出量(1998年)			スリランカ輸出額・輸出量(2005年)		
コード	貿易額	貿易量(kg)	コード	貿易額	貿易量(kg)
			71	\$46,851	42,215
			72	\$8,957	10,000
73	\$93,627	58,210	73	\$20,212	12,748
74	\$682,546	374,539	74	\$885,335	297,198
75	\$10,876,489	3,162,818	75	\$33,214,551	11,719,978
751	\$8,531,083	1,635,125	751	\$10,103,313	6,877,670
752	\$2,345,406	1,527,693	752	\$23,111,237	4,842,308

問題なのは、スリランカによるコショウ輸出には、輸出方法が FTA や事前ライセンス制度などの貿易制度を悪用するものが多いということである。インド側の情報によると、以下のような問題が指摘されている。

- 迂回貿易：

スリランカ産とされているコショウの大半はスリランカで生産されたものではないことが頻繁に指摘されている。例えば、2001 年のスリランカのコショウ生産量は 7800 トンであったが、インドの「スリランカ産」コショウの輸入量はそれを上回っていた。また、スリランカのコショウ生産量の統計は、ISFTA が発効する前の 1999 年の 4740 トンから 2002 年には 1 万 2600 トンにまで急増しているが、増加幅が余りに大きいことからこの統計は信憑性が疑われている。パキスタンを除く SAARC の加盟国（インド、スリランカの他にバングラディシュ、ブータン、モルディブ、ネパール）は既にスリランカと特惠貿易協定（SAPTA）を結んでおり、関税率の 90% が譲許されている。輸入が急増した「スリランカ産」コショウの一部は、SAARC 加盟国がスリランカを経由して自国の生産物を輸出しているものと考えられる。例えば、インドネシア産のクローブとアレカナットをスリランカ産であると偽って無税でインドへ輸出しようとした不正をスリランカ税関が摘発したという事例があり、この際に業者は偽造された原産地証明書を保持していた。このことは、ISFTA の原産地規則が十分に守られていないことを表している。

- 国内産への偽装：

コショウは再輸出のためにも輸入されており、その中にはインド産とブレンドして輸出されているものがある。インド産コショウが国際競争力を失いつつある原因はその価格の高さであり、他の国のコショウとのブレンドにより価格を引き下げれば競争力が増す可能性もある。問題は、再輸出用に輸入されたスリランカ産のコショウが、輸入後にインド産

と偽装され、国内で販売されたり、海外へ輸出されたりしているという点である。これにより、輸入業者が莫大な利益を挙げている一方で、生産物価格が急落したコショウ生産者は大きな打撃を受けている。

- **価格の過小報告：**

現状のコショウの関税は従価税であるため、輸出業者はスリランカ産香辛料の積荷の価格を過小に報告することにより関税率を下げているという疑惑がある。港では 1kg あたり 80 ルピーと申告されたカルダモンが、販売時には 300 ルピーとなっていた例も報道されている。

インド政府の対策

ベトナムやスリランカを始めとする国からのコショウ輸入の急増に対処するために、インド政府や地方州政府もいくつかの対策を打ち出している。

- **輸入規制：**

2004 年 12 月には、輸出型企業に対するコショウ輸入の事前ライセンスの発行が差し止められた。また、輸入規制に加えて、2005 年 5 月には発行禁止の前に得た事前ライセンスを利用して輸出型企業が輸入したコショウとその製品を国内で販売することが禁止された。これらの措置は事前ライセンス制度に対するものであり、ISFTA を通じたコショウ輸入は対象としていない。オレオレジン産業はこの禁止措置によって未成熟なコショウの実をスリランカ以外から調達することが不可能になり、供給量の制限と価格上昇の影響を受けることとなった。

- **ケララ州政府の救済策：**

ケララ州政府は、農家の救済を目的として 1kg あたり 75 ルピーでコショウの買い付けを行った。しかし、買い入れられた量は小規模にとどまり、合計で 4755 トンであった。これは、買い入れの対象となるためには作付面積が 2ha 以下であり、しかも 4 年の間は政府の援助を受けていないことが条件となり、また支給の手続きでのインドの官僚制の非効率性と腐敗が問題になったため、多くの農民がこの制度を利用できなかったことによるものである。また、スリランカからの無関税の輸入は続けられたために、価格の下支え効果は発揮されなかった。

- **輸出補助金：**

2005 年 10 月に、インド政府はインド産のコショウ及び国産の原料から作られた付加価値製品の輸出に対して輸出補助金を支給することを決定した。この制度は、コショウの輸出を促進し、生産者に利益を与えるために行われるものである。この輸出補助金は WTO 協定に従って行われ、輸送費用に対する補助として支給される。国際輸送には 1kg あたり

5 ルピーが、国内輸送には 1kg あたり 2 ルピーが与えられる。補助金が与えられる限度は 2 万トンまでであり、期限は 2006 年 3 月 31 日までとなっている。

以上の措置に加えて、両国政府は ISFTA におけるコショウの輸入量を年に 2,500 トン以下に制限することを決定した。2007 年 3 月までに許可されるコショウの輸入量は、11 月 21 日までに行われた輸入量を 2,500 トンから差し引いた量である。2006 年の 4 月から 9 月までの輸入量は既に 4000 トンを超えているため、同年度はこれ以上のコショウの輸入をできないことになる。また、FTA を利用した輸出を行う際には、スリランカ当局が発行した原産地証明を提示しなければならない。スリランカからのコショウ輸入を 2500 トン以下に制限するという措置が発表された直後から、コショウの市場価格が上昇している。

インドの香辛料委員会は、スリランカからの無税での輸入は他国からの迂回貿易であると疑っており、今回の措置は香辛料委員会の意向を受けてのものである。インドの香辛料委員会は 2 年以上前から、スリランカの生産量を半分にするか、輸入量を 2500 トンに制限するかのどちらかを要求していた。今回は、後者が実行されたことになる。今回の措置により、これまでのような安価なスリランカ産コショウの流入は止まると考えられる。なお、オレオレジンの生産者や輸出向け工場は、今回の措置とは関係なく引き続き事前ライセンス制度を利用できる見込みである。

3.3 バナスパティ油

バナスパティ油は、現在のところ両国間で最も深刻な貿易摩擦を引き起こしている品目であると言える。スリランカからインドへのバナスパティ油の輸出は、2002 年まではほぼゼロであった。しかし、2003 年 3 月に関税が撤廃された後、2003 年に 169,822 ドル、2004 年に 17,655,338 ドル、2005 年に 152,895,842 ドルと貿易が爆発的に増大している。油脂に関連した品目のスリランカからインドへの輸出はバナスパティ油に限定されており、FTA の抜け穴をついた事例の一つであると言える。

インドのバナスパティ油業界は、インドが FTA を締結しているスリランカ、ネパール、ブータンからの輸入によって淘汰されつつある。現在のバナスパティ油のインド国内での生産量は約 120 万トンであるのに対して、この三か国からの輸入量は毎年 40 万トンに達している。これらの国では、原料となっているパーム油を国内では生産していない。インドでは、バナスパティ油を作るためのパーム油の輸入の実効関税は 90% であり、また政府の規則によりインド国内の工場は原料の少なくとも 20% を国内から調達しなければならない。これに対して、スリランカは 30% の関税でパーム油を輸入できる。このため、FTA を利用した輸入品に対してインド産のバナスパティ油は競争力を持たない。

インド国内の生産者の主張によれば、スリランカのバナスパティ油は付加価値率に関する原産地規則を満たしていない。スリランカからの輸入品の CIF 価格は他国の同品質の価格を大幅に上回っているが、これは原産地規則を満たしていると偽装するために価格を吊り上げているのだと考えることができる。スリランカは 2003 年にバナスパティ油の輸出

に対して 25 万トンの上限を設定しており、また輸入した原料を用いてバスマティ油を輸出する業者には 1 トン当たり 30 ドルの関税をかけることとしている。しかし、これらの措置は今のところ実施されていない。

現在、バナスパティ油の貿易について両国間で交渉が行われているところである。インドは 25 万トンの関税割当を設定することを要求しているが、スリランカ側は難色を示している。また、2006 年 6 月からはスリランカからのバナスパティ油の輸入は NAFED(National Agricultural Co-operative Marketing Federation)によって独占化(channelisation)された。これは、スリランカからの輸出を大幅に制限することにつながった。このため、スリランカ側の生産者の要望により、この独占化の透明性について検討することが決められた。

表 7 スリランカの対インド・油脂（第 43 分類）の貿易額・貿易量

出典：UNComtrade

コード	貿易額	貿易量(kg)
<u>43</u>	\$152,895,842	N/A
<u>431</u>	\$152,895,842	200,910,008
<u>4311</u>	\$714,068	817,000
<u>4312</u>	\$149,496,088	192,223,893
<u>43121</u>	\$92,645	113,000
<u>43122</u>	\$149,403,443	192,110,893
<u>4313</u>	\$2,684,388	7,868,815
<u>43131</u>	\$2,684,388	7,868,815
<u>4314</u>	\$1,299	300
<u>43141</u>	\$1,299	300

4. 今後の交渉について

現在、両国政府は ISFTA をさらに拡張し、サービス部門を含めた包括的経済協力協定(CEPA)を締結するための交渉を行っているところである。

2002 年 12 月の両国首相の会合により、両国の経済統合をより深化させる方法が議論され、共同研究会(Joint Study Group)が形成された。共同研究会は 2003 年 10 月に報告書を提出し、ネガティブリストの品目数の削減、関税手続きの共通化による貿易促進、相互認識協定(Mutual Recognition Agreements)の締結などを含む CEPA を実施するべきだという提言を行った。また、CEPA はサービス貿易や投資や経済協力も含むべきであるとした。また、2005 年 2 月には CEPA を迅速に締結するための貿易交渉委員会(Trade Negotiating Committee, TNC)を設立することが合意された。その後の交渉では、インドからスリランカへの投資を促進するための経済協力基金を設立すること、投資を促進するためにお互いの二重課税を廃止して投資保護の協定を結ぶことなどが議論されている。また、現存するネガティブリストの撤廃、繊維製品の関税割当制度の改善、原産地規則の緩和などについても議論が行われている。

当初、両国は 2006 年内に CEPA を締結することを目指していたが、年内の締結は見送られることとなった。スリランカの通商大臣の見通しによれば、締結は早くても 2007 年の初めとなるとのことである。交渉が滞っている主要な原因は、既に述べたとおり、スリランカからの①スクラップ銅②コショウ③バナスパティ油の輸出に関する貿易摩擦である。このうち、コショウについては輸出規制を行うことで合意に至ったが、バナスパティ油に関する問題は未だに解決されていない。

〔注〕

①インド・スリランカFTAの略称はいくつかあり、“ISLFTA”や“ILFTA”と呼ぶ場合もある。本稿では“ISFTA”と呼ぶことにする。

②SAPTA, SAFTAの詳細については参考文献[1]を参照のこと。

③協定の詳細については、インド商工省の以下のウェブサイト参照のこと(<http://www.commerce.nic.in/agree.htm>)。また、参考文献[1]は協定の邦訳を掲載している。

④油燃料の貿易額が急増した理由は現段階では不明である。関税削減により、インドを経由した燃料輸送が一般的になったということかもしれない。

⑤バナスパティ(vanaspati)油とは、パーム油に水素添加を行って作るマーガリンの一種である。インドではバターの代用品として広く消費されている。

⑥発効時には関税削減が見送られたが、2003年3月以降は関税引き下げが行われた品目のことを指す。

〔引用文献〕

- 基本的な情報は以下を参照のこと

[1] ジェトロ報告書「インド・スリランカ自由貿易協定の現状と課題」

<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/reports/05000042>

[2] ジェトロウェブサイト「インド：貿易為替制度」

http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/trade_03/

[3] インド商工省ウェブサイト“Indo Sri Lanka Free Trade Agreement”

<http://www.commerce.nic.in/agree.htm>

[4] 在スリランカ・インド大使館ウェブサイト

<http://www.indiahcsl.org/>

- ISFTA に関する論文としては以下を参照のこと

[5] Sarvanthan, Muttukrishna (2000) “Indo-Sri Lanka Free Trade: Hype and Reality”, *Economic and Political Weekly*, 2000 年 4 月 1 日号.

[6] Weerakoon, Dushni (2001) “Indo-Sri Lanka Free Trade Agreement – How Free Is It?”, *Economic and Political Weekly*, 2001 年 2 月 24 日号.

[7] Kelegama, Saman (2003) “Sri Lankan Exports to India”, *Economic and Political Weekly*, 2003 年 7 月 26 日号.

その他に参照した記事は以下の通り。

[8] Financial Express, “No CEPA with Lanka till export surges curbed”, 2006 年 8 月 7 日.

- 第 1 節

[9] Frontline, “Driving a hard bargain”, 1999 年 7 月 17 – 30 日号.

[10] The Hindu, “India Sri Lanka free trade review meeting from June 6”, 2002 年 6 月 4 日.

[11] Daily News, “Provide more concessions to local exporters under FTA”, 2001 年 8 月 14 日.

[12] Daily News, “Indo-Lanka FTA to be renegotiated end March”, 2002 年 2 月 14 日.

- 第 2 節

[13] Frontline, “A friend in need”, 2003 年 6 月 7 – 20 日号.

[14] The Hindu, “Sri Lanka for borderless trade with India”, 2003 年 8 月 10 日.

[15] Daily News, “Bristling with business opportunities”, 2005 年 3 月 12 日

- 第 3 節

[16] Business Standard, “Smelters return home from Lanka”, 2006 年 9 月 21 日

[17] The Economic Times, “Zero-duty imports from Lanka hurt local copper cos”, 2005 年 2 月 12 日

[18] The Hindu, “User industry chooses to import Lanka pepper”, 2002 年 6 月 27 日.

[19] The Hindu, “Spice of life carries whiff of death”, 2005 年 2 月 13 日.

[20] The Hindu, “Kerala Govt smells a rat in pepper import from Lanka”, 2005 年 3 月 16 日.

[21] The Hindu, “Lankan pepper marketed under domestic brand?” 2005 年 10 月 6 日.

[22] The Hindu, “Free trade pacts turning a tool to dump spices”, 2005 年 7 月 17 日.

- [23] The Hindu, “Duty-free pepper imports from all origins except Lanka suspended”, 2004 年 12 月 17 日.
- [24] The Hindu, “Sale of imported pepper in domestic tariff area banned”, 2005 年 5 月 18 日.
- [25] The Economic Times, “Govt lines up freight sops for pepper exports”, 2005 年 10 月 28 日.
- [26] The Hindu, “Centre imposes quantity restrictions on pepper import”, 2006 年 11 月 23 日.
- [27] The Financial Express, “Pepper price on fire as import capped”, 2006 年 11 月 26 日.
- [28] The Hindu, “Lanka unearths illegal spice exports to India”, 2006 年 5 月 27 日.
- [29] CNN-IBN, “Sri Lanka FTA gives traders oily woes”, 2006 年 4 月 16 日.
- [30] NewKerala.com, “Crisis-ridden vanaspati producers to hold protest tomorrow”, 2006 年 1 月 9 日.
- [31] Business Standard, “Sri Lanka asked to notify FTA duty cuts”, 2006 年 8 月 2 日.
- [32] Lanka Business Online, “India lifts controversial controls on duty free imports of Sri Lankan vanaspati”, 2006 年 11 月 21 日.
- [33] The Telegraph, “Vanaspati firms feel free trade heat”, 2006 年 1 月 9 日.

- 第 4 節

- [34] インド商工省, “Economic Partnership Agreement with Sri Lanka Proposed”, 2003 年 12 月 22 日.
- [35] インド商工省, “India, Sri Lanka set up trade negotiating committee to work out roadmap for CEPA”, 2005 年 2 月 11 日.
- [36] Lanka Business Online, “Indo-Lanka economic partnership deal, delayed to early next year”, 2006 年 11 月 3 日.

第2章 インド・タイのFTA交渉の経緯とインド農業

櫻井武司

高橋大輔（東京大学大学院）

はじめに

本稿は、インド・タイ FTA に関する近年の動向を紹介する。インド・タイ FTA は 2003 年 10 月に枠組み合意が締結され、2004 年 9 月からは一部の品目で先行して関税の撤廃が行われているが、FTA の本発動には至っていない。インド・タイ FTA はインドが交渉中の FTA の中でも規模の大きいものであり、またわが国でも自動車産業などを中心として関心が高い。また、タイは南アジア諸国とは異なり農業の国際競争力が強い国であり、農産物に関する交渉が今後の論点の一つとなることが予想される。

1. インドとタイの FTA 交渉の経緯と概略

1.1 FTA 締結に至るまでの交渉経緯

2001 年 11 月、タイのタクシン首相がインドを訪問してインドのパジパイ首相と会見した際に、両国はインドとタイの間での FTA に関する feasible study(F/S)のために学識経験者と政府関係者をメンバーとする合同作業部会(Joint Working Group, JWG)を設立することで合意した。合同作業部会は 4 回の会合を経て、意見交換と F/S 調査を行った結果、2002 年 12 月に以下の内容の報告書を提出した⁽¹⁾。

- 現在の両国間貿易規模は小さく、品目の大部分は原材料と中間品に限定されている。しかし、FTA 締結によって長期的な貿易拡大が期待できる。
- 貿易拡大の可能性が豊かである現状では、提案されている FTA は実現可能で、望ましく、総合に利益をもたらすものである。
- 観光、教育、金融、公衆衛生、航空、運輸などの分野で協力を進めることを提案する。

JWG の出した結論を受けて、両国はインド・タイ FTA に関する枠組み協定のための共同交渉団(Joint Negotiating Group, JNG)と、アーリーハーベスト制度(Early Harvest Scheme, EHS)⁽²⁾に関する原産地規則(Rules of Origin)を規定するための専門家グループを設立した。共同交渉団は 6 回の会合を経て FTA 枠組み協定の起草を行った。

その後、2003 年 10 月に行われた ASEAN・インド首脳会議が終了した後にインドのパジパイ首相はタイを訪問し、両国の首相は「自由貿易地域設立に関する枠組み協定」⁽³⁾に署名を行った。主な合意内容は以下の通りである。

- 物品貿易について、交渉を 2004 年 1 月に開始し、2005 年 3 月までに終了する。関税は 2010 年までに撤廃する。
- サービス貿易・投資については、交渉は 2004 年 1 月に開始し、2006 年 1 月までに終

了する。準備の出来た分野から、徐々に自由化を進める。

- 84 の品目について、EH を 2004 年 3 月 1 日から行う。対象となるのは、果物、小麦、水産加工品、化学品、家電製品、家具部品、自動車部品など幅広い分野にわたる。

FTA の枠組み協定の締結後、両国はインド・タイ貿易交渉委員会(India-Thailand Trade Negotiating Committee, TNC)を設立した。貿易交渉委員会は現在も交渉を継続している。

1.2 アーリーハーベスト制度の交渉経緯と内容

EHS は 2004 年 3 月から実施されるはずだったが、実際には 6 ヶ月遅れて 2004 年 9 月となり、対象となる品目数も化学品の 2 品目が除外されて 82 品目となった。この背景を説明する。

EHSの実施について最大の障壁となったのは、両国の原産地規則に関する意見の食い違いである。原産地規則とは、物品の「国籍」を判定するためのルールである。インドは、第三国、特に既にタイとFTAを締結している中国とオーストラリアの産品がタイを経由して低関税で流入することを恐れ、厳しい原産地規則を求めた。しかし、天然資源が豊かなインドに比べて、資源の乏しいタイにとっては厳しい基準は不利となる。具体的には、インドは原産地規則として実質的変更基準を強く主張し、HSコード四桁の関税番号変更（四桁レベルの関税番号が変更された最後の国を原産地とみなす）ことと現地調達率 40%以上（付加価値の合計が 40%未満である場合にはEHSの対象とならない）という二つの基準を同時に満たすことを要求した。これに対して、タイ側はHSコード六桁の関税番号変更か現地調達率 40%以上かのどちらかを満たせば原産地と認めることを提案した。この問題については専門家グループ会合で何度も議論されたが、議論は難航してEHSの実施を遅らせる結果となった。結局、2004 年 6 月 23 日に行われた第 7 回専門家グループ会合により、品目ごとに異なる原産地規則を定めること、化学品の 2 品目を除外することで合意が行われた⁽⁴⁾。この合意は 6 月 24-25 日に行われた第二回貿易交渉委員会で承認され、また関税引き下げを 2004 年 9 月 1 日から実施することにも合意された。

また、2004 年の選挙によってインドでは政権交代がおき、新たにシン首相が就任したのだが、シン首相は 7 月 30 日に就任 2 ヶ月でタイとの FTA の見直しを行うことを表明した。ただし、2004 年 9 月 1 日から開始される EHS については予定通りに実行することとされ、シン首相自らが署名を行った。

こうして、2004 年 9 月 1 日からインド・タイ FTA の EHS が実施された。対象となる品目は両国の貿易総額の 9.1%を占めており（2003 年）、双方にとって輸出関心のある品目を含むものである。特に、一部の自動車部品などのセンシティブ品目を関税削減の対象に含んでいることが大きな特徴である。FTA 発効以前の対象品目の関税率は、タイ側で 0～60%、インド側で 5～100%となっているが、両国は現在の関税率を 2004 年 9 月 1 日に 50%引き下げ、2005 年 9 月 1 日にはさらに 75%にまで引き下げて、2006 年 9 月 1 日に撤廃する。

2. インド・タイ FTA のアーリーハーベストの影響

2.1 両国間の貿易に与える影響

2004 年 9 月に EHS が開始された以降では、両国間の貿易額は成長を続けている。また、後述するとおり、貿易額が成長した品目の中には EHS により関税削減が行われたものが大きな比重を占める。この点だけを見れば、EHS の実施は成功であったといえる。

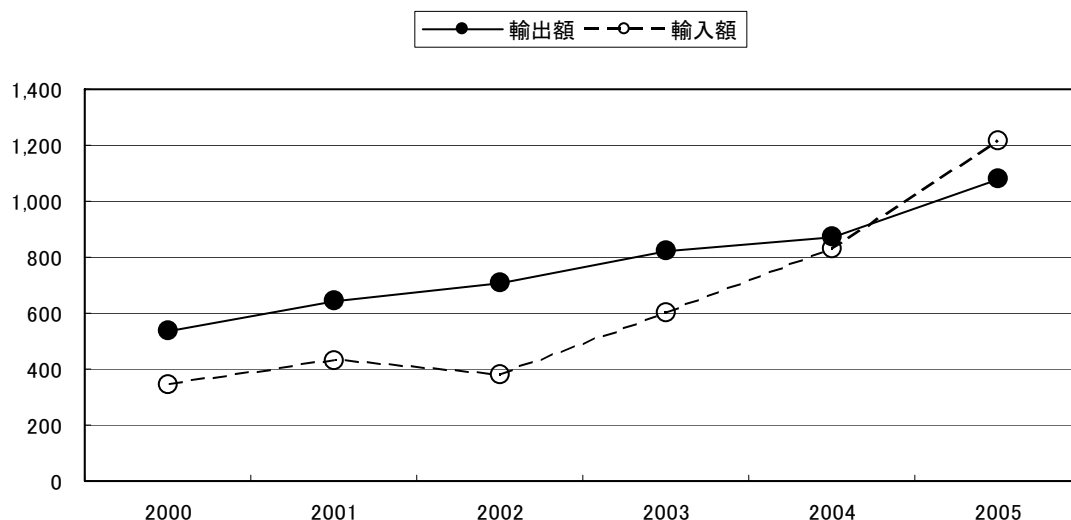


図 1：インド側から見た両国の貿易関係（単位：100 万ドル） 出典：UNComtrade

しかし、両国の貿易収支を見るとタイ側が純輸出になっていることが分かる。EHS によって利益を得たのは、主にタイ側であり、インド側の輸出はそれほど増加していない。表 1 に示すとおり、タイの輸出額の増加分の多くは EHS によって関税削減が行われた工業品（特に第 6, 7 分類）によるものである。もともと、タイに比べてインドの方が関税率が高いため、両国で関税を撤廃した場合に利益が大きいのはタイ側である。

表 1：インド・タイ間の輸出額の変化（SITC の一桁分類） 出典：UNComtrade

タイ輸出額			インド輸出額		
コード	2002年	2005年	コード	2002年	2005年
0	\$8,406,473	\$11,450,798	0	\$55,371,516	\$108,467,422
1	\$6,033	\$76,574	1	\$637,529	\$1,587,480
2	\$41,677,852	\$95,590,648	2	\$13,036,272	\$42,686,212
3	\$3,604	\$4,187,691	3	\$57,024,984	\$8,089,586
4	\$302,247	\$2,629,288	4	\$4,025,518	\$10,519,706
5	\$59,556,996	\$192,419,133	5	\$105,539,568	\$175,049,745
6	\$96,514,600	\$304,127,535	6	\$398,527,136	\$577,281,470
7	\$153,707,264	\$554,319,222	7	\$52,212,544	\$117,685,120
8	\$15,336,406	\$46,191,642	8	\$14,849,816	\$26,220,328
9	\$1,696,022	\$5,397,932	9	\$6,605,423	\$11,850,996
合計	\$377,207,497	\$1,216,390,463	合計	\$707,830,306	\$1,079,438,065

また、このような変化は、両国間の貿易構造にも起因するものである。一般的に、タイの工業部門はインドに比べて価格競争力が高い。これは、タイがインフラ整備や税制面で優っており、またインドは実行関税率が高いために原料調達に多額の関税を支払わなければならないことなどによるものである。また、人口と経済の規模がインドのほうがはるかに大きいため、どうしてもインド側が需要過多になってしまう。

特に自動車関連産業からは、タイとの FTA について強い不満の声が上がっている。タイはトヨタやホンダといった日本の大企業が投資している自動車の大産地であり、将来的に「東洋のデトロイト」となることを目指している。EHS には自動車部品が含まれているため、インドの自動車産業と自動車部品産業はタイからの輸入が国内生産を淘汰してしまうのではないかと不安を抱いている。インド・タイ FTA によって利益を得たのは、トヨタ・ホンダ・Procter & Gamble (P&G)である、という報道もされている。

こうしたことから、インドの国内産業は「国内の構造改革に先行して FTA を締結することは、輸入の急増を通じてインドにとってマイナスになりうる」として、インド・タイ FTA に対して否定的な反応を示している。EHS の実施後に両国間の FTA 交渉があまり進展していないことには、このような国内の反発が背景にあるものと考えられる。

2.2 農産物貿易に与える影響

インドは、人口の大部分を占める農村人口を守ることを目的として農業分野では保護主義的な立場を取っている。これに対して、タイは農業分野の生産性が高く、農産物が主要な輸出品の一つとなっている。このため、両国で完全な FTA が実施された場合、タイからインドへの農産物輸出が急増する可能性がある。農産物の中では、タイは特に果物の輸出に関心を持つと考えられる。

インド・タイ FTA の EHS には農産物が含まれている。対象となった品目とその扱いは付表 1 の通りである。工業品では自動車関連部品など影響の大きい品目が含まれていた両国の EHS であるが、農業分野では主要品目が含まれておらず、関税削減の効果は限定的なものである。表 2 に示すように、農産物貿易が大幅に拡大したという傾向は観察されない⁵⁾。また、工業品に関する交渉では原産地規則をどう定めるかが最大の焦点となったが、農産物の原産地規則は「完全取得基準」とすることが一般的であるため大きな問題にはなっていない。

表 2：インド・タイ間の農産物貿易額の変化（SITC の二桁分類） 出典：UNComtrade

2002年タイ輸出額		2005年タイ輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
		0	736	0	736
1	4,285	1	39,180	1	34,895
2	10,607	2	506	2	-10,101
3	30,921	3	296,343	3	265,422
4	107,856	4	349,434	4	241,578
5	3,153,459	5	2,885,690	5	-267,769
6	321,385	6	2,449,512	6	2,128,127
7	506,413	7	549,422	7	43,009
8	4,090,048	8	3,097,910	8	-992,138
9	181,499	9	1,782,066	9	1,600,567
合計	8,406,473	合計	11,450,799	合計	3,044,326

2002年インド輸出額		2005年インド輸出額		輸出額変化分	
コード	貿易額	コード	貿易額	コード	貿易額
0	27,648	0	8,554	0	-19,094
1	1,000	1	111,296	1	110,296
2	787,949	2	4,123,705	2	3,335,756
3	45,662,176	3	25,721,503	3	-19,940,673
4	3,287,587	4	4,503,928	4	1,216,341
5	133,237	5	3,003,627	5	2,870,390
6	33,649	6	18,836	6	-14,813
7	672,490	7	1,435,905	7	763,415
8	3,822,564	8	66,132,802	8	62,310,238
9	943,215	9	3,407,265	9	2,464,050
合計	55,371,515	合計	108,467,421	合計	53,095,906

このように、両国の農産物貿易の自由化は EHS では扱われず、現在貿易交渉委員会によって交渉が続けられている FTA 本体の交渉の中で取り扱われている。インドはタイに多くの品目をセンシティブ品目として FTA から除外することを求めており、その中には多くの農産物も含まれていると思われるが、これに対してタイはセンシティブ品目を最小限に留めるように要求している。情報が公開されていないため交渉の現状については不明である。おそらく今後の交渉ではどの農産物を自由化するかは争点の一つになるものと思われる。

また、農産物の非関税障壁も争点の一つとなることが予想される。タイは中国とも FTA を締結しており、2003 年 10 月から農産物のみを対象とした EHS を実施しているが、そこでは中国側の非関税障壁によってタイ側が思うように輸出を伸ばせないという問題が発生している。特に、インドには「インドの複雑かつ輸入品に差別的な国内税制、厳しい植物検疫、州ごとに異なる独自の規制、輸送インフラの不備、関係政府機関の職員数不足」などの問題があるといわれている⁶⁾。また、工業品の関税引き下げに対しては産業界と政府が密接に情報交換を行っているのに対して、農産物については民間との情報交換を行っておらず、これから新たな貿易障壁が浮かび上がってくる可能性もある。今後の両国の FTA 交渉では、こうした非関税障壁についても交渉が行われるものと考えられる。

3. その後の交渉の経緯

枠組み協定によると、インド・タイ FTA は 2005 年 3 月までに全ての交渉を終え、2010 年中に関税を撤廃する予定であったが、その後の交渉は難航しており、FTA が完全に発効する見通しは立っていない⁽⁷⁾。

タイ側は、現行の EHS における原産地規則を緩和することを要求しているのに対して、インド側は、第三国がタイを経由して輸出を行うことを警戒して、原産地規則の緩和に消極的である。EHS が行われた品目以外の原産地規則について、タイは現地調達率 40% 以上のみを主張しているのに対して、インドは関税番号変更基準も加えることを要求している。また、FTA の例外となるセンシティブ品目の数について、インドは 1100 品目あまりを主張し、500 品目以下とすることを求めるタイと対立している。

タイのタクシン首相はインドとの FTA 推進に極めて積極的であり、EHS などにより一刻も早く貿易自由化を達成する姿勢を打ち出していた。しかし、2006 年 9 月に起きたクーデターによりタクシン首相は失脚し、新政府は新たな経済政策を打ち出す方針である。こうしたことから、今後のインド・タイ FTA 交渉はしばらく停滞する見込みである。

〔注〕

⁽¹⁾ タイ政府ウェブサイトである参考文献[9]から閲覧可能である。

⁽²⁾ FTA 締結に先立って、一部の品目について関税引き下げを行う措置を指す。タイを除けばそれほど一般的な手段ではなく、また「事実上すべての品目」の関税をゼロにすることを要求する WTO 協定との整合性についても疑問視する見方もある。

⁽³⁾ 枠組み協定の全文は参考文献[7]で閲覧可能である。

⁽⁴⁾ 原産地規則の詳細については参考文献[8]を参照のこと。

⁽⁵⁾ なお、インドからタイへの油かす（第 08 分類）が大きく増加している理由は不明である。少なくとも、油かすは EHS の対象品目には含まれない。

⁽⁶⁾ 詳しくは吉田(2005a, 2005b)を参照のこと。

⁽⁷⁾ 貿易交渉委員会における交渉の進捗情報はタイ商務相の FTA に関するサイト <http://www.thaifta.com/> に掲載されているようであるが、筆者がタイ語を読めないため情報を得ることが出来ない。

付表 1：インド・タイ FTA のアリーハーバースト措置に含まれる農産物とその扱い 出典：参考文献 [8]

HS コード	品目	原産地規則	タイ 従価税	従量税	インド
第 8 類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、 マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限 る。）				
0804					
080450	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン	完全取得基準	40	33.5	30
0806	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）	完全取得基準	30	25	40
080610	生鮮のもの				
0808	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）	完全取得基準	10	3	50
080810	りんご				
0810	その他の果実（生鮮のものに限る。）	完全取得基準	30	25	30
081060	ドリアン	完全取得基準	40	33.5	30
081090	その他のもの				
第 10 類	穀物				
1001	小麦及びメスリン				
100110	デュラム小麦	完全取得基準	0	0.1	100
100190	その他のもの	完全取得基準	0	0.1	100

付表 1：インド・タイ FTA のア－リーハーベスト措置に含まれる農産物とその扱い（続き） 出典：参考文献 [8]

第 16 類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物の調製品				
1604	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物				
160411	さけ	現地調達率 20%以上	20	65	30
160413	にしん	現地調達率 30%以上	30	100	30
160415	さば	現地調達率 30%以上	30	100	30
1605	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲（せい）無脊椎（せきつい）動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）				
160510	かに	現地調達率 30%以上	20	-	30
第 44 類	木材及びその製品並びに木炭				
4412	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 －合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが 6 ミリメートル以下のものに限る。）				
441219	その他のもの	4 桁の関税番号変更＋現地調達率 40%以上	12.5	-	25

〔引用文献〕

- 基本的な情報（邦文）は以下を参照のこと
- [1] JETRO ウェブサイト, 「インドの WTO・他協定加盟状況」
http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/in/trade_01/
- [2] 財務省レポート, 「インドの FTA 戦略と構造改革」
(財務省「南アジア各国の債務持続性と日本の支援のあり方」研究会報告書第 5 章)
<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/southasia-5.pdf>
- [3] JETRO ウェブサイト, 「加速するインドの対 ASEAN・FTA 戦略」
<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13000760>
- [4] JETRO ウェブサイト, 「アーリーハーベスト, 9 月実施で合意 (タイ・インド)」
<http://www3.jetro.go.jp/jetro-file/search-text.do?url=13000907>
- [5] 吉田崇 (2005a) 「タイ・インド FTA のアーリーハーベスト措置」, 貿易と関税, 2005 年 3 月号, pp. 42-53.
- [6] 吉田崇 (2005b) 「FTA でインドとの通商関係は深化するか」 ジェトロセンサー 2005 年 5 月号 pp. 58-59.
- 両国政府の発表資料については以下を参照のこと
- [7] インド商工省 インド・タイ FTA 枠組み協定
http://commerce.nic.in/india_thailand_fta.htm
- [8] インド商工省 “Protocol to implement EHS” (EHS についての協定)
http://commerce.nic.in/thailand_protocol.htm
- [9] タイ通商交渉局 “A Feasibility Study on A Free Trade Agreement between India and Thailand” Joint Working Group on India-Thailand Free Trade Agreement
http://www.thaifta.com/study_ftain.pdf
- [10] インド商務省プレスリリース 2004/08/30
http://commerce.nic.in/Aug04_release.htm#h17
- その他の情報については以下を参照のこと
- [11] The Economic Times, “Talks fail to move India-Thailand free trade pact forward”, 2004 年 4 月 13 日.
- [12] The Hindu, “India to take re-look at Free Trade Agreement with Thailand”, 2004 年 7 月 30 日.
- [13] The Hindu, “Go-ahead on FTA”, 2004 年 7 月 31 日.
- [14] Financial Express, “Deadlock on FTA with Thailand”, 2005 年 8 月 12 日.
- [15] Asia Times, “Free Trade at a heavy cost for India”, 2004 年 12 月 12 日.
- [16] Asia Times, “Trade grows under Thai-India FTA”, 2006 年 6 月 20 日.
- [17] Financial Express, “Proposed FTA with Thailand in choppy waters”, 2006 年 5 月 22 日.
- [18] Bangkok Post, “Indian business groups wary of Thai FTA”, 2006 年 10 月 22 日.
- [19] IPS “Coup puts Indo-Thai free trade deal in doldrums”, 2006 年 9 月 27 日.
- [20] FICCI, “Survey on India Thailand FTA - Emerging Issues”, 2005 年 6 月.
http://www.ficci.com/surveys/The_India_Thailand_FTA-Report.pdf

第3章 インドとWTO：カンクンから香港まで

櫻井武司

高橋大輔（東京大学大学院）

はじめに

本稿は、2003年9月に行われた第5回WTO閣僚会議（於：カンクン）から、2005年12月の第6回WTO閣僚会議（於：香港）に至るまでの経緯を、主にインドの視点から要約する。WTOドーハ・ラウンドは香港閣僚会議の後、2006年7月に交渉が中断されており、本稿の執筆現在（2007年2月）に至るまで公式な交渉は再開されていない。このため、今後のWTO交渉の見通しを立てる際には、香港閣僚会議までの経緯についての議論で十分であると考えられる。

ドーハ・ラウンドの特徴の一つは、主要な途上国がG-20と呼ばれるグループを形成し、アメリカやEUに比肩する発言力を有していることである。そして、G-20の中ではインドとブラジルが主導的な役割を果たしており、特にインドは農業分野で守備的関心を持つ途上国の利害を代表して交渉を行っている。この結果、インドはアメリカ、EU、ブラジルと共に「主要四カ国(Quad)」と呼ばれるグループを形成し、これにオーストラリアを含めた「主要五カ国(Five Interested Parties, FIPs)」、またさらに日本を含めた「主要六カ国(G-6)」の一員として実質的なWTO交渉を支配している。このため、どのような経緯でインドがWTO交渉における発言力を獲得したか、またインドが農業分野でどのような交渉姿勢をとっているかなどを分析することは、わが国がWTO交渉を円滑に進行させるためにも重要である。

本稿は、WTO交渉に対するインドの視点を紹介するために、インド国内のプレスリリースやジャーナリズムの記事などを分析する。主に使用した資料は、①インド商工省商務局⁽¹⁾ (Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry)のプレスリリース、②Economic and Political Weekly誌の記事、③The Hindu社による新聞・雑誌の記事である。これらの記事の質は非常に高く、インド政府の動向について詳細な情報を得ることが可能である。

1. カンクン閣僚会議（2003 年 9 月）

2003 年 9 月 10－14 日にメキシコ・カンクンで行われた第 5 回 WTO 閣僚会議は、何の合意もなく終了したという意味では完全な失敗に終わった。しかし、現在の観点から見たカンクン閣僚会議は、インドやブラジルを中心メンバーとする G-20 が形成されたことによって開発途上国の力が強まり、従来のアメリカと EU が主導する WTO 交渉が不可能になったという重要な転換点となっている。

カンクンの失敗と農業交渉

公式には、交渉が失敗した原因はシンガポール・イシュー⁽²⁾について合意が得られなかったためであると説明されている。しかし、The Hindu (2003d)はカンクン閣僚会議の真の失敗要因は農業交渉の失敗であったことを指摘する。これによれば、カンクン閣僚会議の 5 日間の交渉の中で、その大半は農業についての議論であり、農業問題が交渉の中心から外れたのは最後の数時間のことである。また、シンガポール・イシューが交渉失敗の原因となったのは、自国の農業分野での保護主義的な姿勢が明らかにならないように議論を前に進ませたくなかったからだ、と考えることができる。

EU－アメリカ共同提案と G-20 の設立

カンクン閣僚会議が始まる前、2003 年 8 月に EU とアメリカは農業に関する「共同ペーパー」を WTO に提案している。これは、農業分野で攻撃的関心を持つアメリカと守備的関心を持つ EU が協調するという、ウルグアイ・ラウンドにおけるブレアハウス合意に比することのできるものである。GoI (2003a)によれば、その内容はインド政府にとっては「途上国の農業に関する関心事項を完全に無視する」ものであり、「助成金の削減の約束はドーハ閣僚宣言の要求に全く応えない」ものであった⁽³⁾。特に、アメリカが提案したブレンド・フォーミュラの採択は、インドの国内市場に大きな影響を与えかねないものであった。

カンクン閣僚会議より前では、交渉は「EU や日本を中心とした農業保護国」と「アメリカを中心とした農業輸出国」というウルグアイ・ラウンドと同じ構図で行われており、インドは前者のグループの中で交渉を行ってきた。このため、EU とアメリカの共同提案はインドにとって EU による「裏切り」を意味するものであり、インドは交渉戦略の見直しを迫られた。また、ケアンズ・グループ⁽⁴⁾内の途上国も EU・アメリカの共同提案が先進国の貿易歪曲的な補助金や輸出補助金には事実上は削減義務がないことに強い不満を抱いた。特に、EU・アメリカの共同提案は農産物輸出国に対する S&D 措置⁽⁵⁾を制限するものであった。

こうしたことを受けて、インド、ブラジルを中心とする 14 カ国の開発途上国が対案となる共同ペーパーを提示した。これは、輸出補助金の全廃、青の政策⁽⁶⁾の廃止を含む貿易歪曲的な国内助成の大幅な削減、緑の政策の規制と同時に、途上国に特定品目と S&D 措置を与えることを目指すものである。この途上国グループが革新的であったのは、このグループ

が農産物の輸出国と自国の農業を保護することに主要な関心がある国々の連合であったことである。このため、途上国グループの共同ペーパーは、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカ、タイといった南の農産物輸出国に先進国への輸出を増大させる機会を与えるものであると同時に、中国やインドなどの国が自国の農業コミュニティを保護するための柔軟性を与えるものでもあった。このグループは、加盟国の変化を経てG-20と呼ばれるようになっていく⁽⁷⁾。

カンクンにおける交渉経緯

The Hindu (2003e)によれば、当初はEUとアメリカはG-20が協調を続ける可能性について懐疑的であった。なぜならば、グループの中には最も強行に農産物貿易の自由化を主張する途上国と、自国の農業を保護しようとする途上国が含まれており、その間で連帯が保たれるとは考えにくいと考えたためである。

しかし、G-20は結束を保ち、アメリカーEUと効果的に交渉を行った。GoI (2004a)で述べられているとおり、G-20のアプローチの特徴として、農業交渉の分野における他のグループの関心事項に常に配慮するという立場を取ったことがある。これにより、特別品目や特別セーフガードや特惠マージン侵食に最も強い関心を持つグループ外の途上国だけでなく、オーストラリアやニュージーランドといった先進国の側の農産物輸出国からも支持を得ることが出来た。これはケアンズ・グループの主要な関心は貧しい途上国の市場ではなく西側諸国の市場であり、先進国の国内助成と輸出補助金の削減が農産物輸出の増大につながるためである。

G-20の活動に対してアメリカとEUは反発し、切り崩し工作を行った。両国は、地域の代表的な国を選択して「グリーン・ルーム」における交渉を行い、特定の国に対して譲歩を行うことによって途上国の分裂を図った。The Hindu (2003e)によれば、水面下では将来の援助の削減や特惠関税の撤廃による脅しまでが行われたとしている。特にアメリカは切り崩しを強力に実行しており、ブラジルはカンクン閣僚会議における「分断戦略」をやめるよう要請しているほどである。EUも、G-20の提案は開発途上国と先進国の間に全く異なるルールと規律を定めて実質的に二つのWTOを作るものである、として反対している。

こうして、アメリカーEUとG-20の間で妥協点が見つからないままに交渉の日程が経過した。EPW (2003b)によれば、G-20の内部の意見も一枚岩とは言えなかった。インドやフィリピンといったいくつかの加盟国はブラジルの農産物輸出の関心を共有せず、このためG-20は農業分野で一貫した姿勢をとらなかった。アメリカーEUの連合と対立するだけでなく内部に分裂を抱えていたのでは、カンクン閣僚会議が失敗するのも当然であった。しかし、農業問題をWTO交渉の中心にもってこること、農業交渉で先進国の大幅な譲渡を求めることという点ではG-20は結束し続けた。G-20を切り崩そうとする全ての試みが失敗した時、アメリカとEUはカンクンで枠組み合意に達するのは不可能であると悟った。

カンクンの失敗に対する各国政府の反応

GoI (2003b)によれば、インド政府の反応は「悪い取引をするくらいなら取引をしないほうがましである」というものである。インド政府は次のように述べている。「閣僚宣言の草稿が途上国の関心を反映したものであったならば、会議は成功の可能性があったかもしれない。しかし、いくつかの先進国が、農産物貿易の歪曲性を削減する意思を欠いていたのに加えて、途上国に市場アクセスで急激な取り組みをするよう要求を繰り返したことも会議の失敗要因である。こうした視点から、将来にわたって全ての国につきまとう悪い合意をするくらいならば合意がないほうがましである。」また、ブラジルのアモリン外相もカンクン閣僚会議は「成功」であったとし、その理由として農産物貿易自由化を交渉の中心的な課題としたことを挙げたとされる。

これに対して、アメリカはWTO加盟国を“can do”と“won't do”の国々に分類し、交渉を前進させる意図に欠ける政府を非難している(The Hindu, 2003e)。その中でも後者の筆頭に上げられるのがインドである。アメリカはまた、WTOによって貿易自由化が達成できないのであれば、関心を持つ国とのFTAによって貿易自由化を推進していく方針を打ち出した。また、EUは現在のWTOの組織が貿易自由化交渉を行うためには古すぎることを指摘し、今後はWTO改革の提案を行っていくこととした。しかし、実際には両国はFTA交渉の行き詰まりなどによりWTO中心の貿易自由化を迫られることとなり、これが2004年の枠組み合意につながることになる。

The Hindu (2003b, c)が主張するとおり、カンクンにおけるインドの最大の成果は、途上国の連合がWTOに影響力を持つことが出来ることを確かめられたことであると言える。将来のWTO合意の作成の中で恒常的な発言力を持つためには、途上国間の連携が強められなくてはならない。こうしたことから、G-20はますます結束力を強めていき、インド政府もG-20の一員として交渉に臨む立場を明確にしているのである。

2. WTO 枠組み合意（2004 年 7 月、ジュネーブ）

カンクン閣僚会議の失敗により、WTOは存続の瀬戸際に立たされた。しかし、2004年7月30日に、ジュネーブにおけるWTO一般理事会で枠組み合意が形成されたことにより、ドーハ・ラウンドは再び軌道に復帰することとなった。本節では、枠組み合意に至るまでの経緯を報告する。

枠組み合意に至るまでの経緯

カンクン閣僚会議が失敗に終わった後、WTO交渉の復旧に向けてジュネーブにおいて何度か交渉が行われた。この交渉は比較的に順調に進行し、カンクン閣僚会議で行われたように最初から数字が記入されている形のモダリティ⁽⁸⁾形成ではなく、数字を入れない段階の「枠組み合意」の確立を7月までに行うことを目指すことで合意が行われた。

さらに、EU の交渉態度に変化があった。農業分野では、カンクン閣僚会議における EU の提案は一定の品目に対して輸出補助金を撤廃するというものであり、これは途上国による批判を受けた。カンクン後には、フランスなどの加盟国の反対を押し切り、全ての形態の輸出補助金を撤廃することが合意された。EU はまた、その他の先進国が輸出補助金や貿易歪曲的な国内助成を削減すること、およびインド、ブラジル、南アフリカなどの先進途上国が後発途上国に市場アクセスを提供することなどを要求した。

枠組み合意の内容とインド政府の評価

インド政府をはじめとする G-20 は、基本的に枠組み合意を評価する立場に立っている。カマル・ナート商工相は、枠組み合意には以下のような意義があるとしている(GoI, 2004b)。

- ・ 全ての形態の輸出補助金は、一定の期日までに廃止されることになった。同時に、インドのような開発途上国には輸出補助金を与える柔軟性が確保される見通しである。
- ・ 主に先進国が行っている貿易歪曲的な国内助成（国内助成合計量(AMS)、青の政策、デミニミスの合計⁹⁾）は、実行期間の最初の年、つまり交渉の合意時に 20%の削減が行われるだろう。
- ・ 先進国にとっては、デミニミスの譲渡水準が現状の 5%から引き下げられる一方で、開発途上国におけるデミニミスは削減されない見通しである。
- ・ 今までは上限がなかった青の政策は 5%までに上限設定が行われるだろう。
- ・ 完全削減については、途上国に大きな関税削減を迫る混合方式ではなく、階層方式が導入される。これにより、高関税率の品目でより大きな関税削減が行われ、インドの農産物の市場アクセスが増加するだろう。一方で、均衡性の原則に従い、開発途上国は先進国に比べてより小さい関税削減を行うことが可能になるだろう。
- ・ 開発途上国に特別かつ異なる待遇を認める必要性が確認された。これにより、インドは特別品目の割り当てや特別セーフガードメカニズムの導入によって農産物の大幅な輸入を防ぐことが可能になるだろう。
- ・ 非農業分野では、いわゆるシンガポール・イシューについて、4 つの議題のうち投資、競争政策、政府の実行の透明性の 3 つについては今後の交渉を行わないものとされ、また残った貿易促進についても開発途上国に影響を及ぼさないことが配慮されるだろう。

交渉におけるパワーバランスの変化

このように、枠組み合意は開発途上国にとって一定の評価が可能であるものとなった。これは、WTO 交渉における力の均衡に変化があったためであると考えられる。

カンクン以前の農業交渉は閣僚会談が中心となっており、大国（特にアメリカと EU）と WTO の官僚組織が主導的な役割を果たした。カンクン閣僚会議においても、アメリカと EU は 2 カ国間での合意による国際合意を目指したが、途上国を代表する G-20 が出現したことで貿易交渉の力の独占は破られ、カンクン閣僚会議では合意の形成に失敗した。

その後、アメリカはFTAを通じて二カ国間交渉による貿易の拡大を図ったが、FTA交渉の進展が思わしくないことから再びWTOを重視するようになった。交渉を打開するために、アメリカとEUはケアンズ・グループの代表としてオーストラリアを、開発途上国の代表としてインドとブラジルを招いてFIPs(Five Interested Parties)を開催した。その交渉は、「グリーン・ルーム会合」と呼ばれる閉鎖的な会合で議論が進展し、その合意内容が枠組み合意でもほぼそのまま反映された。このため、アフリカ諸国やG-33⁽¹⁰⁾などの途上国やG-10などは実質的な交渉の過程からは外され、交渉に発言力を持つことが出来なかった。

枠組み合意に至る交渉プロセスについて、インド政府はFIPsへの参加によって交渉の透明性が失われたことを暗に認めたとあて、以下のように評価している(GoI, 2004b)。

- ・ G-20 が農業交渉の方向性を完全に变えることに主要な役割を果たしていることは今や広く認識されている。G-20 の重要な特徴の一つには、G-20 が農業分野で異なる関心を持つ開発途上国によって構成されているということがある。G-20 の成功は、ブラジルなど攻撃的関心を持つ諸国とインドなど守備的関心を持つ諸国がお互いの関心事項を受け入れ、貿易主要国との交渉の中で共同戦線を張るように努力したことによるものである。
- ・ FIPs へのインドの参加によって、交渉の初期から我々の関心事項が議題に上ることにつながった。インドの参加は、他の加盟国によって提出された提案をインドが拒否せざるを得ないという立場に追い込まれることを回避するのに役立った。
- ・ インドとブラジルは、他の途上国と頻繁に連絡を取ることににより、その他の途上国の立場をも明確化させることができた。

枠組み合意に対する否定的な評価

一方で、枠組み合意の内容がインドにとってむしろ否定的な影響のほうが強いことを指摘するものもある。例えば The Hindu (2004d)によれば、

- ・ 現行の「緑の政策」について原則的に現状を維持することが定められた。また、本来ならウルグアイ・ラウンド合意の実施期間が終了した後に廃止されるはずであった「青の政策」が存続することになった。「青の政策」の存続は、特にアメリカにとって大きな意味を持つものであり、貿易歪曲的であると認定された手段に代わって、緑の政策や青の政策によって農業保護が続けられることだろう。
- ・ 「AMS+青の政策+デミニミス」に対する譲渡水準を現在の水準から 20%削減するという合意は、アメリカとEUの実質的な国内助成の削減にはつながらない。これは、両国は既に国内助成の水準を譲渡水準より大幅に削減する改革を既に行ったためである。
- ・ アメリカとEUは途上国の市場に対して農産物と非農産物の両方で大きな市場アクセスを得ることに成功した。インドとブラジルは自主的に関税率を削減しているため、こうした削減の意味を無視している。しかし、譲渡関税率が大きく削減された場合には、両国は未だに未確定である特別セーフガード制度に頼らざるを得なくなる。

今後の交渉について

今後の交渉が FIPs 交渉のような閉鎖的なプロセスで進展するにしても、その外部で開発途上国が結集することは交渉を有利な方向へと導きうるものが、この枠組み合意によって明らかになった。このため、多くの記事が G-20 の結束を強めることの重要性を強調している。また Ismail (2004) も、G-20 内部だけでなくケアンズ・グループや G-33 や G-90 などの途上国グループとの関係を強化することにより自らの発言力を高めることができるとする。一方で、枠組み合意に否定的な評価を与える The Hindu (2004d) も、開発途上国は「リスクを冒し、少数の国にとってのわずかな成果で収束させる誘惑を拒絶するようなリーダーシップ」を必要としており、G-20 がその役割を果たすことを期待している。

3. 枠組み合意後のインド政府と G-20 の動向 (2004 年 7 月—2005 年 3 月)

2004 年 7 月に枠組み合意が行われたことによりカンクンにおける合意失敗から停滞していた農業交渉は再び軌道に復帰し、交渉の焦点は 2005 年 12 月に香港で行われる閣僚会議でどのような合意が行われるかということに移行した。WTO 事務局は 2006 年末までにドーハ・ラウンドを完結させる意向であり、そのためには香港閣僚会議においてモダリティにそれと準ずる文書に合意する必要があった。本節では、枠組み合意後におけるインド政府と G-20 の動向について、2005 年 3 月に行われた G-20 閣僚会合の情報を中心に要約する。

インド政府の基本的な立場

国際機関主催の会議におけるカマル・ナート商工相の基調講演を紹介することにより、GoI (2004c) は枠組み合意後のインド政府の基本的な立場について説明している。この内容は以下のように要約することができる。

- ・ 枠組み合意の内容は、インドにとって満足のいくものであり、また今後の交渉の方向性を示すものである。しかし、最終的な合意が形成されるまでには、多くの問題について議論を深める必要がある。
- ・ 財源の不足から途上国政府による農業保護は小規模なものに留まっている。一方で、先進国政府は多額の農業助成金を農民に与えており、貿易の歪曲を引き起こしている。インドのような開発途上国では農業は国家の経済と雇用に多大な貢献を果たしており、先進国による農業助成が続く中で途上国が関税削減を行った場合、海外からの農産物輸入の急増により社会構成を破壊しかねない。
- ・ インドを始めとする途上国にとって、他分野での成果と引き換えに農業分野で譲歩を行う、という形でのトレードオフの可能性は存在しない。これは、途上国の経済と社会にとって農業がもつ意味と、先進国によって行われている貿易歪曲的な農業助成の実態を考えれば明らかである。先進国が補助金を削減・撤廃することが全ての分野で交渉を行う際の前提条件であり、市場アクセスに関する議論はその後の問題である。先進国が農

業部門に与えている国内助成金を実質的に削減することが第一であり、そうすれば途上国の側も実質的な自由化への取り組みを強化するだろう。

- ・ 関税引き下げにより開発途上国の市場アクセスを確保することが注目されているが、同時に開発途上国に先進国の市場アクセスを約束することも重要である。先進国の関税率は低いかもしれないが、非関税障壁によって途上国から先進国市場へのアクセスは機能していないため、非関税障壁の処理についても議論する必要がある。
- ・ 開発途上国も国内改革に取り組む必要があるが、一方で貧困削減や農村開発の促進、国民生活の安定といった開発途上国に特有な問題を無視することはできない。このため、インドのような開発途上国には農村開発のための十分な政策的余地や制度の柔軟性が与えられる必要がある。関税削減のフォーミュラも、ドーハ宣言で言及された「特別かつ異なる待遇」や「完全に相互的よりも低い水準」などを反映するべきである。

G-20 のニューデリー閣僚会合の結果

2005 年 3 月に、ニューデリーにおいて G-20 加盟国の閣僚会合が行われた。この会合が世界に発した最も重要なメッセージは、「農業部門で何らかの前進がない限り、12 月の香港閣僚会議では何の進展もないだろう」ということである。先進国は、農業は WTO 交渉過程の一要素に過ぎず、ドーハ・ラウンドの成功のためには工業品、サービス、知的所有権と貿易の関連(TRIPS)などの市場アクセスなどの分野について前進がなければならないとする態度を取っている。この G-20 の宣言は、先進国のこうした態度に対する共同回答であるとみなすことができる。

G-20 閣僚宣言(G-20, 2005)は、冒頭で次のように述べている。「途上国の経済と社会にとって、農業は依然として中心的なものとなっている。G-20 の閣僚は、以下のことを確信している。すなわち、豊かな国の一部は農民に多額の助成と保護を与え、価格を抑制し、不適な市場シェアを獲得し、開発途上国の何十億もの農民の食糧安全保障と生活を危機にさらしているが、そうした行為を廃絶するのに成功すれば、開発途上国は共同で大きな力を手に入れられるに違いない、ということである。開発途上国の農業部門の真の潜在能力は、先進国が輸出に関心を持つ産品への非常に多くの歪曲的な行為によって、あまりに長い間実現が妨げられてきた。」

先進国の農業保護の削減の要求

また、G-20 閣僚会合の合意の中では、先進国、特に EU によって行われている輸出補助金について、廃止の特定の期限が初めて記されたことが最も重要である。宣言文は「閣僚会議は、輸出競争の交渉の中では全ての形態の輸出補助金を廃止する日程を決めることが重要な議題である」と表明した。閣僚会議はまた、輸出補助金を利用している国に対して、取り組みを明白にした上で長くても 5 年以内に廃止することを促している。

また GoI (2005b)によれば、国内助成金についてはドーハ宣言の「貿易歪曲的な国内助成の実質的な削減」のために、黄の政策については撤廃の最終期限を設けること、また青の政策と緑の政策についても規制を強めることが必要であるとしている。また、市場アクセスの問題については、タリフ・フォーミュラの確立が重要であるという従来の立場を確認し、フォーミュラは①高関税品目により大きな関税削減を行う「累進性」、②途上国の削減率を小さくする「公平性」、③重要品目に対する考慮と全ての品目の実質的な関税削減のための「柔軟性」の3つが必要であるとした。

途上国間の団結の強化

G-20 は、ブラジルのような攻撃的関心を持つ途上国と、インドのような守備的関心を持つ途上国が団結することによってできたグループである。こうしたグループの形成は、「開発途上国」としてのコンセンサス形成による交渉力の大幅な強化につながった半面、現在でもグループ内の議論が一枚岩ではないという問題を内在している。このため、今後の交渉は、アメリカと EU がどこまで途上国の関心事項に配慮し、また逆に途上国を分離させようとする試みにどこまで成功するかにかかっている。

前章で述べたとおり、枠組み合意の内容はインドやブラジルを始めとする途上国の中の大国にとっては一定の評価ができるものである反面、小国や食料の純輸入国である開発途上国にとっては不満の残るものであった。こうした合意内容そのものが、途上国の連帯を断絶しようとするアメリカと EU の試みであるとみなすこともできる。

インド政府は、GoI (2005a)の中で “India to resist attempts to divide developing countries in WTO” という項を設け、先進国のこうした動きに対して「インドは開発途上国を差別化し、また分離しようとする試みについて、それが明白なものでも秘密裏のものでも強く反対する」と強く反発している。今回の G-20 閣僚会合でも、開発途上国の間での連帯の確認が交渉の重要事項となっている。

今回の G-20 の共同会見ではグループ内の連携が強調された。ザンビアのパテル外相は、開発途上国の中の大国と小国を区別しようとする先進国の試みに対して反対し、「そのような断絶は我々の中にはない」ことを述べている。また、G-20 の内部でさらにグループ化が進む可能性を否定し、ブラジルのアモリン外相も、各国間で多少の意見の違いはあるものの、グループは一致団結して交渉に当たるとしている。また、G-20 はグループ外の開発途上国との連携も重視している。G-20 閣僚会議は後発開発途上国(LDCs)が「いかなる関税削減の取り組み」にも例外となるという条項、また「供給制約について論じる必要性を含めて、輸出の余地を拡大する進歩」に対して繰り返し賛成をしている。

4. 香港閣僚会議に向けた準備会合の経緯（2005 年 3 月－2005 年 12 月）

2004 年 7 月にジュネーブで行われた枠組み合意以来、2005 年 12 月に香港で行われる閣僚会議を目標にした会合が行われた。本節では、その準備会合の進展とインド政府の反応を要約する。

非公式閣僚会合の重要性

EPW (2005a)によれば、近年の WTO 交渉では非公式閣僚会合(informal ministerial meetings, IMMs)が重要になりつつある。そこでは、30 あまりの国が会合を行い、さらに少数の 5 から 6 か国が合意を形成し、それを残りの国で承認するという手続きが取られる。これは、多数の国のコンセンサスを取るという従来の方が非効率的であることが認識されたためである。こうした形での合意形成は、初期には文字通り非公式なものであったが、徐々に WTO の交渉システムとして浸透していった。

パリ・非公式閣僚会合（2005 年 5 月 4 日）

2004 年 7 月の枠組み合意により、関税削減は品目を関税率の水準によっていくつかの階層に分類し、異なる削減率を設定する「階層方式」によって行われることが合意された。階層方式の導入のためには全ての関税率が従価税によって表示されていることが必要となる。EU や日本を始めとする保護主義的な政策を行う国の一部が現在でも従量税などの手段による関税賦課を行っているため、従量税を従価税へ変更するためのフォーミュラについての協議がまず行われた。これは本来であれば技術的な問題であるが、換算後の関税率を低く抑えることが出来れば削減幅も小さくすることが出来るため、関税の実質的な削減のためには大きな意味を持った。従量税を多用する EU が換算方法について慎重な態度を保ったため、交渉は難航した。しかし、パリ会合において、最終的には EU の提案に従う形での合意が行われた。

その他の市場アクセスの分野では、階層方式においていくつの階層を設定するか、またどのような関税削減方式を採用するか、センシティブ品目としてどれだけの品目数の指定を許容するか、などが問題にされた。階層内の関税削減方式については、アメリカやケアンズ・グループ諸国はスイス・フォーミュラを主張し、また EU や日本などは UR 方式を主張した。また、G-20 は両方式とも異なるリニア方式を提案した。また、国内支持については、AMS 削減のために各国をいくつの階層に分類するか、そして国内支持を多用する EU、アメリカ、日本をどの階層に設定するかが議論の課題となった。また、EU はアメリカの行う「価格変動対応型支払い」は青の政策とみなされるべきではないと主張した。しかし、従価税に関する合意以外では意見の収斂は見られなかった。

このように、パリ会合では従価税換算について合意が行われたものの、この合意に EU と G10 があまりに時間をかけたためにその他の分野においてこれ以上の合意を得ることは出来なかった。これは、この後の交渉の遅れを招く結果となった。

なお、インド政府は交渉の中で「100-100 イニシアティブ」を提案している(GoI, 2005c)。これは、100%の従量税を従価税に換算し、また関税率の最高水準を 100%に設定しようというものである。前者はパリ会合で合意に達したが、上限関税の設定は先送りとなった。

大連・非公式閣僚会合（2005 年 7 月 12-13 日）

パリ会合に続いて、2005 年 7 月に大連において非公式閣僚会議が行われた。農業交渉を担当するグローサー議長は自らの任期が切れる 7 月の前に香港閣僚会議のための“July approximation”（「たたき台」）と呼ばれる合意文書の確立を要求しており、大連会合がその実現のための最後の機会となった。

大連会合に先立ち、“new Quad”と呼ばれるようになった主要 4 か国（アメリカ、EU、インド、ブラジル）による会合が 7 月 7 日にロンドンで行われた。スイス・フォーミュラを主張するアメリカと UR 方式を主張する EU の対立を解消するために、インドとブラジルはリニア方式を大まかな枠組みとし、また関税階層は途上国で 4 つ、先進国で 5 つとすることを提案した。また、先進国には 100%、途上国には 150%の上限関税を設定すること、限られた数のセンシティブ品目を認めることなどを提案した。

大連会合でも、主要 4 か国会合の内容に沿う形で交渉が行われた。まず、スイス・フォーミュラと UR 方式の中間となる手法で関税削減を行うことが合意され、その中では G-20 の提案したリニア方式が「一つの出発点」となることが確認された。G-10 及び EU の関税削減方式についての提案は、野心の水準が低すぎるとして却下された。

大連会合では、これ以上の合意は行われず、7 月中にモダリティの「たたき台」に合意することは事実上不可能となった。しかし、市場アクセスや国内支持といった重要な分野で提案が行われ、また G-20 の提案が急進的なアメリカなどの主張と保護主義的な EU などの主張の間を取るものとして評価されるなど、交渉は徐々に進行していることが分かる。

グローサー議長の第 2 次状況報告ペーパーとインドの現状認識

その後、ジュネーブにおいて貿易交渉委員会による検討が行われたが、具体的な進展は見られず、7 月中のたたき台の形成には実質的に失敗した。グローサー議長は現在の状況を要約した第 2 次状況報告ペーパーを提出した。グローサー議長は任期切れにより退任し、新たに前 EU の交渉責任者であるパスカル・ラミーが議長となった。これにより、WTO 交渉に小休止がもたらされた。

インド政府(GoI, 2005d)は、ジュネーブにおけるカマル・ナート商工省の発言を要約しこままでの交渉の進展を以下のように総括している。

- ・ 現行の WTO 交渉は停滞しているが、これを失敗とみなすべきではなく、途上国の経済発展と貧困削減のために交渉を前進させるべきである。
- ・ ドーハ・ラウンドの成果は、関税率や関税削減方式のみによって評価されるべきものではなく、①開発途上国にどれだけの雇用を生み出したか、②途上国の農家の所得がどれだけ向上したか、③どれだけの人が貧困から解放されたか、という基準によっても測られるべきである。
- ・ 非関税障壁や検疫措置の問題、また WTO の反ダンピングに関する明確性の欠如が途上国の輸出を妨げており、早急に交渉が行われるべきである。

チューリッヒ・非公式閣僚会合（2005 年 10 月 10 日）

その後、2005 年 10 月 10 日のチューリッヒ非公式閣僚会合に向けた会合が行われた。パスカル・ラミー議長は 12 月の香港閣僚会議において交渉の「3 分の 2」を終了し、モダリティを確立することを要求した。

まず、9 月 9 日にパキスタンのバーバンにおいて G-20 の会合が行われた。この会合では、先進国における国内助成の削減と輸出補助金の撤廃が最大の議題となった。続いて、9 月 21 日にパリにおいて主要 4 か国の会合が行われた。ここでは、市場アクセスの分野が交渉の中心となった。まず、アメリカが非常に野心的な提案を行った。これは、関税階層を 0-20%、20-40%、40-60%、60%-の 4 階層に分類し、それぞれ 60%、70%、80%、90%の削減を行うというものである。これに対して、EU は加盟国の政治的な状況を考えればそのような野心的な削減は非現実的であるとして反発し、品目を 0-33%、33-66%、66-99%、100%-という 4 つの関税階層に分類した上でそれぞれ 30%、40%、50%、60%の削減を行うという提案を行った。また、上限関税については G-20 の案に同意し、途上国で 150%、先進国で 100%とした。これに対して、ブラジルは EU 提案の関税削減率は実質的な意味を持たないと批判する一方で、アメリカの提案には沈黙を保った。また、この会合に続いてオーストラリアを加えて行われた FIPs 会合では、オーストラリアもアメリカの提案に賛成した。しかし、各国の提案の収束は行われなかった。

農業分野の交渉で大きな進展が見られないまま、10 月 10 日にチューリッヒで非公式閣僚会合が行われた。この会合では、アメリカ、EU、G-10、G-20 がそれぞれの提案を行った。最初に提案されたのがアメリカ案であり、まずはその妥当性が議論された。この提案は、市場アクセス及び国内支持の分野で、一見すると大きな削減を行うことを約束するものである。ブラジルはこれに好意的な反応を示し、EU が市場アクセスの実質的な向上につながるような提案を行っていないことを非難した。これに対してインドは、提案を行ったこと自体は歓迎しながらも、内容に対しては反発し、特に市場アクセスの分野で関税階層の中で段階性を設けたことに対しては強く非難した。

これに対して、G-20 は 10 月 12 日に提案を発表した。カマル・ナート商工省によれば、この提案は貿易歪曲的支持を行う先進国の食料輸出から途上国の農民を保護するものであ

る。また、EU は 10 月 28 日になってようやく提案を行った。しかし、これは他の提案に比べて野心のレベルが非常に低いものであり、特にアメリカとブラジルが強く反発した。

チューリッヒ会合により、各交渉グループのモダリティに関する提案が出揃ったが、その集約は行われないままに非公式閣僚会合は終了した。これにより、12 月に香港で行われる閣僚会合でモダリティの確立が行われることはきわめて難しくなった。

5. 香港閣僚会議の合意内容について（2005 年 12 月）

前節で論じたとおり、閣僚会議の準備会合における有力国間の交渉が進展しなかったため、2005 年 12 月に行われた香港閣僚会議で交渉の大幅な進展は見込めない情勢であった。実際には、香港閣僚会議では実質的な合意内容はほとんどなく、交渉の継続を確認するにとどまった。本節では、香港閣僚会議の合意内容に対するインド政府の評価を紹介する。

香港閣僚会議における交渉の経緯について

前節で論じたとおり、香港閣僚会議でモダリティの確立が行われる可能性がないことは既に判明していたため、香港閣僚会議に対する期待は当初から低いものであった。

農業分野の交渉では、輸出補助金の撤廃とその時期に関する議論で期日の大半が費やされた。インドは 2013 年までの撤廃というのは妥当な期日であると考えたのに対して、ブラジルは猛反発した。これは、G-20 の中での意見の違いが初めて明らかになった。EU の代表は、交渉期日の数時間前にブラジルがこれ以上の交渉を放棄して退席しようとした頃になってようやく輸出補助金の撤廃に合意した。これにより、撤廃時期は当初の案である 2010 年から 2013 年にまで延期されることになった反面、「実質的な (substantial) 部分を実施期間の前半に実現する」ことも盛り込まれた。その他の分野ではこれまでの交渉の合意内容の確認以上のことを行えなかった。特に、農業分野で守備的関心を持つインドのような国にとっては、合意内容はほぼ意味のないものとなっている。

合意内容に対する評価

インド商工省 (GoI, 2005h) は、香港閣僚会議の農業分野での合意内容はインドにとって有利なものであったことを、以下の点を挙げて主張している。

- ・ インドのような自給的な農家が大半を占める途上国では、国内助成を削減する必要はない。このため、現在の小農を保護するための政策が WTO ルールの規律の下に置かれることはない。
- ・ 適切な数の品目を特別品目 (Special Products, SP) に指定することが可能になった。これにより、インドの農家にとって重要な品目が不公正な国際競争にさらされることはない
- ・ 特別セーフガード制度 (Special Safeguard Mechanism, SSM) により、輸入の急増や価格の急落が起きた品目に対して関税を引き上げることが可能になった。これにより、補

助金付きの輸入品によって国内農家が脅かされることはない。

- ・ 先進国の輸出補助金を 2013 年までに撤廃することが定められた。これは、国内市場の保護につながるだけでなく、インド農業に輸出の機会をも生み出すものである。
- ・ 国内支持と市場アクセスの分野で合意された階層方式は G-20 によって提案されたものである。

しかし、Dubey (2005), Maralidharan (2005) はこのような主張は誇張されたものであるという指摘をしている。まず、農業分野での最大の成果とされている輸出補助金の撤廃については、以下のような批判がある。同様の批判はインド議会内からも行われ、カマル・ナート商工相が議会に対する説明を余儀なくされた。

- ・ 最大の成果とされている輸出補助金の撤廃は既にドーハ閣僚宣言の段階で決定している事項である。ブラジルなどは輸出補助金の撤廃を 2010 年までに完了することを要求しており、2013 年という期限の設定はそこからの後退である。しかも、2013 年という期限の設定には、食糧援助や輸出信用などの隠れた形態の輸出補助金を同時に撤廃すること、またモダリティの確立時に再確認が行われることという条件がついている。
- ・ 輸出補助金の撤廃は、国際市場で EU やアメリカと競争関係にあるアルゼンチンやブラジルなどの国にはいくらかの利益をもたらすかもしれないが、輸出能力のないインドのような国にとってはほとんど意味がない。
- ・ そもそも、輸出補助金の供与額は貿易歪曲的な国内助成に比べれば比較にならないほどに少ない。輸出補助金の額は農業補助金全体の 2%に過ぎない。

国内支持と市場アクセスの分野では、Dubey (2005)が以下のような指摘をしている。

<国内支持>

- ・ 国内支持の削減についての合意が不十分である。第一に、削減は適用水準ではなく譲許水準に基づいて行われる。第二に、削減率に関しては合意が行われていない。第三に、青の政策・緑の政策に対しては削減の対象外となる。現在では貿易歪曲的とされる国内支持は緑の政策や青の政策に分類され、また国内助成の適用水準には削減が行われない可能性が強まりつつある。
- ・ 途上国のデミニミスが存続されることが合意されたことは一つの成果と言えるが、これは現在の状況を維持することが認められたに過ぎない。インドの農業助成は増加傾向にあり、近いうちに生産額の 10%を超える可能性がある。

<市場アクセス>

- ・ インドの関税率は比較的に高く、合意された関税削減の 4 階層の中では 100-150%の階層に分類される。この階層では、関税率の 35%の削減が要求される。インドは 2001 年に輸入数量規制を廃止しており、国境措置としては関税の賦課しか行っていないため、こうした関税削減は国内市場に大きな影響を与えうる。

途上国間の連携について

近年の WTO 交渉では先進国対途上国という構図が鮮明になりつつあり、途上国が相互に連携することが重要になってきている。また、香港閣僚会議では、G-110 と呼ばれる 110 の途上国の結集が初めて行われた。このグループは、ドーハ閣僚宣言の精神に基づき、途上国の経済発展を WTO 交渉の中心課題にするべきであることを強調した。インド政府(GoI, 2005h)は、香港閣僚会議で一定の成果が得られたのはこのような途上国の結束によるものであると強調している。

このように、香港閣僚会議ではインドにとって評価できる点はあまりなく、加盟国が多国間の枠組みで貿易交渉を続けることに支持を表明したという点のみで意義があった。

6. 香港閣僚会議後の WTO 交渉におけるインドの姿勢

その後も、G-20 の結束を重視しながら先進国に対して強硬的な姿勢を保つ、というインド政府の交渉姿勢は変化していない。例えば、2006 年 7 月の G-6 による交渉の失敗を踏まえて、ナート商工相は以下のことを繰り返して強調している(GoI, 2006)。

「本ラウンドは、農産物貿易の構造的欠陥を存続させるためのものではない。本ラウンドは、先進国が補助金付きの農産物を輸出できるように途上国の市場を開放させるためのものではない。本ラウンドは、何百万もの農民の食料安全保障と生存を交渉の場に上げるためのものではない。本ラウンドは、途上国の工業発展を妨げるためのものではない。

本ラウンドは、途上国が特に先進国に対して輸出を行う新しい市場を開放するためのものである。本ラウンドは、途上国の全ての部門に対して新しい機会と経済成長をもたらすためのものである。本ラウンドは、最貧国や脆弱な経済の国を貧困から救い上げるためのものである。」

このような交渉姿勢は、ドーハ・ラウンドが開始した後も継続することはほぼ間違いないと予想される。今後の交渉の進展は、先進国、特にアメリカと EU が G-20 を始めとする途上国に対してどれだけの譲歩を行えるか、また途上国側がどれだけ結束力を保っているかにかかっているだろう。

7. 総括

以上、カンクンから香港に至る WTO 交渉におけるインド政府の取り組みとインド国内のジャーナリズムの評価を紹介した。その内容は以下のように要約することが出来る。

- ① **カンクン閣僚会議の前後では、力の均衡に大きな変化があった：**カンクン閣僚会議を前にしてアメリカと EU は「共同枠組み提案」を行った。これは、EU と提携することにより自国の守備的関心に応えようとしたインドにとって裏切りを意味するものであった。同様の不満はアメリカとの連携を行ってきたブラジルなどの途上国からも聞かれた。

こうしたことから、有力な途上国は農産物の輸出国・輸入国の関係なしに“G-20”を形成し、途上国にとって有利な合意を行うことを要求するようになった。この結果、カンクン閣僚会議ではアメリカ・EUの共同提案は採択されなかった。

- ② **カンクン以降では「主要4か国」中心の交渉という構図が鮮明になった**：カンクン閣僚会議の後では、アメリカ、EU、インド、ブラジルが交渉における「主要4か国」と呼ばれるようになった。主要4か国は「グリーン・ルーム会合」と呼ばれる閉鎖的な会合を開き、そこでの内容が実質的に加盟国間の合意となるようになった。これは、交渉の当事者の数が減ることにより交渉の迅速化を促し、2004年7月の枠組み合意などにつながるものとなったが、一方で交渉に参加できないその他の国からは不満の声が上がった。
- ③ **枠組み合意の内容は途上国にとって有利なものであった**：2004年7月に行われた枠組み合意の内容は、輸出補助金の期限付き撤廃、貿易歪曲的な国内助成の削減、関税削減に対する階層方式の導入、途上国への「特別かつ異なる待遇」への配慮など途上国にとって有利なものとなった。これは、インド・ブラジルを始めとする有力な途上国が連帯を強めた結果であると言える。
- ④ **枠組み合意後の交渉も主要4か国主導で行われ、またG-20の連帯も強められた**：インドはG-20によるアプローチの有効性を認め、グループの連携を強めることで交渉力を高めるという方針が採られた。その後の、香港閣僚会議に向けた非公式閣僚会合でも主要4か国が中心となって交渉が行われ、徐々にではあるが合意が積み重ねられてきた。しかし、香港閣僚会合で大きな成果を上げるまでにはいかなかった。
- ⑤ **香港閣僚会合における合意はインドにとって実質的な意味は小さい**：香港閣僚会合で大幅な前進が行われるという見込みは当初からなく、合意内容は輸出補助金の2013年までの撤廃や特別品目および特別セーフガード措置の合意などに留まった。
- ⑥ **今後インドが交渉を有利に運ぶためには、途上国間の連帯をどう保つかが鍵となる**：G-20は、中心メンバーであるインドとブラジルがほぼ両極端な関心事項を持つなど決して一枚岩ではないため、グループの間での意見対立を懸念する声はしばしば聞かれる。また、インドやブラジルなどの途上国を「先進途上国」に分類しようとするなど、途上国グループを分断するための働きかけが先進国によって行われている。しかし、インドがこれまで上げてきた成果は途上国が連帯してきたからこそ得られたものであり、インドがWTO交渉における現在の地位を維持するためには、今後もG-20の連帯を強化し、さらに他の途上国グループとも協力する必要があるだろう。

〔注〕

① インド商工省(Ministry of Commerce and Industry)は通商政策や産業振興を担当する省であり、この中で商務局(Department of Commerce)は貿易政策の立案や二国間・多国間の貿易交渉を担当する局である。インド政府の貿易交渉は、農産物貿易交渉を含めて基本的にこの商務局が一括して担当しており、農業省は農業生産の振興を担当している。本稿では、インド商工省のプレスリリースやニューズレターをインド政府の公式見解として扱っており、文献リストでは著者名をGoI (Government of India)としてある。

② シンガポール・イシューとは、1996年にシンガポールで開催された第1回WTO閣僚会議で提起された、投資、競争

政策、政府調達透明性、貿易円滑化の4分野の問題を指す。

③なお、インド政府が農業分野の助成金の存続を強く要求しているのは、インドが化学肥料や農業向け電力、公的分配システム（PDS）の運営などに多額の助成金を供与しているためである。

④ケアンズ・グループは、オーストラリアを中心とした農産物輸出国によって構成され、農産物貿易の大幅な自由化を要求するグループである。

⑤S&D(Special and Differential treatment)措置とは、途上国に特別かつ異なる待遇を与えること、特に関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長を途上国に与えることを指す。

⑥青の政策とは「生産調整を前提とする直接支払い」を、緑の政策とは「貿易を歪める影響や生産に対する影響が全くないか、あるいはほとんどない補助金」を指す。両者とも、現行の農業合意の下では削減義務の対象外となっている。これ以外の助成金は黄の政策に分類され、削減義務の対象となる。

⑦グループの当初の加盟国はインド、中国、アルゼンチン、ブラジル、南アフリカのほかにボリビア、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、パラグアイ、ペルー、タイであり、カンクン閣僚会議ではこれにキューバ、エクアドル、エルサルバドル、エジプト、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピンが加わって21カ国が「枠組み提案」を行った。加盟国数は何度も変動しているが、一般的にはこのグループはG-20と呼ばれる。

⑧モダリティとは、WTO交渉において最終的な合意案の下地となる大枠を指す。特に、具体的な数値を書き込まないで作成した削減義務の案などがモダリティに含まれる。

⑨AMSとは削減対象となる国内助成の総量を指す。また、デミニミスとは農業生産総額の5%以内、あるいは当該品目の生産総額の5%以下であり、黄の政策であっても削減義務の対象外となる国内助成を指す。

⑩G-33とは、途上国に対する特別品目や特別セーフガード措置を要求している途上国のグループである。また、G-10とは、日本をはじめとする食料輸入国で構成するグループであり、非貿易的関心事項への配慮などを要求している。また、G-90は後発開発途上国とアフリカ・カリブ海・太平洋諸国の途上国を中心としたグループであり、途上国に対する特別かつ異なる扱いの強化などを要求している。

〔引用文献〕

● 第1節

The Hindu (2003a) “A unique alliance at WTO”, 2003/08/22.

The Hindu (2003b) “What next for the WTO?” 2003/09/16.

The Hindu (2003c) “Road to Cancun collapse”, 2003/09/22.

The Hindu (2003d) “The battle on agriculture”, 2003/10/10.

The Hindu (2003e) “The Cancun checkmate”, 2003/10/10.

EPW (2003a) “WTO: Heavy Baggage for Cancun”, *Economic and Political Weekly*, 2003/09/06.

EPW (2003b) “Cancun Fiasco: Belling the Cat”, *Economic and Political Weekly*, 2003/09/20.

GoI (2003a) “India and other developing countries give their response to EU-US farm problems”, press release, 2003/08/20.

GoI (2003b) “No deal is better than a bad deal”, *India & WTO Newsletter*, September, 2003.

GoI (2004a) “India and the G-20”, *India & WTO Newsletter*, December, 2003.

● 第2節

The Hindu (2004a) “India pushed food security on top of WTO agenda” 2004/08/04.

The Hindu (2004b) “Revised WTO framework agreement – Affirming faith in multilateral trade”, 2004/08/04.

The Hindu (2004c) “WTO framework accord – Implications for domestic agenda”

2004/08/20.

The Hindu (2004d) “Piecing together a framework” 2004/08/27.

The Hindu (2004e) “Divide and triumph, in Geneva” 2004/09/10.

Kanth, R. (2004) “WTO: Advantage, G-20”, *Economic and Political Weekly*, 2004/08/21.

Ismail, F. (2004) “July Package from a Development Perspective”, *Economic and Political Weekly*, 2004/11/20.

Satapathy, C. (2004) “Post-Cancun Talks – Responding to New EU Stance”, *Economic and Political Weekly*, 2004/05/29.

GoI (2004b) “India’s objectives achieved in WTO agreement – Kamal Nath’s statement in parliament”, press release, 2004/08/16.

- 第 3 節

The Hindu (2005a) “G-20 denies any cracks” 2005/03/20.

The Hindu (2005b) “Focus on agriculture in WTO” 2005/03/28.

GoI (2004c) “Kamal Nath outlines India’s Roadmap for Post-July WTO Framework negotiations” September-October, 2004.

GoI (2005a) “India to resist attempts to divide developing countries in WTO” January-February, 2005.

GoI (2005b) “G-20 Developing Countries Alliance Stands Firm on Agriculture” 2005/03/19.

G-20 (2005), “G-20 Ministerial Declaration”, 2005/03/19.

- 第 4 節

The Hindu (2005c) “G-20 ultimatum on farm subsidies”, 2005/09/11.

The Hindu (2005d) “Doha Round on a knife-edge”, 2005/11/07.

The Hindu (2005e) “Farm breakthrough key to saving Doha Round”, 2005/11/07.

EPW (2005a) “New Opacity at WTO”, *Economic and Political Weekly*, 2005/05/21.

EPW (2005b) “WTO’s Doha Round”, *Economic and Political Weekly*, 2005/08/13.

EPW (2005c) “What Went Wrong Ahead of Hong Kong?”, *Economic and Political Weekly*, 2005/11/26.

Das, B.L. (2005a) “Bumpy Road to Hong Kong”, *Economic and Political Weekly*, 2005/10/15.

Das, B.L. (2005b) “Steadfast towards Hong Kong”, *Economic and Political Weekly*, 2005/11/26.

Pal, P. and S. Prakesh (2005) “Doomed to Failure?” *Economic and Political Weekly*, 2005/09/24.

GoI (2005c) “Kamal Nath moots “100-100” initiative in agriculture at Paris WTO mini ministerial”, press release, 2005/05/05.

GoI (2005d) “WTO stalemate a wake-up call – benefit to farmers, the poor and jobless sole criteria for judging success of Doha round: Kamal Nath” , press release, 2005/07/29.

GoI (2005e) “Kamal Nath cautions against turning Doha development round into market access round”, press release, 2005/09/09.

GoI (2005f) “G-20 pressure forces movement on cut in domestic support – US climb down on subsidy issue”, press release, 2005/10/13.

GoI (2005g) “Kamal Nath calls for energising G-33 to protect farmers’ interests in WTO” , *India & WTO Newsletter*, June-July, 2005.

- 第 5 節

The Hindu (2005f) “Doha and ‘Development Focus’”, 2005/12/19.

The Hindu (2005g) “WTO: The Next Bargaining Phase”, 2005/12/26.

EPW (2005d) “Tilting the Balance at Hong Kong”, *Economic and Political Weekly* 2005/12/24.

Dubey, M. (2006) “WTO’s Hong Kong Conference – An Appraisal”, *Economic and Political Weekly*, 2006/01/07.

Muralidharan, S. (2005) “WTO’s Hong Kong Conference II – Development Deficit Agenda of Doha Round”, *Economic and Political Weekly*, 2005/12/24.

Khor (2005) “WTO’s Hong Kong Conference I – Imbalanced Outcome”, *Economic and Political Weekly*, 2005/12/24.

GoI (2005h) “India scores – strategy of grand alliance of developing countries pays off”, press release, 2005/12/18.

GoI (2005i) “Towards Hong Kong”, *India & WTO Newsletter*, November-December, 2005.

- 第 6 節

GoI (2006) “India Sticks to its Guns in WTO Talks: Kamal Nath Says Trade Inequalities Unacceptable”, press release, 2006/07/24.

第4章 インドの食料配給制度改革と穀物貿易

櫻井武司

高橋大輔（東京大学大学院）

1. はじめに

1991年に始まった経済改革を契機として、インド経済は急速な成長を維持している。1994年以降の経済成長は平均で年率7%を超えており、2005年の経済成長率は7.6%を記録した。インド経済は閉鎖的な経済政策によって長い間アジア地域の経済成長から取り残されてきたが、近年の経済成長とそれに伴う政治的プレゼンスの増大は、ブラジル・ロシア・中国と並ぶ“BRICs”の一員としてインドを大国の地位へと押し上げつつある。

同時に、1990年代から2000年代前半はインドの穀物輸出が大幅に拡大した時期であった⁽¹⁾。図1が示すとおり、1990年代初頭には100万トン程度であった穀物輸出量は1990年代半ばにおけるピーク時には500万トンを超え、また2000年代前半のピーク時には800万トン以上に達した。とりわけ米は国際市場における取引量が少ない財であるため、1994年にインド国内の輸出規制が緩和された後の輸出実績は国際市場に大きな影響を与えている。1990年代半ばや2000年代前半における400万トンを超える米の輸出（バスマティ米を除く）は驚異的であり、この時期にはインドは世界第二位の米輸出国として君臨することになった。これは、あたかも好調な経済に牽引される形で穀物生産量が急激に増大し、インドが世界の穀物市場において輸出大国としての地位を確立したかのようにも見えた。

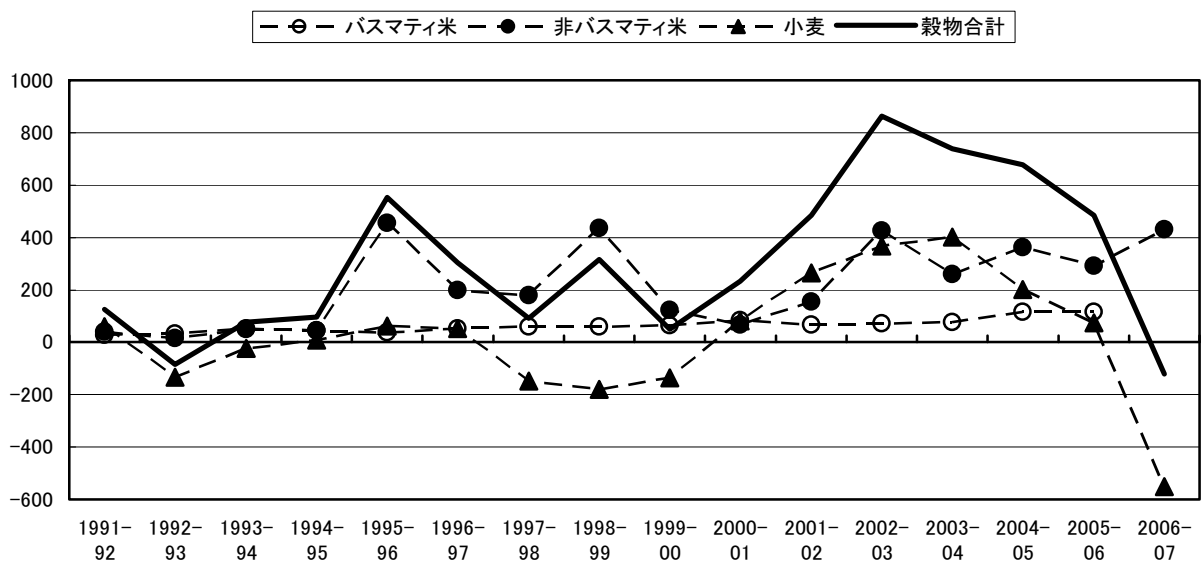


図1：インドの純穀物輸出量（バスマティ米，非バスマティ米，小麦の輸出量とその合計）

単位：万トン 出典：Director General of Commercial Intelligence & Statistics⁽²⁾

しかし、図1が示すように、2000年代半ばからインドの穀物輸出のトレンドに変化が現れる。まず、小麦の輸出量が急激に減少しており、新聞記事等の速報値によれば2006年には大幅な純輸入に転じる見込みである。また、非バスマティ米の輸出量も2000年代前半の上昇傾向が終わり、頭打ちの傾向になっている。一方で、バスマティ米の輸出は堅調であり、輸出額で見ればインドの穀物輸出額の約半分を占めるまでに至った。また図1は、そもそもインドの穀物輸出実績が年によって激しく変動していることを示している。

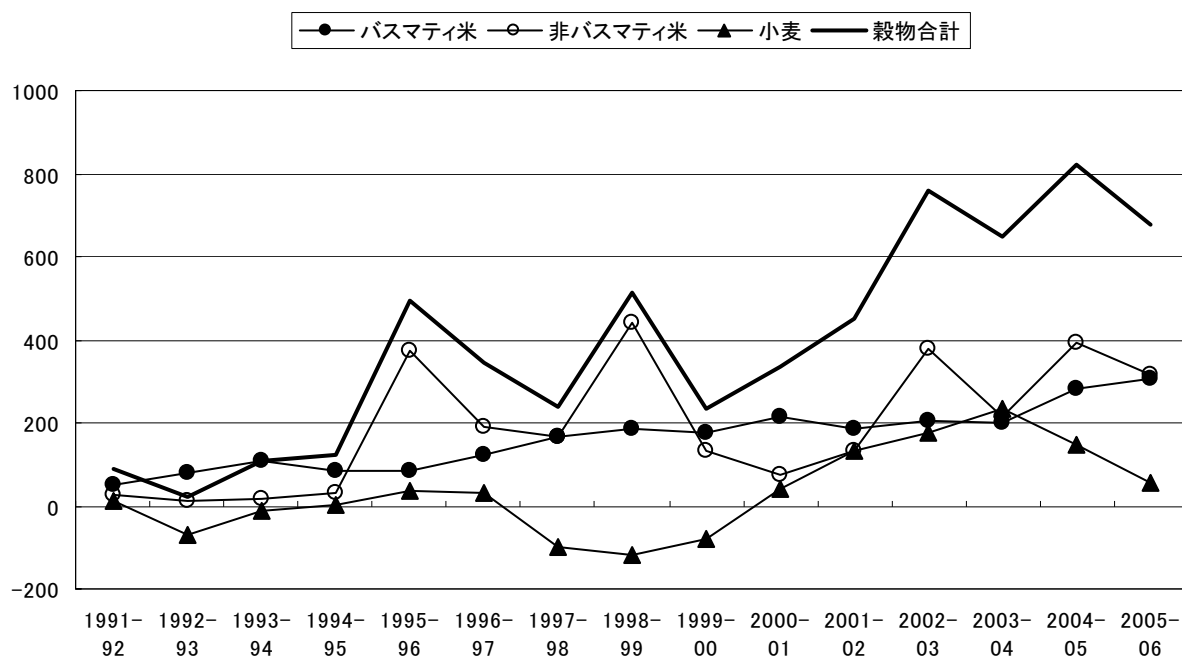


図2：インドの純穀物輸出額（バスマティ米，非バスマティ米，小麦の輸出量とその合計）

単位：億ルピー 出典：Director General of Commercial Intelligence & Statistics

図2は1990年代以降における穀物の純輸出額の推移を示すものである。この図からも、非バスマティ米の輸出額が横ばいになっており、また小麦の輸出額が減少傾向にあることが分かる。一方でバスマティ米の輸出額は引き続き増加傾向にあり、2005/06年には量としては純輸出量の約24%に過ぎないのに対して輸出額では純輸出額の約45%を占めている。

本稿は、このような穀物輸出、特に非バスマティ米と小麦の輸出のトレンドの変化が、「公的分配システム(Public Distribution System, PDS)」と呼ばれるインドの食料管理制度の動向に大きく規定されていることを説明する。そして、1990年代から現在に至るPDS改革の流れを概観した上で、インドの今後の穀物輸出の動向について考察する。

2. インドの穀物貿易政策

まず、1990年代以降のインドにおける穀物貿易政策の変遷について論じる⁽³⁾。

1980年代から1990年代初頭にかけて、インドの農業部門は輸出制限と為替レートの過大評価による実質的な課税を受け続けてきた。農産物に対しては、国内の食料安全保障のために輸出割当や輸出最低価格といった様々な手段をもって輸出が規制されており、また多くの品目について国家貿易企業による数量制限が実行されてきた。1991年から始まった経済改革により、中間財や資本財については大半の輸出補助金や輸入割当(QR)が撤廃された。また、関税の引き下げと品目ごとの関税率の格差の縮小、輸出が禁止されている品目の数の削減なども行われた。しかし、農産物を含む消費財の輸入割当制度は大半が存続したため、農産物については経済改革による貿易自由化は波及しなかった。このため、インドの農産物貿易政策は「余剰があれば輸出を許可し、不足があれば輸入を許可する」という伝統的な姿勢から依然として変わらなかった。ただし、マクロ政策の改革の一部は農業部門にも影響を及ぼした。例えば、経済改革の一つとして為替の切り下げと変動相場制への移行が行われたためルピー安となり、一次産品の輸出が増加した。

農産物貿易の部門で本格的な改革が始まったのは、インドがGATTに引き続き1995年に設立されたWTOに加盟し、国際貿易体制の一員となった以降のことである。この間の輸出入政策の変遷については表1、2にまとめてある通りである。UR合意に従って、インドは安全、宗教上の理由などで認められた632品目を除いて輸入割当の対象品目を撤廃した。しかし、インド政府は同時に国際収支が赤字である国には輸入制限を認めるGATTの国際収支条項(BOP条項)を根拠にしてさらに1,482品目について輸入割当を維持した。これは米と小麦を含む全ての基礎的農産物と加工食品を含むものである。

しかし、経済改革以降の経済が改善・安定化していくのに伴い、インドの主要貿易相手国はインドの国際収支条項に基づく輸入割当の維持に抗議するようになった。このため、インドはオーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランド、日本と交渉を行い、相互合意を形成した。しかし、アメリカはこの合意に賛成せず、最終的にはアメリカの提訴によって1997年11月に紛争調停委員会が設置された。そして、1999年8月に出た裁定はインドの主張を全面的に退けるものとなった。これにより、インドは2001年4月から徐々に輸入割当を撤廃・関税化することを余儀なくされた。現在では、輸入割当が行われているのは食品安全上の理由に基づく関税表の0.5%の品目に過ぎない。

ただし、関税化そのものは現時点では実質的な効果を持つものではない。まず、輸入割当の撤廃と同時に実行関税は引き上げられた。GATT体制下ではインドの穀物輸入は関税化されていなかったため、インドは穀物を含むかつて数量制限を行っていた品目に対して高い譲許関税率を設定することが可能であった。これにより、穀物輸入の自由化と同時に輸入関税の引き上げが行われた(表3)。さらに、肥料、灌漑、電気、農業資金などに対する莫大な補助金(合計でGDPの2.7%にも達する)は存続しており、実質的に非関税障壁を生み出している。こうした補助金は、緑の政策に分類されるものか、あるいはWTOが「低所得か資源不足の生産者」に限って途上国に対して認めているものである。

表 1 : インドの穀物輸入政策の変遷 出典 : Bathia (2006)

1991 年時点の輸入政策				
品目	独占化の実施機関	包括輸入許可制 (OGL)	数量制限	免許制
小麦	Yes/FCI	Yes	Yes	Yes
米 (非バスマティ)	Yes/FCI	Yes	Yes	Yes
バスマティ米	Yes	Yes	Yes	No
2002 年時点の輸入政策				
品目	独占化の実施機関	包括輸入許可制 (OGL)	数量制限	免許制
小麦	Yes/FCI	Yes	Yes/BOP 条項に基づく	Yes
米 (非バスマティ)	Yes/FCI	Yes	Yes/BOP 条項に基づく	Yes
バスマティ米	Yes	Yes	No	No

注 : 製粉・精米のみを行い再輸出する場合には無関税で輸入可能である。

表 2 : インドの穀物輸出政策の変遷 出典 : Bathia (2006)

1991 年時点の輸出政策				
品目	独占化の実施機関	包括輸入許可制 (OGL)	最低輸出価格	免許制/登録制
小麦	No	Yes	No	免許制/APEDA
米 (非バスマティ)	No	Yes	Yes	免許制/APEDA
バスマティ米	No	Yes	Yes	免許制/APEDA
2002 年時点の輸出政策				
品目	独占化の実施機関	包括輸入許可制 (OGL)	最低輸出価格	免許制/登録制
小麦	No	No	No	登録制/APEDA
米 (非バスマティ)	No	No	No	登録制/APEDA
バスマティ米	No	No	No	登録制/APEDA

注 : 輸出には輸出税 (export cess) が賦課される。
APEDA とはインドの農産物輸出を管理する機関の略称である。

表 3 : インドの穀物輸入の関税率 出典 : Bathla (2006)

	米 (非バスマティ)	小麦
1991-92	0	0
1999-00	0	0
2000-01	92	108
2001-02	70-80	100
2002-03	70-80	100
2003-04	70-80	100

その後、穀物の輸入政策は徐々に自由化に向かいつつあるが、その進捗は遅々たるものである。特に穀物の輸入独占(*canalization*)制度は現在でも存続している一方で、段階的に例外措置が設けられている。例えば、全ての形態の米の輸入はインド食料公社によって独占化されていたが、1997年5月に政府は低品質の米の輸入を自由化し、民間の貿易業者が低品質の米を無関税で輸入することを許可した。また、小麦の輸入独占については、1999年3月から製粉業者が政府機関を通さずに加工用の小麦を輸入することが許可された。

以上のような輸入制限が続く一方で、輸出制限については1994年から段階的に自由化が行われ、現在では穀物の輸出制限は既に廃止されている。改革の内容には、国家貿易の対象となる品目数の削減、輸出割当の緩和、輸出最低価格の廃止、輸出のための資金供与の緩和などが含まれる。米の輸出については最低輸出価格を遵守すること及び APEDA との契約を結ぶことを条件として1994年10月から輸出規制が撤廃された。図1において、1995年以降の米輸出量が急増しているのはこのためである。小麦については、当初は国際収支条項を理由として輸出制限が行われ、また数量制限、免許制、輸出割当、最低輸出価格などが適用されていた。このうち、最低輸出価格制については米・小麦とも1994年に廃止された。また、2002年4月には米・小麦の輸出制限は廃止された。

また、バスマティ米については独自の輸出促進政策が行われている。まず、Punjab 州の一部にバスマティ米の輸出のための特別地域を設けている。この特別地域では、品質を維持するために品種ごとに分離した生産が行われ、また純粋な種子の提供や土壌・灌漑の管理などを受けることができる。また、その他の地域でも“Super Basmati”と呼ばれる新品種の開発や、精米用の施設の近代化などが推進されている。

3. PDS 改革と穀物貿易への影響⁽⁴⁾

第2節ではインドの穀物輸出政策の変遷を見たが、米の輸出規制を1994年に緩和したこと以外に大きな変化があるわけではない。それでは、第1節で見たような穀物輸出量の大幅な変化は何故起きたのであろうか。これは、一言で言えば「公的分配システムの運営上の問題によって何度か過剰問題が発生し、その過剰分を安い価格で国際市場に放出したため」である。以下、公的分配システムの概要を説明し、輸出量の変動の背景にある要因について考察する。

3.1 公的分配システムの概要とその問題点

インドでは公的分配システムという食料の配給制度が穀物市場の中で大きな役割を果たしている。この制度には、①低所得層に対する食料安全保障の供給②緩衝在庫による価格の安定化③買い上げ価格の保証を通じた生産インセンティブの供給、という三つの目的がある。同制度の対象品目は、米と小麦に加えて砂糖、食用油、燃料油などが含まれている。米と小麦については、2000年以降では分配用の買い上げが生産量の20%を超えている。

公的分配システムは、インドの食料・公的分配省が、中央政府機関であるインド食料公社を通じて実行するものである。インド食料公社は、政府が定める「最低支持価格」の水準で農家から穀物の買い上げを行い、買い上げた穀物の貯蔵や輸送などを行う。この際、買い上げ量の上限は設けられていない。一方、穀物の消費者への分配は州政府の責任で行われ、公正価格店と呼ばれるネットワークを通じて、政府が定める「中央売り渡し価格」の水準で消費者に穀物を販売する。穀物の買い上げは生産に余剰がある地域で集中的に行われ、穀物が不足している州まで運搬される。

インドにおける公的分配システムは、1960年代半ばに発生した大規模な飢饉の反省から生まれたものである。それ以来、流通の非効率性や配給の都市部への偏りといった問題はあるものの、1970、1980年代には制度そのものには大きな問題はなく機能してきた。しかし、1990年代に入ると最低支持価格の水準が急速に引き上げられるようになった。これには様々な理由が考えうるが、農産物の最低支持価格の引き上げを要求する政治的圧力が背景にあったことは間違いない。しかし、最低支持価格の上昇は農家が政府に生産物を売却するインセンティブを高めるため、政府は農家からの買上数量を増大せざるを得ず、穀物買い上げと在庫保管のために財政負担の高騰を招いた。

また、最低支持価格と同時に中央売り渡し価格も引き上げられたことから、政府在庫からの配給量の減少を招いた。特に安価な配給穀物に依存していた貧困層にとって穀物価格の引き上げは大きな打撃であり、図3が示すとおり、1990年代後半に入ると穀物の消費量が急激に低下した。インドでは飢餓や栄養不足が依然として深刻であることを考えると、インドの食料事情が穀物消費の減少局面に入ったとは考えにくい。このため、食料消費の減少は公的分配システムの配給価格である中央売り渡し価格の引き上げと、それに付随する小売価格の上昇の影響によるものであるとする見方が一般的である⁽⁵⁾。

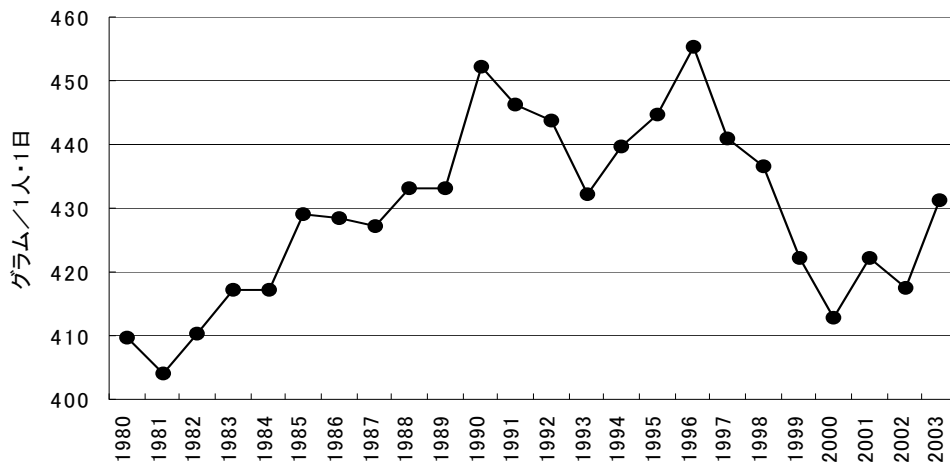


図3：穀物の一人一日当たり消費量の推移（三カ年移動平均）

出典：Economic Survey, Ministry of Finance

3.2 1990 年代における PDS 改革

以上のように、公的分配システムに関する運営上の失敗により穀物需給のバランスが崩れ、政府は過剰な穀物在庫と膨大な財政負担を抱え、また貧困層の食料不安が増すこととなった。これに対して 1997 年にまず導入されたのが、貧困線以下(Below Poverty Line, BPL)の家計を貧困線以上(Above Poverty Line, APL)の家計よりも優遇する「受益者選別型公的分配システム」(Targeted PDS, TPDS)である。この貧困線は、一定の食料消費に必要となる所得水準に基づき決められている。APL 家計向けの中央売り渡し価格は食料の調達費用の水準であるのに対して、BPL 家計向けには調達費用を下回る逆ザヤの価格が設定される。例えば、1997/98 年の中央売り渡し価格は、APL 家計向けには小麦、米でそれぞれ 100kg あたり 450, 700 ルピーであったのに対して、BPL 家計向けにはそれぞれ 100kg あたり 250, 350 ルピーに設定された。

これと同時に、過剰在庫を処理するために政府在庫からの穀物の輸出向け売却が 1990/91 年から 1996/97 年にかけて行われた（表 4）。国際市場が薄い米の市場にとって 1995/96 年の約 160 万トンという輸出量は大きなものであり、国際市場にも強い影響を与えた。また、過剰在庫の処理を目的として、輸出向け売却だけではなく国内市場向け売却も行われた。小麦については、1993/94 年から 1996/97 年の間に公的分配システムを通じて配給された量が 2,650 万トンであるのに対して、同じ期間で輸出向け売却と国内市場向け売却により処分された量は 1,860 万トンにも達した。

表 4 : 1990 年代における政府在庫からの輸出向け売却の数量

単位 : 万トン 出典 : Department of Food & Public Distribution

年	1990-91	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1996-97
米	1.0	5.3	2.6	4.0	0.2	149.0	5.2
小麦	20.1	73.1	2.0	0	0	9.5	37.9
合計	21.1	78.4	4.6	4.0	0.2	158.5	43.1

しかし、公的分配システムが危機に陥った根本的な原因は最低支持価格と中央売り渡し価格の引き上げであり、TPDS の導入や過剰在庫の処分などは表面的な改革に過ぎない。1998 年からは政府が保管する穀物在庫が急速に積みあがり、適正とされる穀物在庫の水準が 1,000 万トン程度であるのに対して、在庫のピークである 2001/02 年には 5,000 万トンを越える途方もない過剰が発生してしまった。このため、インド政府は 2000 年代に再び PDS 改革に取り組まざるを得なくなった。

3.3 2000 年代における PDS 改革

改革の方針を定めるために、インド政府の「長期の穀物政策に関する高レベル委員会」は 2002 年 7 月に PDS 改革に関する報告書を刊行した。この報告書は、それ以降の PDS 改革を強く規定するものとなっている。改革の内容は、穀物在庫の処理に関するものと、穀物流通に関するものの二つに分類することが出来る⁽⁶⁾。このうち、過剰在庫の処理については、①最低支持価格の引き下げ②中央売り渡し価格の引き下げと家計当たりの割当量の増大③厚生計画の拡大④国内市場向け売却や輸出向け売却の増加などが行われた。

● 最低支持価格の引き下げ

過剰在庫が発生した最大の原因は高水準に設定された最低支持価格にあったことは明らかであった。このため、過剰在庫を処理するために最低支持価格の引き下げが実行された。図 4 は 1990-91 年から 2004-05 年までの最低支持価格の名目価格、実質価格の推移を示したものである。図から分かるとおり、1999 年までは価格の急激な上昇が起きており、これが過剰在庫と財政負担、また作付けが米と小麦に過度に集中してしまうことの原因となった。これに対して 2000 年以降の動向を見ると、2002-03 年には最低支持価格が据え置きとなっている。小麦と米の価格が両方とも引き上げられなかったのは 1960 年代半ば以来で初めてのことである。2003-04 年には、2002-03 年に発生した旱魃のショックを緩和するためもあるが名目価格が再び引き上げられているが、その伸び率は小さい。インフレーションが進行しているため、実質価格で見ると最低支持価格は 2000-01 年から減少が続いている。

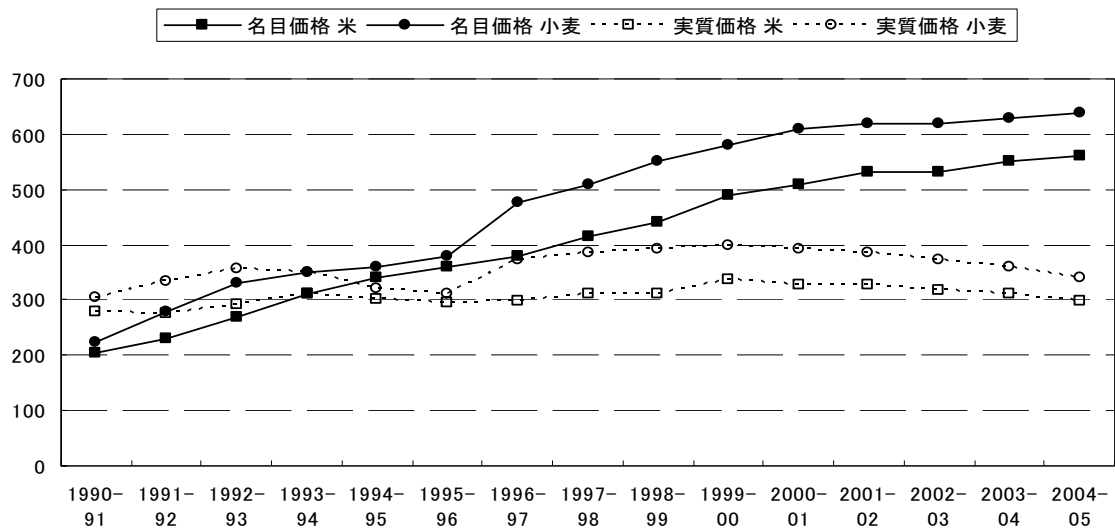


図4：米と小麦の最低支持価格の推移（単位：ルピー／100kg） 出典：Reserve Bank of India
（価格の実質化には総合卸売物価指数を使用，基準年は1993－94年）

- 中央売り渡し価格の引き下げと家計当たりの割当量の増大

2001/02年にAPL家計向けの穀物価格が大幅に引き下げられ、小麦・米ともに価格が26.5%の引き下げとなった（図5）。BPL家計向け価格は2000年7月から、APL家計向け価格は2001年7月から据え置きとなっているが、インフレーションの影響で実質的には価格低下が続いている。この結果、従来のTPDSでは事実上排除されていたAPL家計が配給穀物にアクセスできるようになり、放出量が増加した。また、中央売り渡し価格の引き下げは、自由市場における販売価格にも波及しており、実質価格で見ると穀物の価格は10年前の水準に復帰しつつある。このことは、穀物の消費量を増加させただけでなく、穀物価格の上昇によるインフレーションへの悪影響をも抑制したと考えられる。

同時に、TPDSにおける家計当たりの割当量の増大も行われた。TPDSの開始以降では、BPL家計向けにのみ穀物配給量が増えており、APL家計向けの割当は抑制されてきた。しかし、過剰在庫が問題になってからは、放出量の増加を通じた過剰在庫の処理を促進するためにAPL家計に対しても配給を行う必要に迫られた。このため、2002年1月から全ての家計分類に共通しての配給量が一か月あたり35kgとされた。このことも、特にAPL家計向けの放出量の増大に貢献したと考えられる。

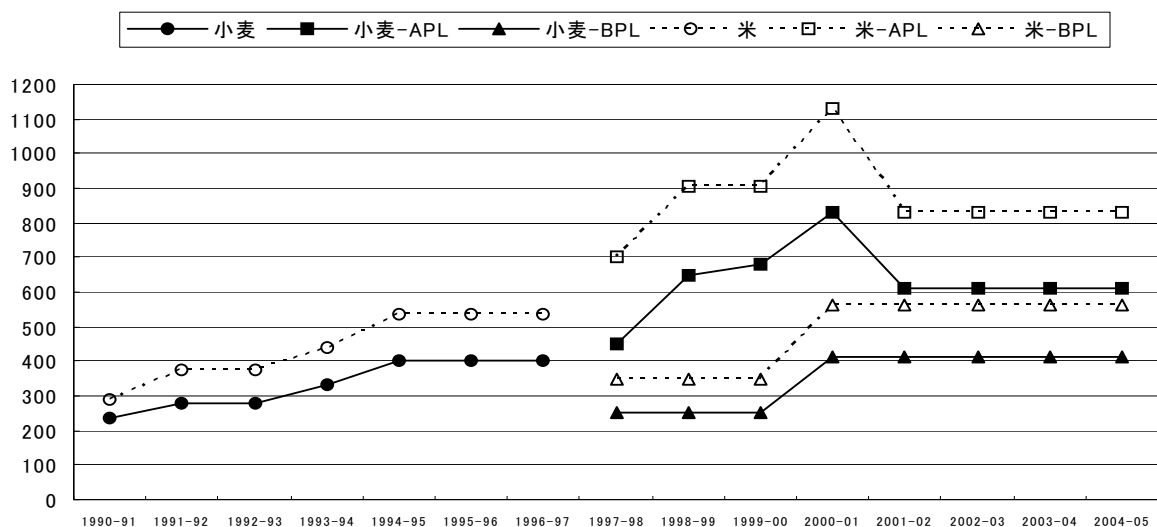


図5：米と小麦の中央売り渡し価格の推移（単位：ルピー／100kg）

出典：Economic Survey, Ministry of Finance

- 厚生計画の拡大

過剰在庫を処理するために、既存の分配システムを通じた放出量の増大だけでなく、様々な厚生計画の中での穀物の放出が実行された。例えば、公共事業などの賃金を食料によって支払うことにより雇用を創出する食料援助計画(Food for Work)が拡充された。また、2001年からは、BPL 家計に分類される 6,520 万家計（2001 年当時）の中でも最も貧しい 1,000 万家計に対して、「アントダヤ食料計画」が開始された。これは、対象となる家計に対して、BPL 家計向け価格よりも更に優遇された価格で配給を行う制度である。対象となる家計は村の寄合において決定され、選ばれた家計は 1 ヶ月に世帯あたり 35kg の食料を小麦ならば 2 ルピー/kg、米ならば 3 ルピー/kg で買うことができる。制度の対象者は 2003 年と 2004 年にそれぞれ 500 万家計が追加されており、現在の対象家計は 2,000 万世帯となっている。

- 国内市場向け売却や輸出向け売却の増加

過剰在庫の処理で中心的な役割を果たしたのは、輸出向け売却および国内市場向け売却であった。1990 年代に一度輸出向け売却が行われた後、政府在庫からの輸出向け売却が再開されたのは 2000 年のことであり、表 5 が示すとおりこの時期には政府在庫から大量の穀物が輸出された。図 1、2 に示したような 2000 年代における大規模な穀物輸出の大半は、政府在庫からの輸出向け売却によるものとなっている。なお、2003 年 8 月 11 日に政府在庫からの新規の輸出は停止された。それ以降は穀物の政府在庫からの輸出は行われておらず、また輸入も行われていない。これに伴い、2004 年以降のインドの小麦輸出量は大きく減少している。

表 5：2000 年代における政府在庫からの輸出向け売却の数量

単位：万トン 出典：Department of Food & Public Distribution

年	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05
米	4	235	807	307	9
小麦	204	397	679	707	75
合計	208	632	1486	1014	84

しかも、蓄積されていた穀物の品質が劣化していたこと、および国際市場の価格よりもインドの穀物価格が高かったことから、売却価格はインド食料公社にとって逆ザヤとなる BPL 家計向けの放出価格の水準に設定された。しかも、国内価格が国際価格を上回っていたため、政府による輸出と平行して民間部門は小麦の輸入を行っていた。このため、政府は穀物輸入に高い関税をかけ、さらに輸入を管理するために政府による輸入の独占化を行うことを迫られた。更に、2000 年からは輸出補助金の供与も行っている。WTO はこうした輸出が輸出補助金の支給に当たると指摘したが、インド政府は輸出業者の輸送費用に対する補助金であるという名目で支給を続けた。

また、輸出と並ぶ在庫処理の手段となったのが、自由市場向け売却である。自由市場向け売却そのものは市場価格の安定化を目的として以前から行われていたものであるが、2000 年代には過剰在庫の処理を目的としてその規模が非常に大きくなった。この際の価格も非常に低く、穀物の調達費用を大きく下回るものであった。

以上のような手段を導入した結果として、買い上げ量は抑制される一方で、国内市場向け売却や輸出向け売却なども含む放出量は増大した。表 6 は、2000 年代における政府在庫からの穀物の放出量の推移を示すものである。1990 年代後半には買い上げ量が放出量を恒常的に上回っていたのに対して、2000 年代に入ると放出量が買い上げ量を上回るようになったことが分かる。この結果、図 6 に示すように、2001/02 年まで増加していた穀物在庫はこれ以降では大きく減少している。特に小麦については、2005/06 年の在庫量は約 200 万トンにまで減少しており、最低限の緩衝在庫量として定められている 400 万トンをも下回る水準となっている。一方で、政府が精米業者から強制的な買い上げを実行できることもあり、米の在庫は一定の水準を保っている。

表 6 : 政府在庫からの穀物放出量の内訳

単位 : 万トン 出典 : Economic Survey, Ministry of Finance

年	1999-00	2000-01	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	4月-11月	
							2004-05	2005-06
TPDS 用合計	1,708	1,204	1,384	2,034	2,419	2,957	1,885	1,946
—BPL 家計向け	700	965	1,005	1,372	1,580	1,738	1,142	986
—APL 家計向け	1,008	237	211	308	422	673	408	508
—アントダヤ食料計画								
画	—	2	168	354	417	546	335	452
厚生計画用	143	319	718	1,138	1,350	1,061	648	677
国内市場向け販売	455	149	560	566	133	25	14	34
輸出向け販売	—	149	468	1,246	1,031	97	97	0
合計	2,305	1,821	3,130	4,985	4,933	4,139	2,643	2,657

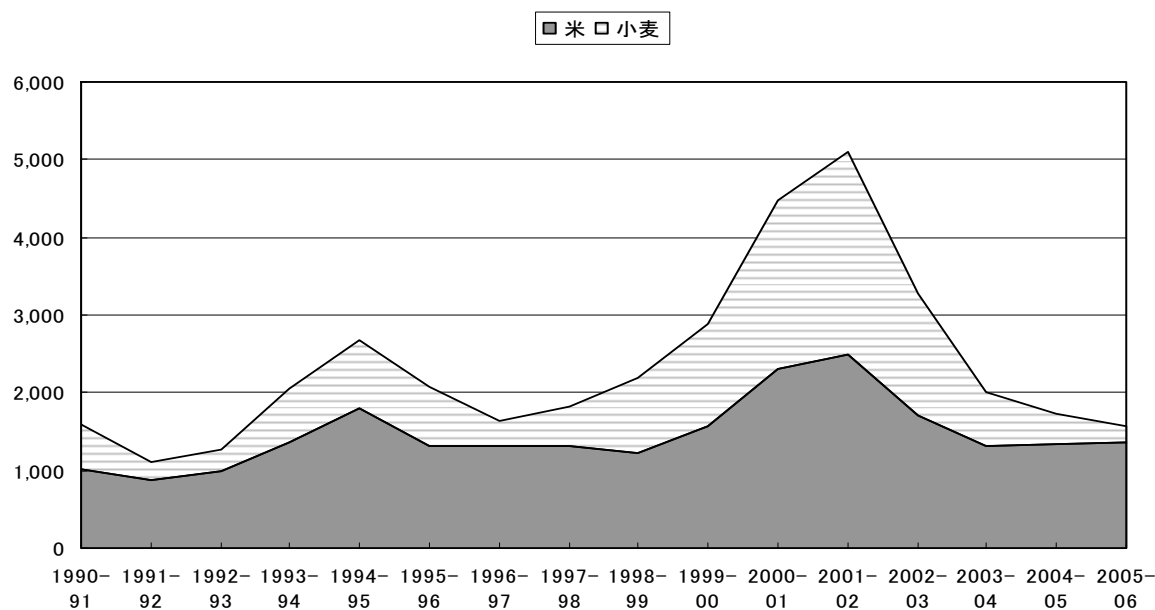


図 6 : 小麦・米の政府在庫の変動 (積み上げグラフ)

単位 : 万トン 出典 : Reserve Bank of India

以上のように、2000 年代初頭に問題になっていた過剰在庫の問題は現在ではほぼ完全に解決しており、また関連する財政負担の上昇にも歯止めがかかっている。しかし、その過程では国内に多数の飢餓人口が存在しているにもかかわらず低価格での輸出向け売却や自由市場向け売却が行われた。インド政府の見解は、穀物在庫を永久に保管することは出来ない以上、輸出向け売却や自由市場向け売却を通じた在庫処理はやむをえないというものである。しかし、Chand (2005)などの研究や The Hindu 紙などのジャーナリズムの記事では、

過剰在庫をもっと貧困層向けの配給や厚生計画に向けるべきであったとする非難の声が上がっている。

4. インドの今後の穀物貿易の見通し

それでは、今後のインドの穀物貿易はどのように推移すると予想されるだろうか。まず、1990年代から2000年代前半にかけての大規模な穀物輸出は公的分配システムに関する「政府の失敗」を原因とするものであり、農業の生産性の上昇や食料需要の減少といったインドの国内需給の動向を反映したものではないことは強調されるべきである。今後も、インドの穀物貿易の短期的な変動要因として公的分配システムの運営方針は重要である。しかし2000年代のPDS改革は基本的に政府介入による歪みを縮小する方向で動いており、この傾向が続くのであれば2000年代前半のような大規模な穀物輸出が再び起きることは考えにくい⁽⁷⁾。

インドは主要な輸出国と比較すると小麦の輸出競争力を持たないため、過剰在庫の処理など特殊な事情がない限り、大規模な穀物の輸出を行うという事態は起こらないだろう。むしろ、公的分配システムにおける小麦の買い上げ制度が弱体化していることもあり、インドの穀物需給はタイトになりつつある。このため、小麦については自給に近い水準で生産が行われ、配給用の穀物に不足が発生した時のみ政府が主体となって輸入を行うことが予想される。

バスマティ米を除く米についても、インドがタイやベトナムなどの主要輸出国に比べて輸出競争力を持たないことは小麦の場合と共通している。ただし、近年の米の国際市場がやや逼迫していること、またインド産のパーボイルド米についてはアフリカや中東などから一定の需要があることなどから、小麦に比べると米には一定の輸出競争力がある。また、米については精米業者からの強制買い上げ制度が存続しているため、公的分配システムのための数量を確保することも小麦に比べて容易である。このため、2000年代前半のような大規模な輸出は行われなくても、ある程度の規模で非バスマティ米の輸出は続くものと考えられる。一方、バスマティ米の輸出は、インド政府が高付加価値の農産物に対する輸出プログラムを行っていることもあり、今後も持続的に成長していくであろう。

ただし、PDS改革は高度に政治的な課題であり、常に経済厚生を最大化するような方向に動き続けるとは限らない。IT産業に代表される非農業部門の経済成長が続く中で、インドの農村部における相対的な貧困の度合いは強まりつつある。このため、政府が農民の政治的支持を得るために再び最低支持価格の引き上げを行い、過剰在庫の問題が再び発生する可能性は否定できない。このため、インドの穀物貿易について論じる際には、国際市場の動向や国内の需給動向だけでなく、今後のPDS改革の動向にも注目するべきである。

〔注〕

- ⁽¹⁾ 本稿では、米と小麦の輸出を穀物輸出として扱うことにする。インドで食用穀物(food grains)というと、米と小麦の他、トウモロコシ、ソルガム、ヒエ等の雑穀と豆類を含むが、米と小麦以外は貿易という観点からは無視できる規模である。また、インドは「バスマティ米」という南アジアの特産である高品質の米を主に輸出用に生産している。バスマティ米はインドの一般の米に比べてはるかに単価が高く、また国内の流通経路や輸出相手国も異なるため、本稿では通常の米（非バスマティ米）とバスマティ米を別の財として扱うことにする。また、インドが輸出する非バスマティ米の多くは「パーボイルド米」である。これは粳米を半ゆでにしてから粗すり・精米をした加工米である。なお、この時期における米の国際市場の動向については首藤・塚田（2006）を参照のこと。
- ⁽²⁾ ただし、2006-07年はアメリカ農務省による予測値であり、この中では米の貿易量についてバスマティ米、非バスマティ米の区分は行われていない。
- ⁽³⁾ 以下の内容はAthukorala (2005)、Bathla (2006)を参考にしている。
- ⁽⁴⁾ 第3節では公的分配システムと穀物需給について論じるが、バスマティ米は公的分配システムの対象に含まれないため、この節では「米」という言葉で「非バスマティ米」を意味するものとする。1990年代後半までの公的分配システムの詳細、および1990年代に行われた公的分配システム改革については、首藤（2006）を参照のこと。また、インド農業についてのより包括的な解説としては、藤田（2002）を参照のこと。
- ⁽⁵⁾ なお、1990年代後半に一人当たりの食料消費が減少した原因としては、食料価格の高騰に加えて、TPDSのターゲット化が十分に機能しなかったことも影響している。特に、本来であればBPL家計に分類されるべき家計がAPL家計と判定されてしまい、配給穀物へのアクセスが事実上失われることが大きな問題となっている。
- ⁽⁶⁾ なお、穀物流通に関する改革とは、従来は一部の地域で集中的に行われていた買い上げを全国で行うことにより流通の経費と非効率性を削減しようとする「分権的買い上げ(decentralised procurement)」制度などが中心である。
- ⁽⁷⁾ なお、藤田（2005）は前述のHigh Level Committeeの総責任者であるAbhijit Senに対してインタビューを行い、「インドが今後もコメ、小麦の輸出大国としての地位を保持していくことはないだろう」との見通しを示している。

〔引用文献〕

- 首藤久人（2006）「公的分配システムをめぐる穀物市場の課題」（内川秀二編『躍動するインド経済－光と陰－』アジア経済研究所）pp. 77-125。
- 首藤久人・塚田和也（2006）「米の輸出市場の動向とインド国内政策」『農業経済研究別冊 2005年度日本農業経済学会論文集』pp. 594-601。
- 藤田幸一（2002）「インド農業論」（絵所秀紀編『現代南アジア2 経済自由化のゆくえ』東京大学出版会）pp. 97-119。
- 藤田幸一（2005）「インドの農業・貿易政策の概要」『アジア・大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業報告書』農林水産省。
- Athukorala, Prema-Chandra (2005) "Agricultural Trade Policy Reforms in India," *South Asia Economic Journal*, 6 (1), pp. 23-36.
- Bathla, Seema (2006) "Trade Policy Reforms and openness of Indian Agriculture: Analysis at the Commodity Level," *South Asia Economic Journal*, 7 (1), pp. 19-53.
- Chand, Ramesh (2005) "Whither India's Food Policy? - From Food Security to Food Deprivation," *Economic and Political Weekly*, 40 (11), pp. 1055-1062.

第5章 AFTA の現状とアセアン諸国の貿易動向

松本 隆平

1. はじめに

アセアンとは、東南アジア諸国連合⁽¹⁾の略称であり、1967年8月8日にインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイの5か国により結成された地域協力機構である。設立時にこれら5か国の外相により署名された「バンコク宣言」によれば、アセアンの目的として、以下の7項目が挙げられている。

- 1) 東南アジア諸国の繁栄と平和の共同体としての基盤を強化するために、平等と協調の精神に基づく共同努力を通じ、アセアン地域の経済成長、社会の進歩及び文化的な発展を加速すること
- 2) 地域内の国々間の関係に関する司法と法律を遵守することと国連憲章の原則の信奉を通じ、地域の平和と安定を促進すること
- 3) 経済、社会、文化、技術、科学及び管理分野における共通の利益に関する事項に関する積極的な協働作業と相互協力
- 4) 教育、職業、技術及び管理分野での訓練と研究施設の相互の協力供与
- 5) 農業及び産業のさらなる活用、世界の商品貿易の問題点の研究を含む貿易の拡大、交通、通信施設の改良と人々の生活水準の向上のためのより効率的な協働
- 6) 東南アジア地域の研究の促進
- 7) アセアンと同種の目的・目標をもつ既存の国際機関や地域機関との密接かつ有益な協力関係の維持とこれらの組織間のより密接な協力関係を築くためのあらゆる方策の探求

このバンコク宣言の考え方に即して、アセアン地域内ではアセアン事務局をコーディネーターとし、様々な協力が行われてきた。また、アセアン地域協力の主要担当官庁は各国とも外務省と経済省であり、なかでも、経済省は貿易・投資の自由化に大きな関心を有していることから、1990年以降は、その協力の重点が貿易・投資の自由化に移っている。本稿では、AFTA⁽²⁾の発足から現在に至るまでの進展状況とそのなかにおける農産物の取扱い及びAFTAが農産物を含めた貿易動向にどのような影響を与えたかについて記述する。また、併せて、アセアン各国にとってのセンシティブ品目については、AFTA上特別の取扱いをしていることから、この特別扱いの品目を各国別にリストのかたちで掲載しており、アセアン諸国との貿易交渉戦略を考えるにあたっての参考資料としても活用できるように編集している。

2. AFTA の現在までの経緯

(1) AFTA

AFTA とは、アセアン自由貿易地域（ASEAN Free Trade Area）の略称であり、アセアン地域内の関税率を 0～5%に引き下げ、欧州連合（EU）や北米自由貿易協定（NAFTA）に相当する自由貿易地域をつくろうとする構想である。

なお、AFTA の主要な目的は、域内の関税障壁及び非関税障壁の除去等により域内貿易の自由化を図り、国際市場向け生産拠点として ASEAN の競争力の強化、域内経済の一層の活性化を図ることであり、具体的には以下の 3 点が挙げられている。

- 1) 域内貿易の活性化
- 2) 海外からの直接投資及び域内投資の促進
- 3) 域内産業の国際競争力の強化

1991 年 7 月にタイのアナン首相（当時）が提唱し、1992 年 1 月にシンガポールで開催されたアセアン首脳会議で採択されたシンガポール宣言に盛り込まれた^③。なお、関税引下げ等の具体的内容は、宣言とは別に定められた共通効果特惠関税（CEPT）協定（Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area, 1992 年 1 月 28 日調印、以下「CEPT 協定」という。）に規定されている。1993 年から 2008 年までの 15 年間で関税率を 0～5%に引き下げる自由化目標を掲げ、1993 年 1 月 1 日から CEPT スキームがスタートした。

(2) CEPT 協定による関税引下げ

まず、この CEPT 協定に基づく関税引下げに関連する事項について、記述する。

1) 対象品目

すべての工業製品（資本財、加工農産物、農産物以外のその他製品を含む。）で、農産物^④は、1993 年時点では CEPT スキームの対象外とされていた（第 3 条）。

2) 品目分類

以下の 3 つに分類されている。

ア) 組込み品目

イ) 一般例外品目：①国家安全保障、②公共の道徳、③人間、動植物の生命と健康の保護、④芸術、歴史及び考古学上の価値を有する製品の保護のために必要な手段と考えられるもの

ウ) 暫定除外品目：それぞれの国にとってセンシティブな品目で、暫定的に CEPT スキームに組み込む準備のできていないもの

3) 関税引下げ方法

ア) 20%を超える関税

1993年1月1日時点において20%を超える製品の関税率の引下げについては、同年1月1日から起算して5～8年間以内⁶⁾に20%まで引き下げる。その際、(現行関税率－20) % ÷ 5～8年の引下げフォーミュラを使うよう推奨されている。

なお、関税率が20%又はこれより低い水準まで引き下げられた時点から7年間以内に目標の0～5%まで引き下げる。引下げ率は、一回の引下げにつき最低でも5%とするが、その実施方法は各国の判断にゆだねられる。また、引下げの開始時には、引下げスケジュールを公表することとなっている。

イ) 20%以下の関税

1993年1月1日時点において20%以下の製品の関税率の引下げについては、各国が引下げ計画をたてて、引下げスケジュールを公表する。

また、ア)、イ)による関税引下げ方法以外に、複数のメンバー国が特定の製品について加速的に引下げを行うことも可能となっている。

4) 原産地規則

製品のうち少なくとも40%がアセアン域内で生じた場合にCEPTの対象となる。

なお、原産地規則は、その後2003年9月1日に開催された第17回アセアンAFTA協議会で了承された「AFTACEPTスキームの原産地規則」によって、その詳細が規定されている。

その主な内容は、以下のとおりである。

CEPTの対象となりうるのは、次の2つの場合である。

① 輸出側のアセアン加盟国において、すべて生産又は、採取された場合

(例えば、当該輸出国の土地又は水から抽出された鉱物、当該輸出国で収穫された農産物、当該輸出国で生まれた又は育った家畜等が該当する。)

② 輸出側のアセアン加盟国において、生産又は採取されなかった場合

最終加工工程がアセアン加盟国内で行われ、その現地調達率が40%を超えていなければならない。この現地調達率には、他のアセアン加盟国からの部品・原材料調達に係る分も算入できることとなっており、アセアン累積原産(アセアンコンテンツ)と呼ばれている。

なお、現地調達率40%の計算方法は、以下のよう示されている。

$$\frac{[(\text{非アセアン原材料} \cdot \text{部品価格}) + (\text{原産地が特定できない原材料} \cdot \text{部品価格})]}{\text{製品のFOB価格}} \times 100\% \leq 60\%$$

すなわち、FOB価格(本船渡し価格)に占めるアセアン域外国からの調達部材の価格の割合が60%以下であれば、CEPTの対象となる。

その後、2004 年 9 月 2 日に開催された第 18 回アセアン AFTA 協議会で、原産地規則の運用緩和を目的として、現地調達率の計算に際し、「部分的累積」を認めることが合意された。しかし、2004 年 9 月時点では、部分的累積の具体的基準は決められておらず、2005 年 4 月 26 日のアセアン経済閣僚会議で、20%以上がアセアン加盟国で生じた材料、製品等については、部分的累積にカウントすることが決まった。

この運用緩和のメリットを例示すると以下のとおり。

インドネシア製の 70 ドルの部品 A（ただし、ローカルコンテンツ 20%）をタイが輸入して、タイ国内で調達した 30 ドルの部品 B と合わせて、100 ドルの完成品 C を組み立て、マレーシアに輸出する場合、従来方式であれば、アセアンコンテンツに算入できる部材は、その部材自体のアセアンコンテンツが 40%以上という条件が課せられていたため、インドネシア製の部品 A ($A \times 20\%$ （ローカルコンテンツ）=14 ドル）が CEPT の対象外とされていた。

ところが、今回の部分的累積ルールを導入により、部品 A $\times 20\%$ （ローカルコンテンツ）=14 ドルがアセアンコンテンツの一部としてカウントできるようになり、14 ドル+部品 B30 ドル／製品 C=44%となり、タイからマレーシアへは CEPT 税率で輸出できることになった。

5) CEPT の下での輸入急増に対する緊急措置

CEPT の下である製品の輸入が急増し、この品目と直接・間接に競合する輸入国の産業分野に重大な損害を与え又は与えるおそれがある場合は、輸入国は、その損害の防止及び救済のために必要な程度と期間において、一時的かつすべての加盟国に対して CEPT による優遇措置を停止することができる。この場合には、閣僚級の評議会に直ちに報告することとされている。そして、この措置は、その後、メンバー国間で協議されることとなる。

なお、加盟国は、現存する国際的な義務に対する権利を失うことなく、その外貨準備高の著しい減少のおそれを事前に防止する又は、その減少を阻止する観点から、数量制限を設けること又は強化すること、又はその他の輸入制限措置を講ずることを必要とする場合は、その譲許の価値を守るように義務を果たさなければならないとされている。

(3) CEPT 協定によるその他の規定

次に、CEPT 協定に基づく数量制限等の撤廃について記述する。

1) 数量制限と非関税障壁

加盟国は、CEPT スキームのもとで、すべての製品に関する数量制限を撤廃しなければならない。

また、数量制限以外の非関税障壁については、製品の譲許の享有後 5 年間以内に徐々に撤廃しなければならない。

2) 外国為替規制

CEPT スキームでの貿易商品の支払いとその支払いの本国への送金については、外国為替規制の観点からガット 18 条等により認められている数量制限を課することができる権利の例外としなければならない。

3) 他の協力分野

貿易自由化を補完するための国境・非国境分野でのさらなる協力の手段を探索する。基準の統一、製品のテストと証明に関する相互認証、外国投資に関する障壁の撤廃、マクロ経済の協議、公平な競争のためのルール、ベンチャー資本の振興を含む。

4) 譲許の維持

この協定に位置づけられている場合を除き、関税評価の方法の適用、貿易を制限するいかなる新たな課徴金や措置などの導入により、合意されたいかなる譲許も無効にする又はその価値を減じてはならない。

(4) AFTA での関税引下げの前倒し

1) 第 5 回アセアン経済閣僚会議での 5 年間の前倒し

1994 年 9 月 21 日に開催された第 5 回アセアン経済閣僚会議では、関税削減の目標年度を当初合意した 2008 年から 5 年前倒しし 2003 年とすることを決定した。また、暫定除外品目については、1995 年 1 月から組込み品目リストへの移動を開始し、5 年以内に毎年 20% ずつの品目を、徐々に移動させる、また、最初の移動は 1996 年 1 月 1 日までに完了することが決まった。さらに、農業セクターを CEPT スキームに含めることが合意されたが、農産物の取扱いについては、下記の (7) で詳しく記述する。

なお、上記の関税削減の目標年度の 5 年前倒しについては、1995 年 12 月 15 日に調印された「アセアン経済協力強化に関する枠組み合意の修正議定書」及び「AFTA の CEPT 協定に関する修正議定書」により、協定として実現した。この修正議定書に基づき、1993 年から始まった従来の関税引下げスケジュールが、以下のとおり前倒しされた。

ア) 20% を超える関税

1993 年 1 月 1 日から起算して 5 年間以内⁶⁾に 20% まで引き下げる。

その際、 $(\text{現行関税率} - 20) \% \div 5$ 年の引下げフォーミュラを使うよう推奨されている。

なお、20% まで引き下げられた時点から 5 年間以内に目標の 0~5% まで引き下げる。引下げ率は、一回の引下げにつき最低でも 5% とするが、その実施方法は各国の判断にゆだねられる。また、引下げの開始時には、時期・方法を公表する。

イ) 20% 以下の関税

1993 年 1 月 1 日時点において 20% 以下の商品の関税率の引下げについては、各国が引下げ計画をたてて、その引下げスケジュールを公表する。

また、ア)、イ)による関税引下げの方法以外に、複数のメンバー国が特定の製品について加速的に引下げを行うことも可能となっている。

2) アジア経済危機に対応した関税引下げの前倒し

1997年7月2日のタイバーツ下落に端を発し、アセアン各国に大きな影響を与えたアジア経済危機に対する対応策の一つとして、1998年12月16日に開催された第6回アセアン首脳会合において、関税削減の目標年度のさらなる前倒しが決定され、「1998年ハノイ宣言」の一部としてとりまとめられた。これは、アセアン地域を開かれた市場として維持することが、当該地域の通貨と経済を強化・安定させ、長期的な海外直接投資を引きつけることになるとの考え方による。また、ハノイ宣言と同時に出された「第6回アセアン首脳会合の勇気ある手段に関する声明」には、貿易自由化の加速化の内容が以下の通り記述されている。

先進6か国は、関税削減の目標年度を2003年から2002年に前倒しする。また、2000年までに最低でも90%の品目を0~5%へ引き下げる。これは、アセアン域内貿易の90%に相当する。

アセアン先進6か国は、それぞれ2000年までに、CEPT組込み品目のうちの少なくとも85%の品目の関税率の0~5%への引下げを達成する。また、2001年までに、CEPT組込み品目のなかで0~5%の関税率の品目数を少なくとも90%まで増やす。そして、2002年までには、いくつかの品目についての柔軟性（例外措置）は認めるものの、原則として組込み品目リストのすべての品目の関税率を0~5%へ引き下げる。

また、新メンバーについては、ベトナムが2003年まで、ラオスとミャンマーは2005年までに0~5%へ引き下げる品目数を最大化させる。また、0%へ引き下げる品目数をベトナムは2006年、ラオスとミャンマーは2008年までに拡大する⁷⁾。

加えて、アセアン各国は、できる限り速やかに、関税率をゼロまで引き下げる。また、CEPT組込み品目に入っていない品目の組込み品目リストへの移動を加速化させることに合意した。

(5) 関税撤廃への取組み

2003年1月31日に調印された「輸入関税撤廃のためのアセアン自由貿易地域のCEPTスキームに関する修正合意の議定書」により、CEPTスキームの関税引下げ目標が、従来の0~5%への引下げから関税撤廃へと高度化された。なお、当該議定書に基づく関税撤廃スケジュールは以下のとおりとなっている。

① 先進6か国

組込み品目については、2010年1月1日までにすべての輸入関税を撤廃する。(2003年1月1日までに組込み品目の少なくとも60%の輸入関税を撤廃し、残りの40%については2010年1月1日までに撤廃する。)

② 新メンバー4か国

組込み品目については、2015年1月1日までにすべての輸入関税を撤廃する。しかしながら、組込み品目の中でセンシティブと思われる品目は、2018年1月1日まで撤廃を遅らせることができる柔軟性も認めている。この場合、アセアン AFTA 協議会に対し、事前にセンシティブと思われる品目を通報することとされている。

なお、この議定書による規定は、組込み品目に対してのみ適用され、センシティブ品目及び高度センシティブ品目の取扱い、下記（6）で述べる「センシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書」に基づくことになっている。

（6）センシティブ品目及び高度センシティブ品目の取扱い

1）関税引下げ

1999年9月30日に調印された「センシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書」第3条（関税削減）には、センシティブ品目及び高度センシティブ品目の関税削減スケジュールが定められており、その内容は、以下のとおりとなっている。

現行の適用税率が、センシティブ品目の関税削減のための開始税率として使われなければならない。

センシティブ品目の関税削減については、加盟国は以下のガイドラインを使わなければならない。

① 連続して3年以上、同一税率を適用してはならない。

② 税率は少なくとも10%削減しなければならない。

すべてのセンシティブ品目の最終税率を0～5%としなければならない。

加盟国は、本議定書のアネックス3（高度センシティブ品目の関税削減⁽⁸⁾）に基づき、高度センシティブ品目の最終税率の決定に当たっては、柔軟性を有する。また、当該品目の関税率の削減は、アネックス3に従わなければならない。

次に、本議定書のアネックス1及び2により、アセアン各国の高度センシティブ品目リスト及びセンシティブ品目リストについて国ごとに概観する。

アネックス1の高度センシティブ品目リストを提出している国は、インドネシア、マレーシア及びフィリピンの3か国で、いずれも米をあげている（第1表）。なお、新メンバー4か国は、高度センシティブ品目を有していない。

また、アネックス2のセンシティブ品目リストについては、ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ及びベトナムの8か国が提出しており、そのほとんどがHSコード分類の1類から24類の農産品となっている（第2表）。

なお、同議定書第2条（タイムフレーム）によれば、先進6か国については、センシティブ品目のCEPTスキームへの組込みを2001年1月から開始することを原則とし、2010

年までに組込みを完了することとなった。ただし、開始時期については、2003 年 1 月までの 2 年間遅らせることができる柔軟性が認められた。

また、新メンバー4 か国については、ベトナムが 2004 年 1 月から開始し、2013 年までに組込みを完了することとなった。ただし、開始時期については、2006 年 1 月までの 2 年間遅らせることができる柔軟性が認められた。一方、砂糖については、スケジュールを前倒しし、2010 年 1 月までに組込みを完了することとなっている。

ラオスとミャンマーについては、2006 年 1 月から開始し、2015 年までに組込みを完了することとなった。ただし、開始時期については、2008 年 1 月までの 2 年間遅らせることができる柔軟性が認められた。

カンボジアは、2008 年 1 月から開始し、2017 年までに組込みを完了することとなった。ただし、開始時期については、2010 年 1 月までの 2 年間遅らせることができる柔軟性が認められた。

一方、高度センシティブ品目の CEPT スキームへの組込みについては、2001 年 1 月から開始し、2010 年 1 月までに組込みを完了することとなった。ただし、開始時期については、2005 年 1 月まで遅らせることができる。なお、2005 年時点で高度センシティブ品目を有している国は、インドネシアのみである。

2) 輸入数量制限やその他の非関税障壁の取扱い

センシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書第 4 条（輸入数量制限）及び第 5 条（非関税障壁）によれば、輸入数量制限⁹⁾については、6 か国は 2010 年 1 月 1 日までにセンシティブ品目及び高度センシティブ品目に係るすべての数量制限を撤廃しなければならないこととなっている。

また、新メンバー4 か国については、ベトナムが 2013 年 1 月 1 日まで、ラオスとミャンマーが 2015 年 1 月 1 日まで、カンボジアは 2017 年 1 月 1 日までにこれら品目に係るすべての数量制限を撤廃しなければならないとされている。

その他の非関税障壁についても、輸入数量制限の取扱いと同様に、6 か国は 2010 年 1 月 1 日までにセンシティブ品目及び高度センシティブ品目に係るすべてのその他の非関税障壁を撤廃しなければならないこととなっている。また、新メンバー4 か国については、ベトナムが 2013 年 1 月 1 日まで、ラオスとミャンマーが 2015 年 1 月 1 日まで、カンボジアは 2017 年 1 月 1 日までにこれら品目に係るすべてのその他の非関税障壁を撤廃しなければならないとされている。

しかしながら、これらの非関税障壁の撤廃・削減は進んでいないようで、2003 年 9 月 1 日に開催された第 17 回アセアン AFTA 協議会では、このことに対する深刻な懸念が各国経済閣僚から示された。そして、次回のアセアン AFTA 協議会までに、削減の行程と削減の最終期日を決めるよう勧告した。これを受け、アセアン各国からアセアン事務局に非関税障壁に関するデータが提出され、第 18 回アセアン AFTA 協議会では、アセアン非関

税障壁データベース⁽¹⁰⁾が構築された。また、データベースには載っていないものでも、民間セクターにとって非関税障壁と考えられるものがあれば、民間セクターからアセアン事務局に通報することができる仕組みができた。

3) 高度センシティブ品目に対する追加的な柔軟性としての特別セーフガード

センシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書のアネックス 4 により、高度センシティブ品目に対する特別セーフガードの発動要件等が定められている。これによると、高度センシティブ品目について他のアセアン加盟国からの輸入が発動レベルに達した時には、加盟国は、CEPT で適用している関税率を MFN レベルまで引き上げることができる。事実上、輸入の急増がその製品の国内生産者を脅かす場合は、アセアン加盟国に与えられている譲許は停止するとされている。

なお、発動のレベルは、以下の計算式に基づく。

$$V = A3 \times (1 + ASG) \times (1 + DG)$$

V : 発動するための輸入量

A3 : 過去 3 年間の他のアセアン諸国からの平均輸入量 (3 年間のデータについては、
昨年の数量が優先される。トンで表示する。)

ASG : 世界からの輸入量に対する他のアセアン諸国からの輸入量シェアの増加率 (アセアン諸国内で合意された年間増加率は 10%)

DG : 国内消費量の増加率 (アセアン諸国内で合意された年間増加率は 2%)

発動期間や通報など特別セーフガードに関するその他の条件は、WTO と整合のとれたものとする。そして、セーフガードの発動は、アセアン諸国間で適用されている低い関税率を MFN レベルまで引き上げることとするとされている。

(7) AFTA での農産物の取扱い

1992 年 1 月 28 日に調印された CEPT 協定では、農産物はその関税等の引下げ対象とはなっていなかった。しかしながら、1994 年 9 月 21 日に開催された第 5 回アセアン経済閣僚会議では、関税削減の目標年度の 5 年前倒し等のほか、農業セクターを CEPT スキームに含めることが合意された。なお、農業セクターを CEPT スキームに含めるに当たっては、いくつかの農産物は直ちに含める (組込み品目とする) こと、加えて、CEPT スキームの除外品目を最終的に CEPT スキームに組み込むためのワーキンググループが設置されることが決まった。

この経済閣僚の合意は、1995 年 12 月 15 日に調印された「ASEAN 自由貿易地域のための CEPT に関する協定を改正するための議定書」により、協定として実現し、農産物も CEPT スキームの対象となった。なお、組込み品目となった農産物については、他の組込み品目と同様に、以下の前倒し後の関税引下げスケジュールが適用される。

ア) 20%を超える関税

1993 年 1 月 1 日から起算して 5 年間以内に、現行関税率の 20%へ引き下げる。

その際、 $(\text{現行関税率} - 20) \% \div 5$ 年の引下げフォーミュラを使うよう推奨されている。

なお、20%まで引き下げられた時点から 5 年間以内に目標の 0~5%まで引き下げる。

引下げ率は、一回の引下げにつき最低でも 5%とするが、引下げの実施方法は各国の判断にゆだねられる。また、引下げの開始時には、時期・方法を公表する。

イ) 20%以下の関税

1993 年 1 月 1 日時点において 20%以下の製品の関税率の引下げについては、各国が引下げ計画をたてて、その引下げスケジュールを公表する。

また、ア)、イ) による関税引下げの方法以外に、複数のメンバー国が特定の製品について加速的に引下げを行うことも可能となっている。

3. AFTA の現状

(1) CEPT の 2005 年時点での実施状況

2004 年から導入が始まった AHTN (ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature) 関税分類コード⁽¹¹⁾に基づき、いずれの国からも 1 万品目から 1 万 2 千品目について、CEPT 上の取扱いが品目ごとにアセアン事務局に提出されている。

これを取りまとめたものが、アセアン事務局 HP に掲載されている Consolidated 2005 CEPT Package by Country であり、この情報に基づき当方で国ごとに集計したものが第 3 表 CEPT 実施状況である。これによれば、2005 年においては、先進 6 か国のうち、シンガポールとタイはすべての品目が CEPT に組み込まれており、先進 6 か国全体の品目数の 98.4%が CEPT の関税引下げスキームに組み込まれている。一方、インドネシア等 4 か国は一般例外品目又はセンシティブ品目として CEPT による関税引き下げの例外措置をとっているが、先進 6 か国の一般例外品目及びセンシティブ品目（インドネシアの高度センシティブ品目を含む。）の品目数割合は、それぞれ 1.5%、0.1%と低いものとなっている。

次に、新メンバー国についてみることにする。1995 年から 1999 年にかけてベトナム等の 4 か国が加盟したが、その時点において既に CEPT スキームによる関税引下げが開始されていたため、新メンバー国に対しては、一時的な関税引下げの例外措置として「暫定除外品目」をおくことが認められている。このため、最後に加盟したカンボジアは、2005 年時点において、約 1 万ある全品目のうちの 4 分の 1 を暫定除外品目としている。しかしながら、4 か国合計でみると、全品目の 9 割が既に CEPT の関税引下げスキームに組み込まれており、それ以外の一般例外品目、センシティブ品目及び暫定除外品目の割合は、それぞれ 2.5%、0.7%、6.1%となっている。

（２）国ごとの CEPT 実施状況

上述したように、先進 6 か国のうちシンガポールとタイは、すべての品目を CEPT に組み込んでおり、この 2 か国以外の国について、順にみていくこととする。

ブルネイは、10,702 品目のうちの 9,924 品目を CEPT に組み込む一方、これ以外の 778 品目（7.8%）を一般例外品目としており、麻薬類、アルコール類、たばこ、花火、自動車、武器類がこれに該当する。

インドネシアは、11,165 品目のうちの 11,028 品目を CEPT に組み込む一方、100 品目（0.9%）を一般例外品目、25 品目（0.2%）を高度センシティブ品目としている。また、これら以外に 12 品目が分類不明品目となっている。なお、一般例外品目には、アルコール類、アヘンなどの麻薬類、銃砲の火薬、鉄砲等の武器類が該当している。また、同国のみが高度センシティブ品目を有しており、米と砂糖がこれに該当する。米の MFN 関税率（従量税）は、1kg 当たり 430 ルピア、砂糖は 1kg 当たり 550 又は 700 ルピアとなっている。これらの従量税をそれぞれの品目の国際価格（米 300 ドル／トン、砂糖 17.6 セント／kg と仮定）と比較すると、米では 15%に相当し、砂糖では 550 ルピアの場合が 34%に、700 ルピアの場合が 40%に相当する。

マレーシアは、12,130 品目のうちの 12,043 品目を CEPT に組み込む一方、87 品目（0.7%）を一般例外品目としており、その内容は、アルコール類と武器類である。

フィリピンについては、11,059 品目のうちの 11,013 品目を CEPT に組み込む一方、27 品目（0.2%）を一般例外品目、19 品目（0.2%）をセンシティブ品目としている。なお、一般例外品目は武器類である。また、センシティブ品目は米で、同国の米の MFN 関税率は 50%となっている。

カンボジアは、10,690 品目のうちの 8,008 品目を CEPT に組み込む一方、181 品目（1.7%）を一般例外品目、54 品目（0.5%）をセンシティブ品目、2,447 品目（22.9%）を暫定除外品目としている。一般例外品目は、けし・大麻などの麻薬原料、アルコール類、化学製品、金銀、武器類からなっている。センシティブ品目は、すべて農産物で、畜産物、魚類、トマト、タマネギ、キャベツ等の野菜類、柑橘類やメロンとなっている。なお、これらの品目の MFN 関税率をみると肉類が 35%と高いが、野菜・果実類の関税率は 7%である。次に暫定除外品目であるが、品目数が非常に多いため、肉類、乳製品、野菜・果実類、コーヒー、紅茶、小麦、米、野菜、たばこ等多くの農産物、セメント、灯油、染料、化粧品、石けん、フィルム、化学製品、紙製品、履物、じゅうたん類、陶器類、エアコン等電気製品、自動車、等多岐にわたっている。これらの品目のうちで MFN 関税率の高い品目は、農産物も工業製品も 35%となっている。

ラオスは、10,690 品目のうちの 10,023 品目を CEPT に組み込む一方、464 品目（4.3%）を一般例外品目、203 品目（2.0%）をセンシティブ品目としている。このうち、一般例外品目には、けし・大麻などの麻薬原料、アルコール類、化学製品、自動車、武器類が該当する。また、センシティブ品目は、生きた家畜、肉類、卵、野菜類、ナッツ類、米などいずれも農産物である。これらのセンシティブ品目の MFN 関税率をみると、野菜類が 40%

と高い。

ミャンマーは、10,689 品目のうちの 10,462 品目を CEPT に組み込む一方、59 品目（0.6%）を一般例外品目、34 品目（0.3%）をセンシティブ品目、134 品目（1.3%）を暫定除外品目としている。このうち、一般例外品目としては、火薬や武器類、銃刀品、原子炉が該当する。センシティブ品目には、豆、コーヒー、紅茶、米、砂糖、絹、綿が該当する。これらのセンシティブ品目のなかでは紅茶の MFN 関税率が一番高く 15%となっている。暫定除外品目には、豆科の野菜、小麦、大麦、大豆等の油糧種子、ゴム及びゴム製品、ジュートやシザル麻が該当している。

最後に、ベトナムであるが、10,689 品目のうちの 10,277 品目を CEPT に組み込む一方、371 品目（3.5%）を一般例外品目、27 品目（0.3%）をセンシティブ品目、14 品目（0.1%）を暫定除外品目としている。このうち、一般例外品目には、けし・大麻などの麻薬原料、たばこ、石油、自動車、火薬や武器類、銃刀品が該当している。また、センシティブ品目には、家禽肉、卵、柑橘類、米及び砂糖が該当するが、これらの中で MFN 関税率の一番高い品目は、卵、柑橘類、米及び砂糖で 40%となっている。また、暫定除外品目には、エンジン類、自動車及び自動車用アクセサリが該当する。

なお、高度センシティブ品目を有するインドネシアとセンシティブ品目を有する 5 か国（フィリピン、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム）の 2005 年の品目リストを第 4 表として掲載する。

（3）2001 年から 2005 年にかけての貿易自由化の進捗

2001 年から 2005 年にかけては、2004 年から関税分類が変更され、品目数が大幅に増えたため、品目数での厳密な比較はできないが、第 3 表 CEPT 実施状況により、組込み品目、一般例外品目、センシティブ品目、暫定除外品目の割合で比較してみたい。（1）と同様に、先進 6 か国と新メンバー 4 か国に分けて比較する。

まず、先進 6 か国の合計をみると、それぞれの品目割合にあまり大きな変化はみられない。しかし、マレーシアとフィリピンの 2 か国については、この 4 年間にかなり自由化が進んでいる。特に、マレーシアは、2001 年には 83 のセンシティブ品目と 218 の暫定除外品目を有していたが、2005 年には、自由化の例外は一般例外品目（87 品目）のみになっている。また、フィリピンも、2001 年から 2005 年にかけて、センシティブ品目数が 60 から 19 に減少するとともに、6 品目あった暫定除外品目もなくなっている。

また、新メンバーの 4 か国については、この 4 年間で自由化が急速に進んだということが出来る。例えば、CEPT への組込み品目割合は、57%から 91%へと大幅に上昇している。また、4 か国すべてにおいて、暫定除外品目数が大幅に減少している。

4. アセアン諸国の貿易の動向

（1）アセアン地域と全世界との貿易

CEPT による貿易自由化が開始された 1993 年以降のアセアン地域と全世界との貿易額

の推移をみることにする。1993年の総輸出額は2,066億ドル、総輸入額は2,233億ドルで、167億ドルの輸入超過であったが、2003年には、総輸出額が4,310億ドルに増加したのに対し、総輸入額は3,599億ドルへの増加にとどまり711億ドルの輸出超過に転換した（第5表、第1図）。この基調の変化はアジア経済危機の影響を受け、自国通貨の米ドルに対する価値が大幅に下落した1998年に起こり、それ以降も自国通貨の米ドルに対する価値が低い状態で維持されているために、現在も輸出超過が継続している。このような貿易全体の動きの中で、農産物⁽¹²⁾についてみると、1993年では輸出額の223億ドルに対し、輸入額は124億ドルと約100億ドルの輸出超過となっており、この傾向は2003年まで変わっていない。2003年の農産物の輸出入額はそれぞれ329億ドル、195億ドルで、134億ドルの輸出超過となっている（第2図）。また、貿易全体に占める農産物の割合は、工業化が進み経済が高度化するにつれて低下傾向となり、例えば、過去10年間のアセアン諸国の農産物輸出割合は1993年の10.8%から2003年には7.6%まで低下している（第3図）。それでも、農産物貿易は、毎年100億ドル前後の貿易黒字に安定的に寄与しており、アセアン諸国にとって、重要な外貨獲得源になっているといえる。

（2）アセアン域内貿易

アセアン域内の貿易については、2003年の総輸出額が1,003億ドル、総輸入額が759億ドルで、世界全体に対する域内貿易のシェア（以下、「域内依存率」と呼ぶ。）は、それぞれ23%、21%と2割強の貿易がアセアン域内で行われていることがわかる（第6表、第4図）。この域内依存率の1993年からの推移を総輸出入額と農産物輸出入額についてみると、総輸出額についてはほぼ横ばいとなっているが、総輸入額については、17%から21%に上昇している。また、農産物について同期間の域内依存率をみると、輸出額については15%から20%への上昇がみられる一方、輸入についてはほぼ横ばいとなっている。なお、域内依存率は為替相場や生産・経済状況等の様々な要素に影響を受けるため、この上昇分のうちCEPTによる域内貿易拡大の効果がいくらかあったかについて定量的に分析することは難しいが、少なくとも、総輸入額と農産物輸出額については効果があったのではないかと考えられる。

次に、アセアン域内の農産物貿易について、HS2桁分類上の主要品目の域内依存率の推移についてみていきたい。アセアン域内の主要貿易品目として、①魚類、②穀物、③油脂・油、④加工肉類・魚類、⑤加工野菜・果実・ナッツの5品目があげられ、これらの品目について比較すると、穀物だけが農産物輸出額の域内依存率を上回って推移しており、より域内貿易に依存しているといえる。一方、他の4品目については、域内依存率が5～10%程度と低く、輸出の大半を域外市場に依存しているといえる（第5－1図）。次に、輸入の主要5品目としては、①魚類、②乳製品類、③穀物、④種子、⑤食品産業からの残渣（大部分が家畜用飼料用と推測される。以下同じ。）があげられるが、このうち、魚類と穀物の域内依存率は、農産物輸入額（25%程度）とほぼ等しい（第5－2図）。一方、種子や食品産業からの残渣は、輸入の大部分を域外から調達している。また、乳製品類については、

年による変動は大きい、域内依存率の上昇傾向がみられる。

次に、インドネシア、マレーシア、フィリピン及びタイの主要 4 か国について、同様にみていくこととする。

インドネシアの主要輸出 5 品目は、①魚類、②コーヒー、茶、香辛料、③油脂・油、④ココア、⑤たばこであるが、このうち、たばことココアが農産物輸出額の域内依存率（20%程度）を上回って推移しており、特に、たばこについては、近年、域内貿易が 7 割を占めている。一方、他の 3 品目については、1993 年以降、コーヒー、茶、香辛料が域内依存率を上昇させたのに対し、魚類と油脂・油は域外により依存するようになった（第 6－1 図）。また、輸入の主要 5 品目としては、①乳製品類、②穀物、③種子、④砂糖、⑤食品産業からの残渣があげられるが、このうち、砂糖は域内依存率が高く、約 5 割を域内から調達している。また、穀物の域内依存率は、農産物輸入額（20%程度）とほぼ等しい（第 6－2 図）。一方、種子や食品産業からの残渣は輸入の大部分を域外から調達している。また、乳製品類については、2000 年以降、域内依存率の上昇傾向がみられる。

マレーシアについてみていく。同国の農産物輸出については、油脂・油が農産物輸出の 7 割を占めるため、他の品目のシェアが小さくなるので、①魚類、②油脂・油、③ココア、④穀物・乳製品調製品の 4 品目についてみていくことにする。これらの品目のうち、穀物・乳製品調製品は、6 割と農産物輸出額の域内依存率（20%程度）を大きく上回って推移している。一方、他の 3 品目のうち、魚類については、年によって変動が大きい域内依存を強めつつある。一方、油脂・油は、1993 年から 2003 年にかけて域内依存率を 16%から 8%へと半減させており、域外への依存が進んでいる（第 7－1 図）。また、輸入の主要 5 品目としては、①魚類、②乳製品類、③穀物、④油脂・油、⑤ココアがあげられるが、このうち、ココアと油脂・油の域内依存率が上昇傾向で推移し、2003 年には 8 割以上を域内から調達している（第 7－2 図）。また、穀物については、安定的に約 3 割を域内から調達している。なお、乳製品については、年ごとの変動が非常に大きい。

次に、フィリピンについてみていく。同国では、農産物の輸出・輸入ともに、域内依存率が高まる傾向にある。すなわち、1993 年から 2003 年にかけて、輸出の域内依存率は 4%から 13%へ、輸入は 8%から 23%へと大幅に上昇させている。農産物輸出の主要 5 品目としては、①魚類、②食用果実及びナッツ、③油脂・油、④砂糖、⑤加工野菜・果実・ナッツが該当するが、このうち砂糖の域内依存率が上昇傾向で推移しており、近年では域内貿易が 2 割を占めている。一方、魚類、食用果実及びナッツ、加工野菜・果実・ナッツは、総じて域内依存率が低く、域外市場をターゲットとしていることがわかる（第 8－1 図）。また、輸入の主要 5 品目としては、①乳製品類、②穀物、③その他食料品、④食品産業からの残渣、⑤たばこがあげられるが、このうち、たばこは域内依存を強めつつある（第 8－2 図）。一方、乳製品類と食品産業からの残渣については、強い域外依存状態にある。

最後にタイについてみていく。同国もフィリピンと同様に、農産物の輸出・輸入ともに、域内依存率が高まる傾向にある。すなわち、1993 年から 2003 年にかけて、輸出の域内依存率は 7%から 16%へ、輸入は 6%から 15%へと上昇している。農産物輸出の主要 5 品目

は、①魚類、②穀物、③加工肉類・魚類、④砂糖、⑤加工野菜・果実・ナッツが該当するが、このうち穀物は域内依存が強く、また、砂糖については、年により、大きく変動するが総じて域内依存が強い。一方、これら以外の3品目の域内依存率は安定的に低く、域外市場をターゲットにしていることがわかる（第9-1図）。また、輸入の主要5品目は、①魚類、②乳製品類、③種子、④穀物・乳製品調製品、⑤食品産業からの残渣が該当する（第9-1図）。このうち、魚類及び穀物・乳製品調製品の域内依存率が上昇傾向で推移する一方、乳製品類、種子、及び食品産業からの残渣については、強い域外依存状態にある。

次に、2003年のアセアン各国別の輸出入の域内依存率を比較してみたい。まず、輸出については、アセアン全体としては総輸出の域内依存率は23.3%で、農産物輸出の域内依存率19.7%を3.6ポイント上回っている（第10-1図）。すなわち、アセアン全体としては農産物がより域外をターゲットしていることがわかる。なお、国別には大きなばらつきがあり、輸出額としては小さいもののブルネイやカンボジアでは、農産物輸出の過半がアセアン域内向けとなっている。また、ミャンマーは、総輸出の域内依存率が約7割と突出して高い（第10-2図）。次に、輸入面では、農産物の域内依存率（27.0%）が総輸入の域内依存率（21.1%）を5.9ポイント上回っており、農産物輸入面でアセアン諸国間の結びつきが強いことがわかる。国別には、総輸入額でみても農産物輸入額でみてもブルネイ、カンボジア及びミャンマーの域内依存率が高い。

（3）アセアン域外との貿易

1993年以降のアセアン地域とそれ以外の地域との輸出入額の推移をみることにする。1993年の総輸出額は1,630億ドル、総輸入額は1,845億ドルで、215億ドルの輸入超過であったが、2003年には、総輸出額が3,312億ドルに増加したのに対し、総輸入額は2,849億ドルへの増加にとどまり463億ドルの輸出超過に転換した（第7表）。なお、この基調の変化の理由は（1）で既に述べている。このような貿易全体の動きの中で、農産物は、1993年では190億ドルの輸出額に対し、輸入額は95億ドルと約100億ドルの輸出超過となっており、この傾向は2003年まで変わっていない。2003年の農産物の輸出入額はそれぞれ265億ドル、143億ドルで、122億ドルの輸出超過となっている。農産物の貿易全体に占める輸出の割合は1993年の11.7%から2003年には8.0%まで低下したが、それでも、農産物貿易は、毎年100億ドル前後の貿易黒字に安定的に寄与しており、アセアン諸国にとって、重要な外貨獲得源になっているといえる。

アセアン地域にとっての主要貿易相手先は、日本、米国、EU及び中国であり、2003年の域外への農産物輸出額に占めるそれぞれの国又は地域の割合は16.5%、14.0%、15.5%、8.7%となっており、これらの4つの国・地域で域外全体の55%を占めている。また、農産物輸入額でみると、その割合は2.4%、14.8%、14.9%、12.6%となっており、これら4つの国・地域で域外全体の45%を占めている。また、これらの4つの国・地域の1993年から2003年にかけての貿易の動向をみると日本、米国及びEUが伸び悩む一方、中国との貿易が活発化していることがわかる（第11図）。

（４）日本との貿易

アセアン地域と日本との総貿易額の推移をみると、1997 年まではアセアン地域の 300 億ドル程度の輸入超過（日本の輸出超過）が続いていたが、1997 年のアジア経済危機を契機として、1998 年に輸入が大きく減少し、1998 年以降は輸入超過幅が 80 億ドル程度に縮小した（第 8 表、第 12－1 図）。一方、農産物貿易については、2003 年において総輸出額の 8.7%、総輸入額の 0.6%を占めている。農産物貿易は、アセアン地域から日本への片側貿易状態が続いており、常に 40～50 億ドル程度の輸出超過となっている（第 12－2 図）。

次に、農産物の品目動向についてみていきたい。アセアン地域から日本への主要輸出品目は、①肉類及びくず肉、②魚類、③加工肉類・魚類及び④飲料となっており、2003 年の農産物貿易に占める割合は、それぞれ 7.9%、32.2%、16.2%、5.2%となっている。これらの品目の中では、加工肉類・魚類の伸び率が高い。また、アセアン地域の日本からの主な輸入品は、①魚類、②その他食料品、③たばことなっている。

（５）米国との貿易

アセアン地域と米国との総貿易額の推移をみると、アセアン地域の輸出超過が続いている。1998 年以降、米国からの輸入が減少傾向となっていることもあり、輸出超過幅が拡大傾向となっている。（第 9 表、第 13－1 図）。農産物貿易においても、1996 年を除いて、10 億ドル程度の輸出超過が続いている（第 13－2 図）。

次に、農産物の品目動向についてみていきたい。アセアン地域から米国への主要輸出品目は、①魚類、②油脂・油、③加工肉類・魚類、④ココア及び⑤加工野菜・果実・ナッツとなっており、2003 年の農産物貿易に占める割合は、それぞれ 24.7%、9.4%、26.3%、6.3%、11.7%となっている。これらの品目の中では、加工肉類・魚類の伸び率が高い。アセアン地域の米国からの主な輸入品は、①穀物、②種子、③食品産業からの残渣となっており、これらの品目の中では、種子の伸び率が高い。

（６）EU との貿易

アセアン地域と EU との総貿易額の推移をみると、1997 年までは、アセアン地域の輸入超過状態にあったが、1998 年以降は輸入額の大幅な減少により、150 億ドル程度の輸出超過基調が続いている（第 10 表、第 14－1 図）。一方、農産物貿易については、常にアセアン地域の輸出超過が続いており、毎年の輸出額は輸入額の約 2 倍となっている（第 14－2 図）。

次に、農産物の品目動向についてみていきたい。アセアン地域から EU への主要輸出品目は、①魚類、②油脂・油、③加工肉類・魚類、④加工野菜・果実・ナッツとなっており、2003 年の農産物貿易に占める割合は、それぞれ 11.9%、35.2%、11.9%、8.5%となっている。アセアン地域の EU からの主な輸入品は、①乳製品類、②麦芽、小麦グルテン、③その他食料品、④飲料、⑤たばことなっており、これらの品目の中では、その他食料品の

伸び率が高い。

（７）中国との貿易

中国とアセアン地域の貿易が活発化しており、1993 年からの 10 年間で総輸出額、総輸入額ともに約 6 倍に増加している（第 11 表、第 15－1 図）。この増加傾向は、1998 年から 1999 年にかけて著しい。一方、農産物貿易については、同期間に輸出が 5 倍、輸入が 2 倍に増加している。また、貿易全体でみても農産物貿易でみても、輸出超過の年と輸入超過の年が混在している（第 15－2 図）。今後も中国の高い経済成長が続くと仮定すると、アセアン地域と中国は地理的にも近いことから、貿易の拡大傾向は今後も続くものと考えられる。このような貿易拡大傾向を踏まえ、さらにこの流れを加速させるために、現在、アセアンと中国の間で自由貿易協定交渉が進行している。

次に、農産物の品目動向についてみていきたい。アセアン地域から中国への主要輸出品目は、①魚類、②食用野菜、③食用果実及びナッツ、④油脂・油となっており、2003 年の農産物貿易に占める割合は、それぞれ 8.7%、6.1%、5.0%、65.4%となっており、油脂・油についてはその大部分をマレーシアとインドネシアが輸出している。一方、アセアン地域の中国からの主な輸入品は、①食用野菜、②食用果実及びナッツ、③穀物、④たばことなっている。

5. おわりに

本稿では、アセアン地域における AFTA を軸とした貿易自由化の取組み・進展と、その中における農産物の取扱い、及び AFTA による関税等の引下げ開始後の貿易の拡大状況をみてきた。

まず、AFTA を軸とした貿易自由化の取組みについてであるが、アセアン経済閣僚会議の合意に基づき、政治主導で貿易の自由化が進んできていることがわかる。例えば、1993 年の AFTA の開始から数々の貿易の自由化の加速化措置がとられているが、これらの措置は、シンガポール又はタイがホスト国になっている時に決まるという傾向が強い。なお、私見ではあるが、アセアン各国別の貿易自由化についての姿勢をみると、CEPT にすべての品目を組み込んでいるシンガポールやタイという貿易自由化推進グループとインドネシア、マレーシア、フィリピンのような貿易自由化にあまり積極的でないグループ及びブルネイ及び新メンバー 4 か国の 3 つのグループに分けることができるのではないかとと思われる。また、これらのうち、3 番目のグループについては、今後、その国内生産と輸出環境が整備されるに伴い、第 1 番目又は第 2 番目のグループに編入されていくのではないかと考えられる。

一方、貿易の拡大状況については、1997 年半ばに起こったアジア経済危機の影響が色濃く出ており、このアジア経済危機を契機に 1998 年以降、アセアン地域と他の国又は地域との貿易において、アセアン地域の貿易黒字基調が強くなっていることが特徴的である。また、アセアン域外との貿易のうち、近年中国との貿易が大幅に増加しており、この流れ

をさらに加速化するためにアセアンと中国の間で自由貿易協定の交渉が進行している。

また、アセアン地域の農産物貿易については、貿易全体に占める割合は低下傾向となっているが、それでも、農産物貿易は、毎年 100 億ドル前後の貿易黒字創出に安定的に寄与しており、アセアン諸国にとって、重要な外貨獲得源になっているといえる。

なお、はじめにでも述べたが、我が国もアセアン全体及びアセアン内の個別の国との自由貿易協定交渉を進行させており、その参考資料にも活用できるよう編集している。

【注】

- (1) 当初、上記 5 か国で発足したアセアンは、1984 年 1 月 8 日にブルネイが加盟し、続いて、1995 年 7 月 28 日にベトナム、1997 年 1 月 23 日にラオスとミャンマー、1999 年 4 月 30 日にカンボジアがそれぞれ加盟し、現在 10 か国から構成されている。
なお、ベトナム、ラオス、ミャンマー及びカンボジアは、新メンバーと呼ばれており、CEPT スキーム上も関税引下げ期間や引下げ品目の分類において、特別な取扱いが認められている。また、これら以外の 6 か国は先進 6 か国と呼ばれている。
- (2) 2. の (1) を参照。
- (3) アセアンは、CEPT スキームを主要なメカニズムとして使うことにより、アセアン自由貿易地域を構築する。このメカニズムにより、1993 年 1 月 1 日から 15 年間のタイムフレームで最終税率を 0～5%以内にす。アセアン加盟国は、15 の品目グループ（植物油、セメント、化学製品、医薬品、肥料、プラスチック製品、ゴム製品、革製品、パルプ、繊維製品、陶磁器及びガラス製品、宝石類、銅の陰極、電気製品、木製及び籐製家具）を加速的関税削減のために CEPT スキームに含めるとの内容。
- (4) 1. 農産物とは、未加工農産物を意味し、HS 関税分類コードの 1～24 類の産品と 1～24 類以外の関税分類コードのうち未加工農産物と同様な産品とされている（第 1 条第 7 項）。
2. 農産物の CEPT スキーム上のその後の取扱いは 2. の (7) を参照。
- (5) 関税率の 20%までの引下げ期間（最長 8 年）にその後の関税率 0～5%までの引下げ期間（7 年）を加えると 15 年となり、1993 年から始まった関税削減の目標年度が 2008 年となる。
- (6) 関税率の 20%までの引下げ期間（5 年）にその後の関税率 0～5%までの引下げ期間（5 年）を加えると 10 年となり、1993 年から始まった関税削減の目標年度が 2003 年となる。
- (7) カンボジアは 1999 年 4 月 30 日にアセアンに加盟したため、この声明が出された時点では、関税引下げの前倒しの対象とはなっていなかった。カンボジアの関税引下げスケジュールについては、1999 年 9 月 29 日に開催された第 13 回アセアン AFTA 協議会において、同国の AFTA 完成の期限が 2010 年と決定された。
その後、2002 年 9 月 11 日に開催された第 16 回アセアン AFTA 協議会では、新メンバーの関税引下げの前倒しの内容について合意された。具体的には、多少の柔軟性（例外措置）を認めつつも、ベトナムが 2003 年までに、ラオスとミャンマーが 2005 年までに、カンボジアについては 2007 年までに、それぞれ組込み品目リストの 80%の品目の関税率を 0～5%へ引き下げることが合意された。
- (8) 1. 高度センシティブ品目の当初の関税率は、削減対象とした年の適用税率としなければならない。なお、当初の関税率約束は、数量制限やその他の非関税障壁を 2010 年 1 月まで維持しようとする加盟国の権利を害しない。
2. 高度センシティブ品目の最終税率は、インドネシアとマレーシアが 20%としている。一方、フィリピンは、CEPT のフレームワークの中で決定されるとの記述にとどめており、具体的な最終税率を明記していない。
- (9) 輸入数量制限とは、他のアセアン加盟国との間の貿易上の禁止又は制限措置である。例えば、輸入量の割当、ライセンス制、又はこれらに相当する効果がある行政上の措置や要求で貿易を制限するもの。
- (10) アセアン事務局 HP の Non-Tariff Measures Database (<http://www.aseansec.org/16355.htm>)に国毎に整理されている。
- (11) AHTN は、最初の 6 桁が HS 国際分類、次の 2 桁を ASEAN 共通分類とし、統一した 8 桁分類から構成されている。2003 年 8 月にマニラで開催されたアセアン財務相会議で、「AHTN 実施に関わる議定書」が署名され、各国とも 2004 年 1 月 1 日までに AHTN に移行することが合意された。
- (12) 農産物とは、HS2 桁が 01 から 24 類に該当する品目とした。従って、03 類に該当する魚類を含む。

[参考文献]

- ASEAN Secretariat (online a) *AFTA Reader Volume V The Sixth ASEAN Summit and the Acceleration of AFTA*, <http://www.aseansec.org/viewpdf.asp?file=/pdf/aftaVOL5.pdf#search='AFTA%20Reader'>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 10 日。
- ASEAN Secretariat (online b) *Bangkok Declaration in Bangkok, 8 August 1967*, <http://www.aseansec.org/1212.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 23 日。
- ASEAN Secretariat (online c) *Singapore Declaration of 1992, Singapore, 28 January 1992*, <http://www.aseansec.org/5120.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 3 日。
- ASEAN Secretariat (online d) *Agreement on the Common Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area*, <http://www.aseansec.org/12375.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Secretariat (online e) *Rule of Origin for the CEPT Scheme for AFTA*, <http://www.aseansec.org/17293.pdf>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 3 日。
- ASEAN Secretariat (online f) *Joint Media Statement of the Seventeenth Meeting of the ASEAN Free Trade Area (AFTA) Council, 1 September 2003, Phnom Penh Cambodia*, <http://www.aseansec.org/15073.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 3 日。
- ASEAN Secretariat (online g) *Joint Media Statement of the Eighteenth Meeting of the ASEAN Free Trade Area (AFTA) Council, 2 September 2004, Jakarta, Indonesia*, <http://www.aseansec.org/16349.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 3 日。
- ASEAN Secretariat (online h) *Implementing Guideline for Partial Cumulation under ASEAN Cumulative Rules of Origin*, <http://www.aseansec.org/17297.pdf>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 3 日。
- ASEAN Secretariat (online i) *Framework Agreement on Enhancing ASEAN Economic Cooperation, Singapore, 28 January 1992*, <http://www.aseansec.org/12374.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Secretariat (online j) *Joint Press Statement The 5th Meeting of the AFTA Council, Chiang Mai, Thailand, 21 September 1994*, <http://www.aseansec.org/2144.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 3 日。
- ASEAN Secretariat (online k) *Protocol to Amend the Framework Agreement on Enhancing ASEAN Economic Cooperation*, <http://www.aseansec.org/12369.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Secretariat (online l) *Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area*, <http://www.aseansec.org/12371.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Secretariat (online m) *Ha Noi Declaration of 1998, Ha Noi, Viet Nam, 16 December 1998*,

- <http://www.aseansec.org/8752.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 10 日。
- ASEAN Secretariat (online n) *Statement on Bold Measures, 6th ASEAN Summit, Hanoi, 16 December 1998*, <http://www.aseansec.org/8756.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 10 日。
- ASEAN Secretariat (online o) *The Thirteenth Meeting of the ASEAN Free Trade Area (AFTA) Council, 29 September 1999, Singapore*, <http://www.aseansec.org/12409.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 10 日。
- ASEAN Secretariat (online p) *The Sixteenth Meeting of the ASEAN Free Trade Area (AFTA) Council Joint Press Statement, 11 September 2002, Bandar Seri Begawan Brunei Darussalam*, <http://www.aseansec.org/12412.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 10 日。
- ASEAN Secretariat (online q) *Protocol to Amend the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT) Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA) for the Elimination of Import Duties*, <http://www.aseansec.org/14183.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Secretariat (online r) *Protocol on the Special Arrangement for Sensitive and Highly Sensitive Products, Singapore, 30 September 1999*, <http://www.aseansec.org/2118.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Secretariat (online s) *Joint Press Statement The 31st ASEAN Economic Ministers Meeting (AEM), Singapore, 30 September 1999*, <http://www.aseansec.org/718.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 7 月 10 日。
- ASEAN Secretariat (online t) *Protocol for the Accession of the Socialist Republic of Vietnam to the Framework Agreement on Enhancing ASEAN Economic Cooperation*, <http://www.aseansec.org/12370.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Secretariat (online u) *Protocol for the Accession of the Socialist Republic of Vietnam to the Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area*, <http://www.aseansec.org/12372.htm>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 21 日。
- ASEAN Trade Data (online) <http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 8 日, 9 日及び 22 日。
- 外務省アジア太平洋局地域政策課 (online) 『AFTA (ASEAN 自由貿易地域) について』, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asiakeizai/pdfs/afta.pdf#search='ASEAN%20CEPT'>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 20 日。
- 桑原繁 (online) 『統一関税コードの共通化, いまだ不完全 (ASEAN) —ASEAN 事務局関係者へのインタビュー—』, JETRO Jakarta, <http://www.jetro.go.jp/indonesia/040607A03.html>, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 15 日。
- MCA Limited (online) “The ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature (AHTN),” in *Philippines Special Report*, http://www.virtual-asia.com/ph/bizpak/reports/files/spe_ahtn.pdf, アクセス年月日 : 2006 年 6 月 20 日。
- 日本経済新聞社 (1997) 『経済新語辞典』, 日本経済新聞社。

若松勇 (online a) 『ASEANのFTAと原産地規則 2004 年 10 月 (2005 年 4 月更新)』,
日本貿易振興機構 海外調査部 ジェトロ・バンコクセンター,
<http://www.jcci.org.sg/members/file/koshu/2005-04-14-2.pdf#search='ASEAN%20CEPT'>, ア
クセス年月日: 2006 年 6 月 20 日。

若松勇 (online b) 「【テーマ】ASEAN 統一関税コード普及のためのセミナーを開催(タイ)」
『在タイ日系企業向け JETRO メールマガジン』,
http://www.jetrobkk.or.th/japanese/s2_2_265.html, アクセス年月日: 2006 年 6 月 20 日。

渡辺利夫(2001)『開発経済学入門』, 東洋経済新報社。

[図表]

第1表 1999年9月の「センシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書」のアネックス1

高度センシティブ品目リスト(1999年時点)

1 インドネシア(4品目)

No.	HS Code	Description
1	1006.10.000	-Rice in the husk (paddy or rough)
2	1006.20.000	-Husked (brown) rice
3	1006.30.000	-Semi-milled or wholly milled rice, whether or not polished or glazed
4	1006.40.000	-Broken rice

2 マレーシア(8品目)

No.	HS Code	Description
	1006.10	-Rice in the husk (paddy or rough):
1	1006.10.100	Pulut (glutinous rice)
2	1006.10.900	Other
	1006.20	-Husked (brown) rice:
3	1006.20.100	Pulut (glutinous rice)
4	1006.20.900	Other
	1006.30	-Semi-milled or wholly milled rice, whether or not polished or glazed:
5	1006.30.100	Pulut (glutinous rice)
6	1006.30.900	Other
	1006.40	-Broken rice:
7	1006.40.100	For animal feeding
8	1006.40.900	Other

3 フィリピン(4品目)

No.	HS Code	Description
1	1006.10.000	-Rice in the husk (paddy or rough)
2	1006.20.000	-Husked (brown) rice
3	1006.30.000	-Semi-milled or wholly milled rice, whether or not polished or glazed
4	1006.40.000	-Broken rice

資料: 1999年9月のセンシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書のアネックス1から作成

http://www.aseansec.org/sasp_2.htm

アクセス年月日 2006年7月3日

第2表 1999年9月の「センシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書」のアネックス2

センシティブ品目リスト(1999年時点)

1 ブルネイ(14品目)

No.	HS Code	Description
1	0901.11.000	-- Not decaffeinated:
2	0901.12.000	-- Decaffeinated:
	0901.21	-- Not decaffeinated:
3	0901.21.100	--- Not ground
4	0901.21.200	--- ground
	0901.22	-- Decaffeinated:
5	0901.22.100	--- Not ground
6	0901.22.200	--- ground
	0902.10	- Green tea (not fermented) in immediate packings of a content not exceeding 3kg:
7	0902.10.100	-- Tea leaf
8	0902.10.200	-- Tea dust
	0902.20	- Other green tea (not fermented):
9	0902.20.100	-- Tea leaf
10	0902.20.200	-- Tea dust
	0902.30	- Black tea (fermented) and partly fermented tea, in immediate packings of a content not exceeding 3 kg:
11	0902.30.100	--Tea leaf
12	0902.30.200	--Tea dust
	0902.40	- Other black tea (fermented) and other partly fermented
13	0902.40.100	-- Tea leaf
14	0902.40.200	-- Tea dust

2 カンボジア(50品目)

No.	HS Code	Description
1	0101.19.00	-- Other
2	0103.91.00	-- Weighing less than 50 kg
3	0103.92.00	-- Weighing 50 kg or more
4	0105.92.90	--- Other
5	0105.99.10	--- Ducks
6	0105.99.20	--- Geese, turkeys and guinea fowls
7	0207.11.00	-- Not cut in pieces, fresh or chilled
8	0207.12.00	-- Not cut in pieces, frozen
9	0207.13.00	-- Cuts and offal, fresh or chilled
10	0207.14.10	--- Wings
11	0207.14.20	--- Thighs
12	0207.14.30	--- Livers
13	0207.14.90	--- Other
14	0207.32.10	--- Of ducks
15	0207.32.20	--- Of geese or guinea fowls
16	0207.33.10	--- Of ducks
17	0207.33.20	--- Of geese or guinea fowls
18	0207.36.20	--- Cuts of ducks
19	0301.93.00	-- Carp
20	0301.99.10	--- Milkfish or lapu lapu fry
21	0301.99.20	--- Milkfish, breeder
22	0301.99.30	--- Other fish fry
23	0602.10.10	-- Orchid cuttings
24	0602.40.00	- Roses, grafted or not

(つづく)

25	0602.90.10	- - Orchid plants
26	0603.10.10	- - Orchids
27	0603.10.90	- - Other
28	0702.00.00	Tomatoes, fresh or chilled.
29	0703.10.10	- - Onions
30	0703.20.00	- Garlic
31	0704.10.10	- - Cauliflowers
32	0704.10.20	- - Headed broccoli
33	0704.90.10	- - Cabbages
34	0704.90.90	- - Other
35	0705.11.00	- -Cabbage lettuce (head lettuce)
36	0705.19.00	- - Other
37	0706.10.10	- - Carrots
38	0706.10.20	- - Turnips
39	0706.90.00	- Other
40	0707.00.00	Cucumbers and gherkins, fresh or chilled.
41	0708.20.00	- Beans(vigna spp., Phaseolus spp.)
42	0709.90.00	- Other
43	0801.11.00	- - Desiccated
44	0801.19.00	- - Other
45	0804.30.00	- Pineapples
46	0804.50.00	- Guavas, mangoes and mangosteens
47	0805.10.00	- Oranges
48	0807.11.00	- - Watermelons
49	0807.19.00	- - Other
50	0810.90.20	- - Longans

3 ラオス(88品目)

No.	HS Code	Description
1	0102.90.000	- Other
2	0103.91.000	- - Weighing less than 50 kg
3	0103.92.000	- - Weighing 50 kg or more.
4	0105.11.000	-- Fowls.
5	0105.19.000	-- Other.
6	0105.91.000	-- Fowls.
7	0105.99.000	-- Other.
8	0106.00.000	Other live animals. (domestic only)
9	0201.10.000	- Carcasses and half-carcasses.
10	0201.20.000	- Other cuts with bone in.
11	0201.30.000	- Boneless.
12	0202.10.000	- Carcasses and half-carcasses.
13	0202.20.000	- Other cuts with bone in.
14	0202.30.000	- Boneless.
15	0203.11.000	-- Carcasses and half - carcasses.
16	0203.12.000	-- Harms, shoulders and cuts thereof, with bone in.
17	0203.19.000	-- Other.
18	0203.21.000	- - Carcasses and half-carcasses
19	0203.22.000	- - Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in
20	0203.29.000	- - Other
21	0206.10.000	- Of bovine animals, fresh or chilled
22	0206.20.000	- Of bovine animals, frozen.
23	0206.30.000	- Of swine, fresh or chilled
24	0206.40.000	- Of swine, frozen.
25	0207.10.000	- Poultry not cut in pieces, fresh or chilled.
26	0207.20.000	- Poultry not cut in pieces, frozen.
27	0207.30.000	- Poultry cuts and offal (including livers), fresh or chilled.

(つづく)

28	0207.90.000	- Other.
29	0210.11.000	- - Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in
30	0210.12.000	- - Bellies (streaky) and cuts thereof
31	0210.19.000	- -Other
32	0210.20.000	- Meat of bovine animals
33	0210.90.000	- Other, including edible flours and meals of meat or meat offal.
34	0301.91.000	-- Fresh water fish.
35	0407.00.000	Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked.
36	0504.00.000	Guts, bladders and stomachs of animals (other than fish), whole and pieces thereof :
37	0702.00.000	Tomatoes, fresh or chilled.
38	0702.10.000	- Onions and shallots.
39	0702.90.000	- Leeks and other alliaceous vegetables.
40	0704.10.000	- Cauliflowers and headed broccoli.
41	0705.00.000	Lettuce (Lettuca sativa) and chicory (Cichorium spp.) fresh or chilled.
42	0706.10.000	- Carrots and turnips.
43	0706.90.000	- Other.
44	0707.00.000	Cucumbers and gherkins, fresh or chilled.
45	0708.20.000	- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.)
46	0708.90.000	- Other leguminous vegetables.
47	0709.30.000	- Aubergines (egg - plants).
48	0709.51.000	-- Mushrooms.
49	0709.60.000	- Fruits of the genus Capsicum or of the genus Pimenta.
50	0709.90.000	- Other.
51	0710.22.000	-- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.).
52	0710.29.000	-- Other.
53	0710.40.000	- Sweet corn.
54	0710.80.000	- Other vegetables.
55	0710.90.000	- Mixtures of vegetables.
56	0711.10.000	- Onions.
57	0711.40.000	- Cucumbers and gherkins.
58	0711.90.000	- Other vegetables; mixtures of vegetables.
59	0712.20.000	- Onions.
60	0712.30.000	- Mushroom (except truffles).
61	0712.90.000	- Other vegetables; mixtures of vegetables.
62	0713.30.000	- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.).
63	0713.90.000	- Other.
64	0714.10.000	- Manioc (Cassava).
65	0714.20.000	- Sweet potatoes.
66	0714.90.000	- Other.
67	0802.00.000	Other nuts, fresh or dried, whether or not shelled or peeled.
68	0804.30.000	- Pineapples.
69	0804.50.000	- Guavas, mangoes and mangosteens.
70	0805.10.000	- Oranges.
71	0805.20.000	- Mandarins (including tangerines and satumas); clementines, wilking and similar citrus hybrids
72	0805.30.000	- Lemons (Citrus limons, citurs limonum) and limes (Citrus aurantifolia).
73	0805.90.000	- Other.
74	0807.10.000	- Melons (including watermelons).
75	0807.20.000	- Papaws (papaya).
76	0813.40.000	- Other fruit.
77	0813.50.000	- Mixtures of nuts or dried fruits of this Chapter.

(つづく)

78	0904.20.000	- Fruits of the genus Capsicum or of the genus Pimenta dried or crushed or ground.
79	1006.10.000	- Rice in the husk (Paddy or rough).
80	1006.20.000	- Husked (brown) rice.
81	1006.30.000	- Semi - milled or wholly milled rice, whether or not polished or glazed.
82	1006.40.000	- Broken rice.
83	1207.99.000	--- Other .
84	1212.92.000	--- Sugar cane .
85	1212.99.000	--- Other .
86	2401.10.000	- Tobacco, not stemmed / stripped.
87	2401.20.000	- Tobacco, partly or wholly stemmed / stripped.
88	2401.30.000	- Tobacco refuse.

4 マレーシア(65品目)

No.	HS Code	Description
1	0103.91.000	-- Weighing less than 50 kg
2	0103.92.000	-- Weighing 50 kg or more
	0105.11	-- Fowls of the species Gallus domesticus:
3	0105.11.100	-- -- Day old chicks
4	0105.92.000	-- Fowls of the species Gallus domesticus, weighing not more than
		2,000 g
	0105.99	-- -- Other:
5	0105.99.100	-- -- Ducks
6	0203.11.000	Carcasses and half-carcasses
7	0203.12.000	Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in
8	0207.11.000	Not cut in pieces, fresh or chilled
	0401.30	- Of a fat content, by weight, exceeding 6%:
9	0401.30.900	Other
	0407.00	Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked.
		For hatching:
10	0407.00.111	Hens' eggs
11	0407.00.112	Ducks' eggs
	0602.90	-Other:
12	0602.90.100	Budded rubber stumps
13	0602.90.200	Seedling rubber stumps
14	0602.90.300	Rubber budwood
15	0602.90.900	Other
	0704.90	- Other:
		Cabbages:
16	0704.90.110	Round cabbages
	0803.00	Bananas, including plantains, fresh or dried:
17	0803.00.100	Pisang mas
18	0803.00.200	Pisang rastali
19	0803.00.300	Pisang berangan
20	0803.00.400	Pisang embun
21	0803.00.900	Other
22	0804.30.000	- Pineapples
	0804.50	Guavas, Mangoes and mangosteens:
23	0804.50.100	Guavas
24	0804.50.200	Mangoes
25	0804.50.300	Mangosteens
26	0807.11.000	Watermelons
27	0807.19.000	Other
	0807.20	-Papaws(papayas):

(つづく)

28	0807.20.100	Mardi backcross solo (batik solo)
29	0807.20.900	Other
	0810.90	-Other:
		Tropical fruit:
30	0810.90.110	Rambutan
31	0810.90.120	Durian
32	0810.90.130	Langsat
33	0810.90.140	Jack fruit (cempedak and nangka)
34	0810.90.160	Cikus
35	0810.90.170	Star fruits
36	0810.90.190	Other
37	0901.11.000	- - Not decaffeinated
	1209.99	--Other:
		Rubbers seeds:
38	1209.99.110	Sterile
39	1209.99.190	Other
40	1209.99.900	Other
41	1401.10.000	- Bamboos
	1401.20	-Rattans:
42	1401.20.100	Whole
		Split:
43	1401.20.910	core, not exceeding 12mm in diameter
44	1401.20.920	Skin
45	1401.20.990	Other
46	1401.90.000	- Other
	2401.10	-Tobacco, not stemmed/stripped:
47	2401.10.100	Flue cured, of the virginia type
48	2401.10.900	Other
	2401.20	-Tobacco, partly or wholly stemmed/stripped:
49	2401.20.100	Flue cured, of the virginia type
50	2401.20.900	Other
51	2401.30.000	- Tobacco refuse
52	2402.10.000	-cigars, cheroots and cigarillos, containing
	2402.20	-Cigarettes containing tobacco:
53	2402.20.100	Beedies
54	2402.20.900	Other
	2402.90	-Other:
55	2402.90.100	Cigars, cheroots and cigarillos containing tobacco
56	2402.90.200	Cigarettes containing tobacco substitutes
	2403.10	- Smoking tobacco, whether or not containing tobacco substitutes in any proportion:
		Packed for retail sale :
57	2403.10.110	in airtight containers
58	2403.10.190	Other
59	2403.10.900	Other
	2403.91	- - "Homogenised" or "reconstituted" tobacco:
60	2403.91.100	For retail sale
61	2403.91.900	Other
	2403.99	- -Other:
62	2403.99.200	Snuff.
		Other manufactured tobacco:
63	2403.99.310	Cut-rags
64	2403.99.390	Other
65	2403.99.900	Other

(つづく)

5 ミャンマー(21品目)

No.	HS Code	Description
1	0708.10.000	- Peas (<i>Pisum sativum</i>)
2	0708.20.000	- Beans (<i>Vigna</i> spp., <i>Phaseolus</i> spp.)
3	0901.11.000	- Coffee, not roasted: -- Not decaffeinated
4	0901.12.000	- Coffee, not roasted: -- Decaffeinated
5	0902.10.000	- Green tea (not fermented) in immediate packings of a content not exceeding 3 kg.
6	0902.20.000	- Other green tea (not fermented)
7	1006.10.000	-Rice in the husk (paddy or rough)
8	1006.20.000	-Husked (brown) rice
9	1006.30.000	-Semi-milled or wholly milled rice, whether or not polished or glazed
10	1006.40.000	-Broken rice
11	1701.11.000	-Raw sugar not containing added flavouring or colouring matter:--Cane sugar
12	1701.12.000	-Raw sugar not containing added flavouring or colouring matter:--Beet sugar
13	5001.00.000	Silk-worm cocoons suitable for reeling.
14	5002.00.000	Raw silk (not thrown).
15	5003.10.000	-Not carded or combed
16	5003.90.000	- Other
17	5201.00.000	Cotton, not carded or combed
18	5202.10.000	-Yarn waste (including thread waste)
19	5202.91.000	-Other: --Garnetted stock
20	5202.99.000	-Other: --Other
21	5203.00.000	Cotton, carded or combed

6 フィリピン(58品目)

No.	HS Code	Description
	01.03	Live swine.
		- Other:
	0103.91	-- Weighing less than 50kg:
1	0103.91.100	-- -- In-Quota
2	0103.91.200	-- -- Out-Quota
	0103.92	-- Weighing 50 kg or more:
3	0103.92.100	-- -- In-Quota
4	0103.92.200	-- -- Out-Quota
	01.05	Live poultry, that is to say, fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , ducks, geese, turkeys and guinea fowls.
		- Weighing not more than 185 g:
	0105.11	-- Fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> :
	0105.11.900	-- -- Other:
5	0105.11.910	-- -- --In-Quota
6	0105.11.920	-- -- --Out-Quota
		- Other:
	0105.92.900	-- -- Other:
7	0105.92.910	-- -- --In-Quota
8	0105.92.920	-- -- --Out-Quota
	0105.93.900	-- -- Other:
9	0105.93.910	-- -- --In-Quota
10	0105.93.920	-- -- --Out-Quota
	02.03	Meat of swine, fresh, chilled or frozen.
		-Fresh or chilled:
	0203.11	-- Carcasses and half-carcasses:
11	0203.11.100	-- --In-Quota

(つづく)

12	0203.11.200	- - -Out-Quota
	0203.12	- - Hams, shoulders and cuts thereof with bone in:
13	0203.12.100	- - -In-Quota
14	0203.12.200	- - -Out-Quota
	0203.19	- - Other:
	0203.19.100	- - - Pork bellies:
15	0203.19.110	- - - -In-Quota
16	0203.19.120	- - - -Out-Quota
	0203.19.200	- - - Fore-ends and cuts thereof :
17	0203.19.210	- - - -In-Quota
18	0203.19.220	- - - -Out-Quota
	0203.19.900	- - - Other :
19	0203.19.910	- - - -In-Quota
20	0203.19.920	- - - -Out-Quota
		-Frozen:
	0203.21	- - Carcasses and half-carcasses:
21	0203.21.100	- - -In-Quota
22	0203.21.200	- - -Out-Quota
	0203.22	- - Hams, shoulders and cuts thereof with bone in:
23	0203.22.100	- - -In-Quota
24	0203.22.200	- - -Out-Quota
	0203.29	- - Other:
	0203.29.100	- - - Pork bellies:
25	0203.29.110	- - - -In-Quota
26	0203.29.120	- - - -Out-Quota
	0203.29.200	- - - Fore-ends and cuts thereof :
27	0203.29.210	- - - -In-Quota
28	0203.29.220	- - - -Out-Quota
	0203.29.900	- - - Other :
29	0203.29.910	- - - -In-Quota
30	0203.29.920	- - - -Out-Quota
	02.07	Meat and edible offal, of the poultry of heading No.01.05, fresh, chilled or frozen:
		-Of fowls of the species <i>gallus domesticus</i> :
	0207.11	- - Not cut in pieces, fresh or chilled:
31	0207.11.100	- - -In-Quota
32	0207.11.200	- - -Out-Quota
	0207.12	- - Not cut in pieces, frozen:
33	0207.12.100	- - -In-Quota
34	0207.12.200	- - -Out-Quota
	0207.13	- - Cuts and offal, fresh or chilled:
35	0207.13.100	- - -In-Quota
36	0207.13.200	- - -Out-Quota
	0207.14	- - Cuts and offal, frozen:
	0207.14.100	- - - Liver:
37	0207.14.110	- - - -In-Quota
38	0207.14.120	- - - -Out-Quota
	0207.14.900	- - -Other :
39	0207.14.910	- - - -In-Quota
40	0207.14.920	- - - -Out-Quota
	0207.27	- - Cuts and offal, frozen:
	0207.27.100	- - - Liver:
41	0207.27.110	- - - -In-Quota
42	0207.27.120	- - - -Out-Quota
	0207.27.900	- - -Other :
43	0207.27.910	- - - -In-Quota

(つづく)

44	0207.27.920	- - - -Out-Quota
		-Of ducks, geese or guinea fowls:
	0207.32	- - Not cut in pieces, fresh or chilled:
	0207.32.100	- - - Of ducks:
45	0207.32.110	- - - -In-Quota
46	0207.32.120	- - - -Out-Quota
	0207.32.200	- - -Of geese or guinea fowls :
47	0207.32.210	- - - -In-Quota
48	0207.32.220	- - - -Out-Quota
	0207.35	- - Other, fresh or chilled:
49	0207.35.100	- - -In-Quota
50	0207.35.200	- - -Out-Quota
	0207.36	- - Other, frozen:
	0207.36.100	- - - Fatty livers:
51	0207.36.110	- - - - In-Quota
52	0207.36.120	- - - - Out-Quota
	07.14	Manioc, arrowroot, salep, Jerusalem artichokes, sweet potatoes and similar roots and tubers with high starch or inulin content, fresh, chilled, frozen or dried, whether or not sliced or in the form of pellets; sago pith.
53	0714.10.000	- Manioc (cassava)
54	0714.20.000	- Sweet potatoes
	10.05	Maize(corn)
	1005.90	- Other:
55	1005.90.100	- - -Popcorn
	1005.90.900	- - -Other :
56	1005.90.910	- - - -In-Quota
57	1005.90.920	- - - -Out-Quota
58	1007.00.000	Grain sorghum

7 タイ(7品目)

No.	HS Code	Description
1	0603.10.000	- - - - - Fresh
2	0701.10.000	- - - - - Seed
3	0701.90.000	- - - - - Other
4	0901.11.000	- - - Not decaffeinated
5	0901.12.000	- - - - - Decaffeinated
	0901.90	- Other:
6	0901.90.001	- - - Coffee husks and skins
7	1203.00.000	-- Copra

8 ベトナム(51品目)

No.	HS Code	Descriptions
	0105	Live poultry, that is to say, fowls of the species gallus domesticus, ducks, geese, turkeys and guinea fowls
	0105.11	- - Fowls of the species gallus domesticus:
1	0105.11.900	- - - Other
	0105.12	- - Turkeys:
2	0105.12.900	- - - Other
	0105.19	- - Other
3	0105.19.900	- - - Other
	0105.92	- Other: - - Fowls of the species gallus domesticus, weighing not more than 2,000g:
4	0105.92.900	- - - Other

(つづく)

5	0105.93.000	- - Fowls of the species Gallus Domesticus weighing more than 2,000g
	0105.99	- - Other :
6	0105.99.900	- - - Other
	0207	Meat and edible offal, of the poultry of heading No. 01.05, fresh, chilled or frozen.
		- Of fowls of the species Gallus domesticus :
7	0207.11.000	- - Not cut in pieces, fresh or chilled
8	0207.12.000	- - Not cut in pieces, frozen
9	0207.13.000	- - Cuts and offal, fresh or chilled
10	0207.14.000	- - Cuts and offal, frozen
		- Of turkeys :
11	0207.24.000	- - Not cut in pieces, fresh or chilled
12	0207.25.000	- - Not cut in pieces, frozen
13	0207.26.000	- - Cuts and offal, fresh or chilled
14	0207.27.000	- - Cuts and offal, frozen
		- Of ducks, geese or guinea fowls:
15	0207.32.000	- - Not cut in pieces, fresh or chilled
16	0207.33.000	- - Not cut in pieces, frozen
17	0207.34.000	- - Fatty livers, fresh or chilled
18	0207.35.000	- - Other, fresh or chilled
19	0207.36.000	- - Other, frozen
	0208	Other meat and edible meat offal, fresh, chilled or frozen.
20	0208.10.000	- Of rabbits or hares
21	0208.20.000	- Frogs' legs
22	0208.90.000	- Other
	0407	Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked.
23	0407.00.100	- For hatching
24	0407.00.900	- Other
	0602	Other live plants, (including their roots), cuttings and slips; mushroom spawn.
25	0602.10.000	- Unrooted cuttings and slips
26	0602.20.000	- Trees, shrubs and bushes, grafted or not, of kinds which bear edible fruit or nuts
27	0602.30.000	- Rhododendrons and azaleas, grafted or not
28	0602.40.000	- Roses, grafted or not
29	0602.90.000	- Other
	0805	Citrus fruit, fresh or dried.
30	0805.10.000	- Oranges
31	0805.20.000	- Mandarines (including tangerines and satsumas); clementines, wilkings and other similar citrus hybrids
32	0805.30.000	- Lemons (citrus limon, Citrus limonum) and limes (citrus aurantifolia)
33	0805.40.000	- Grapefruit
34	0805.90.000	- Other
	1006	Rice.
	1006.10	- Rice in the husk (paddy or rough) :
35	1006.10.900	- - Other
36	1006.20.000	- Husked (brown) rice
37	1601.00.000	Sausages and similar products, of meat, meat offal or blood; food preparations based on these products.
	1602	Other prepared or preserved meat, meat offal or blood.
38	1602.10.000	- Homogenised preparations
39	1602.20.000	- Of liver of any Animal
		- Of poultry of heading No. 01.05 :

(つづく)

40	1602.31.000	- - Of turkeys
41	1602.32.000	- - Of fowls of the species Gallus domesticus
42	1602.39.000	- - Other
		- Of swine :
43	1602.41.000	- - Hams and cuts thereof
44	1602.42.000	- - Shoulders and cuts thereof
45	1602.49.000	- - Other, including mixtures
46	1602.50.000	- Of bovine animals
47	1602.90.000	- Other, including preparations of blood of any animal
	1701	Cane or beet sugar and chemically pure sucrose, in solid
		- Raw sugar not containing added flavouring or colouring matter :
48	1701.11.000	- - Cane sugar
		- Other :
49	1701.91.000	- - Containing added flavouring or colouring matter
		- Other :
50	1701.99.100	- - - White sugar
51	1701.99.900	- - - Other

資料: 1999年9月のセンシティブ品目及び高度センシティブ品目の特別な取扱いに関する議定書のアネックス2から作成

http://www.aseansec.org/sasp_2.htm

アクセス年月日 2006年7月3日

第3表 CEPT実施状況

(1) 2005年

国名	組込み品目	一般例外 品目	センシティブ 品目	暫定除外 品目	分類不明 品目	総品目数
ブルネイ	9,924	778				10,702
インドネシア	11,028	100	25		12	11,165
マレーシア	12,043	87				12,130
フィリピン	11,013	27	19			11,059
シンガポール	10,705					10,705
タイ	11,030					11,030
ASEAN-6	65,743	992	44		12	66,791
ASEAN-6割合(%)	98.4	1.5	0.1	-	0.02	100.0
カンボジア	8,008	181	54	2,447		10,690
ラオス	10,023	464	203			10,690
ミャンマー	10,462	59	34	134		10,689
ベトナム	10,277	371	27	14		10,689
新ASEAN-4	38,770	1,075	318	2,595		42,758
新ASEAN-4割合(%)	90.7	2.5	0.7	6.1	-	100.0
アセアン合計	104,513	2,067	362	2,595	12	109,549
アセアン合計割合(%)	95.4	1.9	0.3	2.4	0.01	100.0

資料：アセアン事務局Consolidated 2005 CEPT Package by Countryから作成

<http://www.aseansec.org/17693.htm>

アクセス年月日：2006年6月13日

注：1. 品目分類はAHTN関税分類コードによる。

2. センシティブ品目は、インドネシアの高度センシティブ品目を含む。

(2) 2001年

国名	組込み品目	一般例外 品目	センシティブ 品目	暫定除外 品目	総品目数
ブルネイ	6,276	202	14		6,492
インドネシア	7,192	68	4	21	7,285
マレーシア	10,039	53	83	218	10,393
フィリピン	5,576	16	60	6	5,658
シンガポール	5,859				5,859
タイ	9,104		7		9,111
ASEAN-6	44,046	339	168	245	44,798
ASEAN-6割合(%)	98.3	0.8	0.4	0.5	100.0
カンボジア	3,115	134	50	3,523	6,822
ラオス	1,673	74	88	1,716	3,551
ミャンマー	2,984	48	21	2,419	5,472
ベトナム	4,984	139	51	1,217	6,391
新ASEAN-4	12,756	395	210	8,875	22,236
新ASEAN-4割合(%)	57.4	1.8	0.9	39.9	100.0
アセアン合計	56,802	734	378	8,875	66,789
アセアン合計割合(%)	85.0	1.1	0.6	13.3	100.0

資料：アセアン事務局Consolidated 2001 CEPT Package by Countryから作成

<http://www.aseansec.org/12141.htm>

アクセス年月日：2006年6月14日

注：品目分類はHS関税分類コードによる。

第4表 2005年の各国別のセンシティブ品目リスト
(1)インドネシア

AHTN Code	Description	Indicator	MFN Rates	2005 CEPT Rates
10.06	Rice.			
1006.10	-Rice in the husk (paddy or rough) :			
1006.10.10.00	--Suitable for sowing	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.10.90.00	--Other	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.20	-Husked (brown) rice :			
1006.20.10.00	--Thai hom mali rice	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.20.90.00	--Other	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30	-Semi-milled or wholly milled rice, whether			
	or not polished or glazed :			
	--Fragrant rice :			
1006.30.11.00	---Whole	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.12.00	---Not more than 5 % broken	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.13.00	---More than 5% but not more than 10 % broken	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.14.00	---More than 10% but not more than 25% broken	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.19.00	---Other	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.20.00	--Parboiled rice	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.30.00	--Glutinous rice (pilot)	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.40.00	--Basmati rice	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.50.00	--Thai hom mali rice	HSL	Rp 430/Kg	-
	--Other :			
1006.30.61.00	---Whole	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.62.00	---Not more than 5 % broken	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.63.00	---More than 5 % but not more than 10% broken	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.30.64.00	---More than 10% but not more than 25% broken	HSL	Rp 430/Kg	-

(つづく)

1006.30.69.00	---Other	HSL	Rp 430/Kg	-
1006.40.00.00	-Broken	HSL	Rp 430/Kg	-
17.01	Cane or beet sugar and chemically pure			
	sucrose, in solid form.			
	-Raw sugar not containing added flavouring or			
	colouring matter :			
1701.11.00.00	--Cane sugar	HSL	Rp 550/Kg	-
1701.12.00.00	--Beet sugar	HSL	Rp 700/Kg	-
	-Other :			
1701.91.00.00	--Containing added flavouring or colouring	HSL	Rp 700/Kg	-
	matter			
1701.99	--Other :			
	---Refined sugar :			
1701.99.11.00	----White	HSL	Rp 700/Kg	-
1701.99.19.00	----Other	HSL	Rp 700/Kg	-
1701.99.90.00	---Other	HSL	Rp 700/Kg	-

資料：アセアン事務局 Consolidated 2005 CEPT Package by Country から作成

注：Indicator の「H S L」は高度センシティブ品目を指す。

<http://www.aseansec.org/17693.htm>

アクセス年月日：2006年6月14日

(つづく)

第4表 2005年の各国別のセンシティブ品目リスト

(2) フィリピン

AHTN Code	Description	Indicator	MFN Rates	2005 CEPT Rates
10.06	Rice.			
1006.10.10	-Rice in the husk (paddy or rough) :	S	0	—
1006.10.90	--Other	S	50	—
1006.20.10	--Thai hom mali rice	S	50	—
1006.20.90	--Other	S	50	—
1006.30	-Semi-milled or wholly milled rice, whether			
	or not polished or glazed :			
	--Fragrant rice :			
1006.30.11	---Whole	S	50	—
1006.30.12	---Not more than 5 % broken	S	50	—
1006.30.13	---More than 5% but not more than 10 % broken	S	50	—
1006.30.14	---More than 10% but not more than 25% broken	S	50	—
1006.30.19	---Other	S	50	—
1006.30.20	--Parboiled rice	S	50	—
1006.30.30	--Glutinous rice (pilot)	S	50	—
1006.30.40	--Basmati rice	S	50	—
1006.30.50	--Thai hom mali rice	S	50	—
	--Other :			
1006.30.61	---Whole	S	50	—
1006.30.62	---Not more than 5 % broken	S	50	—
1006.30.63	---More than 5 % but not more than 10% broken	S	50	—
1006.30.64	---More than 10% but not more than 25% broken	S	50	—
1006.30.69	---Other	S	50	—
1006.40.00	-Broken	S	50	—

資料：アセアン事務局 Consolidated 2005 CEPT Package by Country から作成

注：1. 最初の 6 桁が国際分類，次の 2 桁がアセアン共通分類からなる AHTN を域内 HS コードとして導入している。

2. フィリピンは **Description** の欄がなかったため、インドネシアのものを借用した。

3. **Indicator** の「S」はセンシティブ品目を指す。

4. **2005 CEPT Rates** については、インドネシアの例にあわせ、「－」とした。

<http://www.aseansec.org/17693.htm>

アクセス年月日：2006年6月13日

(つづく)

第4表 2005年の各国別のセンシティブ品目リスト

(3)カンボジア

AHTN Code	Description	Indicator	MFN Rates	2005 CEPT Rates
01.01	Live horses, asses, mules and hinnies.			
0101.90.10	-- Race horses	S	15	—
0101.90.20	-- Other horses	S	15	—
01.03	Live swine.			
0103.91.00	-- Weighing less than 50 kg	S	15	—
0103.92.00	-- Weighing 50 kg or more	S	15	—
01.05	Live poultry, that is to say, fowls of the species <i>Gallus domesticus</i>, ducks, geese, turkeys and guinea fowls.			
0105.92.90	--- Other	S	15	—
0105.99.20	--- Other ducks	S	15	—
0105.99.40	--- Other geese, turkeys and guinea fowls	S	15	—
02.07	Meat and edible offal, of the poultry of heading 01.05, fresh, chilled or frozen.			
0207.11.00	-- Not cut in pieces, fresh or chilled	S	35	—
0207.12.00	-- Not cut in pieces, frozen	S	35	—
0207.13.00	-- Cuts and offal, fresh or chilled	S	35	—
	-- Cuts and offal, frozen:			
0207.14.10	--- Wings	S	35	—
0207.14.20	--- Thighs	S	35	—
0207.14.30	--- Livers	S	35	—
0207.14.90	--- Other	S	35	—
	- Of turkeys:			
0207.32.10	--- of ducks	S	35	—
0207.32.20	--- Of geese or guinea fowls	S	35	—
	-- Not cut in pieces, frozen:			
0207.33.10	--- Of ducks	S	35	—
0207.33.20	--- Of geese or guinea fowls	S	35	—

(つづく)

0207.36.20	--- Cuts of ducks	S	35	—
03.01	Live fish.			
0301.93.10	--- Carp breeder	S	15	—
0301.93.90	--- Other	S	15	—
	-- Other:			
	--- Milkfish or lapu lapu fry:			
0301.99.11	---- For breeding	S	0	—
0301.99.19	---- Other	S	15	—
	--- Other fish fry:			
0301.99.21	---- For breeding	S	0	—
0301.99.29	---- Other	S	15	—
06.02	Other live plants (including their roots), cuttings and slips; mushroom spawn.			
0602.10.10	-- Orchid cuttings and slips	S	15	—
0602.40.00	- Roses, grafted or not	S	15	—
	- Other:			
0602.90.20	-- Orchid seedlings	S	0	—
06.03	Cut flowers and flower buds of a kind suitable for bouquets or for ornamental purposes, fresh, dried, dyed, bleached, impregnated or otherwise prepared.			
	- Fresh:			
0603.10.10	-- Orchids	S	15	—
0603.10.90	-- Other	S	15	—
07.02				
0702.00.00	Tomatoes, fresh or chilled.	S	7	—
07.03	Onions, shallots, garlic, leeks and other alliaceous vegetables, fresh or chilled.			
	- Onions and shallots:			
	-- Onions:			
0703.10.11	--- Bulbs for propagation	S	0	—
0703.10.19	--- Other	S	7	—
	-- Shallots:			
0703.20.10	-- Bulbs for propagation	S	0	—
0703.20.90	-- Other	S	7	—

(つづく)

	- Leeks and other alliaceous vegetables:			
07.04	Cabbages, cauliflowers, kohlrabi, kale and similar edible brassicas, fresh or chilled.			
	- Cauliflowers and headed broccoli:			
0704.10.10	- - Cauliflowers	S	7	—
0704.10.20	- - Headed broccoli	S	7	—
0704.90.10	- - Cabbages	S	7	—
0704.90.90	- - Other	S	7	—
07.05	Lettuce (<i>Lactuca sativa</i>) and chicory (<i>Cichorium</i> spp.), fresh or chilled.			
	- Lettuce:			
0705.11.00	- - Cabbage lettuce (head lettuce)	S	7	—
0705.19.00	- - Other	S	7	—
	- Chicory:			
07.06	Carrots, turnips, salad beetroot, salsify, celeriac, radishes and similar edible roots, fresh or chilled.			
	- Carrots and turnips:			
0706.10.10	- - Carrots	S	7	—
0706.10.20	- - Turnips	S	7	—
0706.90.00	- Other	S	7	—
07.07				
0707.00.00	Cucumbers and gherkins, fresh or chilled.	S	7	—
07.08	Leguminous vegetables, shelled or unshelled, fresh or chilled.			
0708.20.00	- Beans (<i>Vigna</i> spp., <i>Phaseolus</i> spp.)	S	7	—
07.09	Other vegetables, fresh or chilled.			
0709.90.00	- Other	S	7	—
08.01	Coconuts, Brazil nuts and cashew nuts, fresh or dried, whether or not shelled or peeled.			
	- Coconuts:			
0801.11.00	- - Desiccated	S	7	—
0801.19.00	- - Other	S	7	—
	- Brazil nuts:			

(つづく)

08.04	Dates, figs, pineapples, avocados, guavas, mangoes and mangosteens, fresh or dried.			
0804.30.00	- Pineapples	S	7	—
0804.50.00	- Guavas, mangoes and mangosteens	S	7	—
08.05	Citrus fruit, fresh or dried.			
0805.10.00	- Oranges	S	7	—
08.07	Melons (including watermelons) and papaws (papayas), fresh.			
	- Melons (including watermelons):			
0807.11.00	- - Watermelons	S	7	—
0807.19.00	- - Other	S	7	—

資料：アセアン事務局 Consolidated 2005 CEPT Package by Country から作成

注：1. 最初の 6 桁が国際分類，次の 2 桁がアセアン共通分類からなる AHTN 域内コードにより 8 桁コードで分類している。

2. Indicator の「S」はセンシティブ品目を指す。

<http://www.aseansec.org/17693.htm>

アクセス年月日：2006 年 6 月 13 日

(つづく)

第4表 2005年の各国別のセンシティブ品目リスト

(4) ラオス

AHTN Code	Description	Indicator	MFN Rates	2005 CEPT Rates
01.03	Live swine.			
0103.92.00	-- Weighing 50 kg or more	S	10	-
01.05	Live poultry, that is to say, fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , ducks, geese, turkeys and guinea fowls.			
0105.11.10	--- Breeding fowls	S	10	-
0105.11.90	--- Other	S	10	-
	-- Turkeys:			
0105.12.10	--- Breeding turkeys	S	10	-
0105.12.90	--- Other	S	10	-
	-- Other:			
0105.19.10	--- Breeding ducklings	S	10	-
0105.19.20	--- Other ducklings	S	10	-
0105.19.30	--- Breeding goslings	S	10	-
0105.19.40	--- Other goslings	S	10	-
0105.19.50	--- Breeding guinea fowls	S	10	-
0105.19.90	--- Other	S	10	-
	- Other:			
	-- Fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , weighing not more than			
	2,000 g:			
0105.92.10	--- Breeding fowls	S	10	-
0105.92.20	--- Fighting cocks	S	10	-
0105.92.90	--- Other	S	10	-
	-- Fowls of the species <i>Gallus domesticus</i> , weighing more than			
	2,000g:			
0105.93.10	--- Breeding fowls	S	10	-
0105.93.20	--- Fighting cocks	S	10	-
0105.93.90	--- Other	S	10	-
	-- Other:			

(つづく)

0105.99.10	- - - Breeding ducks	S	10	-
0105.99.20	- - - Other ducks	S	10	-
0105.99.30	- - - Breeding geese, turkeys and guinea fowls	S	10	-
0105.99.40	- - - Other geese, turkeys and guinea fowls	S	10	-
	Other live animals.			
	- Mammals:			
01.06	Other live animals.			
0106.11.00	- - Primates	S	10	-
0106.12.00	- - Whales, dolphins and porpoises (mammals of the order Cetacea);	S	10	-
	manatees and dugongs (mammals of the order Sirenia)			
0106.19.00	- - Other	S	10	-
0106.20.00	- Reptiles (including snakes and turtles)	S	10	-
	- Birds:			
0106.31.00	- - Birds of prey	S	10	-
0106.32.00	- - Psittaciformes (including parrots, parakeets, macaws and cockatoos)	S	10	-
0106.39.00	- - Other	S	10	-
	- Other:			
0106.90.10	- - For human consumption	S	10	-
0106.90.90	- - Other	S	10	-
	Meat of bovine animals, fresh or chilled.			
02.01	Meat of bovine animals, fresh or chilled.			
0201.10.00	- Carcasses and half-carcasses	S	30	-
0201.20.00	- Other cuts with bone in	S	30	-
0201.30.00	- Boneless	S	30	-
	Meat of bovine animals, frozen.			
02.02	Meat of bovine animals, frozen.			
0202.10.00	- Carcasses and half-carcasses	S	30	-
0202.20.00	- Other cuts with bone in	S	30	-
0202.30.00	- Boneless	S	30	-
	Meat of swine, fresh, chilled or frozen.			
	- Fresh or chilled:			

(つづく)

02.03	Meat of swine, fresh, chilled or frozen.			
		S	30	
0203.11.00	-- Carcasses and half-carcasses			-
0203.12.00	-- Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in	S	30	-
0203.19.00	-- Other	S	30	-
	- Frozen:			
0203.21.00	-- Carcasses and half-carcasses	S	30	-
0203.22.00	-- Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in	S	30	-
0203.29.00	-- Other	S	30	-
	Meat of sheep or goats, fresh, chilled or frozen.			
02.07	Meat and edible offal, of the poultry of heading 01.05, fresh, chilled or frozen.			
	-- Not cut in pieces, fresh or chilled	S	30	-
0207.11.00	-- Not cut in pieces, fresh or chilled			-
0207.12.00	-- Not cut in pieces, frozen	S	30	-
0207.13.00	-- Cuts and offal, fresh or chilled	S	30	-
	-- Cuts and offal, frozen:			
0207.14.10	--- Wings	S	30	-
0207.14.20	--- Thighs	S	30	-
0207.14.30	--- Livers	S	30	-
0207.14.90	--- Other	S	30	-
	- Of turkeys:			
0207.24.00	-- Not cut in pieces, fresh or chilled	S	30	-
		S	30	
0207.25.00	-- Not cut in pieces, frozen			-
0207.26.00	-- Cuts and offal, fresh or chilled	S	30	-
	-- Cuts and offal, frozen:			
0207.27.10	--- Livers	S	30	-
0207.27.90	--- Other	S	30	-
	- Of ducks, geese or guinea fowls:			
	-- Not cut in pieces, fresh or chilled:			
0207.32.10	--- Of ducks	S	30	-
		S	30	
0207.32.20	--- Of geese or guinea fowls			-
	-- Not cut in pieces, frozen:			
0207.33.10	--- Of ducks	S	30	-
0207.33.20	--- Of geese or guinea fowls	S	30	-
0207.34.00	-- Fatty livers, fresh or chilled	S	30	-
0207.35.00	-- Other, fresh or chilled	S	30	-

(つづく)

	-- Other, frozen:			
0207.36.10	--- Fatty livers	S	30	-
0207.36.20	--- Cuts of ducks	S	30	-
0207.36.30	--- Cuts of geese or guinea fowls	S	30	-
	Other meat and edible meat offal, fresh, chilled or frozen.			
02.10	Meat and edible meat offal, salted, in brine, dried or smoked; edible flours and meals of meat or meat offal.			
	-- Hams, shoulders and cuts thereof, with bone in	S	30	-
0210.11.00	-- Bellies (streaky) and cuts thereof	S	30	-
0210.12.00	-- Other:			
0210.19.10	--- Bacon	S	30	-
0210.19.20	--- Ham, boneless	S	30	-
0210.19.90	--- Other	S	30	-
0210.20.00	- Meat of bovine animals	S	30	-
	- Other, including edible flours and meals of meat and meat			
0210.91.00	-- Of primates	S	30	-
	-- Of whales, dolphins and porpoises (mammals of the order Cetacea);	S	30	-
0210.92.00	of manatees and dugongs (mammals of the order Sirenia)			
	-- Of reptiles (including snakes and turtles)	S	30	-
0210.93.00	-- Other:			
0210.99.10	--- Freeze dried chicken dice	S	30	-
0210.99.20	--- Dried pork skin	S	30	-
0210.99.90	--- Other	S	30	-
	Live fish.			
	- Ornamental fish:			
03.01	Live fish.			
0301.99.40	--- Other freshwater fish	S	20	-
	Fish, fresh or chilled, excluding fish fillets and other fish meat of heading 03.04.			
	- Salmonidae, excluding livers and roes:			
04.07	Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked.			
0407.00.11	-- Hens' eggs	S	30	-
0407.00.12	-- Ducks' eggs	S	30	-
0407.00.19	-- Other	S	30	-
	- Other:			
0407.00.91	-- Hens' eggs	S	30	-
0407.00.92	-- Ducks eggs	S	30	-
0407.00.99	-- Other	S	30	-

(つづく)

	Birds' eggs, not in shell, and egg yolks, fresh, dried, cooked by steaming or			
	by boiling in water, moulded, frozen or otherwise preserved, whether or			
	not containing added sugar or other sweetening matter.			
	- Egg yolks:			
05.04	Guts, bladders and stomachs of animals (other than fish), whole and pieces thereof, fresh, chilled frozen, salted, in brine, dried or smoked.			
0504.00.00	Guts, bladders and stomachs of animals (other than fish), whole and	S	10	-
	pieces thereof, fresh, chilled frozen, salted, in brine, dried or smoked.			
	Skins and other parts of birds, with their feathers or down, feathers and			
	parts of feathers (whether or not with trimmed edges) and down, not			
	further worked than cleaned, disinfected or treated for preservation;			
	powder and waste of feathers or parts of feathers.			
	- Feathers of a kind used for stuffing; down:			
0702.00.00	Tomatoes, fresh or chilled.	S	40	-
	Onions, shallots, garlic, leeks and other alliacious vegetables, fresh or chilled.			
	- Onions and shallots:			
	- - Onions:			
07.03	Onions, shallots, garlic, leeks and other alliacious vegetables, fresh or chilled.			
0703.10.11	- - - Bulbs for propagation	S	40	-
0703.10.19	- - - Other	S	40	-
	- - Shallots:			
0703.10.21	- - - Bulbs for propagation	S	40	-
0703.10.29	- - - Other	S	40	-
	- Garlic:			
0703.90.10	- - Bulbs for propagation	S	40	-
0703.90.90	- - Other	S	40	-
	Cabbages, cauliflowers, kohlrabi, kale and similar edible brassicas, fresh or chilled.			
	- Cauliflowers and headed broccoli:			
07.04	Cabbages, cauliflowers, kohlrabi, kale and similar edible brassicas, fresh or chilled.			

(つづく)

0704.10.10	- - Cauliflowers	S	40	-
07.05	Lettuce (<i>Lactuca sativa</i>) and chicory (<i>Cichorium spp.</i>), fresh or chilled.			
0705.11.00	lettuce)	S	40	-
0705.19.00	- - Other	S	40	-
	- Chicory:			
0705.21.00	- - Witloof chicory (<i>Cichorium intybus</i> var. <i>foliosum</i>)	S	40	-
0705.29.00	- - Other	S	40	-
	Carrots, turnips, salad beetroot, salsify, celeriac, radishes and similar			
	edible roots, fresh or chilled.			
	- Carrots and turnips:			
0707.00.00	Cucumbers and gherkins, fresh or chilled.	S	40	-
	Leguminous vegetables, shelled or unshelled, fresh or chilled.			
07.08	Leguminous vegetables, shelled or unshelled, fresh or chilled.			
0708.20.00	- Beans (<i>Vigna</i> spp., <i>Phaseolus</i> spp.)	S	40	-
07.09	Other vegetables, fresh or chilled.			
0709.30.00	- Aubergines (egg-plants)	S	40	-
0709.40.00	- Celery other than celeriac	S	40	-
	- Mushrooms and truffles:			
0709.51.00	- - Mushrooms of the genus <i>Agaricus</i>	S	40	-
0709.59.00	- - Other	S	40	-
	- Fruits of the genus <i>Capsicum</i> or of the genus <i>Pimenta</i> :			
0709.60.10	chillies	S	40	-
0709.60.90	- - Other	S	40	-
0709.70.00	- Spinach, New Zealand spinach and orache spinach (garden spinach)	S	40	-
0709.90.00	- Other	S	40	-
	Vegetables (uncooked or cooked by steaming or boiling in water), frozen.			
07.10	Vegetables (uncooked or cooked by steaming or boiling in water), frozen.			
0710.22.00	- - Beans (<i>Vigna</i> spp., <i>Phaseolus</i> spp.)	S	40	-
0710.29.00	- - Other	S	40	-
0710.30.00	- Spinach, New Zealand spinach and orache spinach (garden spinach)	S	40	-
0710.40.00	- Sweet corn	S	40	-
0710.80.00	- Other vegetables	S	40	-
0710.90.00	- Mixtures of vegetables	S	40	-

(つづく)

	Vegetables provisionally preserved (for example, by sulphur dioxide			
	gas, in brine, in sulphur water or in other preservative solutions), but			
	unsuitable in that state for immediate consumption.			
	- Olives:			
07.11	Vegetables provisionally preserved (for example, by sulphur dioxide gas, in brine, in sulphur water or in other preservative solutions), but unsuitable in that state for immediate consumption.			
0711.30.10	- - Preserved by sulphur dioxide gas	S	40	-
0711.30.90	- - Other	S	40	-
	- Cucumbers and gherkins:			
0711.40.10	- - Preserved by sulphur dioxide gas	S	40	-
0711.40.90	- - Other	S	40	-
	- Mushrooms and truffles:			
0711.51.00	- - Mushrooms of the genus Agaricus	S	40	-
0711.59.00	- - Other	S	40	-
	- Other vegetables; mixtures of vegetables:			
0711.90.10	- - Sweet corn	S	40	-
0711.90.20	- - Chillies	S	40	-
0711.90.30	- - Onions, preserved by sulphur dioxide gas	S	40	-
0711.90.40	- - Onions, preserved other than by sulphur dioxide gas	S	40	-
0711.90.50	- - Other, preserved by sulphur dioxide gas	S	40	-
0711.90.90	- - Other	S	40	-
	Dried vegetables, whole, cut, sliced, broken or in powder, but not further prepared.			
07.12	Dried vegetables, whole, cut, sliced, broken or in powder, but not further prepared.			
0712.20.00	- Onions	S	40	-
	- Mushrooms, wood ears (Auricularia spp.), jelly fungi (Tremella spp.) and truffles:			
0712.31.00	- - Mushrooms of the genus Agaricus	S	40	-
0712.32.00	- - Wood ears (Auricularia spp.)	S	40	-
0712.33.00	- - Jelly fungi (Tremella spp.)	S	40	-
	- - Other:			
0712.39.10	- - - Truffles	S	40	-
0712.39.20	- - - Shiitake (dong-gu)	S	40	-
0712.39.90	- - - Other	S	40	-
07.13	Dried leguminous vegetables, shelled, whether or not skinned or split.			
0713.20.10	- - For sowing	S	40	-

(つづく)

0713.20.90	- - Other	S	40	-
	- Beans (Vigna spp., Phaseolus spp.):			
	- - Beans of the species Vigna mungo (L.) Hepper or Vigna radiata (L.) Wilczek:			
0713.31.10	- - - For sowing	S	40	-
0713.31.90	- - - Other	S	40	-
	- - Small red (Adzuki) beans (Phaseolus or Vigna angularis):			
0713.32.10	- - - For sowing	S	40	-
0713.32.90	- - - Other	S	40	-
	- - Kidney beans, including white pea beans (Phaseolus vulgaris):			
0713.33.10	- - - For sowing	S	40	-
0713.33.90	- - - Other	S	40	-
	- - Other:			
0713.39.10	- - - For sowing	S	40	-
0713.39.90	- - - Other	S	40	-
	- Lentils:			
0713.40.10	- - For sowing	S	40	-
0713.40.90	- - Other	S	40	-
	- Broad beans (Vicia faba var. major) and horse beans (Vicia faba var. equina, Vicia faba var minor):			
0713.50.10	- - For sowing	S	40	-
0713.50.90	- - Other	S	40	-
	- Other:			
07.14	Manioc, arrowroot, salep, Jerusalem artichokes, sweet potatoes and similar roots and tubers with high starch or inulin content, fresh, chilled, frozen roots and tubers with high starch or inulin content, fresh, chilled, frozen or dried, whether or not sliced or in the form of pellets; sago pith.			
0714.10.10	- - Sliced or in form of pellets	S	40	-
0714.10.90	- - Other	S	40	-
0714.20.00	- Sweet potatoes	S	40	-
	- Other:			
0714.90.10	- - Sago pith	S	40	-
0714.90.90	- - Other	S	40	-
	Coconuts, Brazil nuts and cashew nuts, fresh or dried, whether or not shelled or peeled.			
	- Coconuts:			
08.02	Other nuts, fresh or dried, whether or not shelled or peeled.			
0802.11.00	- - In shell	S	30	-
0802.12.00	- - Shelled	S	30	-
	- Hazelnuts or filberts (Corylus spp.):			
0802.21.00	- - In shell	S	30	-
0802.22.00	- - Shelled	S	30	-

(つづく)

	- Walnuts:			
0802.31.00	- - In shell	S	30	-
0802.32.00	- - Shelled	S	30	-
0802.40.00	- Chestnuts (Castanea spp.)	S	30	-
0802.50.00	- Pistachios	S	30	-
	- Other:			
0802.90.10	- - Areca nuts (betel nuts)	S	30	-
0802.90.90	- - Other	S	30	-
08.04	Dates, figs, pineapples, avocados, guavas, mangoes and mangosteens, fresh or dried.			
0804.30.00	- Pineapples	S	40	-
0804.50.00	- Guavas, mangoes and mangosteens	S	40	-
	Citrus fruit, fresh or dried.			
08.05	Citrus fruit, fresh or dried.			
0805.10.00	- Oranges	S	40	-
0805.20.00	- Mandarins (including tangerines and satsumas); wilkings and similar citrus hybrids	S	40	-
0805.40.00	- Grapefruit	S	40	-
0805.50.00	- Lemons (Citrus limon, Citrus limonum) and limes (Citrus aurantifolia, Citrus latifolia)	S	40	-
0805.90.00	- Other	S	40	-
	Grapes, fresh or dried.			
08.07	Melons (including watermelons) and papaws (papayas), fresh.			
0807.11.00	- - Watermelons	S	40	-
0807.19.00	- - Other	S	40	-
0807.20.00	- Papaws (papayas)	S	40	-
	Apples, pears and quinces, fresh.			
08.13	Fruit, dried, other than that of headings 08.01 to 08.06; mixtures of nuts or dried fruits of this Chapter.			
0813.40.00	- Other fruit	S	30	-
0813.50.00	- Mixtures of nuts or dried fruits of this Chapter	S	30	-
09.04	Pepper of the genus Piper; dried or crushed or ground fruits of the genus Capsicum or of the genus Pimenta.			
0904.20.10	- - Chillies, dried	S	30	-
0904.20.20	- - Chillies, crushed or ground	S	30	-
0904.20.90	- - Other	S	30	-
10.06	Rice.			
1006.10.10	- - Suitable for sowing	S	5	-
1006.10.90	- - Other	S	5	-

(つづく)

	- Husked (brown) rice:			
1006.20.10	-- Thai Hom Mali rice	S	5	-
1006.20.90	-- Other	S	5	-
	- Semi-milled or wholly milled rice, whether or not polished or glazed:			
	-- Fragrant rice:			
1006.30.11	--- Whole	S	5	-
1006.30.12	--- Not more than 5% broken	S	5	-
1006.30.13	--- More than 5% but not more than 10% broken	S	5	-
1006.30.14	--- More than 10% but not more than 25% broken	S	5	-
1006.30.19	--- Other	S	5	-
1006.30.20	-- Parboiled rice	S	5	-
1006.30.30	-- Glutinous rice (pilot)	S	5	-
1006.30.40	-- Basmati rice	S	5	-
1006.30.50	-- Thai Hom Mali rice	S	5	-
	-- Other:			
1006.30.61	--- Whole	S	5	-
1006.30.62	--- Not more than 5% broken	S	5	-
1006.30.63	--- More than 5% but not more than 10% broken	S	5	-
1006.30.64	--- More than 10% but not more than 25% broken	S	5	-
1006.30.69	--- Other	S	5	-
1006.40.00	- Broken rice	S	5	-
12.07	Other oil seeds and oleaginous fruits, whether or not broken.			
1207.10.00	- Palm nuts and kernels	S	20	-
1207.50.00	- Mustard seeds	S	20	-
1207.60.00	- Safflower seeds	S	20	-
	- Other:			
1207.99.10	--- Kapok seeds	S	20	-
1207.99.90	--- Other	S	20	-
	Flours and meals of oil seeds or oleaginous fruits, other than those of mustard.			
12.12	Locust beans, seaweeds and other algae, sugar beet and sugar cane, fresh, chilled, frozen or dried, whether or not ground; fruit stones and kernels and other vegetable products (including unroasted chicory roots of the variety <i>Cichorium intybus sativum</i>) of a kind used primarily for human consumption, not elsewhere specified or included.			
1212.99.11	---- For sowing	S	5	-
1212.99.19	---- Other	S	5	-
1212.99.90	--- Other	S	5	-
24.01	Unmanufactured tobacco; tobacco refuse.			
2401.30.10	-- Tobacco stems	S	10	-

(つづく)

2401.30.90	- - Other	S	10	-
	Cigars, cheroots, cigarillos and cigarettes, of tobacco or of tobacco substitutes.			

資料：アセアン事務局 Consolidated 2005 CEPT Package by Country から作成

注：1. 最初の 6 桁が国際分類，次の 2 桁がアセアン共通分類からなる AHTN 域内コードにより 8 桁コードで分類している。

2. Indicator の「S」はセンシティブ品目を指す。

<http://www.aseansec.org/17693.htm>

アクセス年月日：2006年6月13日

(つづく)

第4表 2005年の各国別のセンシティブ品目リスト

(5)ミャンマー

AHTN Code	Description	Indicator	MFN Rates	2005 CEPT Rates
07.08	Leguminous vegetables, shelled or unshelled, fresh or chilled.			
0708.10.00	- Peas (<i>Pisum sativum</i>)	S	15	-
0708.20.00	- Beans (<i>Vigna</i> spp., <i>Phaseolus</i> spp.)	S	15	-
09.01	Coffee, whether or not roasted or decaffeinated; coffee husks and skins; coffee substitutes containing coffee in any proportion.			
0901.11.10	--- Arabica WIB or Robusta OIB	S	5	-
0901.11.90	--- Other	S	5	-
0901.12.10	--- Arabica WIB or Robusta OIB	S	5	-
0901.12.90	--- Other	S	5	-
09.02	Tea, whether or not flavoured.			
0902.10.10	-- Leaf	S	15	-
0902.10.90	-- Other	S	15	-
0902.20.10	-- Leaf	S	15	-
0902.20.90	-- Other	S	15	-
10.06	Rice.			
1006.10.10	-- Suitable for sowing	S	0	-
1006.10.90	-- Other	S	0	-
1006.20.10	-- Thai Hom Mali rice	S	5	-
1006.20.90	-- Other	S	5	-
1006.30.11	--- Whole	S	5	-
1006.30.12	--- Not more than 5% broken	S	5	-
1006.30.13	--- More than 5% but not more than 10% broken	S	5	-
1006.30.14	--- More than 10% but not more than 25% broken	S	5	-
1006.30.19	--- Other	S	5	-
1006.30.20	-- Parboiled rice	S	5	-
1006.30.30	-- Glutinous rice (<i>pulot</i>)	S	5	-

(つづく)

1006.30.40	-- Basmati rice	S	5	-
1006.30.50	-- Thai Hom Mali rice	S	5	-
1006.30.61	--- Whole	S	5	-
1006.30.62	--- Not more than 5% broken	S	5	-
1006.30.63	--- More than 5% but not more than 10% broken	S	5	-
1006.30.64	--- More than 10% but not more than 25% broken	S	5	-
1006.30.69	--- Other	S	5	-
1006.40.00	- Broken rice	S	5	-
17.01	Cane or beet sugar and chemically pure sucrose, in solid form.			
1701.11.00	-- Cane sugar	S	0.5	-
1701.12.00	-- Beet sugar	S	0.5	-
5001.00.00	Silk-worm cocoons suitable for reeling.	S	3	-
5002.00.00	Raw silk (not thrown).	S	3	-
5201.00.00	Cotton, not carded or combed.	S	0	-

資料：アセアン事務局 Consolidated 2005 CEPT Package by Country から作成

注：1. 最初の 6 桁が国際分類，次の 2 桁がアセアン共通分類からなる AHTN 域内コードにより 8 桁コードで分類している。

2. Indicator の「S」はセンシティブ品目を指す。

<http://www.aseansec.org/17693.htm>

アクセス年月日：2006年6月13日

(つづく)

第4表 2005年の各国別のセンシティブ品目リスト

(6) ベトナム

AHTN Code	Description	Indicator	MFN	2005 CEPT Rates
02.07	Meat and edible offal, of the poultry of heading 01.05, fresh, chilled or frozen.			
0207.11.00	chilled	S	20	-
0207.12.00	- - not cut in pieces, Frozen	S	20	-
0207.13.00	- - cuts and offal, Fresh or chilled	S	20	-
0207.14.10	- - - Wings	S	20	-
0207.14.20	- - - Thighs	S	20	-
0207.14.30	- - - Livers	S	20	-
0207.14.90	- - - Other	S	20	-
0207.26.00	- - cuts and offal, Fresh or chilled	S	20	-
0207.27.10	- - - Livers	S	20	-
0207.27.90	- - - Other	S	20	-
04.07	Birds' eggs, in shell, fresh, preserved or cooked.			
0407.00.11	- - Hens' eggs	S	0	-
0407.00.12	- - Ducks' eggs	S	0	-
0407.00.19	- - Other	S	0	-
0407.00.91	- - Hens' eggs	S	40	-
0407.00.92	- - Ducks' eggs	S	40	-
0407.00.99	- - Other	S	40	-
08.05	Citrus fruit, fresh or dried.			
0805.40.00	- Grapefruit	S	40	-
0805.50.00	- Lemons (Citrus limon, Citrus limonum) and limes (Citrus aurantifolia, Citrus latifolia)	S	40	-
0805.90.00	- Other	S	40	-
10.06	Rice.			
1006.10.90	- - Other	S	40	-
1006.20.10	- - Thai Hom Mali Rice	S	40	-

(つづく)

1006.20.90	-- Other	S	40	-
17.01	Cane or beet sugar and chemically pure sucrose, in solid form.			
1701.11.00	-- cane sugar	S	30	-
1701.91.00	-- containing added flavouring or colouring matter	S	40	-
1701.99.11	---- white	S	40	-
1701.99.19	---- Other	S	40	-
1701.99.90	--- Other	S	40	-

資料：アセアン事務局 Consolidated 2005 CEPT Package by Country から作成

注：1. 最初の 6 桁が国際分類，次の 2 桁がアセアン共通分類からなる AHTN 域内コードにより 8 桁コードで分類している。

2. Indicator の「S」はセンシティブ品目を指す。

<http://www.aseansec.org/17693.htm>

アクセス年月日：2006年6月13日

第5表 アセアン諸国の全世界との農産物貿易額

単位：千USドル、％、％/年

分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比	3/93平均伸率
01	生きた家畜	85,438	100,815	194,345	286,973	272,387	231,670	195,279	171,314	176,228	168,967	153,392	0.5	6.0
02	肉類及びくず肉	427,086	475,588	487,847	447,057	427,114	440,458	408,426	465,236	646,706	623,365	704,019	2.1	5.1
03	魚類	4,414,974	5,080,090	5,455,015	5,178,924	4,732,675	4,381,054	4,317,722	4,904,031	4,480,665	4,000,703	4,260,347	12.9	-0.4
04	乳製品類	183,872	202,723	259,208	346,640	334,740	250,903	280,912	375,145	504,718	575,487	578,078	1.8	12.1
05	その他の畜産品	44,319	45,117	56,723	51,814	44,073	37,093	43,678	54,524	58,124	60,550	59,607	0.2	3.0
06	生きた植物	83,538	90,420	98,059	100,101	88,977	77,061	93,062	107,594	107,790	141,956	149,069	0.5	6.0
07	食用野菜	1,057,311	851,626	821,897	902,123	783,844	507,084	819,505	669,959	855,227	793,533	850,891	2.6	-2.1
08	食用果実及びナッツ	662,910	723,971	796,134	1,005,485	984,937	752,543	946,044	1,013,193	902,155	998,477	1,061,752	3.2	4.8
09	ユーヒー、茶、香辛料	949,128	1,550,547	1,603,848	1,397,034	1,453,112	1,549,246	1,383,483	1,253,804	776,841	797,321	788,554	2.4	-1.8
10	穀物	1,435,027	1,636,921	2,002,054	2,091,917	2,117,494	1,991,382	1,976,808	1,534,783	1,417,668	1,773,569	2,011,272	6.1	3.4
11	麦芽、小麦グルテン	242,582	322,432	360,983	348,291	364,858	253,714	248,489	284,228	266,969	280,877	310,486	0.9	2.5
12	種子	213,653	240,242	254,398	241,109	242,704	201,753	250,502	251,217	210,192	203,732	221,226	0.7	0.6
13	樹脂・松ヤニ	113,583	117,426	107,952	125,629	125,165	88,507	97,978	108,377	100,028	94,613	108,055	0.3	-0.5
14	その他の野菜製品	62,426	66,353	66,275	35,928	35,684	55,719	59,817	59,644	60,389	53,903	58,149	0.2	-0.6
15	油脂・油	4,687,052	6,408,539	7,735,718	6,135,450	7,941,477	7,805,751	7,102,208	5,732,860	5,274,911	7,798,015	9,989,704	30.3	7.9
16	加工肉類・魚類	1,649,440	1,976,125	2,122,237	2,135,886	2,307,275	2,325,764	2,479,983	2,698,485	2,721,583	2,738,032	3,063,324	9.3	6.4
17	砂糖	823,251	1,037,453	1,558,510	1,763,388	1,519,570	832,283	826,089	990,347	1,021,578	1,093,951	1,376,419	4.2	5.3
18	ココア	709,266	774,184	775,647	822,260	901,200	954,091	836,659	709,030	758,962	1,166,352	1,253,809	3.8	5.9
19	穀物・乳製品調製品	410,547	504,578	555,412	599,398	576,367	467,688	560,696	616,307	650,865	721,920	919,039	2.8	8.4
20	加工野菜・果実・ナッツ	1,106,975	1,134,735	1,191,086	1,350,676	1,098,442	860,716	1,200,384	1,059,325	1,119,701	1,194,151	1,389,196	4.2	2.3
21	その他食料品	380,565	485,626	568,193	673,449	684,697	577,246	660,941	769,842	825,879	890,981	1,018,950	3.1	10.4
22	飲料	636,363	712,087	757,899	807,645	797,584	572,143	642,720	677,716	681,982	688,096	856,075	2.6	3.0
23	食品産業からの残渣	563,053	597,776	650,659	781,449	631,640	527,437	478,709	554,848	538,483	649,891	740,604	2.2	2.8
24	たばこ	1,338,453	1,267,744	1,227,418	1,732,008	1,950,684	1,714,777	1,222,795	1,211,038	1,220,470	1,126,106	1,016,115	3.1	-2.7
輸出総額		206,637,152	246,764,747	296,696,683	323,361,528	342,670,135	316,650,781	341,804,985	410,693,777	370,547,978	383,854,103	431,033,469	—	7.6
うち農産物輸出額		22,280,811	26,403,115	29,707,513	29,360,631	30,338,699	27,456,282	27,132,890	26,272,845	25,377,213	28,634,547	32,943,695	100.0	4.0
農産物の割合(%)		10.8	10.7	10.0	9.1	8.9	8.7	7.9	6.4	6.8	7.5	7.6	—	—

(2) 輸入

分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比	3/93平均伸率
01	生きた家畜	352,947	395,214	488,223	659,253	642,431	384,434	352,542	342,404	310,789	305,693	334,302	1.7	-0.5
02	肉類及びくず肉	255,979	348,491	407,559	575,064	607,111	419,439	533,399	640,992	602,706	615,471	702,615	3.6	10.6
03	魚類	1,351,129	1,331,431	1,446,071	1,567,868	1,682,013	1,376,677	1,464,313	1,499,671	1,685,380	1,712,230	1,859,273	9.5	3.2
04	乳製品類	937,595	1,067,349	1,484,351	1,687,568	1,620,627	1,208,589	1,276,643	1,559,678	1,799,756	1,505,248	1,636,664	8.4	5.7
05	その他の畜産品	38,429	40,657	73,607	87,517	50,897	54,190	53,451	75,332	90,943	72,715	92,011	0.5	9.1
06	生きた植物	44,225	56,399	60,917	67,745	69,525	50,004	51,205	53,432	50,929	54,067	52,361	0.3	1.7
07	食用野菜	386,902	456,699	610,108	799,484	758,938	576,987	604,349	574,316	620,338	651,463	658,526	3.4	5.5
08	食用果実及びナッツ	557,068	610,603	680,922	810,441	777,145	496,594	568,575	646,423	625,537	702,818	718,266	3.7	2.6
09	ユーヒー、茶、香辛料	227,453	331,830	310,959	290,735	410,754	326,595	435,553	438,340	386,719	334,698	296,440	1.5	2.7
10	穀物	1,458,621	2,134,202	2,842,673	4,209,888	3,034,695	3,475,806	3,427,033	2,485,997	2,135,607	2,779,613	2,546,187	13.0	5.7
11	麦芽、小麦グルテン	277,015	362,408	501,001	474,230	444,176	408,554	421,678	474,665	447,358	452,434	512,213	2.6	6.3
12	種子	685,558	924,431	836,262	1,115,499	1,135,392	727,048	1,090,850	1,066,730	1,014,230	1,158,470	1,294,633	6.6	6.6
13	樹脂・松ヤニ	84,496	91,096	105,221	114,675	109,313	80,094	86,230	97,768	94,966	100,959	115,063	0.6	3.1
14	その他の野菜製品	30,159	35,579	41,269	31,313	27,533	30,396	27,468	22,887	22,037	17,562	19,726	0.1	-4.2
15	油脂・油	876,656	886,398	906,568	762,566	821,809	805,165	843,350	592,889	604,589	778,918	888,625	4.6	0.1
16	加工肉類・魚類	191,292	234,777	222,231	252,854	264,978	168,523	247,305	259,024	234,456	277,288	264,332	1.4	3.3
17	砂糖	413,717	515,104	871,390	1,364,316	1,030,949	932,444	1,112,413	845,831	886,034	825,084	915,428	4.7	8.3
18	ココア	182,793	240,463	272,647	266,398	309,569	286,224	266,197	302,348	353,082	478,113	689,643	3.5	14.2
19	穀物・乳製品調製品	349,472	456,295	494,582	2,139,753	607,259	442,717	490,755	566,131	638,533	643,904	699,515	3.6	7.2
20	加工野菜・果実・ナッツ	268,899	309,096	291,541	341,607	341,585	246,259	300,848	319,725	328,845	356,443	355,916	1.8	2.8
21	その他食料品	351,388	461,570	521,006	781,970	711,271	533,390	611,615	681,979	784,298	835,102	910,228	4.7	10.0
22	飲料	700,887	821,801	882,029	1,094,927	977,373	594,977	684,009	759,516	729,195	798,454	947,680	4.9	3.1
23	食品産業からの残渣	1,167,714	1,393,378	1,414,959	1,850,495	1,913,910	1,181,676	1,182,128	1,530,067	1,771,390	1,719,085	1,907,302	9.8	5.0
24	たばこ	1,246,018	1,339,364	1,208,464	1,409,846	1,811,886	1,347,964	1,225,542	1,290,192	1,415,164	1,357,553	1,103,205	5.7	-1.2
輸入総額		223,310,802	267,241,580	318,554,800	350,606,198	355,971,735	259,456,887	281,342,954	345,827,168	317,225,573	328,112,626	359,889,985	—	4.9
うち農産物輸入額		12,436,412	14,844,634	16,974,561	22,756,011	20,161,141	16,154,747	17,357,474	17,126,340	17,632,883	18,533,383	19,520,151	100.0	4.6
農産物の割合(%)		5.6	5.6	5.3	6.5	5.7	6.2	6.2	5.0	5.6	5.6	5.4	—	—

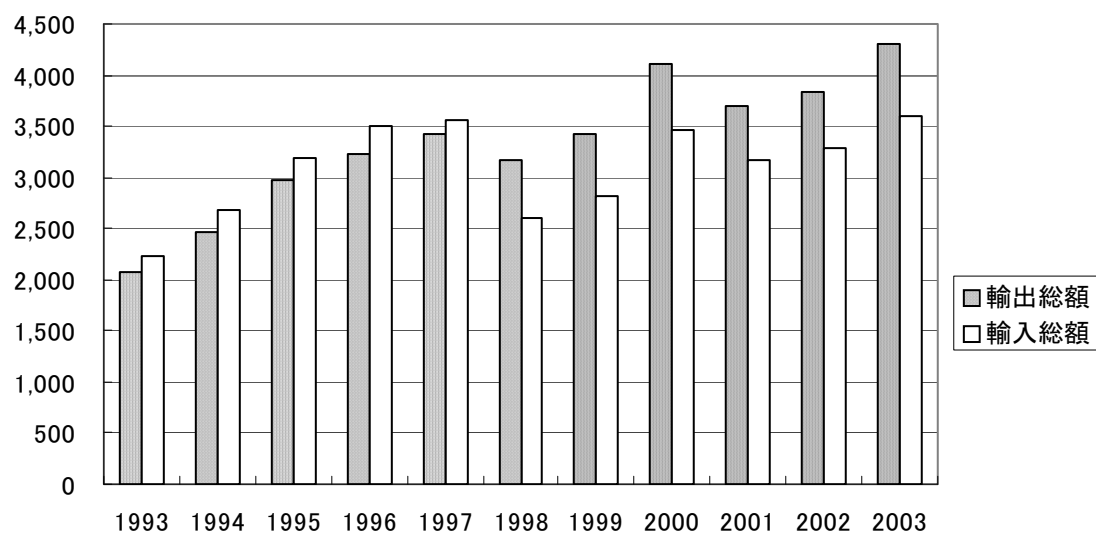
資料：ASEAN TRADE DATAから作成

<https://202.154.12.38/trade/publicview.asp>

アセアン年 月 日：2006年6月9日及び22日

注：1. HS2桁が01から24順のものを農産物とした。魚類を含む。

2. アセアンとは、93から98年まではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイを指す。99年のデータでは、ミャンマーが追加、2000-03年のデータではカンボジアが追加された。なお、ラオスとベトナムはデータがないため含まれていない。

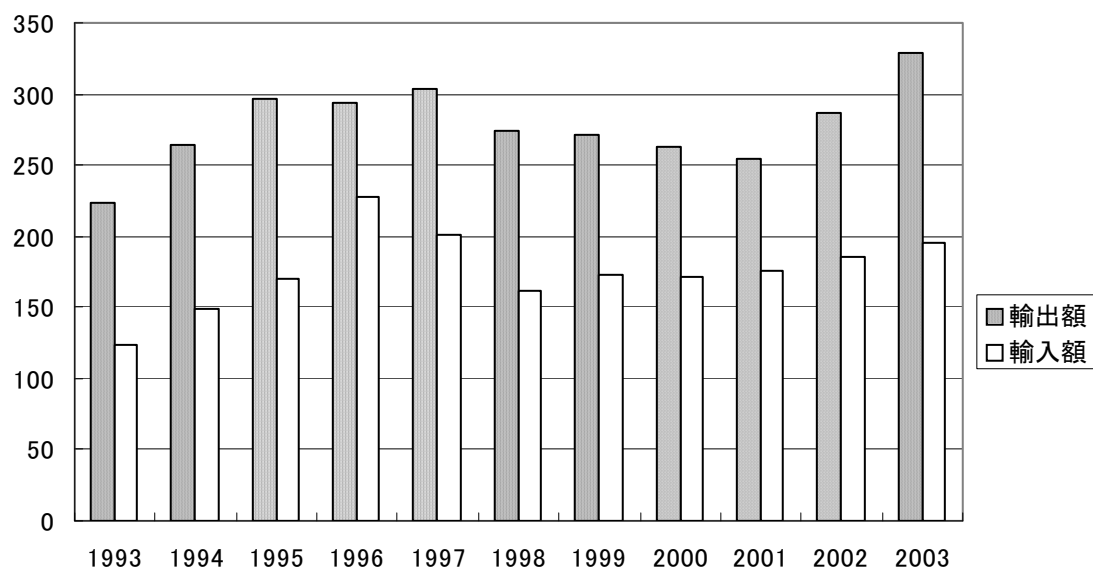


第1図 アセアン地域から世界への総輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

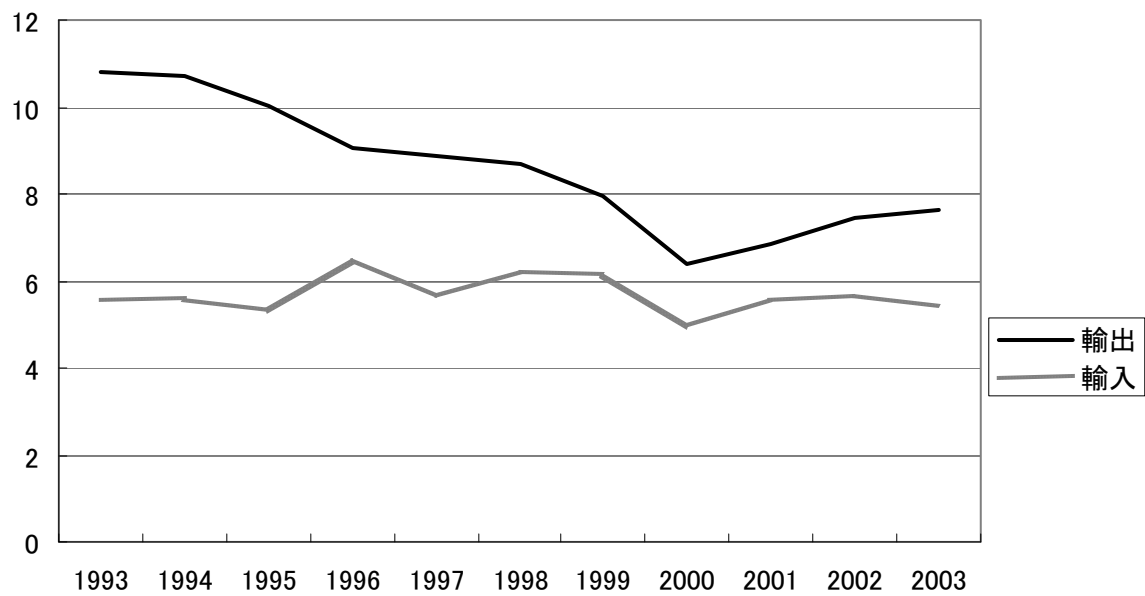


第2図 アセアン地域から世界への農産物輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日



第3図 アセアン諸国の全世界との貿易に占める農産物の割合(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

第 6 表 アセアン諸国の域内貿易依存率

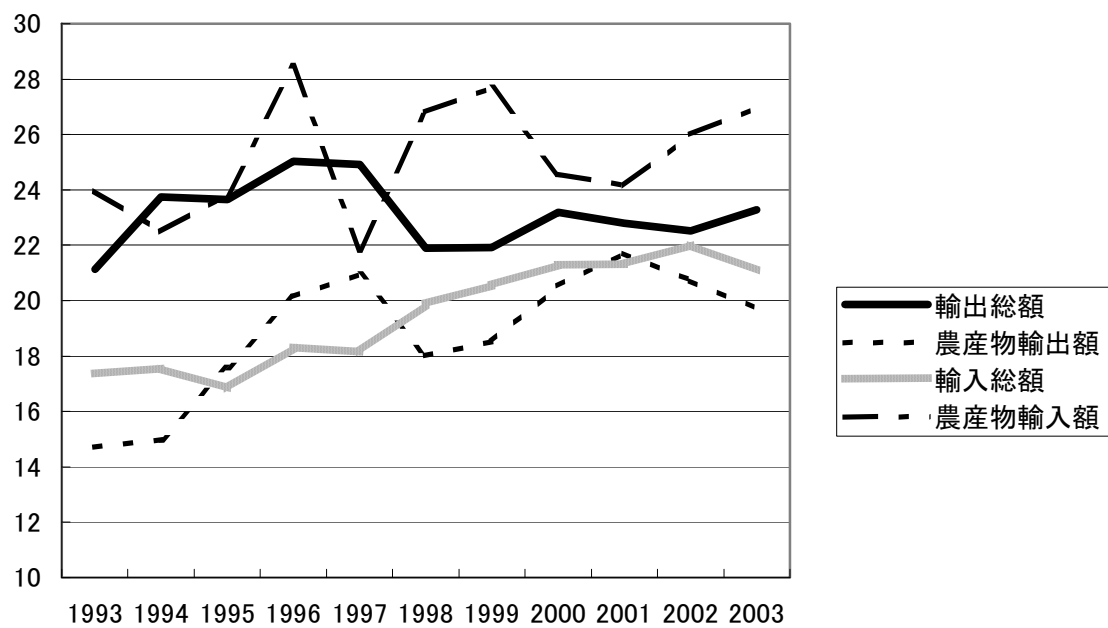
(1)輸出		単位：%										
分類		1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
01	生きた家畜	89	88	93	95	93	89	77	81	85	72	64
02	肉類及びひくず肉	9	9	10	14	12	8	10	15	9	6	7
03	魚類	10	9	9	11	10	10	12	12	11	11	10
04	乳製品	39	48	53	54	54	63	64	60	63	62	57
05	その他の畜産品	4	4	5	8	8	19	25	24	26	24	21
06	生きた植物	9	9	11	16	10	8	14	13	14	16	16
07	食用野菜	12	15	22	22	23	20	20	24	20	22	20
08	食用果実及びナッツ	17	19	22	27	21	20	25	23	20	18	16
09	コーヒー、茶、香辛料	11	9	11	13	13	12	16	15	18	18	20
10	穀物、小麦グルテン	18	20	26	28	28	37	25	24	28	22	25
11	麦芽子	27	38	40	29	46	33	34	39	36	37	42
12	種子	29	29	27	29	30	28	31	26	25	27	28
13	油脂	15	16	18	18	17	13	14	13	14	13	15
14	その他の野菜製品	16	16	19	25	19	11	12	12	12	12	11
15	油類・油脂	16	13	14	11	11	11	11	13	12	12	11
16	加工肉類・魚類	3	4	4	6	6	5	6	12	9	5	4
17	砂糖	18	16	21	35	66	48	39	16	30	49	38
18	ココア	14	18	25	20	22	24	20	27	28	32	32
19	穀物・乳製品調製品	30	30	34	35	39	36	38	40	41	43	45
20	加工野菜・果実・ナッツ	8	10	9	11	13	10	10	11	12	9	9
21	その他の食料品	25	27	27	37	38	26	28	33	36	31	35
22	飲料	24	22	29	33	34	23	30	43	46	51	46
23	食品	12	10	11	11	13	17	15	22	23	23	28
24	たばこ	25	38	52	48	37	28	45	62	69	72	65
	輸出総額	21	24	24	25	25	22	22	23	23	23	23
	農産物輸出額	15	15	18	20	21	18	19	21	22	21	20

(2) 輸 入		単 位 : %										
分類		1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
01	生きた家畜	68	57	46	42	42	57	43	35	42	39	39
02	肉類及びひくず肉	14	9	9	7	7	6	6	4	5	5	5
03	魚類	24	24	28	31	29	29	28	27	26	25	29
04	乳製他畜産品	13	11	8	8	8	12	28	23	18	26	15
05	生きた植物	6	3	7	6	11	12	17	12	3	6	11
06	食用野菜	77	77	73	70	69	69	72	71	71	66	68
07	食用果実及びナッツ	28	22	21	21	21	24	22	26	25	26	23
08	コーヒー、茶、香辛料	21	18	15	15	16	18	18	21	19	17	18
09	穀物	44	65	56	46	54	59	54	45	31	35	36
10	麦芽子	17	18	24	26	24	37	38	25	23	21	25
11	穀物、小麦グルテン	22	27	31	19	24	21	20	23	21	21	23
12	油脂	16	16	16	13	8	10	6	7	8	8	6
13	樹脂・松ヤニ	8	9	7	10	8	11	10	12	13	12	15
14	その他の野菜製品	68	73	70	73	61	76	68	49	48	45	46
15	油類・油脂	82	72	74	69	66	69	72	73	73	78	80
16	加工肉類・魚類	27	28	25	30	28	39	34	40	38	35	35
17	砂糖	38	32	39	44	43	34	29	37	32	35	46
18	ココア	47	48	50	40	40	47	46	44	48	54	56
19	穀物・乳製品調製品	33	34	36	81	34	35	39	39	42	49	45
20	加工野菜・果実・ナッツ	31	28	28	29	28	23	21	20	21	21	22
21	その他の食料品	22	23	24	36	21	22	26	28	31	34	37
22	飲料	10	8	10	11	14	14	16	18	20	18	20
23	食品	6	5	5	5	4	5	5	7	6	7	7
24	たばこの残渣	3	2	4	4	6	4	9	19	30	30	33
	輸入総額	17	18	17	18	18	20	21	21	21	22	21
	農産物輸入額	24	22	24	28	22	27	28	25	24	26	27

資料：ASEAN TRADE DATAから作成
<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>
 アセアン年月日：2006年6月8日、9日及び22日

注：1. HS桁が01から24類のものを農産物とした。魚類を含む。

2. アセアンとは、93から98年まではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイを指す。99年のデータでは、ミャンマーが追加、2000-03年のデータではカンボジアが追加された。なお、ラオスとベトナムはデータがないため含まれていない。

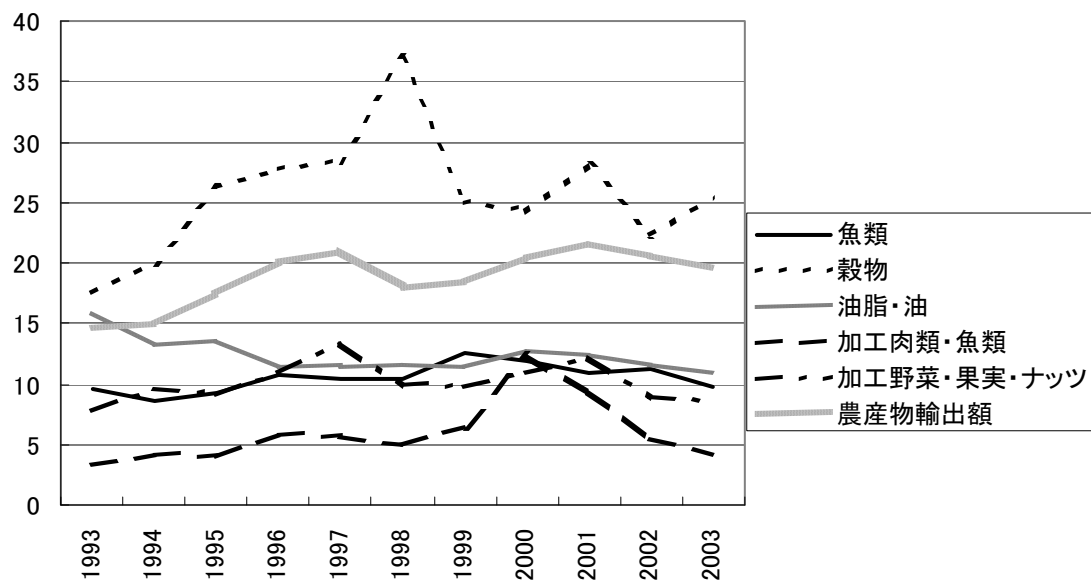


第4図 アセアン諸国の域内貿易依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

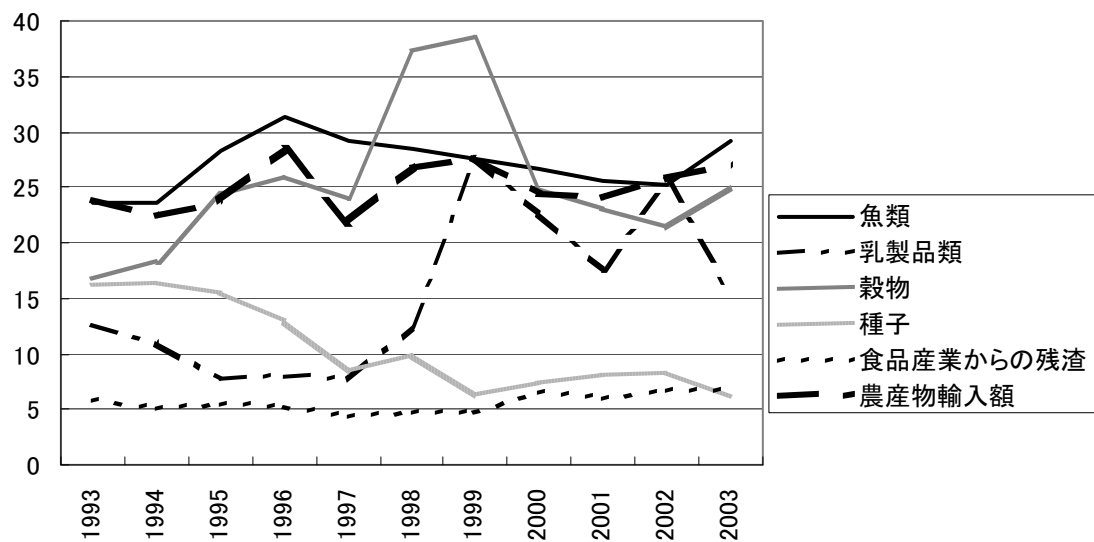


第5-1図 アセアン諸国の農産物輸出の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

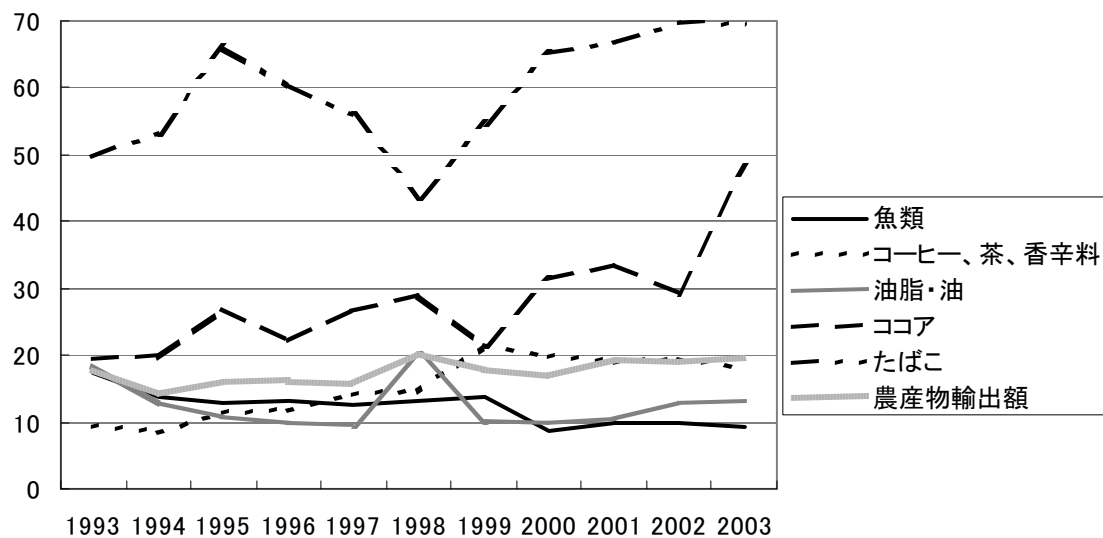


第5-2図 アセアン諸国の農産物輸入の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

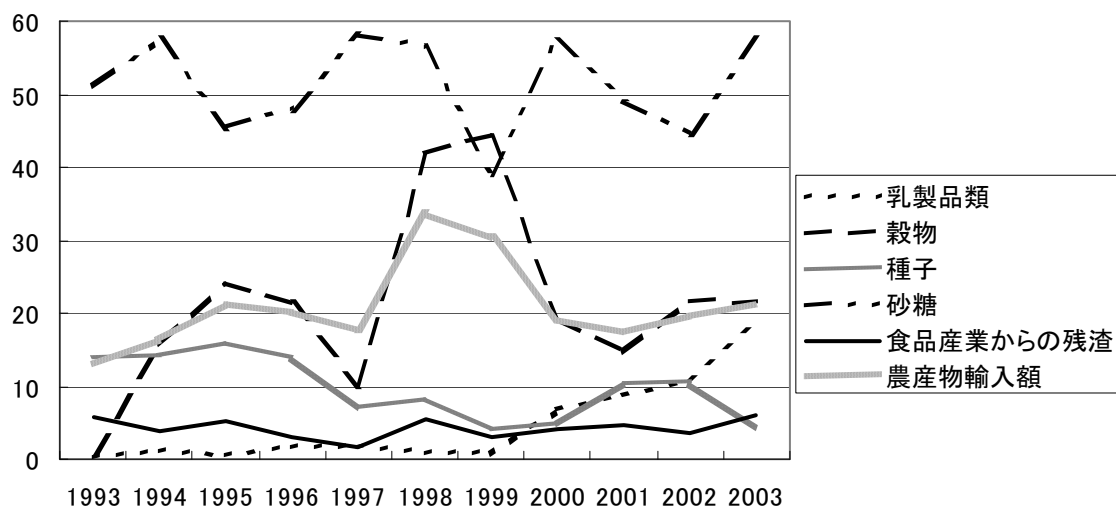


第6-1図 インドネシアの農産物輸出の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

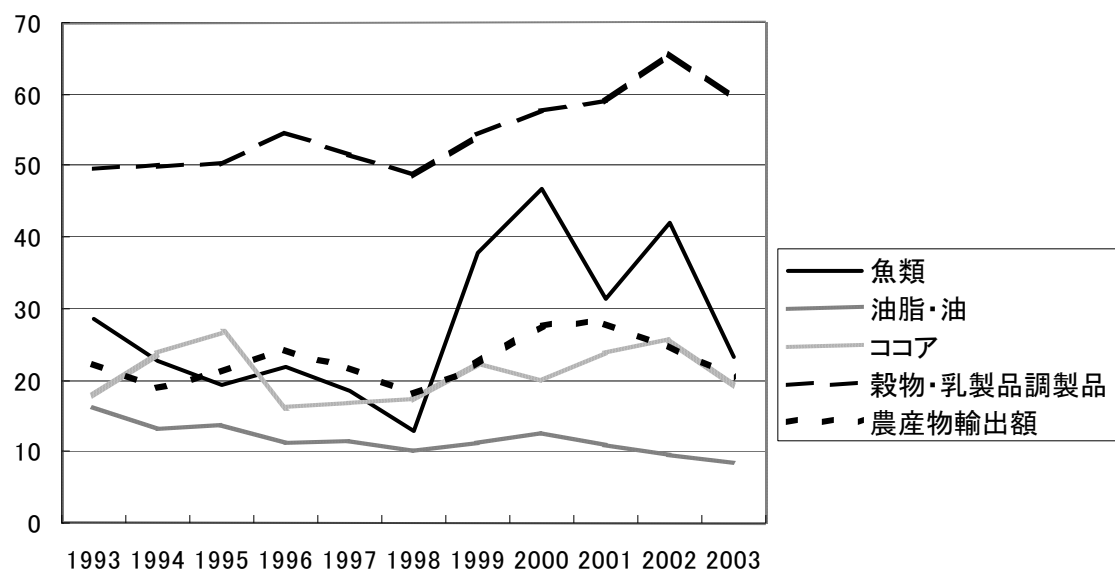


第6-2図 インドネシアの農産物輸入の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

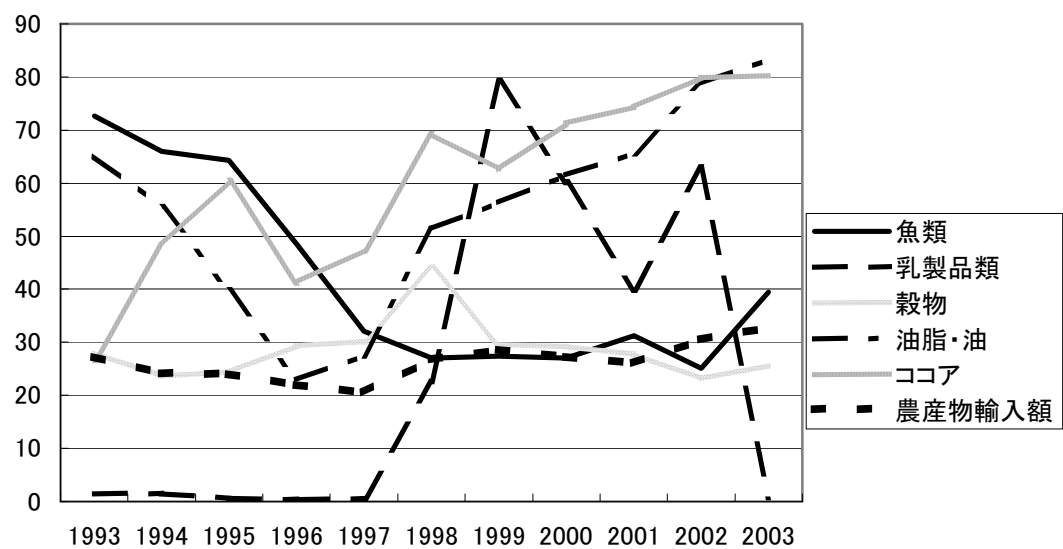


第7-1図 マレーシアの農産物輸出の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

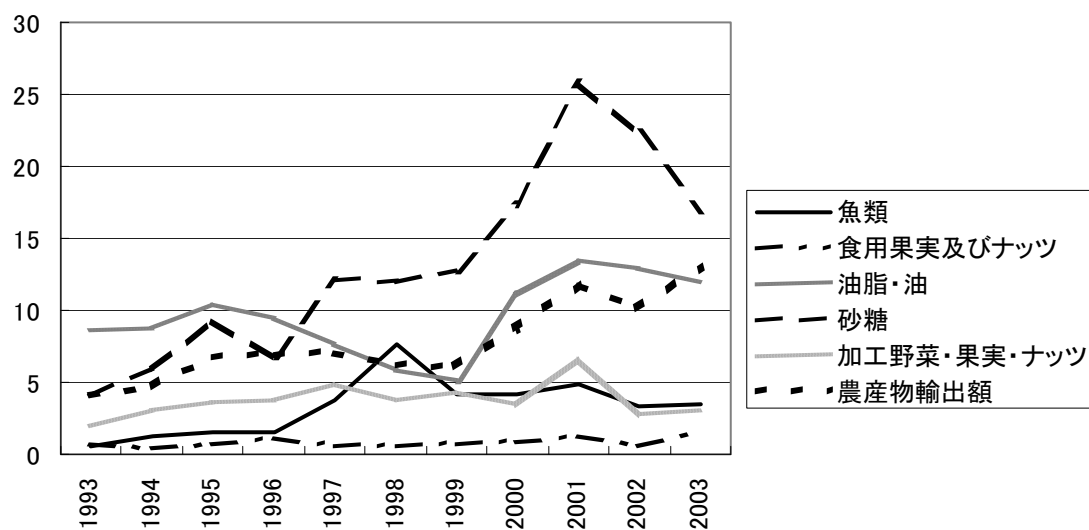


第7-2図 マレーシアの農産物輸入の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

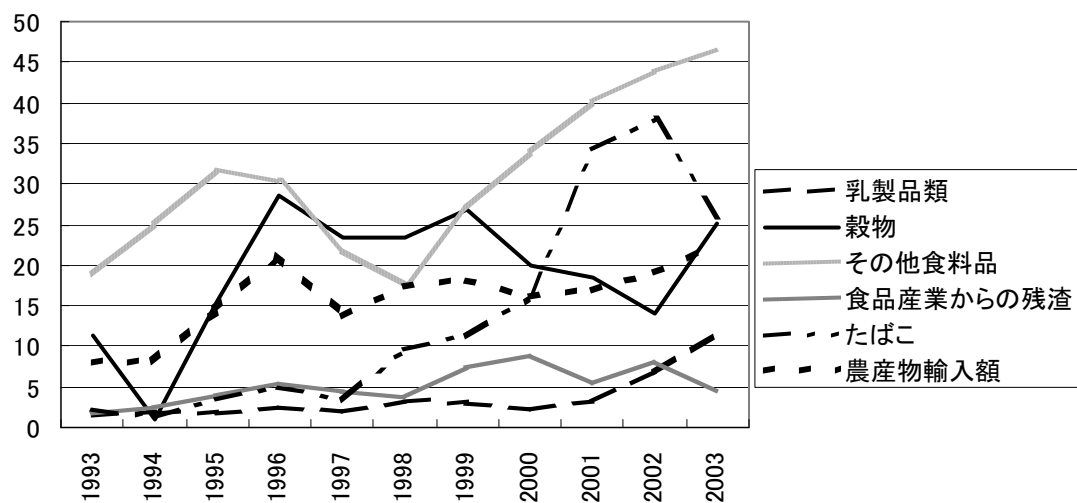


第8-1図 フィリピンの農産物輸出の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

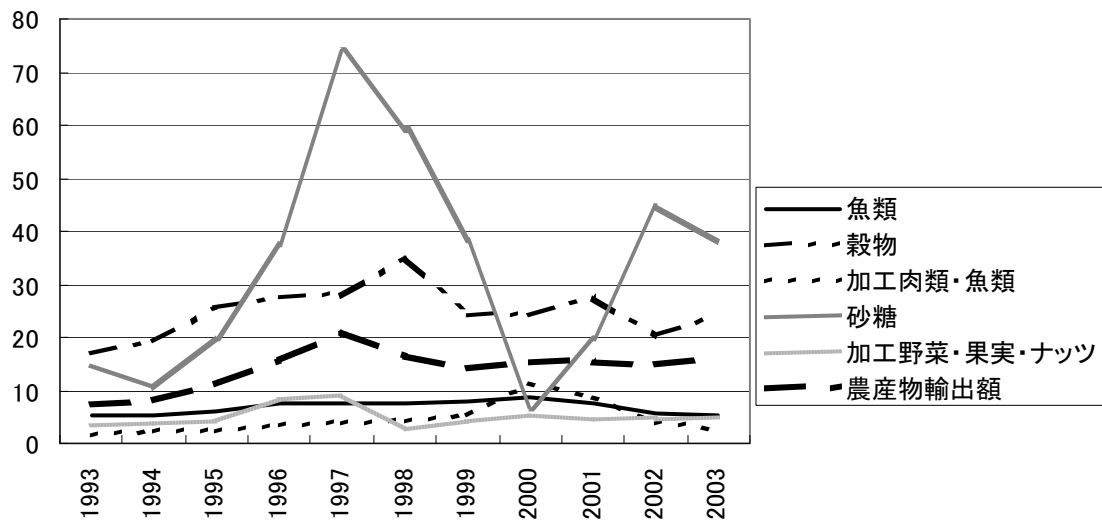


第8-2図 フィリピンの農産物輸入の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

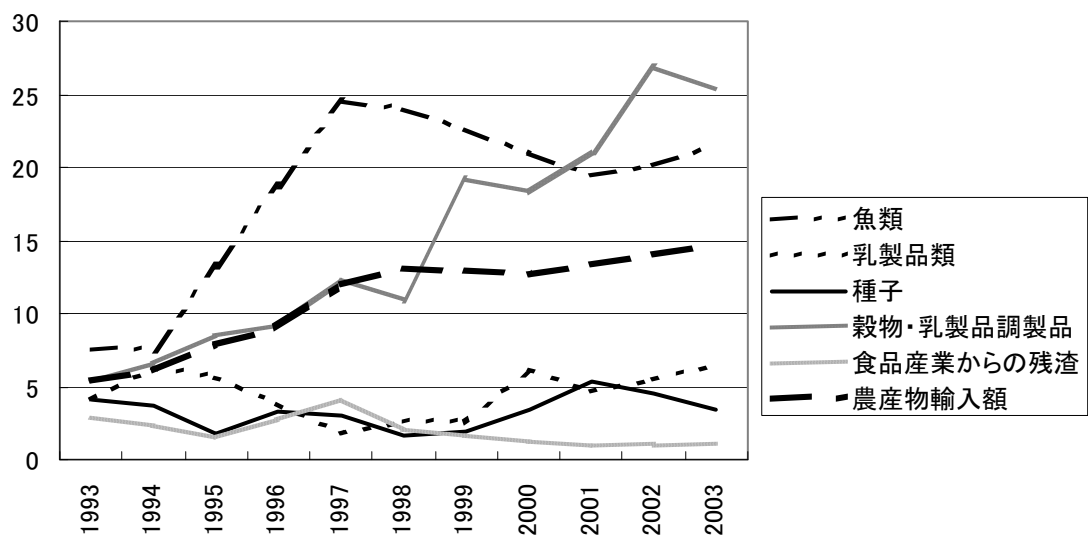


第9-1図 タイの農産物輸出の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

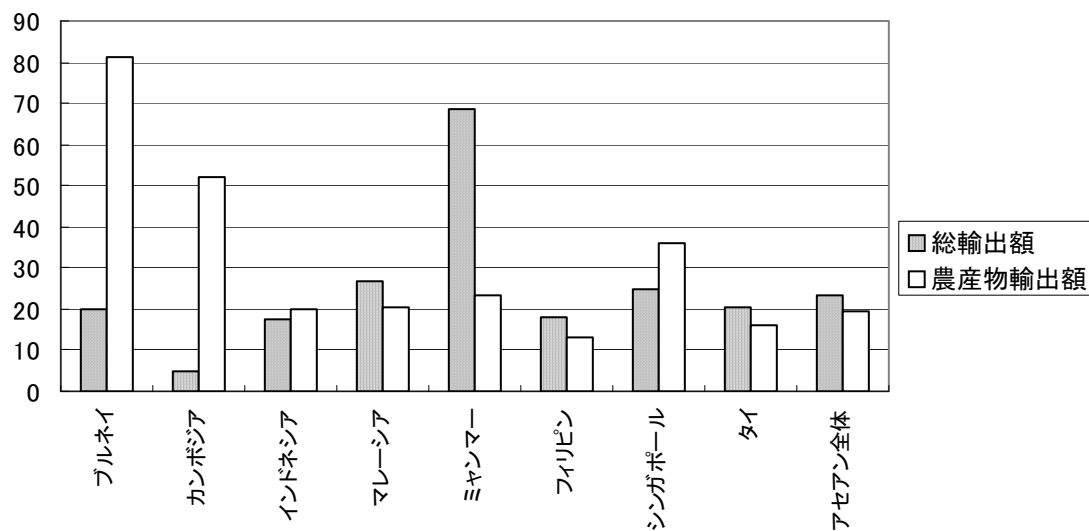


第9-2図 タイの農産物輸入の域内依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

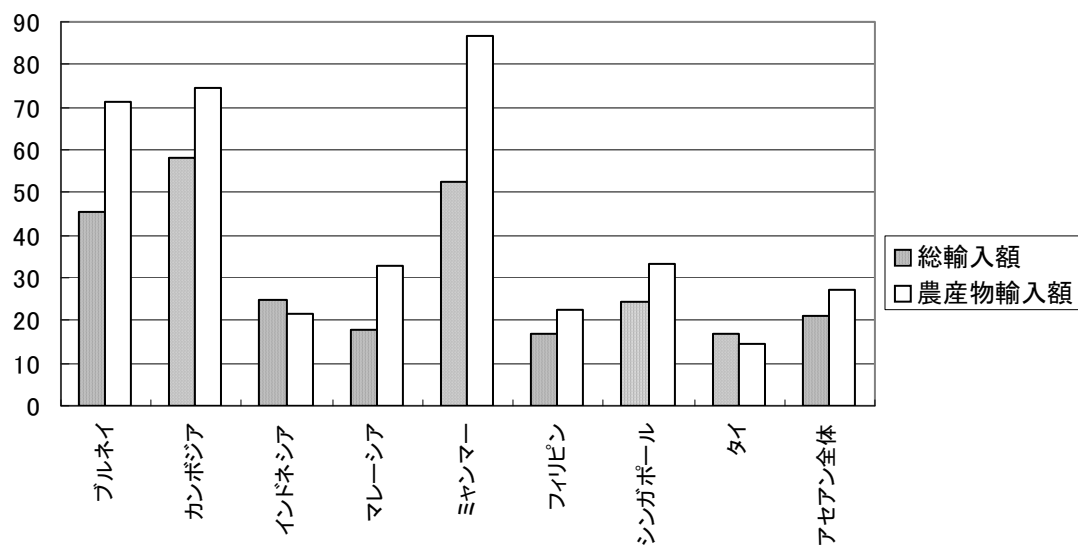


第10-1図 2003年のアセアン各国別域内輸出依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日



第10-2図 2003年のアセアン各国別域内輸入依存率(%)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月8日、9日及び22日

第7表 アセアン諸国の地域外との項目別農産物貿易額

(1)輸出		単位：千USドル、％、％/年												
分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比03/93平均伸率	
01	生きた家畜	9,612	11,960	14,284	13,924	19,882	26,381	45,573	33,255	26,938	46,808	56,125	0.2	19.3
02	肉類及びくず肉	389,382	432,314	389,330	386,514	374,626	407,572	368,785	395,932	590,814	587,224	651,959	2.5	5.3
03	魚類	3,994,363	4,644,772	4,952,733	4,624,747	4,239,587	3,924,222	3,778,287	4,320,524	3,990,647	3,547,803	3,848,087	14.5	-0.4
04	乳製品類	112,461	105,020	122,882	158,042	155,150	93,332	101,704	150,258	188,166	220,520	259,498	1.0	8.7
05	その他畜産品	42,385	43,444	54,045	47,646	40,697	29,917	32,919	41,613	43,119	45,893	47,408	0.2	1.1
06	生きた植物	82,548	82,548	83,832	79,739	71,189	79,776	93,963	92,362	119,689	125,540	139,540	0.5	5.2
07	食用野菜	928,435	721,513	643,169	707,948	560,948	403,571	652,024	507,568	682,934	620,098	680,376	2.6	-3.1
08	食用果実及びナッツ	550,855	588,696	623,677	734,705	774,552	602,760	706,454	778,014	720,603	817,766	895,027	3.4	5.0
09	コーヒー、茶、香辛料	846,511	1,408,251	1,421,276	1,212,329	1,268,083	1,363,291	1,155,224	1,059,673	634,923	651,421	628,887	2.4	-2.9
10	穀物	1,183,554	1,310,679	1,476,177	1,510,582	1,515,990	1,255,138	1,484,892	1,162,334	1,019,453	1,377,091	1,501,792	5.7	2.4
11	麦芽、小麦グルテン	176,285	200,717	215,616	247,561	185,770	169,520	164,589	173,104	169,527	177,341	181,674	0.7	0.3
12	種子	151,424	171,522	185,627	170,310	169,014	144,857	171,919	186,859	157,651	149,092	163,513	0.6	0.8
13	樹脂・松ヤニ	96,608	98,635	88,404	102,461	103,529	77,215	84,636	94,193	86,076	81,896	92,352	0.3	-0.4
14	その他の野菜製品	52,690	56,025	53,709	26,968	29,020	49,865	52,861	52,193	53,134	47,610	52,147	0.2	-0.1
15	油脂・油	3,944,571	5,563,796	6,687,286	5,432,912	7,033,038	6,898,823	6,293,509	5,004,264	4,619,061	6,893,944	8,939,664	33.7	8.5
16	加工肉類・魚類	1,594,286	1,893,761	2,038,763	2,012,894	2,177,217	2,211,677	2,321,118	2,365,440	2,464,193	2,590,929	2,936,339	11.1	6.3
17	砂糖	672,622	871,037	1,226,962	1,154,104	522,438	436,401	503,908	836,690	716,620	557,078	863,406	3.3	2.5
18	ココア	606,679	631,741	582,784	655,734	700,961	723,435	668,354	514,590	549,735	869,350	850,059	3.2	3.4
19	穀物・乳製品調製品	289,009	351,621	367,938	389,890	349,819	301,191	345,991	366,969	383,905	412,343	508,478	1.9	5.8
20	加工野菜・果実・ナッツ	1,021,643	1,026,356	1,083,247	1,204,309	950,887	774,954	1,083,231	943,919	982,247	1,088,321	1,270,868	4.8	2.2
21	その他食料品	283,731	354,226	417,492	423,848	428,955	428,853	476,403	514,837	531,487	610,390	670,183	2.5	9.0
22	飲料	484,374	552,806	536,944	538,203	529,739	439,767	452,679	389,118	370,285	369,142	429,971	1.6	-1.2
23	食品産業からの残渣	494,581	539,152	576,630	696,553	551,143	438,210	408,884	434,111	414,934	497,686	533,823	2.0	0.8
24	たばこ	1,003,667	782,358	585,938	908,940	1,223,614	1,238,993	668,919	461,736	380,114	320,706	360,705	-9.7	-9.7
輸出総額		162,956,060	188,193,268	226,517,803	242,387,801	257,318,310	247,337,876	266,869,303	315,426,236	286,060,075	297,463,568	331,153,756	—	7.3
うち農産物輸出額		19,005,332	22,442,950	24,479,930	23,444,953	23,982,397	22,511,135	22,104,640	20,881,169	19,868,928	22,700,139	26,547,880	100.0	3.4
農産物の割合(%)		11.7	11.9	10.8	9.7	9.3	9.1	8.3	6.6	6.9	7.6	8.0	—	—

(2) 輸入		単位：千USドル、％、％/平均伸率												
分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比03/93平均伸率	
01	生きた家畜	114,443	168,801	261,410	385,342	374,273	166,070	201,884	222,297	179,448	186,526	210,718	1.5	6.3
02	肉類及びくず肉	219,362	315,565	372,175	535,446	561,589	394,343	503,391	613,099	570,456	586,356	669,835	4.7	11.8
03	魚類	1,031,085	1,016,067	1,036,655	1,077,529	1,191,316	983,824	1,060,231	1,098,549	1,252,682	1,279,068	1,330,917	9.3	2.6
04	乳製品類	818,537	949,218	1,368,300	1,554,710	1,496,274	1,058,166	922,792	1,205,223	1,480,444	1,118,993	1,384,776	9.7	5.4
05	その他畜産品	36,213	39,576	68,515	82,078	45,210	47,433	44,300	66,515	87,852	68,165	84,168	0.6	8.8
06	生きた植物	12,775	16,484	20,252	20,252	21,549	15,419	14,347	15,708	14,536	18,608	16,844	0.1	5.3
07	食用野菜	278,687	356,669	481,147	630,440	598,239	439,665	474,271	425,582	468,296	480,920	510,151	3.6	6.2
08	食用果実及びナッツ	441,410	502,817	577,678	687,072	652,937	406,694	446,458	511,212	509,171	574,248	595,001	4.2	3.0
09	コーヒー、茶、香辛料	117,528	136,990	158,282	189,132	189,132	132,856	200,345	240,799	288,625	217,739	193,504	1.4	4.3
10	穀物	1,213,277	1,741,861	2,152,271	3,120,620	2,305,159	2,176,525	2,107,808	1,865,671	1,643,806	2,183,101	1,907,754	13.4	4.6
11	麦芽、小麦グルテン	263,842	348,104	386,237	337,293	332,606	322,606	338,227	367,032	357,313	359,259	392,279	2.7	6.1
12	種子	574,219	773,378	706,227	970,739	1,038,955	655,175	1,022,160	988,883	931,860	1,061,600	1,215,506	8.5	7.8
13	樹脂・松ヤニ	77,467	83,297	97,909	103,685	100,357	70,995	77,384	86,460	82,849	88,493	98,194	0.7	2.4
14	その他の野菜製品	9,612	9,749	12,176	8,405	10,665	7,178	8,842	11,611	11,458	9,710	11,069	0.1	1.4
15	油脂・油	160,784	244,813	239,478	234,027	283,066	249,668	234,749	159,345	165,607	174,923	176,704	1.2	0.9
16	加工肉類・魚類	140,000	167,999	166,104	177,344	189,934	102,816	163,743	156,498	145,070	180,641	170,624	1.2	2.0
17	砂糖	258,555	349,232	534,519	765,052	592,478	515,508	788,523	532,561	606,709	537,419	496,734	3.5	6.7
18	ココア	96,921	125,577	137,575	159,590	184,349	151,086	144,920	168,598	183,552	220,935	306,665	2.1	12.2
19	穀物・乳製品調製品	233,052	303,342	318,347	401,806	403,168	289,245	297,398	343,032	373,180	328,772	383,139	2.7	5.1
20	加工野菜・果実・ナッツ	184,645	221,939	209,182	242,702	247,647	190,253	237,124	235,828	239,399	283,119	277,570	1.9	4.2
21	その他食料品	272,349	356,140	394,430	498,826	559,416	417,989	450,221	491,621	537,396	549,899	572,696	4.0	7.7
22	飲料	633,782	755,818	795,481	970,805	836,322	511,152	584,321	622,612	584,321	656,046	760,097	5.3	1.8
23	食品産業からの残渣	1,099,394	1,322,983	1,337,229	1,753,597	1,831,880	1,127,280	1,127,558	1,430,505	1,665,749	1,604,164	1,779,294	12.5	4.9
24	たばこ	1,208,425	1,307,639	1,160,602	1,352,844	1,709,279	1,292,865	1,113,655	1,040,547	995,910	945,973	742,805	-5.2	-4.7
輸入総額		184,547,509	220,329,713	264,952,737	286,395,015	291,350,527	207,852,013	223,552,926	272,191,705	249,586,047	255,881,426	284,928,124	—	—
うち農産物輸入額		9,455,914	11,506,624	12,928,498	16,276,998	15,760,486	11,824,809	12,552,271	12,919,789	13,373,709	13,714,679	14,287,044	100.0	4.4
農産物の割合(%)		5.1	5.2	4.9	5.7	5.4	5.7	5.6	4.7	5.4	5.4	5.0	—	—

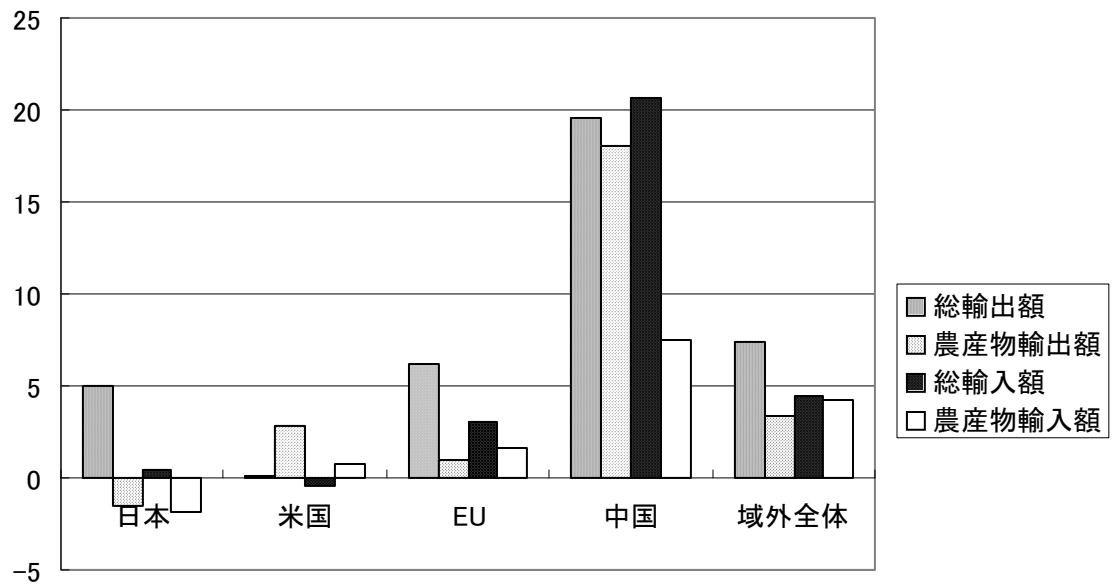
資料：ASEAN TRADE DATAから作成

http://202.154.12.33/trade/publicview.asp

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

注：1. HS2桁が01から24類のものを農産物とした。魚類を含む。

2. アセアンとは、93から98年まではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイを指す。99年のデータでは、ミャンマーが追加、2000-03年のデータではカンボジアが追加された。なお、ラオスとベトナムはデータがないため含まれていない。



第11図 主要貿易相手先との年平均増加率(1993～2003年)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

第8表 アセアン諸国の日本との項目別農産物貿易額

単位：千USドル、%、%/年

分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比03/03平均税率
01	生きた家畜	833	902	669	497	571	1,146	819	1,016	826	1,991	17,373	0.4
02	肉類及びびくす肉	288,068	316,326	327,277	277,905	222,390	237,092	196,969	206,479	239,092	348,528	347,354	7.9
03	魚類	2,236,691	2,481,332	2,728,402	2,040,962	1,962,365	1,672,273	1,448,192	1,723,851	1,481,608	1,536,007	1,410,052	32.2
04	乳製品類	10,519	7,924	12,387	21,065	26,402	15,015	12,260	16,579	15,015	18,173	24,501	0.6
05	その他の畜産品	14,367	15,178	16,091	15,417	11,795	9,917	8,224	12,377	9,151	7,450	9,151	0.2
06	生きた植物	34,387	37,274	41,127	39,159	34,907	32,412	32,852	40,518	35,578	48,633	53,290	1.2
07	食用野菜	88,343	100,204	104,301	107,017	92,600	77,474	82,880	88,567	73,469	86,646	111,594	2.5
08	食用果実及びナッツ	193,550	195,970	193,859	186,643	189,926	172,159	195,776	226,903	215,063	218,521	230,637	5.3
09	コーヒー、茶、香辛料	96,380	189,299	191,778	133,799	140,858	132,236	132,050	131,497	81,591	79,471	78,895	1.8
10	穀物	98,798	255,492	24,986	59,366	62,036	26,504	36,844	20,280	27,556	25,209	40,917	0.9
11	麦芽、小麦グルテン	61,948	70,822	49,038	57,579	46,888	39,069	37,456	46,409	37,817	46,300	38,830	0.9
12	種子	10,481	13,325	20,330	14,750	13,932	9,772	12,820	24,324	17,935	11,947	26,592	0.6
13	樹脂・松ヤニ	23,050	18,264	15,429	12,684	14,558	13,937	9,831	11,861	10,441	9,274	10,116	0.2
14	その他の野菜製品	7,503	6,561	7,254	3,673	3,743	2,970	2,698	2,499	2,907	2,133	2,367	0.1
15	油脂・油類	244,959	336,804	410,475	271,641	291,859	320,853	283,487	211,601	163,610	237,847	274,917	6.3
16	砂糖	301,956	382,387	531,448	513,618	549,892	466,862	426,810	580,786	493,637	644,482	708,759	16.2
17	加工糖	186,785	207,046	204,860	250,903	205,810	150,820	78,985	40,790	95,952	76,448	117,817	2.7
18	ココア	57,634	60,440	58,099	70,719	65,130	58,386	69,791	69,326	75,832	70,573	92,670	2.1
19	穀物・乳製品調製品	52,619	76,487	75,763	85,422	74,067	69,573	70,782	82,746	80,569	86,386	94,315	2.2
20	加工野菜・果実・ナッツ	149,748	163,515	165,867	170,951	136,652	109,297	113,559	133,392	128,052	118,362	128,052	2.9
21	その他食料品	60,729	76,077	111,708	127,119	121,959	105,588	108,851	127,424	127,103	127,103	130,051	3.0
22	飲料	342,490	378,688	314,809	296,014	266,235	223,878	222,073	266,527	197,454	188,026	228,590	5.2
23	食品産業からの残渣	138,774	142,492	180,678	199,445	193,672	149,967	135,375	177,302	134,130	184,212	194,232	4.4
24	たばこ	358,483	115,054	15,529	44,616	17,532	30,721	36,777	15,190	8,059	8,186	9,378	0.2
	輸出総額	30,952,235	34,299,643	42,680,713	43,150,332	42,008,577	34,716,770	37,687,086	54,733,392	45,879,318	44,503,392	50,345,885	—
	うち農産物輸出額	5,079,096	5,647,862	5,802,162	5,000,964	4,745,777	4,127,921	3,750,160	4,198,221	3,704,534	4,181,909	4,380,449	100.0
	農産物の割合(%)	16.4	16.5	13.6	11.6	11.3	11.9	10.0	7.7	8.1	9.4	8.7	—

(2) 輸入

分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比03/03平均税率
01	生きた家畜	181	25	120	297	793	488	339	519	77	233	40	-13.9
02	肉類及びびくす肉	619	1,304	1,294	1,372	1,147	590	735	409	472	301	100	0.0
03	魚類	138,353	117,460	117,887	106,808	181,947	199,927	165,916	128,394	128,998	171,141	131,777	37.8
04	乳製品類	5,681	5,868	2,419	1,494	2,059	2,476	1,475	2,047	2,132	2,080	2,104	0.6
05	その他の畜産品	1,043	779	1,003	748	1,719	711	393	415	595	567	1,329	0.4
06	生きた植物	164	135	155	342	149	67	105	64	42	68	156	0.0
07	食用野菜	5,221	7,429	6,139	6,091	8,065	3,814	5,009	3,292	3,402	3,467	2,970	0.9
08	食用果実及びナッツ	8,393	7,952	10,110	8,242	8,151	3,353	2,308	2,418	1,474	1,783	1,335	-5.5
09	コーヒー、茶、香辛料	1,354	1,337	1,922	1,851	2,189	1,908	8,781	3,581	3,786	3,670	3,670	0.4
10	穀物	7,775	10,818	16,266	11,731	8,211	11,338	204,148	22,403	675	16,458	3,240	1.1
11	麦芽、小麦グルテン	22,922	29,277	25,555	26,973	26,735	20,085	19,121	19,944	26,996	21,796	22,053	0.9
12	種子	10,322	13,003	12,339	9,446	7,889	7,889	8,913	9,613	7,978	7,231	7,231	6.3
13	樹脂・松ヤニ	4,774	4,115	4,918	3,515	5,511	3,504	3,567	3,596	2,904	3,206	4,914	2.1
14	その他の野菜製品	768	1,040	405	278	1,542	417	530	363	320	248	78	0.3
15	油脂・油類	19,797	16,686	14,247	17,589	20,799	13,905	15,178	15,565	14,749	16,065	12,458	0.0
16	加工肉類・魚類	9,884	11,406	10,770	7,699	7,716	3,897	5,296	6,967	6,002	4,536	6,210	3.6
17	砂糖	6,148	6,177	6,479	10,469	6,364	5,155	8,667	7,104	5,386	5,541	5,602	1.8
18	ココア	5,437	4,784	6,089	5,226	3,206	4,214	3,966	3,614	5,329	5,921	7,869	1.6
19	穀物・乳製品調製品	50,902	45,285	35,681	16,180	16,965	12,342	14,363	16,418	11,415	10,588	12,135	2.3
20	加工野菜・果実・ナッツ	4,447	3,997	4,446	3,640	3,443	4,064	4,225	3,855	5,622	4,197	3,937	3.5
21	その他食料品	36,356	51,145	51,104	50,477	55,880	34,151	37,601	43,775	58,393	35,771	38,331	1.1
22	飲料	7,216	9,226	9,457	10,916	12,142	9,451	15,073	14,738	10,646	9,588	10,152	11.0
23	食品産業からの残渣	21,470	23,153	27,142	23,853	27,989	14,690	16,074	16,266	18,227	20,101	25,042	2.9
24	たばこ	52,135	25,798	20,991	22,605	33,493	10,357	8,865	36,562	127,061	138,162	45,892	7.2
	輸入総額	55,702,928	67,302,479	78,535,166	73,310,061	71,264,223	46,693,712	51,465,997	65,627,200	53,627,200	53,083,578	58,077,756	—
	うち農産物輸入額	421,359	398,199	386,936	349,777	445,659	368,794	550,648	361,922	440,383	481,206	348,626	100.0
	農産物の割合(%)	0.8	0.6	0.5	0.5	0.6	0.8	1.1	0.6	0.8	0.9	0.6	—

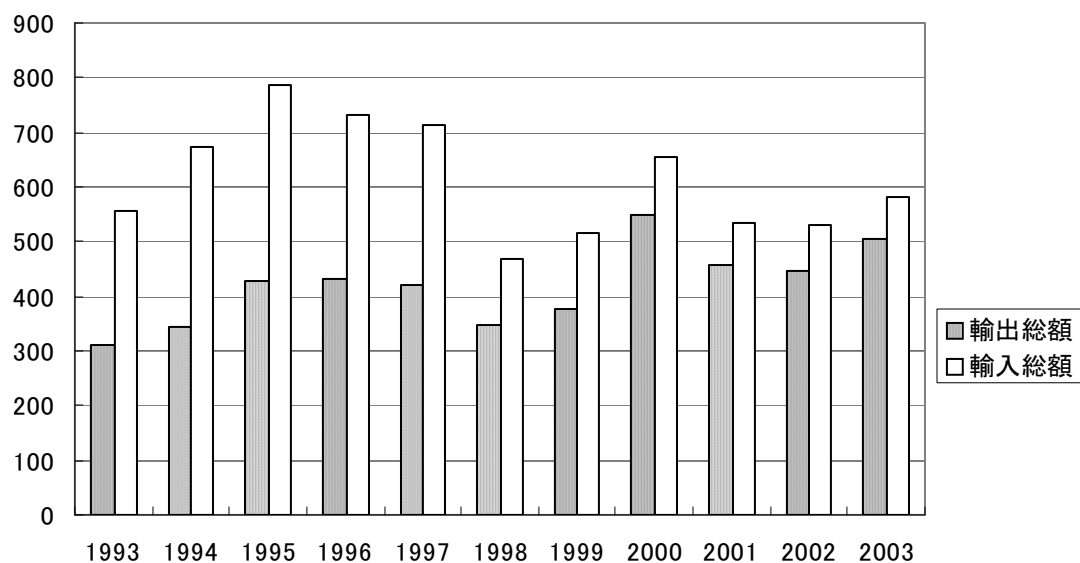
資料：ASEAN TRADE DATAから作成

http://202.154.12.33/trade/publicview.asp

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

注：1. HS2桁が01から24類のものを農産物とした。魚類を含む。

2. アセアンとは、93から98年まではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイを指す。99年のデータでは、ミャンマーが追加、2000-03年のデータではカンボジアが追加された。なお、ラオスとベトナムはデータがないため含まれていない。

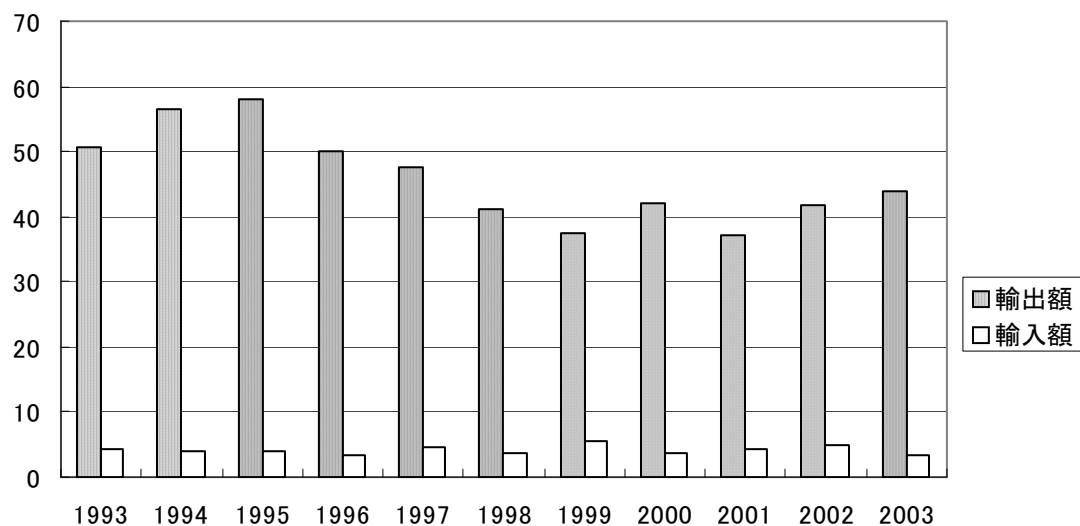


第12-1図 アセアン地域と日本の総輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日



第12-2図 アセアン地域と日本の農産物輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

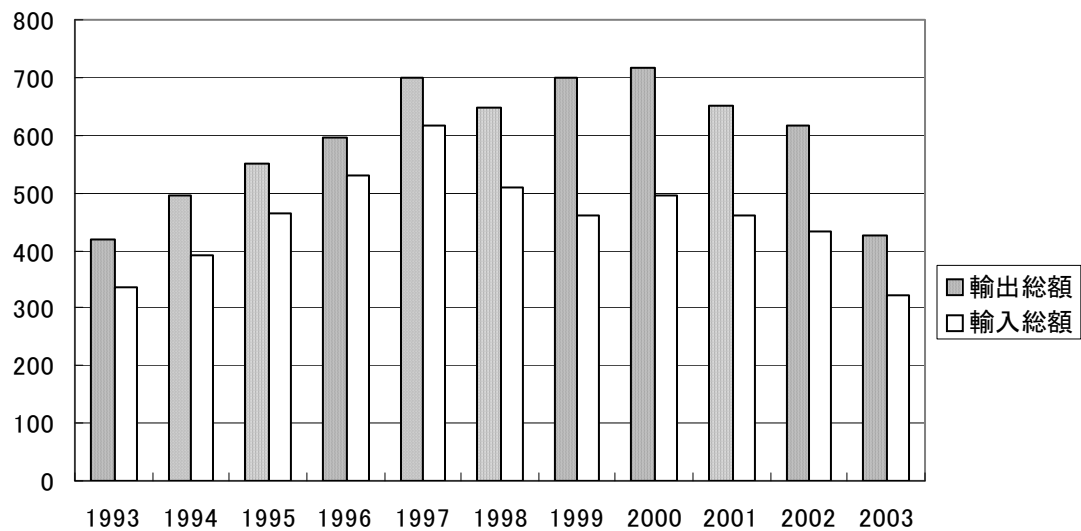
第9表 アセアン諸国の米国の項目別農産物貿易額

(1) 輸出		単位：千USD、%、%/年													
分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比	2003平均伸率	
01	生きた家畜	1,437	2,071	1,699	1,217	1,227	1,055	1,288	1,338	1,363	19,909	20,937	0.6	30.7	
02	肉類及びくす肉	1,116	1,525	1,060	1,452	420	2,428	836	1,292	704	1,289	5,245	0.1	16.7	
03	魚製品	778,178	922,463	795,946	780,211	878,015	952,286	960,294	1,241,533	1,112,563	847,777	922,907	24.7	1.7	
04	乳製品	387	384	775	6,121	1,280	2,214	4,223	4,776	9,514	12,234	12,412	0.3	41.4	
05	その他畜産品	2,356	2,011	2,095	2,530	1,959	1,543	1,699	1,755	1,622	1,711	1,622	0.1	-0.9	
06	生きた植物	4,689	5,303	5,994	6,136	8,424	6,988	9,083	13,902	13,561	15,277	15,738	0.4	12.9	
07	食用野菜	13,618	14,734	10,306	7,647	8,107	4,923	10,159	10,877	11,670	15,025	11,396	0.3	-1.8	
08	食用果実及びナッツ	46,396	47,879	40,991	55,893	58,308	56,284	64,413	61,586	52,068	49,238	60,696	1.6	2.7	
09	コーヒ－、茶、香料	146,300	240,901	321,009	251,000	346,847	346,312	245,961	207,129	144,554	125,285	117,640	3.2	-2.2	
10	穀物	99,330	112,665	91,982	115,435	147,893	122,760	123,391	130,557	104,578	104,357	137,050	3.7	3.3	
11	麦芽、小麦グルテン	7,859	10,079	12,561	20,126	11,783	11,156	14,060	10,718	11,297	10,804	9,830	0.3	2.3	
12	種子	10,746	13,097	12,528	15,934	17,373	15,248	30,887	27,039	21,053	16,656	16,492	0.4	4.4	
13	樹脂・松ヤニ	13,008	19,584	14,361	11,886	15,344	8,790	11,072	12,757	7,755	6,803	12,859	0.3	-0.1	
14	その他の野菜製品	3,001	2,074	1,888	1,288	1,639	1,805	2,838	2,039	2,118	2,229	2,166	0.1	-3.2	
15	油脂・油	434,534	448,458	596,537	518,217	579,858	463,308	397,298	361,527	304,400	305,204	351,738	9.4	-2.1	
16	加工肉類・魚類	523,363	615,909	583,286	629,284	726,192	805,392	933,174	962,288	863,209	885,548	980,234	26.3	6.5	
17	砂糖	73,735	56,856	88,778	166,944	120,484	129,782	81,821	117,149	76,610	59,933	114,991	3.1	4.5	
18	ココア	140,824	181,889	159,356	186,642	266,670	362,630	263,627	175,914	209,338	258,660	234,344	6.3	5.2	
19	穀物・乳製品調製品	30,073	32,823	32,788	33,060	31,505	29,287	35,585	43,284	49,079	58,019	69,467	1.9	8.7	
20	加工野菜・果実・ナッツ	357,524	339,174	356,455	356,700	284,186	220,042	362,256	309,091	349,415	397,655	434,873	11.7	2.0	
21	その他食料品	45,475	53,215	53,986	66,125	65,216	51,266	73,641	76,596	74,480	93,548	117,697	3.2	10.0	
22	飲料	8,992	9,968	9,105	9,337	9,899	9,546	13,407	16,834	13,470	14,281	12,387	0.3	3.3	
23	食品産業からの残渣	25,264	19,818	19,160	23,916	25,893	24,432	28,128	30,620	23,988	27,654	34,041	0.9	3.0	
24	たばこ	45,610	36,788	21,595	59,950	63,209	50,958	83,588	62,802	38,536	62,911	32,073	0.9	-3.5	
輸出総額		42,008,230	49,370,653	54,993,714	59,515,472	70,030,373	64,620,045	70,081,949	71,542,620	65,205,539	61,557,021	42,483,923	—	0.1	
うち農産物輸出額		2,813,816	3,189,666	3,234,240	3,337,050	3,671,730	3,680,433	3,752,931	3,883,401	3,496,945	3,392,004	3,729,358	100.0	2.9	
農産物の割合(%)		6.7	6.5	5.9	5.6	5.2	5.7	5.4	5.4	5.4	5.5	8.8	—	—	

(2) 輸入		単位：千USD、%、%/年													
分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比	2003平均	伸率
01	生きた家畜	19,350	17,719	21,411	22,139	24,184	10,997	15,510	10,573	12,081	8,843	18,665	0.9	-0.4	
02	肉類及びびくす肉	53,187	74,990	62,395	73,956	66,810	47,134	61,910	74,625	47,608	39,336	35,214	1.7	-4.0	
03	魚製品	90,025	36,057	36,295	45,209	72,490	45,643	32,394	45,252	40,982	28,912	47,709	2.3	-6.2	
04	乳製品	14,785	17,056	186,064	131,004	56,570	99,845	59,608	53,118	82,299	58,388	61,776	2.9	15.4	
05	その他畜産品	15,533	17,814	39,693	51,551	20,899	18,641	11,480	17,602	35,636	19,092	31,796	7.4	7.4	
06	生きた植物	485	865	740	937	976	532	534	501	532	382	129	0.0	-12.4	
07	食用野菜	27,960	40,757	51,981	66,119	83,798	48,154	49,091	52,017	48,630	47,024	28,706	1.4	0.3	
08	食用果実及びナッツ	164,337	200,779	209,266	226,214	237,275	132,390	122,614	144,224	137,158	141,419	95,382	4.5	-5.3	
09	コーヒー、茶、香辛料	2,367	2,443	2,924	4,812	30,951	6,959	9,490	17,122	13,052	13,799	4,212	0.2	5.9	
10	穀物	341,477	423,696	758,720	997,017	563,728	382,406	545,740	429,790	611,919	437,709	397,468	18.8	1.5	
11	麦、小麦	15,809	18,379	52,644	65,534	28,779	12,938	17,417	21,994	20,344	20,344	11,340	0.5	-3.3	
12	種子	216,655	165,301	274,360	503,402	499,683	317,154	605,506	534,792	441,106	531,457	632,480	29.9	11.3	
13	樹脂、松ヤニ	2,011	19,143	22,827	12,475	26,252	26,275	19,635	18,052	23,257	19,693	19,485	0.9	-0.8	
14	その他の野菜製品	700	511	595	1,982	2,521	1,497	1,705	2,214	1,065	524	399	0.0	-5.5	
15	油脂・油	26,748	30,319	62,669	41,197	53,756	58,284	46,198	20,696	19,077	18,051	10,843	0.5	-8.6	
16	加工肉類・魚類	16,608	25,300	26,652	30,912	35,336	17,271	19,644	18,817	18,224	19,145	3,886	0.2	-13.5	
17	砂糖	6,519	11,726	17,791	15,725	21,426	20,057	21,102	18,075	18,531	26,192	20,816	1.0	12.3	
18	ココア	14,019	17,773	16,735	23,422	41,447	25,118	30,341	34,988	38,556	28,545	13,396	0.6	-0.5	
19	穀物・乳製品調製品	35,340	42,670	35,763	46,675	57,850	37,596	38,560	38,410	29,884	30,239	14,789	0.7	-8.3	
20	加工野菜・果実・ナッツ	57,467	65,314	61,031	74,905	80,759	67,248	90,635	97,265	87,863	79,562	44,290	2.1	-2.6	
21	その他食料品	82,660	100,053	115,389	169,986	180,497	135,086	148,170	140,622	139,692	143,324	105,674	5.0	2.5	
22	飲料	13,116	15,654	18,519	28,476	32,988	23,312	23,428	23,949	23,574	23,158	13,169	0.6	0.0	
23	食品産業からの残渣	198,690	211,673	298,338	333,779	457,519	427,706	318,384	381,579	646,505	404,788	410,528	19.4	7.5	
24	たばこ	512,627	589,600	576,612	554,446	676,150	547,221	492,795	349,085	319,584	328,605	89,652	4.2	-16.0	
輸入総額		33,712,678	39,201,747	46,435,135	53,011,398	61,695,044	50,942,221	45,990,889	49,488,731	45,952,780	43,397,353	32,373,222	—	-0.4	
うち農産物輸入額		1,947,476	2,145,587	2,951,414	3,531,875	3,352,645	2,507,863	2,781,893	2,545,360	2,859,287	2,468,531	2,111,802	100.0	0.8	
農産物の割合(%)		5.8	5.5	6.4	6.7	5.4	4.9	6.0	5.1	6.2	5.7	6.5	—	—	

資料：ASEAN TRADE DATAから作成
<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>
 アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

注：1. HS2桁が01から24類のものを農産物とした。魚類を含む。
 2. アセアンとは、93年から98年まではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイを指す。99年のデータでは、ミャンマーが追加、2000-03年のデータではカンボジアが追加された。なお、ラオスとベトナムはデータがないため含まれていない。

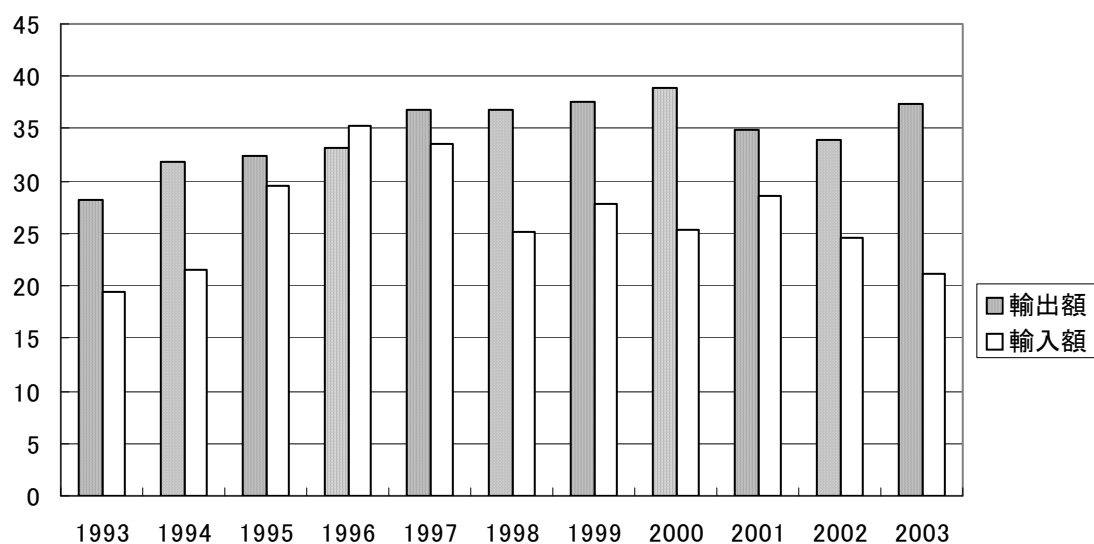


第13-1図 アセアン地域と米国の総輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日



第13-2図 アセアン地域と米国の農産物輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

第10表 アセアン諸国のEUとの項目別農産物貿易額

(1) 輸 出		単位：千US\$													2003構成比	
分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003				
01	生きた家畜	1,383	1,513	1,281	1,702	1,230	1,195	1,197	1,216	1,238	1,183	944	0.0			
02	肉類及びびくす肉	74,955	79,792	70,913	88,570	128,420	96,944	131,653	141,662	230,701	149,453	188,293	4.6			
03	魚類	331,532	361,137	415,246	724,553	366,466	364,833	410,522	427,256	415,439	334,082	491,203	11.9			
04	乳製品類	593	782	3,367	1,404	849	1,397	918	1,666	22,969	1,711	3,673	0.1			
05	その他畜産物	5,415	5,027	6,953	6,200	3,568	2,720	2,697	1,589	2,077	2,004	3,696	0.1			
06	生きた植物	17,604	18,294	19,348	18,917	16,558	13,311	19,512	17,464	21,577	21,068	28,772	0.7			
07	食用野菜	700,277	531,272	414,787	469,933	356,707	168,887	338,780	188,731	186,052	118,731	159,000	3.9			
08	食用果実及びナッツ	45,689	35,615	39,552	70,516	62,448	50,559	60,577	53,752	45,675	91,016	103,466	2.5			
09	コーヒー、茶、香辛料	230,200	394,794	407,034	309,059	389,429	365,798	350,394	267,966	154,007	153,121	159,049	3.9			
10	穀物	49,452	66,776	55,391	75,969	113,376	242,624	82,880	191,327	85,821	71,935	89,577	2.2			
11	麦芽、小麦グルテン	10,596	8,284	8,753	12,437	14,390	9,178	27,049	11,888	7,685	11,229	11,780	0.3			
12	種子	31,998	37,243	49,735	41,958	32,083	30,836	39,299	36,991	25,858	33,241	28,506	0.7			
13	樹脂・松ヤニ	25,230	23,289	29,152	38,428	36,447	25,784	36,657	38,791	36,436	34,844	35,811	0.9			
14	その他の野菜製品	15,595	16,146	17,351	2,991	3,531	10,402	13,318	11,882	9,967	8,723	8,994	0.2			
15	油脂・油	901,587	1,385,406	1,599,466	1,228,858	1,713,428	1,584,385	1,330,369	1,020,484	988,743	1,357,035	1,463,949	35.5			
16	加工肉類・魚類	341,772	389,445	383,111	373,606	366,954	316,251	388,255	345,725	410,305	417,739	492,223	11.9			
17	砂糖	33,826	43,101	21,956	28,936	22,265	11,041	10,158	317,389	9,782	14,849	16,841	0.4			
18	ココア	264,106	221,160	178,562	148,773	115,198	86,736	110,854	74,506	71,776	211,500	157,207	3.8			
19	穀物・乳製品調製品	48,779	49,946	46,107	58,051	42,799	34,033	41,541	47,193	49,920	58,249	72,379	1.8			
20	加工野菜・果実・ナッツ	246,512	236,452	271,138	369,382	271,312	190,476	355,843	256,188	258,030	290,874	348,283	8.5			
21	その他食料品	29,895	32,230	34,921	41,974	53,744	52,155	66,129	80,265	91,409	86,706	93,503	2.3			
22	飲料	9,491	8,737	7,468	9,198	22,680	22,652	11,423	12,481	13,403	17,453	19,838	0.5			
23	食品産業からの残渣	227,841	238,607	209,640	215,836	105,138	63,382	59,187	74,713	50,407	66,622	69,765	1.7			
24	たばこ	105,256	75,717	81,413	86,197	93,311	126,199	106,547	55,165	117,440	100,577	72,326	1.8			
輸出総額		31,391,547	35,196,355	44,285,921	46,926,005	46,086,723	46,143,593	55,724,950	60,752,312	56,681,447	54,375,230	57,003,806	—			
うち農産物輸出額		3,749,583	4,260,767	4,372,645	4,423,446	4,332,332	3,871,782	3,995,760	3,676,287	3,306,715	3,653,946	4,119,078	100.0			
農産物の割合(%)		11.9	12.1	9.9	9.4	9.4	8.4	7.2	6.1	5.8	6.7	7.2	—			

(2) 輸入		単位：千US\$												
分類	項目	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比	
01	生きた家畜	12,133	18,027	23,786	29,331	20,660	10,424	18,454	18,910	17,669	21,100	22,039	1.0	
02	肉類及びびくす肉	46,929	81,971	61,357	76,078	47,712	29,223	57,922	108,070	32,916	35,293	47,643	2.2	
03	魚類	89,350	68,705	70,684	95,592	78,948	87,058	42,755	49,930	52,852	37,655	58,448	2.7	
04	乳製品類	221,641	266,125	480,866	405,636	346,012	187,336	183,415	334,254	313,607	212,015	282,257	13.3	
05	その他畜産物	2,076	1,874	2,798	2,417	2,727	2,132	2,818	2,469	2,535	4,154	4,049	0.2	
06	生きた植物	5,116	6,149	7,317	10,662	9,329	5,480	6,438	6,785	6,142	6,749	5,073	0.2	
07	食用野菜	20,554	16,896	15,242	32,688	33,071	35,206	28,881	31,824	31,574	26,313	28,941	1.4	
08	食用果実及びナッツ	20,828	23,302	36,349	52,992	25,255	12,520	14,444	19,638	17,469	18,408	13,734	0.6	
09	コーヒー、茶、香辛料	3,720	4,566	5,930	6,672	11,795	17,679	6,969	5,685	19,825	18,028	6,582	0.3	
10	穀物	1,785	4,768	8,818	3,194	9,508	14,176	23,346	10,082	2,798	29,310	15,245	0.7	
11	麥芽、小麦グルテン	91,086	119,947	182,752	170,193	181,541	121,225	163,423	162,727	122,135	131,131	168,089	7.9	
12	種子	30,142	46,530	42,252	34,084	29,866	4,785	5,123	7,552	15,366	6,620	7,865	0.4	
13	樹脂・松ヤニ	21,069	23,450	25,568	31,658	30,520	21,543	25,013	32,156	33,401	32,281	35,409	1.7	
14	その他の野菜製品	486	229	399	106	252	99	277	572	543	346	567	0.0	
15	油脂・油	29,465	75,334	43,940	42,787	38,103	50,676	27,016	27,225	23,699	29,487	38,150	1.8	
16	加工肉類・魚類	14,127	18,426	16,845	19,276	19,545	11,239	13,693	14,708	11,923	16,548	15,853	0.7	
17	砂糖	47,397	58,159	74,745	120,004	89,938	64,402	83,543	76,321	87,046	50,770	75,734	3.6	
18	ココア	25,035	34,197	38,939	42,473	29,396	29,396	30,196	35,304	38,630	50,480	52,940	2.5	
19	穀物・乳製品調製品	82,612	103,720	121,622	174,778	154,366	116,016	111,150	126,675	148,883	118,533	145,482	6.8	
20	加工野菜・果実・ナッツ	15,458	18,127	18,783	25,713	27,564	18,295	19,195	26,505	33,453	42,870	34,507	1.6	
21	その他食料品	72,611	88,493	99,727	114,345	147,588	115,349	125,944	164,155	178,982	192,991	195,739	9.2	
22	飲料	558,268	663,798	696,238	836,740	694,100	401,361	461,554	493,781	450,841	508,010	599,041	28.2	
23	食品産業からの残渣	139,704	136,882	136,200	297,250	117,502	47,659	60,081	116,664	65,763	118,674	117,601	5.5	
24	たばこ	254,358	207,231	224,620	375,268	448,232	331,058	272,248	319,338	230,758	160,134	155,112	7.3	
輸入総額		31,822,382	38,729,334	46,392,770	57,380,507	51,009,814	33,256,133	34,709,543	38,957,887	39,678,330	40,039,762	42,815,793	—	
うち農産物輸入額		1,805,949	2,086,906	2,435,778	2,999,935	2,611,434	1,734,340	1,783,898	2,191,329	1,938,808	1,867,901	2,126,099	100.0	
農産物の割合(%)		5.7	5.4	5.3	5.2	5.1	5.2	5.1	5.6	4.9	4.7	5.0	—	

資料：ASEAN TRADE DATAから作成

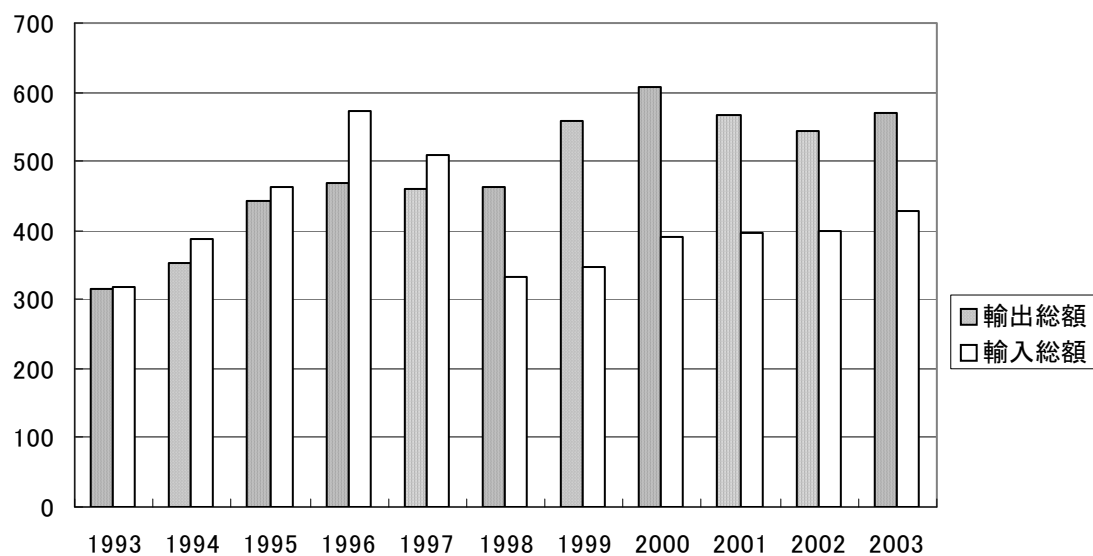
http://202.154.12.33/trade/publicview.asp

アクセス年月：2006年6月9日及び22日

注：1. US2桁が01から24類のものを農産物とした。魚類を含む。

2. アセアンとは、93年から98年まではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイを指す。99年のデータでは、ミャンマーが追加、2000-03年のデータではカンボジアが追加された。

とベトナムはデータがないため含まれていない。

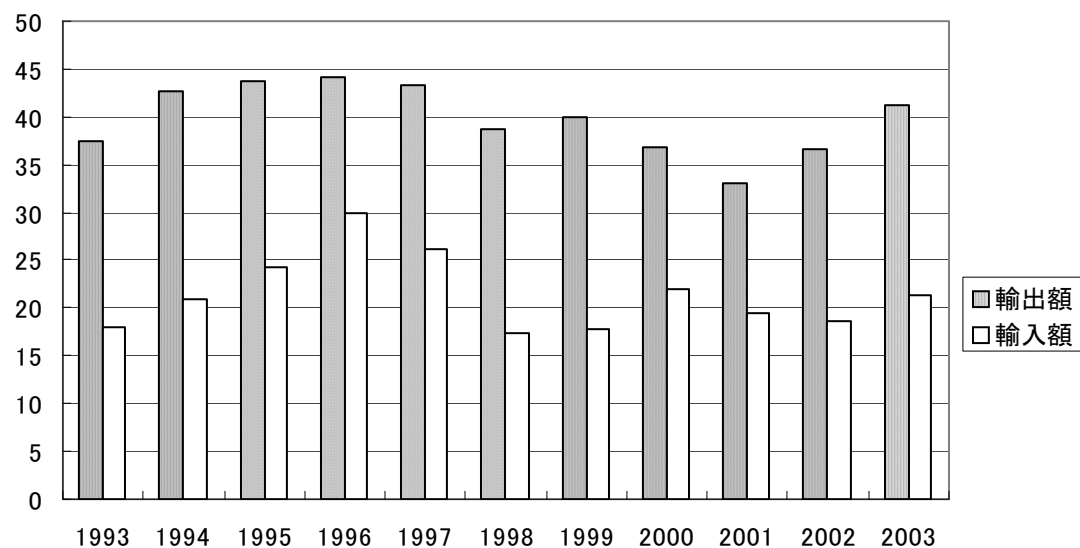


第14-1図 アセアン地域とEUの総輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日



第14-2図 アセアン地域とEUの農産物輸出入額の推移(億USD)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び22日

第11表 アセアン諸国の中国との項目別農産物貿易額

単位：千USドル、%、%/年

分類		1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比	1993平均伸率
01	生きた家畜	231	658	1,129	4,945	2,918	4,469	20,172	18,312	2,870	5,369	3,104	0.1	29.6
02	肉類及びくず肉	266	166	208	605	2,718	18,830	22,334	21,792	7,803	9,149	15,412	0.7	50.1
03	魚類	8,381	22,964	53,809	89,843	103,201	143,233	313,055	324,772	226,791	106,752	201,065	8.7	37.4
04	乳製品類	891	1,706	1,467	3,408	1,851	3,750	45,448	53,200	55,811	29,201	22,535	1.0	38.1
05	その他畜産品	254	756	683	867	863	580	5,635	5,969	4,354	2,587	2,204	0.1	24.1
06	生きた植物	26	215	260	109	275	275	6,187	6,752	3,539	1,832	2,777	0.1	59.8
07	食用野菜	4,047	5,083	28,616	4,392	22,007	18,396	110,127	106,366	142,676	106,366	142,676	6.1	42.8
08	食用果実及びナッツ	2,661	3,775	23,321	45,806	88,559	77,827	116,141	196,966	122,916	74,997	116,010	5.0	45.9
09	食糧	1,083	904	2,096	4,663	3,927	4,813	16,565	123,168	202,919	6,105	7,420	0.3	21.2
10	穀物	6	95	49	277,009	249,048	43,965	16,184	295,295	92,719	100,988	98,580	4.2	164.4
11	麦芽、小麦グルテン	1,266	957	5,350	3,062	2,325	12,293	4,750	45,695	12,459	7,865	9,305	0.4	22.1
12	種子	1,457	1,194	3,880	3,653	5,509	4,319	24,988	21,414	18,621	8,603	14,774	0.6	26.1
13	樹脂・松ヤニ	747	718	690	745	866	854	1,867	2,707	3,972	1,916	3,371	0.1	16.3
14	その他の野菜製品	6	61	43	33	286	2,732	13,405	14,551	14,238	7,415	13,480	0.6	115.6
15	油脂・油	379,358	878,004	853,807	497,428	876,056	768,967	627,375	602,617	624,117	990,532	1,517,347	65.4	14.9
16	加工肉類・魚類	308	437	398	310	1,830	10,913	24,990	66,534	17,488	3,611	4,359	0.2	30.3
17	砂糖	692	1,357	2,433	2,244	8,039	33,941	32,964	120,126	113,734	29,632	30,433	1.3	46.0
18	ココア	23,207	32,985	35,514	28,458	36,803	23,905	36,390	30,792	31,786	18,745	35,582	1.5	4.4
19	穀物・乳製品調製品	1,160	2,472	4,407	7,344	6,784	7,038	53,049	39,485	33,278	4,965	10,593	0.5	24.8
20	加工野菜・果実・ナッツ	2,972	1,542	490	3,606	3,292	3,503	34,168	25,806	27,960	9,276	10,178	0.4	13.1
21	その他食料品	2,990	3,647	3,174	6,017	2,975	1,883	41,094	40,695	28,687	10,600	13,109	0.6	15.9
22	飲料	1,179	1,717	1,206	2,926	7,884	22,890	111,668	97,687	83,527	21,869	36,681	1.6	41.0
23	食糧産業からの残渣	8,676	10,577	14,894	9,380	7,259	19,578	11,666	8,590	9,360	6,193	7,240	0.3	-1.8
24	たばこ	1,633	10,636	41,898	293,322	460,438	379,345	56,529	52,941	67,425	3,089	2,720	0.1	5.2
輸出総額		4,528,693	5,303,820	6,200,892	7,474,133	9,167,889	9,202,887	26,472,377	35,034,663	31,852,091	19,547,550	27,044,232	—	19.6
うち農産物輸出額		443,496	982,626	1,079,707	1,290,173	1,895,696	1,605,622	1,666,744	2,242,578	1,734,541	1,567,656	2,320,955	100.0	18.0
農産物の割合(%)		9.8	18.5	17.4	17.3	20.7	17.4	6.3	6.4	5.5	8.0	8.6	—	—

(2) 輸入

分類		1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2003構成比	1993平均伸率
01	生きた家畜	574	846	1,338	1,806	1,672	305	1,294	833	4,066	514	510	0.0	-1.2
02	肉類及びくず肉	8,713	7,732	15,064	25,243	25,679	16,871	22,783	26,627	38,090	33,249	25,314	1.4	11.3
03	魚類	11,861	21,344	17,009	25,162	89,997	33,231	43,952	81,609	50,062	78,408	63,999	3.5	18.4
04	乳製品類	3,123	3,290	4,259	4,895	5,682	6,600	13,746	7,323	11,465	10,957	11,012	0.6	13.4
05	その他畜産品	2,087	3,004	3,661	7,816	7,191	10,549	11,192	24,746	23,271	23,773	22,922	1.3	27.1
06	生きた植物	370	695	755	1,596	2,353	1,343	1,752	2,405	2,848	3,593	5,141	0.3	30.1
07	食用野菜	104,032	146,403	198,672	229,243	215,831	154,462	201,092	172,326	202,843	222,885	256,165	14.2	9.4
08	食用果実及びナッツ	54,309	76,367	90,272	112,698	119,936	105,957	115,653	178,265	173,415	211,642	240,744	13.3	16.1
09	コーヒー、茶、香辛料	44,961	43,546	54,515	48,256	53,837	29,065	36,676	51,810	31,291	53,566	58,215	3.2	2.6
10	穀物	162,381	308,493	16,137	4,429	310,887	62,1645	520,472	519,684	157,337	440,790	511,713	28.4	12.2
11	麦芽、小麦グルテン	7,704	27,964	5,730	4,440	9,122	8,134	7,148	19,852	44,679	40,099	34,679	1.9	16.2
12	種子	128,116	326,615	181,282	121,091	94,984	50,754	104,987	104,074	71,426	91,572	81,551	4.5	-4.4
13	樹脂・松ヤニ	1,869	4,582	6,925	4,841	3,662	2,412	4,642	4,966	4,764	9,649	10,128	0.6	18.4
14	その他の野菜製品	1,165	1,442	1,971	2,437	3,450	2,730	4,487	5,352	4,554	5,164	6,443	0.4	18.6
15	油脂・油	4,508	6,338	4,597	10,698	9,700	9,654	10,007	7,962	12,471	10,226	15,160	0.8	12.9
16	加工肉類・魚類	34,363	35,867	33,975	28,234	31,655	25,008	52,141	41,676	54,265	55,634	48,480	2.7	3.5
17	砂糖	28,571	6,246	31,587	21,690	9,075	34,017	45,325	31,613	30,469	45,551	45,820	2.5	4.8
18	ココア	1,356	982	749	1,662	1,773	595	4,159	2,336	3,602	2,014	5,448	0.3	14.9
19	穀物・乳製品調製品	13,912	13,912	11,262	24,681	31,009	22,479	30,418	37,466	35,278	35,604	45,832	2.5	16.4
20	加工野菜・果実・ナッツ	39,025	46,679	53,441	52,761	52,761	38,241	57,668	59,207	64,572	70,830	75,995	4.2	6.9
21	その他食料品	12,482	16,301	19,761	23,202	27,119	16,117	47,158	38,309	34,344	31,835	38,762	2.1	12.0
22	飲料	8,011	9,151	13,226	11,955	13,753	10,029	18,875	17,898	22,885	19,105	28,762	1.6	13.6
23	食糧産業からの残渣	18,876	95,088	54,152	15,045	42,104	50,589	38,124	50,589	61,920	106,125	65,854	3.6	13.3
24	たばこ	184,012	175,195	165,988	150,434	211,129	171,129	165,566	140,728	184,888	103,600	106,321	5.9	-5.3
輸入総額		4,336,364	5,758,987	7,129,723	9,217,621	13,482,883	11,211,535	19,407,998	26,480,910	23,833,075	23,212,231	28,272,243	—	20.6
うち農産物輸入額		872,464	1,381,842	979,544	935,431	1,375,159	1,381,070	1,559,318	1,627,653	1,322,805	1,706,386	1,804,771	100.0	7.5
農産物の割合(%)		20.1	24.0	13.7	10.1	10.2	12.3	8.0	6.1	5.6	7.4	6.4	—	—

資料：ASEAN TRADE DATAから作成

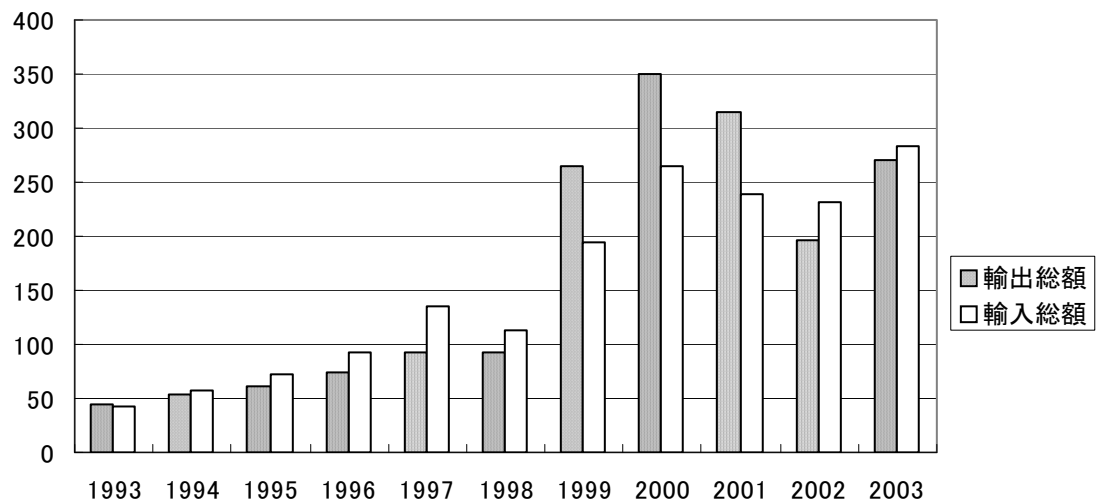
<http://203.154.12.33/trade/publicview.asp>

アセアン月日：2006年6月9日及び21日

注：1. HS2桁が01から24順のものを農産物とした。魚類を含む。

2. アセアンとは、93から98年まではブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイを指す。99年のデータではカンボジアが追加された。なお、ラオスとベトナムはデータがないため含まれていない。

3. 99年から2001年までの値には、香港が含まれている。

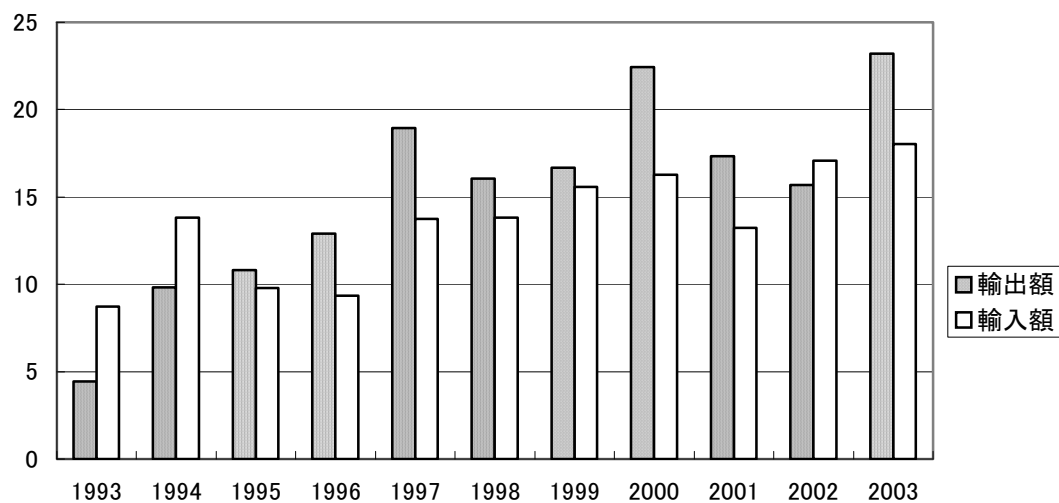


第15-1図 アセアン地域と中国の総輸出入額の推移(億USドル)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び21日



第15-2図 アセアン地域と中国の農産物輸出入額の推移(億USドル)

資料：ASEAN TRADE DATA から作成

<http://202.154.12.33/trade/publicview.asp>

アクセス年月日：2006年6月9日及び21日

第6章 WTO 加入へと至るベトナム農政の展開と農林水産業の概況

岡江恭史

1. はじめに

ベトナムは長らくソ連型の社会主義統制経済体制下にあったが 1980 年代から経済自由化政策に転換し、今や世界第2位のコメ・コーヒー輸出国、世界第1位のコショウ輸出国に躍り出た。さらに 2007 年1月には WTO に加入し、今後ますますベトナム農業は国際市場との結びつきを強めようとしている。時を同じくして日越経済連携協定 (EPA) 交渉が開始されたことから、我が国の農林水産行政にとっても重要な国となっている。本章はそのベトナムの農業と農政についての基礎資料を提供する。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナム農業にとって最も重要な地域は、首都ハノイを中心とする紅河デルタ (Dong bang song Hong) 地域と、南部のメコンデルタ (Dong bang song Cuu Long) 地域である。ベトナム人の主食であり主要な輸出産品でもあるコメのほとんどはこの2地域で生産されている。なおベトナムの多数民族キン族 (狭義のベトナム人) は元々紅河デルタを中心とする北部地域にのみ居住していたのが、時代を経るごとに徐々に南下して行った。特にメコンデルタは 19 世紀からのフランス植民地時代に商業的農業生産地として本格的に開拓されたが、植民地政府は土地をフランス人及び対仏協力ベトナム人に払い下げ南部における大地主制が成立した。なおコメ以外では、紅河デルタは野菜や養豚の、メコンデルタは水産や果樹の主産地である。その他の農業地域としては中部高原 (Tay Nguyen) 地域は元来少数民族の居住地であったが、特に南北統一後に人口過密な北部からの移民によってコーヒー等の生産地として開拓された。また最大の商業都市ホーチミン市 (旧南ベトナム首都サイゴン) 周辺の東南部 (Dong Nam Bo) では近年コショウ栽培が盛んである。また少数民族が居住する北部山岳地域 (Mien nui va trung du) は、全国の森林面積の半分近くを占めている。

本章の構成は以下の通りである。まず「2. 歴史編」では、独立以降のベトナムを巡る国際環境と国内農政の変遷を報告する。次に「3. 行政・政策編」では、現在のベトナム農政を担う行政機構と国際市場参入をめざした最新の農業政策について解説する。そして「4. 品目別動向編」では、生産・輸出面で重要な農林水産物について品目ごとの生産・輸出と政府の対策を報告する。最後に「5. おわりに」で本章を取りまとめる。



第1図：ベトナムの地域区分と5中央直轄市

資料：寺本・荒神〔2006〕のベトナム地図に筆者が加筆。

第1表 ベトナム共産政権を巡る国際環境と国内農業政策

時代区分	国際情勢 (ベトナム共産政権の対応)	国際情勢とベトナムの対応に関する年表	ベトナム農政年表
1. 対仏独立戦争と 土地改革 (1945～57)	第2次世界大戦の終了と冷戦の始まり (北部で共産政権誕生・独立を宣言)	1945. 第2次大戦終了。北部に共産政権誕生。 1949. 南部にベトナム国成立。中国に共産政権誕生。 1954. ジュネーブ停戦協定(2年後の統一選挙を約束)。 1955. 南部にベトナム共和国成立(統一選挙拒否)。	1954. 北部で土地改革。
2. 対米戦争と北部における 農業集団化 (1958～75)	東西冷戦の激化 (東側陣営の一員として ベトナム戦争を戦う)	1959. 党第15回中央委員会拡大総会(南部武力解放を決議)。 1964. 北爆開始(米の北ベトナムへの直接軍事攻撃)。 1972. ニクソン米大統領訪中(米中和解)。 1973. パリ和平協定(米軍が南部から撤退)。 1975. サイゴン陥落(ベトナム戦争終了)。	1958. 北部で農業合作社による集団農業開始。 1959. 第16回党中央会議(合作社の高級化)。
3. 対中戦争と全土におけ る農業集団化 (1976～84)	後期冷戦時代 (中ソ対立の中で、ソ連圏陣営の 一員として中国と戦う)	1976. 南北ベトナム統一(ベトナム社会主義共和国成立)。 1978. コメコン加入。カンボジア戦争開始。 1979. 中国軍がベトナムに侵攻(中越戦争)。	1976. 南部における農業集団化開始。 1981. 共産党書記局100号指示(生産の一部過程を世帯へ請負)。
4. 全方位外交と 脱農業集団化 (1985～95)	冷戦の終了 (西側諸国・中国との関係改善)	1985. ゴルバチョフがソ連書記長就任(ペレストロイカ)。 1991. ソ連崩壊。カンボジア和平。中越国交正常化。 1995. 米越国交正常化。アセアン加入。WTO加盟申請。	1986. ドイモイ政策(市場経済化)。 1988. 共産党書記局10号決議(集団制解体)。 1993. 土地法改正(個人使用権明記)。
5. 国際市場への本格参入 (1996～現在)	グローバリゼーション (AFTA, WTO への加入)	1996. AFTA 加入。 1998. APEC 加入。 2000. 米越通商協定締結(翌年発効)。 2006. APEC 議長国。WTO 加入決定(翌年正式加入)。	1996. 合作社法制定(合作社が協同組合に)。 2000. 政府議決9号(10年間の農業発展戦略)。 2003. 土地法・合作社法改正。農地の交換分合。 2005. 首相決定150号(2020年までの計画)。

資料：筆者作成。

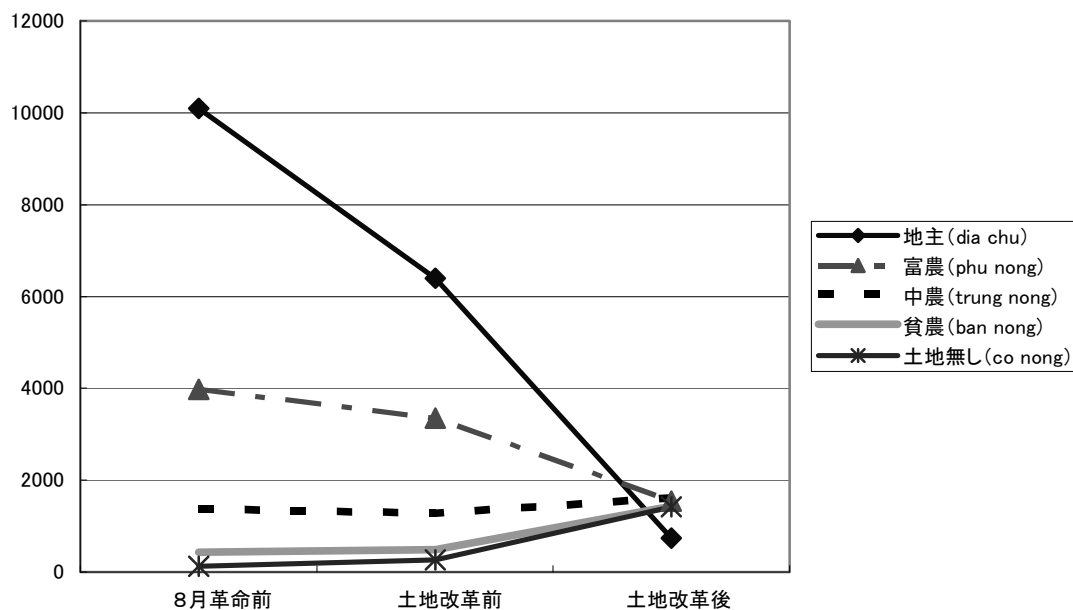
2. 歴史編—ベトナム共産政権を巡る国際環境と国内農政の変遷—

2007年1月11日にWTOに加入したベトナムの農業は、今後国際市場との関係を一層強めることになるが、ベトナムの農業や農政がこれまで国際環境に無縁だった訳ではない。それどころか独立から現在に至るまでベトナムの農政は常に国際環境にあわせて変化して来た。本節では、ベトナム共産政権⁽¹⁾を巡る国際環境の変化とそれに対応したベトナム農政の変遷を、(1) 対仏独立戦争と土地改革(1945～57年)、(2) 対米戦争と北部における農業集団化(1958～75年)、(3) 対中戦争と全土における農業集団化(1976～84年)、(4) 全方位外交と脱農業集団化(1985～95年)、(5) 国際市場への本格参入(1996年～現在)、の5つの時代に分けて報告し(第1表参照)、ベトナムの外交姿勢に対する知見を提供する。なお本節の記述におけるベトナムの農業事情や農業政策に関する情報は Nguyen Sinh Cuc[1995]を、国際環境やベトナム政治に関する情報は古田[1995a]を参考にしたが、本節における時代区分や歴史認識はあくまで筆者個人の見解である。

(1) 対仏独立戦争と土地改革(1945～57年)

1945年8月、日本軍の降伏によって生じた軍事的空白という千載一遇の独立の好機を利用して、インドシナ共産党が主導⁽²⁾するベトミン(ベトナム独立同盟)が蜂起し権力を奪取した(8月革命)。8月革命の翌月2日にハノイでベトナム民主共和国の樹立が宣言されるが、ベトナムの独立を認めないフランスとの間で戦争が行われた(第一次インドシナ戦争)。フランスは南部の再占領には成功し、1949年に阮朝最後の皇帝バオダイを擁立して南部に親仏政権(ベトナム国)を樹立した。だが北部の再占領は共産軍によって阻止され、結局1954年のジュネーブ停戦協定によってフランス軍の撤退と2年後の南北統一選挙の実施を認めざるを得なかった。

ジュネーブ停戦協定によって平和と国際的承認を得た共産政権は、北部において「耕作者に土地を」をスローガンに、土地を地主から貧農に分配する土地改革(cải cách ruộng đất)を実施した。独立以前においては、人口の2%しか占めない地主階級が土地の51.2%を所有する一方、人口の97%を占める勤労農民が土地の36%しか所有しておらず、農民の59.2%が土地無しのため小作人にならざるを得なかった状態だった。この土地改革によって第2図に見られるように一人あたり土地面積はほぼ平準化した。また労働交換組(to doi cong)と初級合作社(Hop Tac Xa San Xuat bac thap)が組織された。労働交換組は家族単位の経営を前提としつつ必要に応じて労働交換をするための組織であり、初級合作社は集落単位に生産労働を集団化するという違いがあったが、ともに土地は各農民が所有していた。土地改革後の1955～57年は食料生産が57%増大し、ベトナム農業の黄金期と呼ばれた。



第2図 土地改革による一人あたり土地面積の変化

資料：Nguyen Sinh Cuc[1995].

注：単位；m²／人。各階級は8月革命前の土地保有による定義。

ベトナム共産政権の指導者ホー・チ・ミンが残した有名な言葉「独立と自由ほど尊いものは無い」に象徴されるように、北ベトナム指導層はイデオロギーよりも民族自決を第一に考える現実的思考の持ち主だった。またアメリカもスエズ危機への対応⁽³⁾にみられるように、ヨーロッパの旧帝国主義国よりは被抑圧民族に理解があった。アメリカの対応によっては、ベトナムをユーゴスラヴィアのように中立化させる⁽⁴⁾可能性もなかった訳ではない。だがこの可能性は、1949年の中国における共産政権の誕生（中華人民共和国成立）と翌年の朝鮮戦争参戦によって失われた。朝鮮半島で中国共産軍と直接対峙したアメリカは「共産主義封じ込め」を世界戦略として、ベトナムにおいても共産政権を敵視することになった。1955年、アメリカの後ろ盾を得た南ベトナム（ベトナム国）首相ゴ・ディン・ジエムはバオダイ帝を廃位して自らが大統領となり（ベトナム共和国成立）、ジュネーブ停戦協定によって実施が予定されていた南北統一選挙を拒否して共産政権との対決を深めた。

（２）対米戦争と北部における農業集団化（1958～75 年）

東西冷戦構造の中で東側陣営の一員としての立場を鮮明にせざるを得なくなった北ベトナムでは、ソ連や中国における農業集団化にならって、1958 年から農業合作社による農業集団化が本格化した。さらに 1959 年 4 月の第 16 回ベトナム労働党⁽⁵⁾ 中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、ほぼ全ての労働交換組が初級合作社になり、さらに初級合作社の多くが高級合作社（HTX SX bac cao）に移行した。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊（Doi san xuat）に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の 3 項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。なお合作社によって共有化されていない農地は自留地として各農民に経営を委ねられていた。1960 年末には北部での合作社化が完了し、40,422 の合作社が誕生した。

だが結果的に 1959～60 年の生産性は低下し、特に高級合作社化したところで生産性が下がった。農民たちは、合作社での生産以外の自留地に時間と資金をつぎ込んだ。60 年代の合作社農業の失敗の原因として、①建設を急ぎすぎて生産資源が不足していた、②労働の結果と生産が結びつかないで、農民たちの意欲を削いだ、③教育も技術もない貧農を重視しすぎて中上層農民を低く扱い経験豊かな老農を合作社の管理にあたらせなかった、などが挙げられる。しかしこれらの明白な失敗にもかかわらず、第一次 5 ヶ年計画（1961～65 年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961 年には高級合作社の数が 8,403（全合作社の 33.8%）だったのが、1967 年には 18,560（全合作社の 76.7%）になった。1960 年代に無理に農業集団化が強行されたのは、共産主義イデオロギーのためだけではなく、アメリカとの戦争（第二次インドシナ戦争、ベトナム戦争）のために戦場へ兵士を抛出し銃後の家族の生活を保障するための装置として合作社が必要とされたこともある。

ここで再び国際情勢に目を向けると、北ベトナム共産政権は 1959 年に労働党第 15 回中央委員会拡大総会を開いて、南部親米政権の武力による打倒を決定した。その実施のため翌年には南部における親共勢力を結集して南ベトナム解放民族戦線⁽⁶⁾ を結成させた。当初南ベトナム親米政権への経済軍事援助のみに徹していたアメリカは 1964 年に北爆（北ベトナムへの軍事攻撃）を開始し、北ベトナムも東側諸国の軍事支援を受けて対抗した。泥沼化するベトナム戦争に嫌気がさしたアメリカは、1972 年にニクソン大統領が中国を訪問して北ベトナムへ圧力をかけ、翌年のパリ和平協定によって米軍の南部からの撤退と南北統一選挙が約束された。米軍撤退を確認した北ベトナム軍は 1975 年初頭に南部への軍事攻撃を開始し、同年 4 月南ベトナムの首都サイゴンを陥落して念願の統一を果たした（ベトナム戦争終結）。だが、この軍事攻撃はパリ協定違反としてアメリカから約束された復興支援を失う結果となり、さらに「超大国アメリカに勝った唯一の国」という望まずして得た称号は周辺諸国にベトナムの軍事的脅威を植えつけ、統一ベトナムの外交的孤立を招くことになった。

（３）対中戦争⁽⁷⁾と全土における農業集団化（1976～84 年）

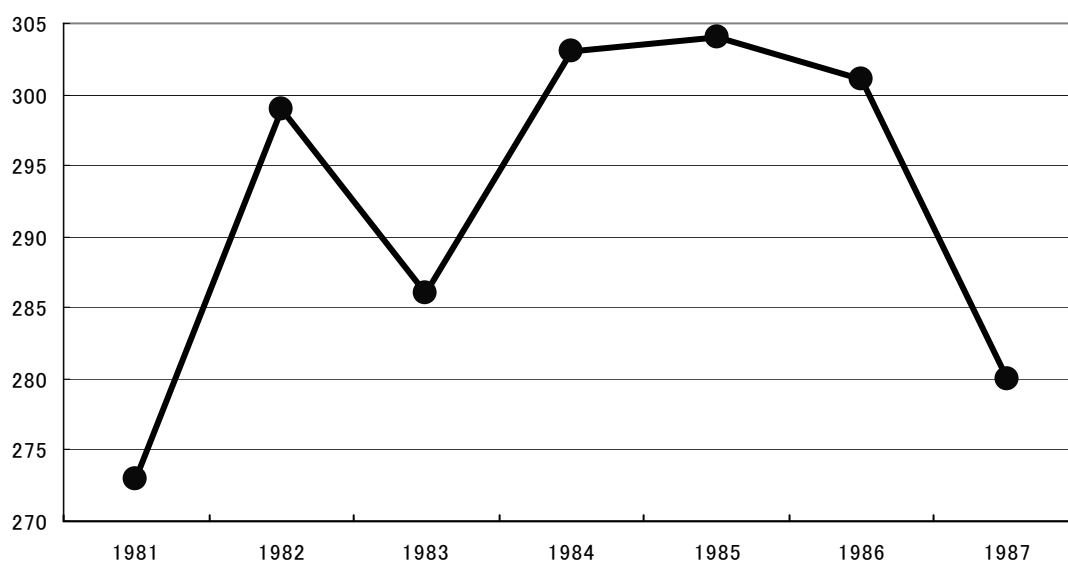
サイゴン陥落の翌年、現在まで存続する統一政府であるベトナム社会主義共和国が誕生し、ベトナム労働党もベトナム共産党へ改名した。統一ベトナムでは全国的な農業集団化が推進された。北部では 1979 年までに、ほとんどの合作社が自然村から行政村（社）へ、それにあわせて下部組織の生産隊も集落から自然村への拡大が行われた。北部では紅河デルタ地帯でも山岳地域でも、その土地の社会経済的特質を無視して高級合作社のモデルに沿って、全ての土地・水牛・牛・農具の共有化を進めた。このような集団化は農民の意欲を減退させ、もともと低い農民の収入はさらに下がることになった。さらに南部においても北部と同様に農業集団化が進められた。1980 年までに、合作社が 1,518（うち 1,005 が高級合作社）、生産集団（tap doanh san xuất）が 9,350（農家世帯の 35.6%）建設された⁽⁸⁾が、その多くが機能しないままに崩壊した。農地の公平な分配が南部では逆に、商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになった。このことが、南部農村で中心的な勢力を持つ中農層を破壊する事になった。中農層は土地・資本・経験・技術を蓄積し、商品作物の大部分を生産していた。メコンデルタの商品米穀倉地帯は、合作社化と土地分配の中で極めて不安定になった。農民が合作社や生産集団に加入する前に、自らの農機具や水牛を売り、果樹を切り倒し、土地を捨てる事例が相次いだ。1976～79 年の間のコメ生産は 320 万～460 万 t だったが、1979 年末に合作社・生産集団の大崩壊が起これば 80 年には 520 万 t と一気に上昇した。

またこの時期は中ソ対立の国際情勢の中で、ベトナムと中国の対立が激化した時期でもある。王朝時代から何度も中華帝国からの侵略を受けていたベトナムは歴史的に反中感情の強い国であったが、ベトナム戦争中はアメリカという共通の敵を前に団結せざるを得なかった。だが 1972 年のニクソン訪中以降の米中和解によって急速に対立が深まり、さらに 1974 年にはそれまで南ベトナムが実行支配していたパラセル諸島（中国名；西沙諸島、ベトナム名；ホアンサ（Hoang Sa）群島、位置は第 1 図を参照。）を中国が軍事占領し、現在に至るまでの領土問題を起こしている。さらにベトナム統一後の 77 年末には中国はカンボジアのポル・ポト政権⁽⁹⁾のメコンデルタへの攻撃⁽¹⁰⁾を支援した。翌 78 年 4 月にはベトナムが国内の華僑を弾圧しているとして⁽¹¹⁾中国が公然とベトナムへの非難に踏み切った。6 月にはベトナムは中国への対抗上、ソ連圏のコメコン（経済相互援助会議）に東南アジア唯一の国として参加した。そして同年末にはベトナム軍はポル・ポト政権に追われたヘン・サムリン派とともにカンボジアに侵攻し、翌 79 年 1 月に首都プノンペンを制圧して親越政権を樹立した。これに対して中国は 2 月、「懲罰」と称してベトナム北部へ軍事侵攻を行うが、ベトナム軍に撃退された。その後中国は外交的にベトナムを包囲する方針をとり、対ソ戦略上中国との友好関係を維持したい西側諸国は「ベトナムのカンボジア侵略」を非難してベトナムへの経済制裁措置を取り、ポル・ポト派を含む反越三派連合⁽¹²⁾をカンボジアの正統政権と認めていた。

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナム共産政権は、集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981年1月13日共産党中央書記局は100号指示(DCSVN[1981])を出し、これまでの生産隊単位による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100号指示によって農家世帯は、合作社から①田植え②栽培管理③収穫の三つの段階を請け負い、請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。その他の作業(水利、品種選択、肥料・殺虫剤分配など)は合作社の管理に残ったが、この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家(当時の調査で8割方)が請け負いを完遂したうえにさらに5~20%の余剰生産をなした。当時の共産政権の認識では、100号指示は集団農業生産の解体を意図したものではなく、あくまで作業の一部を個人世帯へ「請負」させたものに過ぎなかった。だが急激な国際環境の変化が、より一層の脱集団化を余儀なくさせる。

(4) 全方位外交と脱農業集団化(1985~95年)

1985年にソ連書記長に就任したゴルバチョフはペレストロイカと呼ばれる政治経済の改革を行い、外交的にも冷戦構造の終結を行った。ベトナムにとってこの変化は国家財政を支えていたソ連圏からの援助の停止を意味し、生き残りのためにより一層の経済改革を行う必要に迫られた。こうして1986年末、第6回共産党大会でドイモイ⁽¹³⁾政策が採択され、ベトナムは全面的な市場経済化と外資導入が推進されるようになった。



第3図 100号指示以降の一人あたり食料生産

資料：Nguyen Sinh Cuc[1995].

注：単位は kg/人/年。

農業生産面においてもドイモイ路線の推進が目指された。1981年の100号指示によって食料生産は急上昇したが85年を頂点に生産が下がり、特に87年は北部では81年以来最低の水準に達した（第3図参照）。その結果1988年初頭には北部で930万人（農家世帯の39.7%）が食糧難になり、うち360万人が飢餓状態に陥った。同じ頃、南部では形式主義的に合作社や生産集団に編成したことによる土地紛争が多発し、全国的な農業食料危機に陥った。100号指示による請負の下での生産拡大が持続しなかった理由として、①まだ多くの作業が合作社の管理に残っていたこと、②生産物のうち実質的に農家の手元に残るのがわずか20%であり生産意欲を刺激しなかったこと、が挙げられる。

こういった事態を受けて、1988年4月5日に共産党政治局10号決議（DCSVN[1988]）が發布された。所有面に関しては、10号決議は、農家による水牛・牛や農具の所有を認めた。またこれらの農業資材の市場での売買（従来は禁止されていた）も認められた。政治局10号決議導入後わずか一年で、農家世帯の農耕用の牛や水牛の所有が1.5倍になった。多くの農家がさらに小規模な器械（ポンプ・碾き臼・耕耘機など）を購入した。それまで共有だった器械・水牛や牛・農具は各農家に売却された。農地もまた、請負または入札の方法で農家世帯に10～15年の期間で使用が認められた⁽¹⁴⁾。これを機会に多くの合作社は生産段階のうち二つのこと（水利および病虫害発生予察）だけに責任を負い、他は農家世帯に任せることになった。また分配面に関しては、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、請負地からの生産物に関しては自由に処分する権利を与えられた。食料を安く買い上げられる義務は無くなり、余剰の農産物は自由に市場で売買してよいことになった。この結果、生産物のうち実質的に農家の手元に残るのが40%と倍増し、これまで以上に農家の生産意欲を刺激した。10号決議は、労働点数による分配制度を廃止し、分配と生産物の使用における農家個人世帯の自主権を肯定したという点で100号指示より重要な進展があった。10号決議の發布された1988年を期にコメ生産量が激増し、工芸作物（コーヒー、コショウ等）の生産も拡大した（後述「4. 品目別動向編」参照）。さらに1993年の土地法改正によって、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利が農家個人世帯に新たに与えられた。

なおこの時期は中国および西側諸国との和解が急速に進んだ時期でもある。東欧共産政権が崩壊した1989年に民主化を求めるデモ隊を軍隊によって虐殺したこと（天安門事件）により西側諸国から厳しく批判された中国は、同じく共産党一党独裁体制を堅持するベトナムとの関係改善を図るようになった。またベトナム側としても外資導入のためにも周辺諸国との安定が必須であり、中国と和解しカンボジア紛争を解決する必要があった。1991年にパリでカンボジア和平協定が調印され⁽¹⁵⁾、同年中越は国交を正常化した。さらに1995年には、ベトナムはアメリカとも国交を正常化し、アセアンへの加入も果たした。また同年、WTOへの加盟申請も行われた。

（５）国際市場への本格参入（1996 年～現在）

この時代は WTO 加盟交渉と AFTA（アセアン自由貿易地域）における共通有効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）の引き下げ（ほとんどの品目を 5 %以下に）の実現が行われた期間にほぼあたる。1995 年 1 月の WTO 加盟申請から 2007 年 1 月の正式加盟まで 12 年もの時間がかかった理由の一つに中国の存在がある。2001 年に WTO に加入した中国は加盟条件の一部について移行期間が認められたが、その履行が順調に進まなかったことから、ベトナムの WTO 加入に際しては加盟承認前に WTO ルールに沿った法制度整備など加盟条件の確実な履行に対する担保が求められた（藤田[2006]）。

農業分野においても国際的基準に沿った法制度改革が行われた。1996 年に合作社法が制定され、合作社は市場経済下の協同組合としての法的位置づけがなされた。また 2000 年には政府議決 9 号によって 2010 年に向けた農業発展戦略が打ち出され、それは 2005 年の首相決定 150 号によって補充された。さらに 2003 年には土地法・合作社法が再改正され、農地の交換分合が推進された。詳しくは次節「3. 行政・政策編」で述べるが、これらの政策はいずれも WTO 加入を見据えて国際市場参入によるベトナム農業の発展をめざした政策である。

WTO 加盟交渉においては、二国間交渉を EU（2004 年 10 月合意）、日本（2005 年 6 月合意）等と行い、有力国で最もベトナムに高いハードルを突きつけていた米国とも 2006 年 5 月に合意がなされ、同年 11 月 WTO 一般理事会はベトナムを 150 番目の加盟国・地域として承認した。同じく 2006 年 11 月にベトナムを議長国としてアジア太平洋地域の貿易自由化を促進するアジア太平洋経済協力（APEC）が開催され、WTO 加入とともに国際市場へ本格参入するベトナムを世界に印象づけた。

また 2006 年 4 月には第 10 回共産党大会が開催され、ファン・ヴァン・カイ首相の引退など党人事の刷新（若返り）が行われた⁽¹⁶⁾。これを受けた 7 月の国会による指名によって就任したグエン・タン・ズン新首相は 10 月に日本を訪問し、2007 年から両国間の自由貿易協定（FTA）を柱とする経済連携協定（EPA）締結交渉を開始することで合意がなされた。

3. 行政・政策編—ベトナムの農林水産行政と最新の農業政策—

本節では、まず「（1）ベトナムの農林水産行政機構」で、農業農村開発省をはじめとするベトナムの農林水産行政組織について解説する。次に「（2）国際市場参入に向けたベトナム農業の発展戦略」で、2010 年および 2020 年までのベトナムの農林水産業の基本方針を示した 2000 年 9 号議決および 2005 年 150 号決定を解説する。最後に「（3）経営基盤強化政策」で、農地・農協・農村金融の 3 つの政策に焦点を当てて、農業経営基盤強化を目的とした最新の農政の動向を分析する。

（１）ベトナムの農林水産行政機構

１）ベトナムの行政機構概説

ベトナムの国家元首は国会によって選出される国家主席（Chu tich nuoc）である。国家主席は大統領と和訳されることもあるが、実際の権限は制限されており米国大統領のような中央政府の長ではない。実際の国政は、国会の承認に基づき国家主席が任命する首相（Thu tuong）を長とする政府行政機構によって行われる。中央省庁（Bo）には日本でいう大臣に当たる閣僚（Bo truong）がその長として存在し、各閣僚は首相によって指名され国会の承認を経て国家主席によって任命される。日本の農林水産省にあたるのが、農業農村開発省（Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon）であり、その担当閣僚を本章では農業農村開発相、もしくは略して農相と記す。

ベトナムは今なお共産党一党独裁体制が続いており、政府の政策は共産党が決めた方針に従って執行される。共産党の指導者である書記長（Tong Bi thu）・国家元首である国家主席・政府の長である首相の３人がベトナムにおける最大の実力者であり、ベトナムはこの３人の集団指導体制⁽¹⁷⁾によって運営されているといわれている。

各地方レベルの行政機構は、上から省（tinh、日本の県に相当）－県（huyen、郡に相当）－社（xa、行政村に相当）という構成である。また各地方省と同格の中央直轄市として、首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市が存在する（第１図参照）。本章において、「各地方省」という場合には、この中央直轄市も含める。各地方の省・県・社にはそれぞれ日本の地方議会にあたる人民評議会（Hoi dong nhan dan）が存在し、人民評議会によって地方行政の執行機関である人民委員会（Uy ban nhan dan）が選出される。国会も各地方レベルの人民評議会も人民の選挙によって代表（議員）が選ばれることになっているが、実際には共産党の方針に反する政治活動や言論は厳しく統制されており、各地方レベルの人民委員会はその地方レベルの共産党支部の指導下にある。

２）農業農村開発省

1995 年 10 月の国会によって、それまでの農業食品産業省・林業省・水利省の三省が合併して農業農村開発省を設立することが決定された（1996 年 1 月に正式発足）。ほぼ日本の農林水産省の所掌事務に重なるが、さらに塩業、水利管理、そして人口の 7 割以上を占める農村部の開発（農村への開拓移住や水質改善等も含む）も管轄している。反面、水産業に関しては管轄外である。

現在の農業農村開発省の所掌事務および内部組織は、2003 年 7 月 18 日付け政府議定 86 号（CPVN[2003a]）によって定められ、さらに 2005 年 10 月 13 日付け政府決定 254 号（CPVN[2005b]）によって農業局が耕種農業局と畜産局に分割され、現在では農業農村開発省本省は以下のような部局構成⁽¹⁸⁾となっている。

官房 (Van phong)
監査 (Thanh tra)
企画部 (Vu Ke Hoach)
財務部 (Vu Tai chinh)
科学技術部 (Vu Khoa hoc cong nghe)
国際協力部 (Vu Hop tac quoc te)
法制部 (Vu Phap che)
人事部 (Vu To chuc can bo)
耕種農業局 (Cuc Trong trot)
畜産局 (Cuc Chan nuoi)
植物防疫局 (Cuc Bao ve thuc vat)
家畜衛生局 (Cuc Thu y)
農産加工・塩業局 (Cuc Che bien nong lam san va nghe muoi)
林業局 (Cuc Lam nghiep)
森林保全局 (Cuc Kiem lam)
水利局 (Cuc Thuy loi)
治水防災局 (Cuc Quan ly de dieu va phong, chong lut, bao)
農業土木局 (Cuc Quan ly xay dung cong trinh)
合作社・農村開発局 (Cuc Hop tac xa va phat trien nong thon)

なおこれら以外に施設機関として、情報・統計センター (Trung tam Tin hoc va Thong ke), 国家農業改良普及センター (Trung tam Khuyen nong Quoc gia), 水質改善・農村環境衛生センター (Trung tam Nuoc sach va ve sinh moi truong nong thon) や各試験研究機関などがある。

また各地方省の農林行政は、農業農村開発省の指示に従って地方省人民委員会の農業農村開発局 (So Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon) が担うが、日本でいう地方農政局にあたる農業農村開発省直属の地方出先機関は存在しない。但し実務を担う各局や施設機関には地方出先機関を有するものもある⁽¹⁹⁾。

3) その他の行政機関

ベトナムの農林水産行政には、農業農村開発省以外にも下記の省庁が関係する⁽²⁰⁾。

・水産省 (Bo Thuy san) : 日本の水産庁にあたる行政組織であるが、農業農村開発省とは独立した省庁として存在している。地方水産行政は農林行政と同様に、水産省の指示に従って各地方省人民委員会の水産局 (So Thuy san) が担っている。

・商務省 (Bo Thuong mai) : 商業、市場管理および貿易を管轄する行政組織である。日本の経済産業省とは違って工業や資源管理は管轄外である。経済に関する国際交渉は商務省が組織することになる。例えば、WTO 加盟交渉団の団長は商務省次官が務め、個別案件に関してその度に各省庁から担当者が交渉団に加わっていた (藤田[2006])。

・計画投資省 (Bo Ke hoach va Dau tu) : ベトナムの政府全体の経済計画を企画立案する行政組織である。近年では、2006 年 4 月の第 10 共産党大会において承認された「2006～2010 年 5 ヶ年の経済・社会発展の方向性と任務」を受けて、計画投資省は「2006～2010 年 5 ヶ年の経済・社会発展計画」を作成し 6 月の国会で承認を受けた。計画投資省の内部組織のうち、農林水産行政に関わる部局として合作社部 (Vu Hop tac xa) 及び農業経済部 (Vu Kinh te nong nghiep) がある。なお、ODA 管理も計画投資省の管轄であり、JICA 等の農村開発援助も計画投資省を通して実行される。

・国家銀行 (Ngan hang Nha Nuoc) : ベトナムの中央銀行である。現在ベトナム農村で融資を行っている農業農村開発銀行 (Ngan Hang Nong nghiep va Phat trien Nong thon) ・社会政策銀行 (Ngan Hang Chinh sach Xa hoi) ・人民信用基金 (Quy Tin dung Nhan dan) などはすべて国家銀行の管理下にある (農業金融については 3) 3) で後述)。

・統計総局 (Tong Cuc Thong ke) : ベトナム国内の統計管理を行う行政組織である。農林水産統計に関しては、統計総局の農林水産統計部 (Vu Thong ke nong, lam nghiep va thuy san) が担当している。

(2) 国際市場参入に向けたベトナム農業の発展戦略

1) 2000 年 9 号議決

「2. 歴史編」で述べたようにベトナム農業は 1980 年代からの脱集団化と流通自由化によって急速な発展を遂げ、それまでの自給自足的な農業生産は世界市場をターゲットとする商業的農業へと発展しつつある。このような農業生産構造の変化を踏まえてベトナム政府は 2000 年 6 月 15 日に政府議決 9 号 (CPVN[2000]) を発表し、2010 年に向けての農業発展戦略を打ち出した。本議決はまずドイモイ路線に沿った農林水産業の発展を評価した上で、その発展を継続させるための政策の柱として以下の 5 つを挙げている。

- ①農業生産における新技術の導入
- ②生産と加工・販売との効果的結合
- ③財政政策
- ④外国市場の情報収集とマーケティング能力開発
- ⑤商業的農産品販売に関する行政の管理責任

①はベトナム農産物の高付加価値化のために改良普及事業を強化して農業生産の現場に新技術を導入することである。特に、改良品種の国内生産・病虫害防除および疾病管理強化・水節約型灌漑の開発・国際基準に沿った加工保存技術の導入、が重要な目標として挙げられている。

②は農産加工分野を強化するために地方の中小事業体を支援するとともに、農産加工関連国営企業を株式会社化して経営を効率化させる。さらに農民と契約して農産品販売事業を行う新型合作社 (農協) を育成する (合作社に関しては後述 (3) 2) を参照)。そして

農村における職業教育の強化による人材育成も挙げられている。

③は税制・投資・保険に関する政策である。税制に関しては、商業的農産品の取引に対する免税措置と市場リスクに遭遇した場合の農地使用税の減免措置が挙げられている。なお農地使用税に関しては 2003 年に実質的に免税になった（後述（３）１）を参照）。投資に関しては、農村におけるインフラ（灌漑・道路・橋・港湾・倉庫）に関する公共事業を行い、農産物流通を効率化させる。保険に関しては、品目ごとの農業保険基金の設立を国家が支援することが挙げられている。

④はベトナム農産品輸出の拡大と輸出市場の多様化のために各企業の外国市場の情報収集活動を政府が支援することである。具体的には外国における物産展・展覧会開催の援助、農産物輸出入業務を行う人材の育成などが挙げられている。

⑤は商業的農産品の販売と輸出に関する行政を効率化させるために、各中央省庁（商務省・農業農村開発省・水産省）および各地方省人民委員会の所掌分担を 2000 年中に明確化させることを定めている。

２）2005 年 150 号決定

さらに 2005 年 6 月 20 日付け第 150 号政府首相決定（CPVN[2005a]）によって 2010 年および 2020 年に向けてのベトナム農業の計画が発表された。その方針は 2000 年 9 号議決を踏襲したものであるが、それに加えて以下の 3 点が新たに付け加えられている。

- ①2003 年土地法に沿った農地政策の執行と農地交換分合の推進（後述（３）１）参照）
- ②AFTA 共通有効特惠関税実施と WTO 加盟交渉のための国際的合意事項の遵守
- ③品目ごとの生産適地を特定して生産集中を図る（後述「４．品目別動向編」参照）

また農業関連全体の 2010 年および 2020 年までの具体的な数値目標として以下のものが挙げられている。参考までに 2005 年の数値（暫定値，TCTK [2006]より計算）も付す。

- ①2005 年現在は 12%である農林水産業生産高の年間増加率を 2010 年まで 4～4.5%に、2020 年までは 4%に維持する。
- ②2005 年現在は耕種農業 74.5%・畜産 23.4%・農業サービス業 2.1%である農業（林業・水産業を除く）の生産高構成比率を 2010 年までに耕種農業 65%・畜産 30%・農業サービス業 5%に、2020 年まで耕種農業 50%・畜産 35%・農業サービス業 15%に転換する。
- ③2005 年現在は 37.7%である森林被覆率を 2010 年までに 43～44%に、2020 年までは 50%に増加させる。
- ④2010 年までに年間 120,000～150,000ha の農地を開拓する（2011～2020 年に関しては計画無し）。
- ⑤2005 年現在は 84 億ドン⁽²¹⁾（うち農林業 57 億ドン，水産業 27 億ドン）である農林水産物の年間輸出金額を 2010 年までに 110 億ドン（うち農林業 70 億ドン，水産業 40 億ドン）に、2020 年までは 175～180 億ドン（うち農林業 95～100 億ドン，水産業 80 億ドン）に増加させる。

品目ごとの栽培面積や生産量・輸出量などの数値目標は、2000 年 9 号議決において 2010 年までの数値が挙げられ、さらに 2005 年 150 号決定で補充・修正（一部の品目では 2020 年までの数値も）が行われているので、後述の「4. 品目別動向編」において解説する。

以上みてきたように、2000 年 9 号議決および 2005 年 150 号決定が打ち出している方針の全体的傾向は、これまでの量的拡大一辺倒から国際市場において競争力を持つ高品質な農林水産物を生み出す方針への転換である。

（３）経営基盤強化政策

9 号議決および 150 号決定そのものは、国際市場においてベトナムの農産物の価値をどう高めるかということに重きが置かれている。本項では、農産物を生み出す個々の農業経営体の経営基盤を強化することを目的とした 3 つの政策（農地・農協・金融）を取り上げ解説する。

１）農地政策

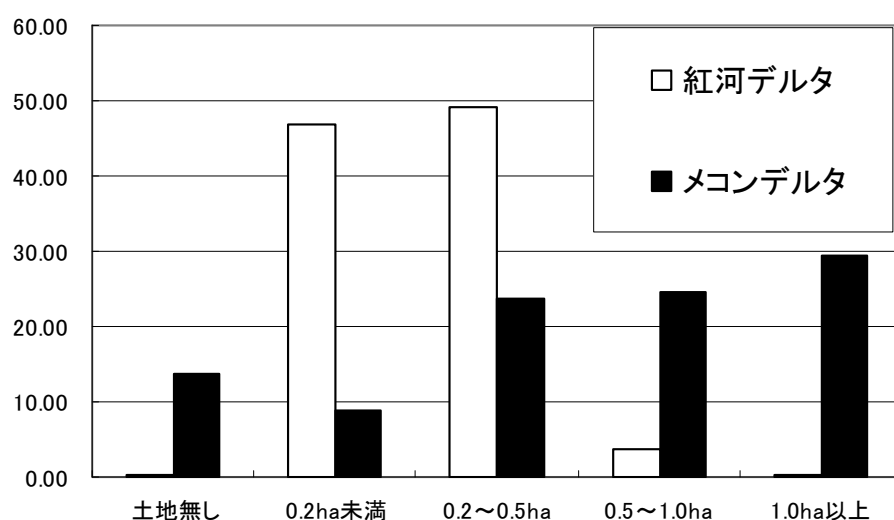
（i）土地法改正

「2. 歴史編」で前述したように 1980 年代に農業の脱集団化が行われ、93 年には土地法が全面改正された。93 年土地法（QHVN[1993b]）は、土地の所有権は国家に属するとの原則を維持しながら、土地の使用権を交換・譲渡・賃貸・相続・抵当する権利を個人世帯に与えた（第 3 条 2 項）。また農林水産用地の使用期間に関しては、一年生作物地および水産養殖地は 20 年間・多年生作物は 50 年間の長期使用を認め使用期間終了後も違反行為等がなければ継続使用を認める事とした（第 20 条）。また土地面積に関しては、一年生作物地は 3 ha まで、それ以外は政府の規定によるものとした（第 44 条）。この 93 年土地法から土地権利証書の発行が始まり現在ではほぼすべての農家に交付されている。

その後 98 年に 93 年土地法の一部の条文が補足・修正された。98 年における特に重要な改正点として、第 22 条において 98 年改正の発効以前から制限面積枠を超えて農地を使用している場合には土地交付期間の 2 分の 1 の期間中は追加納税によって継続使用が許可され、継続使用期間終了後または 98 年改正発効以降の超過面積も「借地」という形で許可され、93 年土地法第 44 条の制限面積以上の農業経営も事実上認められるようになったことである（QHVN[1998]）。その後 2001 年の改正を経て、93 年土地法改正以来の全面改正である新土地法（QHVN[2003a]）が 2003 年 11 月 26 日に国会で可決され、2004 年 7 月 1 日より施行された。

93 年土地法第 44 条では個人世帯の長期使用が認められる一年生作物以外の土地面積は政府の規定によるものとされていたが、2003 年土地法では多年性作物地はデルタ地域で 10ha・山岳地域で 30ha までと法律で明記された（第 70 条第 2 項）。また高収量・高品質な水稻栽培専用農地への国家による補助・インフラ整備・新技術の導入策をとることを規定

した（第 74 条第 1 項）。そして水稻栽培専用農地の工芸作物・養殖・非農業への転換を規制した（同第 2 項）。国が民間農場（後述(ii)参照）への奨励策をとることも規定された（第 82 条第 1 ～ 2 項）。これは 2000 年 9 号議決における生産性の低い水田の転換奨励策と表裏一体をなすもので、国際市場参入をめざして農地の専門化を促すものである。さらに個人が土地使用权を登記・交換・譲渡・賃貸・相続・抵当するための具体的手続きが詳細に定められた（第 122～131 条）ことは、脱集団化以降ベトナム各地で土地紛争が頻発していることが背景にある。



第 4 図 紅河・メコン両デルタにおける経営規模別に見た農家世帯の分布

資料：TCTK[2003].

注：単位は%

(ii) 農地の交換分合と民間農場の発展

第 4 図は、2001 年に行われた『農村・農業・水産業センサス』（TCTK[2003]）からベトナムの代表的農業地帯である北部の紅河デルタと南部のメコンデルタにおける経営規模（農用地面積）別に見た農家世帯の分布を計算したものである。紅河デルタは経営規模が小さいが比較的均等なのに比して、メコンデルタでは経営規模の平均は大きい。土地所有の不平等化が進んでいる。このような両デルタの地域性を反映して近年の農地政策は、主に紅河デルタを対象とした農地の交換分合と主にメコンデルタを対象とした民間農場奨励策が行われている。

紅河デルタでは元々村落共同体的結合が強い上に独立後の土地改革で地主が追放されたため、脱集団化においても農民に土地が均等に分配された。分配に際しても単に一人あたりの農地面積を均等にするだけではなく土地等級(地味)ごとの平等性も追求されたため、さらに細分化された。例えば筆者が調査したナムディン省(第1図の25)とハイズオン省(第1図の19)の村では一世帯あたりの約2反の零細経営であり、それがさらに5~10筆程度に分かれていた。この土地分配は脱集団化の初期においては農家の生産インセンティブを刺激しコメ生産の労働集約的な発展をもたらしたが、国際市場への全面参入を迎えて効率性を追求するために農地の交換分合(*don dien doi thua*)が行われた。これは借地や土地使用権の譲渡ではなく各農家世帯が使用权を有する農地面積を維持したまま各農家間の農地を交換して集積させる政策である。上記の両調査村では2003年の交換分合によって一世帯あたり4筆以内に収まるようになった。このように土地の交換分合がスムーズに進んだ背景として2003年に農地使用税が事実上廃止されたことが挙げられる。1993年の農地使用税法(QHVN[1993a])では、農地が6等級に分けられそれぞれに異なった税率が適応された。税率は作期ごとの収穫前の作柄予想に応じて決まっていた。この徴税方法は手続きが煩雑な割には政府の財政収入には貢献しなかったこともあり、2003年6月の国会において農地使用税撤廃が決定され、細目は11月3日付政府議定129号(CPVN[2003b])において定められた。これは93年農地使用税法を廃止するのではなく、自らが使用权を持つ農地もしくは農業合作社や農場から請け負っている農地を使用する農家には農地使用税を免除するという形⁽²²⁾で、事実上の農地使用税撤廃を定めたものである⁽²³⁾。この措置によって土地等級の分類が意味を成さなくなり交換分合をスムーズに進めることができるようになった⁽²⁴⁾。

これに対してメコンデルタでは、独立前から大土地所有制が発展し農業集団化もほとんど行われていなかった。そして脱集団化においても平等に分配された北部と違って南部では元の持ち主に農地が返還される事が多かった。市場経済化・国際化の中で経営規模拡大を推進したい政府はこのような土地の不平等を黙認しつつ、民間農場⁽²⁵⁾(*trang trai*)による農業生産を支援する政策を推進している。98年11月に共産党政治局6号決議が發布された。これは党の議決の中で初めて民間農場の役割が認められたという点で画期的な意味を持つ。さらに2000年2月に政府議決3号によって、民間農場は法的な地位を確立した。さらに前述のように2003年土地法では国が民間農場への奨励策をとることが明記された。2002年7月1日の時点で全国に61,787の民間農場が存在し、うちメコンデルタが過半(51.7%)を占める反面、紅河デルタはわずか3.14%しかない。経営業種別でみると、メコンデルタの民間農場のうち一年生作物を経営する農場数が57.3%、水産養殖が38.2%となっている。ちなみに水田耕作のほとんどが農家世帯によって行われている江河デルタでは、この数字が10.5%と55.3%となっている。また中部高原の場合には多年生作物(コーヒー・ゴムなど)を生産する農場が85.6%を占め、それぞれの生産適合品目に沿った農場が経営されていることを伺わせる。なお一農場あたりの平均面積は6haと国営農場に比して圧倒的に小さい(Nguyen Sinh Cuc[2003])。

2) 農協政策

(i) 合作社法

「2. 歴史編」で述べたように 1980 年代から農業経営の決定権が合作社から徐々に農家個人世帯へ委譲され，農業生産における合作社の役割は著しく縮小することになった。ベトナム政府は，ソ連型集団農場モデルに代わる新しい位置づけを合作社に求めるようになり，それが 1996 年の合作社法（QHVN[1996]）制定につながった。

96 年合作社法第 7 条には組合員の自由加入の原則（1 項）・民主的運営の原則（2 項）・自治独立の原則（3 項）・出資額もしくはサービス利用高に応じた剰余金分配の原則（4 項）・合作社間協力の原則（5 項）が明記されている。さらに 2003 年の改正で第 5 条 2 項に公開の原則が追加された（QHVN[2003b]）。これらの原則は ICA（国際協同組合同盟，International Co-operative Alliance）の協同組合原則にほぼ沿っている（第 2 表参照）。つまり，合作社はかつての社会主義的集団農業生産の執行機関から市場経済下の協同組合⁽²⁶⁾へとその法的位置づけが根本的に転換したのである。

第 2 表 協同組合原則とベトナム合作社法

協同組合原則	ベトナム合作社法（1996年・2003年）の条項
第 1 原則：自由加入・公開の原則	自由加入の原則（1996年法第 7 条 1 項） 公開の原則（2003年法第 5 条 2 項）
第 2 原則：民主的運営の原則（一人一票制）	1996年法第 7 条 2 項および第 28 条 3 項
第 3 原則：剰余金処分の原則（利用高に比例しての組合員への分配）	1996年法第 7 条 4 項
第 4 原則：自治独立の原則	1996年法第 7 条 3 項。 2003年法では，96年法第 11 条の合作社内の共産党細胞の記述が削除され，自己の利益を侵害する行為に対して合作社自身が申立する権利（第 6 条 11 項）が追加。
第 5 原則：教育促進の原則	1996年法第 9 条 10 項
第 6 原則：協同組合間協力の原則	1996年法第 7 条 5 項
第 7 原則：地域共同体への貢献の原則	

資料：協同組合原則は，国際協同組合同盟ウェブサイト（<http://www.ica.coop/coop/principles.html>，2007 年 1 月 29 日アクセス）より。

ベトナム合作社法は 1996 年法（QHVN[1996]）および 2003 年法（QHVN[2003b]）原文より。

(ii) 合作社の類型

合作社法施行⁽²⁷⁾以降、集団農業生産時代に設立された農業合作社は解散もしくは合作社法に適合するように転換した上で存続しているが、それら以外の新しい合作社も誕生してきている。ここでは合作社の現状を把握する枠組みとしてグエン・ターイ・ヴァンの分類法（Nguyen Thai Van [2002]、第3表参照）を取り上げる。その理由は、第一に合作社法施行以降に設立された新しい合作社も含む幅広い合作社を対象にしていること、第二に明確な定義によって合作社を類型化していること、第三にヴァンがベトナム農業省第一幹部養成学校（Truong Can bo quan ly nong nghiep va phat tren nong thon I）に所属しており政策決定に近い今後の動向を把握する上で有益であることである。

第3表 現代ベトナム合作社（農協）の類型

合作社の類型	転換型合作社	新設合作社	
		再結成型合作社	独立型合作社
ヴァンによる定義	旧農業合作社が合作社法に適合するように転換した合作社	合作社法施行（97年）以降に設立された合作社	
		旧合作社を解散・清算して再結成した合作社	旧合作社とは全く独立に設立された合作社
2002年末現在の総数 (BNNPTNT[2003])	6,852	2,039 (再結成型・独立型の内訳は不明)	
組員となる農民	旧来からの組員 (管轄内の大多数の農民)	合作社結成時に出資金を出した農民（一部の裕福もしくは経験や運営能力のある農民だけ）	
サービス提供対象	組員である農民	管轄内のすべての農民	組員である農民
サービス内容	旧合作社から引継いだサービス ^注	水利または給電のみの合作社が多い	設立目的である単一事業（酪農・養殖など）
ヴァンから見た利点	なし	所有関係や目的が明確で組員のモチベーションが高いので効率的な運営（特に独立型は活動的）	
ヴァンから見た問題点	市場動向への未対応、所有関係が曖昧、地方政府からの干渉、など	非組員農家による合作社サービスのただ乗り	農民間の不平等化を促進し、農村内の火種となる可能性

資料：合作社数は BNNPTNT[2003]、その他は Nguyen Thai Van [2002]。

注：Nguyen Thai Van [2002] では具体的な記載はないが、一般的には水利・給電・種籾供給・技術指導など。

ヴァンはまず農業関連の合作社を、旧合作社から転換した「転換型合作社」と合作社法施行以降に設立された「新設合作社」の二つに大別している。転換型合作社の多くは業務が活発とは言い難い。具体的には、市場動向を把握して農民に対して情報提供や作物指導などの適切な対応を取れる合作社幹部が少ない、出資額やサービスの利用高に応じた分配が行われていない など、旧合作社から名目的に転換しただけのところが多い。また名前も同じ「合作社」で幹部の顔ぶれも集団農業生産時代と変わらないために、地方政府の方も意識改革がなされておらず、旧来同様に行政の干渉を受けやすい。ヴァンはもう一方の新設合作社をさらに、旧合作社を一旦解散した上で新たに設立された「再結成型合作社」と旧来からの農業合作社とは全く独立に設立された「独立型合作社」に分類している。再結成型合作社は、旧合作社を一旦解散（その際に資産を評価して債権債務関係を清算）した上で新たに出资を出した農家だけを組合員として設立される。この型は、旧合作社のように管轄内のすべての農民ではなく一部の裕福もしくは経験や運営能力のある農民だけを組合員としている（但しサービスは管轄地区内の全農民が対象）ため、生産隊のような下部組織を通さず執行部が直接サービスを実施している。またサービスの種類は非常に少なく、多くは水利・給電のみに限定されている。独立型合作社は、特定の目的のために新たに設立されたものなので、多くは一種類のサービスに特化（酪農・野菜加工・養殖など）している。この型は中央政府の指示ではなく、農民の実際の要求や市場の需要に応じて設立されたため、非常に活動的であり利潤追求の面で効率的である。再結成型・独立型ともに新設合作社は、出資金を含む合作社財産の帰属と所有関係が明確である、合作社の事業目的（サービス内容）が明確である、組合員が加入するときに必ず出資をしなければならないのでモチベーションが高い、等の理由で転換型合作社よりも運営が効率的に行われている。その反面問題点として、再結成型合作社は組合員ではない農民が水利などの合作社サービスを無料で使用（ただ乗り）すること、独立型合作社は一部の裕福な農民だけを組合員としているため農村内の新たな対立の火種となる可能性があること、が挙げられる。

(ii) 合作社の方向性

上記の通り、ヴァンの認識では新合作社法以降に新しく設立した独立型合作社が最も評価が高い。また前項「国際市場参入に向けたベトナム農業の発展戦略」で述べた 2000 年 9 号議決においてもこの種の合作社の育成が明記されているように、ヴァンの認識はほぼ現在のベトナム政府の農協政策を代弁するものといつてよい。だが集団農業時代の歴史的背景を有する「転換型合作社」は市場経済化に伴って消滅するしかないのであろうか。この型の合作社の多くは今なお管轄内のほとんどの農民を組合員として抱えている。よって市場動向を正確に把握して販売事業に進出できれば組合員数という規模の経済を活かせる可能性がある。もしそのように発展できるとすれば日本型の総合農協の経験はモデルになるであろう。ベトナム政府は合作社法を制定する際して FAO の協力を得、ベトナム農民組織の目指す方向性として基本的には欧米型専門農協（ヴァンのいう「独立型合作社」）をモデ

ルとしてきた。だが反面 JICA から農協関連の専門家を招聘していることからわかるように日本型総合農協の可能性も完全に否定しているわけではない。今後の我が国の国際協力においては我が国の経験が効果的に活用されるよう、日越の歴史的社会的背景を綿密に比較検討する必要がある。

3) 農業金融政策

1980 年代の脱集団化によって農家世帯が生産の基本になり、また市場経済化の進展によって農家世帯への経営支援のための金融制度の整備が重要になってきており、90 年代以降農家個人世帯への貸付が行われるようになった。

第 4 表 現代ベトナムの農業金融機関

	農業農村開発銀行	社会政策銀行 (旧貧民銀行)	人民信用基金
貸付対象者	2/3 が個人世帯。その他企業・団体など。	融資の 8 割が貧困世帯向け。その他政策対象。	各基金の組合員
本店と支店網の構造	ハノイに本店。各地方(省―県―社レベル)に支店。	ハノイに本店、省レベルまで支店。県以下は農業農村開発銀行に業務委託。	社(行政村)ごとに 1 基金。中央会(全国連合会)が省レベルに支店を持つ。
主な資金源	預金・公社債	政府による補助	各組合員からの預金
2004 年の貸付総額 (十億 VND)	139,381	14,302	5,088
担保の必要性	1000 万ドンまで不要	不要	必要

資料：NHNNPTNT[2005]，NHCSXH[2005]，QTDWTW[2005]。

(i) 農業金融機関の種類

現在ベトナム農村で活動している金融機関は主に三つある(第 4 表参照)。このうちで最も大きな地位を占めるのが、農業農村開発銀行(Ngan hang nong nghiep va phat trien nong thon)である。同銀行は 1988 年に中央銀行であるベトナム国家銀行から独立した。2004 年現在、貸付金額の総計は 139 兆 3810 億ベトナムドンと圧倒的シェアを占めている。元々は合作社や国営企業のような組織中心の貸付であったが、90 年代から個人への貸付を増やし、2004 年現在貸付額の 65.8%が個人向けになっている(NHNNPTNT[2005])。ハノイに本店があり、各地方レベル(省、県、社)に支店がある。国有銀行とはいえ、基本的には

独立採算であり、その資金源は自らが調達した預金・公社債である。また貸付に際しては担保を取るのが基本だが、1999年3月30日付け政府首相決定第67号（CPVN[1999]）によって個人の借入は1000万ドンまで無担保になった。

また、農業農村開発銀行の貸付を受けられない貧困世帯への政策的低利貸付を目的に貧民銀行（Ngan Hang Phuc vu Nguoi ngheo）が設立され貸付が96年から開始された。貧民銀行は本部はハノイにあるものの、地方においては自らの支店をもたず農業農村開発銀行の支店に業務を委託していた。また農業農村開発銀行の副支店長が貧民銀行の支店長を兼任していた。貧民銀行業務が農業農村開発銀行にとって財務的に負担になっていることもあり、貧民銀行は2002年に社会政策銀行（Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi）に改組され2003年から業務が開始された。社会政策銀行はこれまでの貧困世帯⁽²⁸⁾に加え、各種の政策的な融資（条件不利地域への優先的貸付、農村の水質改善、学生への奨学金など）も手がける（NHCSXH[2003]）。社会政策銀行になってから地方に独自の支店を持つようになったが、現時点では省レベルまでであり、県レベル以下は相変わらず農業農村開発銀行の支店網を利用している。またその資金源も改組以降は預金を集めるようになったが、2004年の負債のうち預金・公社債はわずか13.8%にしか過ぎず（NHCSXH[2005]）、事実上政府によって補助で運営されている。貧民銀行そしてその後身の社会政策銀行の貸付対象となる「貧困世帯」は、労働・傷病兵・社会省（Bo Lao dong thuong binh va Xa hoi）の定める貧困基準による（NHCSXH[2003]）。なお貧民銀行から受け継いだ貧困世帯向けの融資は無担保で農業農村開発銀行より低利だが、貸付額も少額である。

これらの国有銀行のほかに、1993年には人民信用基金（Quy Tin dung Nhan dan）という民間の信用組合がカナダの信用組合をモデルにして設立された。人民信用基金は、県の下での行政単位の社（行政村）を単位としており原則として各基礎基金（Quy Tin dung Nhan dan Co so, 単位組合）ごとに独立採算である。なお省ごとの連合会として地域人民信用基金連合会（Quy Tin dung Nhan dan Khu vuc）があり国レベルで人民信用基金中央会（Quy Tin dung Nhan dan Trung Uong）が存在したが、経営の効率を図るために2001年末までにすべての地域人民信用基金連合会が人民信用基金中央会の支店に改組された（QTDTW[2002]）。人民信用基金は預金のできない低所得者は借入が困難である⁽²⁹⁾。また貸出金利も農業農村開発銀行や貧民銀行に比べて高利であるが、1件あたりの貸付金額も大きい。2004年現在でまだわずか905基礎基金しか存在せず、これは全国の社数のわずか一割でしかない⁽³⁰⁾。基本的に各基礎基金は独立採算制のため、人民信用基金が活動できるのは現金収入源があり市場経済化が進んでいるところのみと言っている。

（ii）農業金融についての留意点

1990年代以降ベトナムの農業金融は順調な発展を遂げているが、日本の場合と違って農協（合作社）は金融には全く関与していない。農業農村開発銀行・社会政策銀行の個人向け無担保融資は農村部における農民会（Hoi Nong Dan）や婦女連合会（Hoi Lien Hiep Phu Nu）を通じてもたらされる。これらはベトナム祖国戦線（Mat tran To quoc Viet Nam）に属する

組織である。祖国戦線はベトナム共産党の意思を代弁して選挙の際に候補者を推薦するなど地方における共産党の重要な翼賛組織である。ベトナム政府が祖国戦線の組織を通じて農民へ貸付を行っているのは、今後の政治的多元化を見据えて農村部における共産党の影響力を保持するためである（岡江[2004]）。また人民信用基金と合作社との連携も全く見られない。これは前者が国家銀行、後者が農業農村開発省という管轄する行政組織の違いも一因であると思われる。

4. 品目別動向編—主要品目ごとの生産・輸出動向と政府の対策—

第5表はベトナムの輸出金額に占めるセクター別の割合（％）である。ベトナムの輸出にとって農林水産物の割合は徐々に下がってきているものの、なお2割以上を占めることが分かる。第6表は2004年の品目別農林水産物輸出額および割合（対全世界・対日）である。特に割合が大きい品目は、コメ（農林水産物輸出総額の13.7％）・コーヒー（9.3％）・林産物（17.4％）・冷凍エビ（15.7％）である。ベトナムにとって日本向けの輸出が多い品目として、野菜果実・林産物・水産物がある。なお現在ベトナムは、コメとコーヒーで世界第2の、コショウで世界第1の輸出量を達成しているが、これらの品目はいずれも第6表に見るように日本向けはまだ多くはない。以下、生産および輸出面で主要な品目を取り上げ、それぞれの生産・輸出動向と政府の対策について述べる。

第5表 ベトナムの輸出金額に占めるセクター別の割合

	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
重工業・鉱物	25.3	28.7	28.0	27.9	31.3	37.2	34.9	31.8	32.2	36.4
軽工業・手工業	28.5	29.0	36.7	36.6	36.8	33.9	35.7	40.6	42.7	41.0
農産物	32.0	29.8	24.3	24.3	22.0	17.7	16.1	14.3	13.3	12.8
林産物	2.8	2.9	2.5	2.0	1.5	1.1	1.2	1.2	1.0	0.7
水産物	11.4	9.6	8.5	9.2	8.4	10.2	12.1	12.1	10.8	9.1

資料：TCTK[1998][2001][2002][2006].

注：単位は％

第6表 ベトナムの品目別農林水産物輸出額（2004年）

	対全世界輸出		対日輸出	
	金額 (百万米ドル)	農林水産物輸出総額 に占めるシェア(%)	金額 (百万米ドル)	各品目中に占める 対日輸出シェア(%)
農林水産物合計	6,928.3	100.0	-	-
農林産物	4520.0	65.2	-	-
うちコメ	950.4	13.7	16.1	1.7
野菜・果物	178.8	2.6	22.1	12.4
コーヒー	641.0	9.3	20.6	3.2
ゴム	596.9	8.6	15.1	2.5
カシューナッツ	436.0	6.3	5.1	1.2
コショウ	152.4	2.2	0.4	0.2
茶	95.5	1.4	1.4	1.4
畜産物	34.4	0.5	-	-
林産物	1207.2	17.4	180.0 ^(注)	14.9
水産物	2408.3	34.8	785.9	32.6
うち冷凍エビ	1084.5	15.7	-	-
冷凍魚	491.5	7.1	-	-

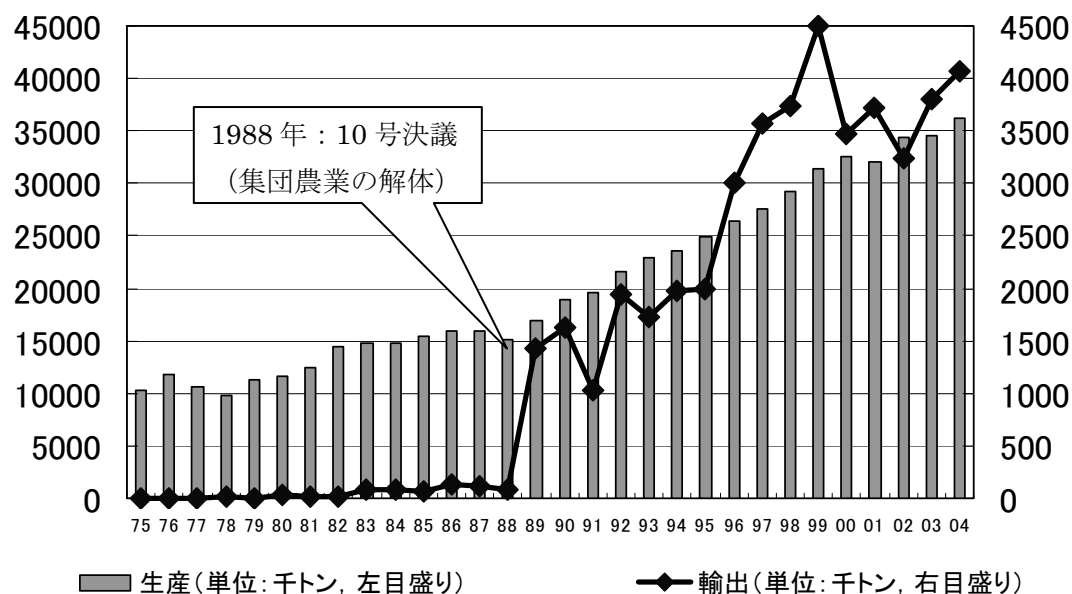
資料：農林産物輸出は BNNPTNT[2005]。水産物の対全世界輸出は TCTK[2006]。

水産物の対日輸出はベトナム水産省情報センターウェブサイト(http://www.fistenet.gov.vn/xuat%5Fnhapkhu/market_export.asp?years=2005, 2007年1月23日アクセス)より。

注：対日林産物は「材木・木製品」の数値。数値のない項目(-)は上記資料に無かったデータ。

(1) コメ

コメはベトナム人の主食であり、また重要な輸出産物である。第5図は南北統一（1975年）以降のベトナムのコメ生産量および輸出量をグラフ化したものである。図が示すように1989年から生産量が伸び、またこの年から実質的に輸出が始まり、現在まで増加傾向にあることが分かる。「2. 歴史編」で述べたように1988年に発布された共産党政治局10号決議によってベトナムの集団農業生産体制は実質的に解体した。この決定が農家のインセンティブを刺激し、翌年からのコメ増産につながったことが理解される。10号決議以前には恒常的にコメを70～100万トン輸入していた（Nguyen Sinh Cuc[2003]）が、今やアメリカを抜きタイに次ぐコメ輸出国⁽³¹⁾になるまでに成長した。主な輸出先はアセアン諸国（2004年の輸出金額の33.5%）・イラク（10.6%）・ロシア（3.1%）である（BNNPTNT[2005]）。日本へは1997年から精米の形で輸出しており、98年からはコメ輸入先（精米・玄米・砕米の合計金額）5位を維持していたが、2005年には前年の3倍近くの日輸出を達成し第4位となった（第7表および第6図参照）。



第5図 南北統一以降（1975～2004年）のベトナムのコメ生産量と輸出力

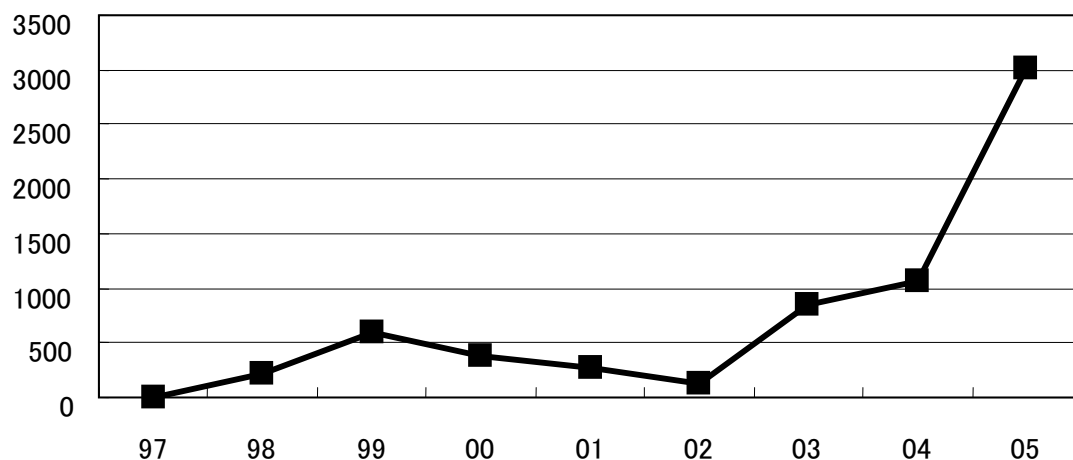
資料：1999年まではTCKK[2000]，2000年以降はTCTK[2005][2006]。

第7表 世界のコメ生産・輸出と日本へのコメ輸出の上位国

	世界のコメ生産量 上位5ヶ国とシェア	世界のコメ輸出量 上位5ヶ国とシェア	日本へのコメ輸入先 上位5ヶ国とシェア
第1位	中国 (29.8%)	タイ (32.9%)	アメリカ (50.6%)
第2位	インド (21.1%)	インド (15.6%)	タイ (20.1%)
第3位	インドネシア (8.9%)	ベトナム (12.9%)	中国 (17.7%)
第4位	バングラデシュ (6.2%)	アメリカ (10.4%)	ベトナム (8.5%)
第5位	ベトナム (5.9%)	パキスタン (6.1%)	オーストラリア (2.9%)

資料：FAOSTAT ウェブサイト (<http://faostat.fao.org/> 2007年1月17日アクセス)，JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0 2007年1月17日アクセス)。

注：生産量および全輸出力はFAOSTAT ウェブサイトによる2004年の生産量より計算，対日輸出はJETRO ウェブサイト（原資料は財務省貿易統計）による2005年の金額（精米・玄米・砕米の合計。日本円）より計算。



第6図 ベトナムから日本への精米輸出金額

資料：JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0 2007年1月17日アクセス)。

注：JETRO ウェブサイト（原資料は財務省貿易統計）による精米輸出金額（単位：百万円）。

コメの生産のほとんどは、北部の紅河デルタ（2004年の生産量の18.6%）と南部のメコンデルタ（51.4%）で行われている（TCTK[2006]）。北部における稲作は二期作（12～3月田植え→4～6月収穫の冬春作（乾季作）、7月頃田植え→11月頃収穫の夏秋作（雨季作））、南部における稲作は三期作（2～4月の春作、5～9月の秋作、10～1月の冬作）である。ドイモイ（市場経済化政策）開始以降、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では6 t/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは2 t/ha程度のところもある。2004年のコメ輸出量は世界第3位だが金額ではアメリカに次ぐ第4位となっている⁽³²⁾ことから示唆されるように、ベトナムのコメの世界貿易における優位性は安価であることである。

このような問題点から、2000年9号議決ではこれまでの量的拡大政策を改め質的向上を図ることとしている。灌漑設備の整備された水田を400万ha維持する⁽³³⁾とともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。さらに2005年150号決定では、特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させることを目指している。これを受けて水田から養殖への転換が特にメコンデルタで行われている（水産養殖については後述「(6)水産物」参照）。生産に関して2000年9号議決では、33百万tの生産を維持、うち8百万tを輸出にまわすこととしている。なお2000年当時の数字では生産が32.5百万t・輸出が3.5百万tであり、それが2004年には生産が36.1百万t・輸出が4.1百万tと、生産では達成されているものの輸出では未だ目標の半分ほどしか達成されていない。生産増加量から輸出増加量を差し引いた分は家畜飼料（特に急増してい

る養豚）として使用されたと推測される。ベトナム米の品質向上による単価底上げが、今後とも重要な課題となっている。

だがコメは日本人以上にベトナム人にとっての主食⁽³⁴⁾であり、生産の大半は国内自給用である。2004年のタイのコメ生産量に占める輸出割合は59.4%、アメリカが43.0%に対して、ベトナムは15.5%である⁽³⁵⁾。さらに生産の担い手の圧倒的多数は零細家族経営であり、都市化および工芸作物・養殖の発展による水田の転換、農村兼業化の進展による担い手不足という今後起こりうる事態を想定すれば、計画通りに順調に輸出が拡大するかは疑問である。

（２）野菜・果実

野菜・果実の主な輸出先は中国（香港含む。2004年の輸出金額の16.6%）・日本（12.4%）・EU（11.9%）である（BNNPTNT[2005]）。2000年時点では中国（香港含む）が輸出金額の過半（57.4%）を占め、日本はわずか0.6%でしかなかった（BNNPTNT[2003]）。対日輸出金額は4年間で18.42倍と激増している。この原因は2003年からの冷凍ほうれん草の対日輸出急増である。第8表は、2003年以降の日本の冷凍ほうれん草輸入における中台越3ヶ国の数量とシェアを示したものである。2002年までは中国が日本市場を独占（数量で98～99%）していたが、2002年に中国産ほうれん草の残留農薬問題が発生した後、台湾とベトナムが新たに日本市場へ参入してきた。ベトナムは2004年には前年の4.86倍の数量を輸出し、日本市場シェア第1位に躍り出た。2005年には中国の輸出回復によりシェアでは第2位になったが、輸出量ではなお前年比12.8%増であり、今後とも日本市場において上位を占めることが予想される。

第8表 日本の冷凍ほうれん草輸入における中台越3ヶ国の数量とシェア

年次 国別	2003	2004	2005
中国	4,551,629	4,973,616	11,903,436
	54.5	33.2	54.6
台湾	1,638,718	2,847,246	2,581,304
	19.6	19.0	11.8
ベトナム	1,069,142	5,192,945	5,857,544
	12.8	34.7	26.9

資料：JETRO ウェブサイト（http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0 2007年1月17日アクセス）。

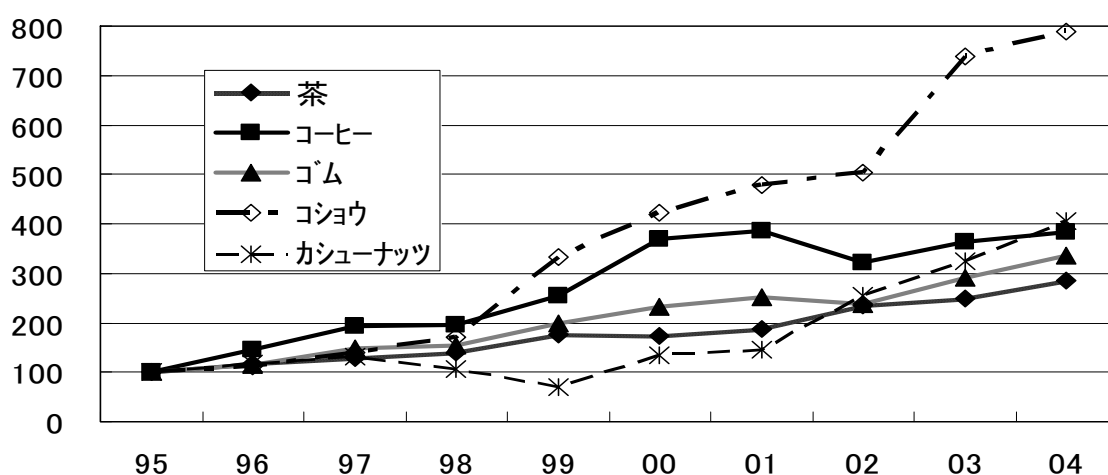
注：上段が数量（kg），下段が日本市場におけるシェア（%）。JETRO ウェブサイトの原資料は財務省貿易統計。

ベトナムの農家の8割以上が何らかの野菜か果樹を栽培していると言われ、また生産量の約3分の2が市場に流れる。これは貧しい農家にとって野菜や果物が格好の現金収入源となっている事を示している。野菜の主産地は紅河デルタであるが、最近では中部高原ラムドン省（第1図の44）が現在急速に産地として成長している。ベトナム北部は東南アジアでは例外的に亜熱帯に属し、中部高原は高原地帯であることから冷涼な気候（ラムドン省のダラットは標高1500m、気温15～20度）に恵まれ、温帯野菜の生産が可能である。

野菜の集荷は、地方市場へは農家自らがそこからハノイやホーチミン市等の大都市の市場には集荷業者が持ち込む。価格決定の主導権は集荷業者にある。これに対して近年農民達が自らの価格の主導権を握ろうと合作社（農協）を結成する動きが見られる。特にハノイ近郊では農薬投入量の少ない安全野菜の販売を行う野菜合作社⁽³⁶⁾が誕生してきている。

果樹栽培の主産地はメコンデルタであるが、最近北部山岳地域（西北・東北地方）が急成長を遂げている。これはハノイ向け及び中国への輸出向けの生産が原因である。果樹の中で特に伸び率が顕著なのは、ライチ類（ライチ・リュウガン・ランブータン）・柑橘類（マンダリン・キングオレンジ）である。反面、バナナは停滞しており、パイナップルは90年代には生産が縮小している。

2000年9号議決では、野菜・果実類には数値目標はないが、他の品目と同様に国内外の市場の需要を満たすように品質向上を図るとしている。同議決では特に今後振興を図るべき作物として、豆・トウモロコシ・タケノコ・キノコ・ライチ・リュウガン・パイナップル・ドラゴンフルーツが挙げられているが、いずれも日本市場にはほとんど入ってきていない。2005年150号決定では、2004年現在60万haである野菜栽培面積(BNNPTNT[2005])を2010年までに70万ha、2020年までに75万haに拡大するとともに、上記の安全野菜のような高品質の野菜を生産する地域への投資拡大が目指されている。



第7図 最近10年間の各工芸作物生産の伸び率

資料：TCTK[2006].

注：1995年の生産量を100とする相対値。

(3) 工芸作物

第7図は1990年代後半以降の各工芸作物の伸び率を示したものである。市場経済化が進んだ過去10年間はいずれの工芸作物も大幅に生産を伸ばしていることが分かる。

1) コーヒー

第9表に示すように、現在ベトナムはブラジルに次ぐ世界第2位のコーヒーの生産および輸出国であり、ベトナムにとっても主要な輸出農産品になっている（前掲第6表参照）。自給中心のコメとは違い生産の95%が輸出に向けられる。ベトナムにおけるコーヒー栽培の発展は、南北統一以降の国策によるダクラク省（第1図の40）を中心とする中部高原の開発（人口稠密な北部からの開拓移住）によるものである。統一直後の1976年のコーヒーの栽培面積は19,000ha・生産量は6,100tだったのが、2000年には430,000ha・680,000tと、面積で22.6倍・生産量で111.5倍と激増している（Nguyen Sinh Cuc[2003]）。国際市場へは90年代後半から本格参入し、2000年にはベトナムの大量輸出によってコーヒーの国際相場価格の大暴落（ここ30年間で最低価格）を引き起こすまでになった。またコーヒー・ブームの恩恵から排除された中部高原の先住民族が2001年に暴動を起こした（ボリス[2005]）。

第9表 世界のコーヒー生産・輸出と日本へのコーヒー輸出の上位国

	世界のコーヒー生産量 上位5ヶ国とシェア	世界のコーヒー輸出量 上位5ヶ国とシェア	日本のコーヒー輸入先 上位5ヶ国とシェア
第1位	ブラジル (32.4%)	ブラジル (21.9%)	ブラジル (26.1%)
第2位	ベトナム (11.0%)	ベトナム (13.2%)	コロンビア (25.0%)
第3位	インドネシア (9.2%)	コロンビア (8.3%)	グアテマラ (9.6%)
第4位	コロンビア (9.0%)	ドイツ (6.7%)	インドネシア (7.9%)
第5位	メキシコ (4.1%)	インドネシア (4.8%)	エチオピア (7.4%)
			第6位：ベトナム (2.7%)

資料：FAOSTAT ウェブサイト (<http://faostat.fao.org/> 2007年1月17日アクセス)、JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0 2007年1月17日アクセス)。

注：生産量および全輸出量はFAOSTAT ウェブサイトによる2004年の生産量より計算、対日輸出はJETRO ウェブサイト（原資料は財務省貿易統計）による2005年の金額（日本円）より計算。

2000年のコーヒー価格暴落はベトナムの生産にも影響を及ぼし、これまでの拡大一辺倒の政策を転換するきっかけにもなった。2000年9号議決では栽培面積は400,000ha・生産量は600,000tまでに限定し、量的拡大よりも質的向上を目指している。第7図に示したように90年代後半になってからもコーヒー生産は4倍近くに増加したが、2001年以降はほ

ば横ばいになっている。2004 年現在、ベトナムは輸出量では世界 2 位だが、輸出金額ではブラジル・ドイツ・コロンビアに次ぐ第 4 位に甘んじている⁽³⁷⁾。コメと同様もっぱら安価であることが輸出拡大の要因となっており、品種がロブスタ種中心ということもあり、その用途もインスタントコーヒー用が主である⁽³⁸⁾。

主な輸出先は EU (2004 年の輸出金額の 57.3%)・アメリカ (13.8%) である。日本は 3.2 % とまだ主要な輸出先ではない (BNNPTNT[2005])。日本市場においては 2005 年の金額で第 6 位でシェアは 2.7% である (第 9 表参照)。2005 年 150 号決定ではアラビカ種の生産拡大が目指されており、さらに品質向上も伴えば今後日本への輸出を伸ばす可能性はある。

第 10 表 世界のコショウ生産・輸出と日本へのコショウ輸出の上位国

	世界のコショウ生産量 上位 5 ケ国とシェア	世界のコショウ輸出量 上位 5 ケ国とシェア	日本のコショウ輸入先 上位 5 ケ国とシェア
第 1 位	ベトナム (23.3%)	ベトナム (36.3%)	マレーシア (60.8%)
第 2 位	インドネシア (23.0%)	ブラジル (15.9%)	インドネシア (26.2%)
第 3 位	ブラジル (15.7%)	インドネシア (11.9%)	インド (5.3%)
第 4 位	インド (12.4%)	マレーシア (7.3%)	シンガポール (2.2%)
第 5 位	中国 (5.4%)	インド (5.7%)	アメリカ (1.7%)
			第 8 位 : ベトナム (0.3%)

資料 : FAOSTAT ウェブサイト (<http://faostat.fao.org/> 2007 年 1 月 17 日アクセス), JETRO ウェブサイト (http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0 2007 年 1 月 17 日アクセス)。

注 : 生産量および全輸出量は FAOSTAT ウェブサイトによる 2004 年の生産量より計算, 対日輸出は JETRO ウェブサイト (原資料は財務省貿易統計) による 2005 年の金額 (日本円) より計算。

2) コショウ

第 7 図にみたように、コショウは現在のベトナムでもっとも顕著な生産の伸びを示している工芸作物である。輸出に関してもコーヒーと同様 1990 年代後半から急激な伸びを示し⁽³⁹⁾、現在では世界最大の生産および輸出国となっている (第 10 表参照)。2000 年のコーヒー価格暴落の引き金を引いたことで世界から非難を浴びたベトナムは、その反省を活かして豊作になった 2002 年には国際コショウ機構⁽⁴⁰⁾と密接に連携して、少しずつ小出しに世界市場に放出することによって国際市場に混乱をもたらすことなく世界一のコショウ大国の地位を確立した (ボリス[2005])。

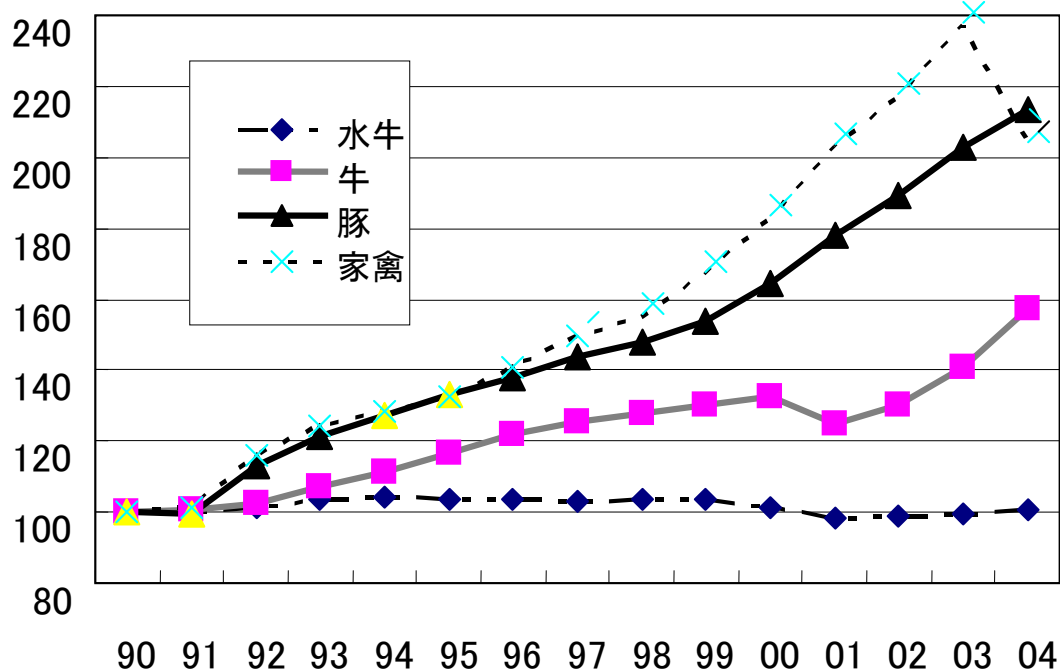
コショウの主産地は東南部 (特にビンフオック省。第 1 図の 45) で 2003 年の栽培面積の 53% を占める。その他、中部高原 (31%)・北部沿岸地方 (7%) でも栽培されている (Dang Kim Son[2005])。2000 年 9 号議決では、コショウは高い経済効果が見込まれる作物

としての評価が与えられ、農産物の中で唯一面積の拡大が目指されている品目である。同議決では栽培面積を 2000 年の 27,900ha から 2010 年には 50,000ha へ、年間生産量を 39,200t から 100,000t まで拡大する目標が与えられているが、面積では 2003 年にすでに目標が達成（51,300ha）されている。生産量でも 2005 年暫定値で 77,000t（2000 年の 1.96 倍）と順調な伸びを示している（TCTK[2006]）。

主な輸出先は EU（2004 年の輸出金額の 24.3%）・アメリカ（17.9%）・アセアン諸国（7.3%、シンガポールが過半を占める）である（BNNPTNT[2005]）。最近の注目すべきとして、2001 年 12 月に発効した米越通商協定によってアメリカ向けの輸出が伸び、2004 年の対米輸出金額は 2001 年の 5.06 倍と急増している（BNNPTNT[2003] [2005]）ことが挙げられる。なお日本のコショウ輸入先はマレーシア一国で 60%以上のシェアを占め、ベトナムの割合は未だ低い（第 10 表参照）。

3) その他の工芸作物

上記以外にベトナムの主要な輸出向け工芸作物として、カシューナッツ（主な輸出先はアメリカ）・茶（主な輸出先はイラク）・ゴム（主な輸出先は中国（香港含む））がある（BNNPTNT[2005]）が、いずれも日本向けは多くはない。



第 8 図 90 年代以降のベトナムの家畜家禽頭数の変化

資料：TCTK[2006]。

注：1990 年を 100 とする相対数値。

(4) 畜産物

第8図は90年代以降のベトナムの家畜家禽頭数の変化(1990年を基準年とする相対数値)をグラフ化したものである。この図から90年代以降、豚の飼育頭数が一貫して増加傾向にあること、家禽の飼育頭数は豚以上の伸びを示していたが2003年をピークに落ち込んでいること、牛はしばらく伸び悩んでいたが2002年から増加傾向にあること、農耕用に飼養される水牛はほぼ横ばいであることがわかる。なお生産量で見た場合、2002年の重量比で豚が75.8%、家禽が17.0%、牛が4.8%、水牛が2.3%という割合である(Nguyen Sinh Cuc[2003])。

1) 養豚

上記の通り、ベトナムの畜産業は養豚が中心であり、市場経済化の流れの中でも一貫して発展してきた。豚の主産地は江河デルタであり、2004年現在飼養頭数の26.4%を占める。省別で特に多いのは首都ハノイ近郊のハタイ(第1図の21)、北部第2の都市ハイフォン市近郊のタイビン(第1図の24)、両市の中に位置するハイズオン・バクザン(第1図の19・16)、南部ではホーチミン市近郊のドンナイ(第1図の48)であり(TCTK[2006])、大都市の需要に応えるために近郊農村において養豚が発展してきたのがわかる。

ベトナムの多くの農家にとって長らく養豚とは、余剰作物の処理と糞尿の堆肥利用のためのものであり耕種農業との関係が強い。水田耕作の片手間で飼養され、規模は2～6匹程度である。この伝統的な小規模家族経営以外に近年の市場経済化の流れの中で、数十～数百匹程度の大規模養豚農家が生まれつつある。近年のベトナムの養豚の商業的發展は、この種の大規模家族経営によって担われている。例えばハノイ近郊のハタイ省では養豚農家の6割程度がこの種の大規模家族経営である。家族経営を超える大規模な工業的養豚場についてはまだベトナムでは発展していない(Vu Trong Binh[2002])。

今後一層の国際経済への参入に際してベトナム政府は豚肉の輸出拡大を目指しているが、その品質の低さから現在ではまだ輸出は多くはない⁽⁴¹⁾。ベトナムで飼養される豚の約9割が在来種で、脂肪分が多く赤みが少ないため⁽⁴²⁾ベトナム国内需要においても低評価である。また流通が整備されておらず、保存・加工施設の不十分さもあって長距離輸送が難しく、低品質にも関わらず高価になっている。

政府の対策としてはまず2000年9号議決では、国内需要に応えるための豚肉の増産とともに、特に生産適地では工業的生産に適合した品質改善と特に輸出用豚肉の衛生改善を図るという方針が打ち出されている。さらに翌2001年10月26日の第166号首相決定(CPVN[2001a])で2010年までの豚肉輸出のための養豚振興計画が示された。同決定では、2000年現在11,300tである豚肉の年間輸出量(BNNPTNT[2003])を2005年までに6万tに、2010年までに10万tにまで増加させるという数値目標が挙げられている。そのための具体的な施策として、飼料用トウモロコシの栽培面積拡大・輸出豚肉のための屠殺加工施設建設への補助・首都ハノイおよびホーチミン市における豚肉卸売市場開設・輸出金額1米ドルあたり450ドンの輸出補助金⁽⁴³⁾・飼料用大豆カスの輸入関税撤廃・養豚農家への

優先的融資・養豚輸出保険基金の設立などが挙げられている。なお同決定において振興の中核として想定されている生産単位は50～100頭かそれ以上の大規模農家・工業的養豚場であり、その生産に奉仕するために品種改良・獣医療・技術普及・生産物販売などの業務を行う合作社（農協）設立も推奨されている⁽⁴⁴⁾。

さらに口蹄疫の発生に見られるように衛生状態にも問題がある。そのため2006年にベトナム政府は2010年までに口蹄疫を撲滅する国家計画を策定した。現在農業農村開発省家畜衛生局ウェブサイト⁽⁴⁵⁾では、「鳥インフルエンザおよび口蹄疫情勢報告 (Thong bao tinh hình dich cum gia cam va LMLM)」が毎日のように更新されて疾病の発生状況を公開している。

口蹄疫の常在国であるために現時点では日本等の清浄国には生肉では輸出できないが、調製品に関しては輸出可能である。第11表はアセアン加盟10ヶ国内の養豚生産・輸出の上位国を示したものである。ベトナムは域内の豚の4割近くを生産する最大の養豚国でありながら、輸出量ではタイが6割以上と圧倒的な割合を占める。タイもまた口蹄疫の汚染国であることから、ベトナムの立ち後れは衛生面以外が主たる原因である。なお現時点でのベトナムの豚肉輸出先は同じく口蹄疫汚染国の周辺アジア諸国である。特にマレーシアでは2005年にベトナムからの豚肉輸入が数量・金額ともに前年の9倍に激増し、2005年のマレーシアの豚肉輸入総量・金額の3分の2を超えるシェアを獲得するまでになった(日本貿易振興機構[2006])。

衛生問題は急には解決できないであろうが、大規模養豚農家の育成と加工施設の整備によって今後ベトナムの豚肉輸出が拡大する可能性はある。

第11表 アセアン内の養豚生産・輸出の上位国

	アセアン内の豚生産量 上位5ヶ国とシェア	アセアン内の豚輸出量 上位5ヶ国とシェア
第1位	ベトナム (39.2%)	タイ (62.3%)
第2位	フィリピン (26.8%)	ベトナム (24.3%)
第3位	タイ (13.2%)	インドネシア (13.0%)
第4位	インドネシア (11.0%)	フィリピン (0.4%)
第5位	マレーシア (4.0%)	ブルネイ (0.04%)

資料：FAOSTAT ウェブサイト (<http://faostat.fao.org/> 2007年1月16日アクセス)。

注：FAOSTAT ウェブサイトによる2004年の生産量・輸出量より計算。

2) 養牛

養牛に関してはこれまで農耕用もしくは食用として飼養されてきたが、1990年代の増加率は養豚に比べて遙かに低く、輸出もされていなかった。乳製品に関しては長らく輸入に頼ってきたが、近年は国内酪農振興によって輸入代替を行う方針が出された。具体的には2000年9号議決で、乳牛の飼養頭数を2010年までに20万頭まで増加させる方針が出された。さらに翌01年10月26日の第167号首相決定（CPVN[2001b]）によって2010年までに100万tの牛乳を生産し、国内自給率を40%以上に高める方針が出された。第8図に見るように2002年から牛の飼育頭数が増加しているのは、乳牛の増加によるものである。いずれにせよ乳製品の輸出はまだ多くはなく、日本にも入ってきていない。

3) 家禽飼養

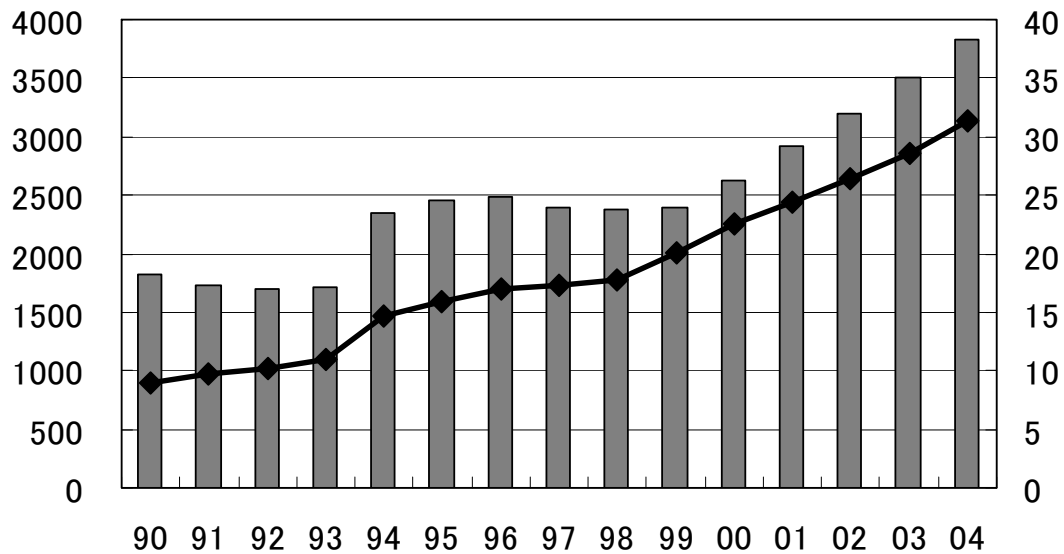
前述のように家禽は養豚に比べて小さいものの、90年代以降の伸び率は養豚以上であった。しかし2003年末に発生した鳥インフルエンザによって、以後の発展は抑えられた（前掲第8図参照）。政府は2005年に家禽生産システムの再構築を促す新政策を講じることになった。具体的には、衛生管理のために屠殺場の集中・家禽生産の大規模農家への集中である。このために小規模な家禽農家・販売業者・屠殺業者の他業種への転換に対して補助金を拠出することが決定された（岡江[2007]）。タイのような輸出向けの大規模養鶏場や加工場が発展する前に鳥インフルエンザが発生してしまったために、家禽類がベトナムの主要輸出品になる可能性は今のところ少ない。

(5) 林産物

2005年現在ベトナム全土の森林面積は12,419千ha（全国土の37.7%）、うち自然林が76.7%、人工林が23.3%である。全国森林面積のうち北部山岳地域が半数近くを占める（東北地方が23.2%、西北地方11.9%を占める）。その他、中部高原（24.1%）・北部沿岸地方（19.3%）も森林が多い。耕種農業生産の中心である紅河・メコン両デルタはそれぞれ1.1%・2.7%とほとんど森林が存在しない（TCTK[2006]）。

「材木および木製品」の主な輸出先はEU（2004年の輸出金額の33.0%）・アメリカ（28.0%）・日本（15.8%）である（BNNPTNT[2005]）。かつて日本は3割を占める最大の輸出先であり主にチップの形で輸出されてきたが、欧米への輸出急増でその比率は近年大幅に低下している。なお日本の「木材、コルク」の2005年輸入金額のうち、ベトナムのシェアはわずか1.4%で第15位である⁽⁴⁶⁾。

2000年9号議決では、紙や合板の原料となる樹木を特に振興する方針が示されており、2000年現在40万8500tである紙の生産を2010年までに100万tにまで増加させるという数値目標が挙げられている。なお2005年の暫定値では90万1200tであり（TCTK[2006]）、すでにほぼ目標を達成しつつある。



第9図 90年代以降のベトナムの漁獲量と養殖の占める割合

資料：TCTK [2006].

注：折れ線グラフが漁獲量総計（単位は千t，左目盛り）。

棒グラフが漁獲量に占める養殖の割合（単位は%，右目盛り）。

（6）水産物

水産物は市場経済化によって急速に発展した品目である。主産地はメコンデルタで、漁獲量の過半（2004年現在全国の51.6%）を占めている。省別で特に多いのが、キエンザン（第1図の60，全国の10.2%）・カマウ（第1図の64，7.5%）・アンザン（第1図の54，6.8%）である（TCTK [2006]）。

第9図は、1990年代以降のベトナムの漁獲量と養殖の占める割合の変化をグラフ化したものである。このグラフから90年代以降ベトナムの水産業が一貫して発展してきていること、そして年々養殖の占める割合が大きくなってきていることが分かる。特に2000年以降に養殖の割合が急速に伸びているのは、2000年9号議決で水産業の中では養殖に投資を集中することと生産性の低い水田の転換が奨励されたのを受けてのことによる。2000年の養殖面積が65.2万haであったのが、翌2001年には100万ha近くにまで急増し、この増加分のうち19万haが水田からの転換だといわれている（CTCPTTKTDG[2003]）。なお2000年9号議決では2010年までに300～350万tの漁獲量を達成することが目指されていたが、この目標は2004年ですでに達成（314万t）されている。2006年現在ベトナムは世界第6位の養殖国にまで成長した⁽⁴⁷⁾。前述のように2005年150号決定では2006～2010年の農林水産業全体の生産高の年間増加率を4～4.5%に維持することが目指されているが、中でも

水産物は8～9%の増加率が目指されており、まだ成長する余力があるとみられている。

前述の通り水産物は輸出産品としても主要な位置を占めている。政府の政策としては1998年末に2005年までの水産物輸出振興計画が出され（CTCPTTKTDN[2003]）、さらに2006年に2010年および2010年までの輸出振興計画が打ち出された。この計画の中で2010年までに40～45億米ドルの輸出金額を達成すること、2020年までに先進国と同水準の加工技術に達することが計画されている。ちなみに2005年現在の水産物輸出額は27.4億米ドルである⁽⁴⁸⁾。

ベトナムにとって日本は1990年代前半には水産物輸出額の65～75%を占める圧倒的第1位の輸出先（CTCPTTKTDN[2003]）であり、まさにベトナムの水産業は日本市場ともに発展してきたといえるだろう。90年代後半からベトナムの水産物輸出先の多角化が進展し、2005年現在輸出額の上位は、日本（28.7%）・アメリカ（22.5%）・EU（13.9%）となっている⁽⁴⁹⁾。依然日本が第1位とはいえ、米越通商協定によってアメリカ市場が日本と並ぶ主要市場に成長したことがわかる。最近の日本と関係では、2006年9～11月にベトナム産のエビから使用が禁止されている抗生物質が検出された事を受け、日本政府が食品衛生法違反により輸入禁止命令を適応する可能性があると通達した。これを受けてベトナム側は日本向け輸出水産物の品質強化を行うことを日本側に回答し、それは2006年12月14日付水産相決定第1052号（BTS[2006]）によって具体化された。この迅速な対応からベトナムは日本を今なお非常に重要な水産物輸出先として重視していることが察せられる。

また日本にとってもベトナムは主要なエビ輸入先である。2005年のシュリンプ・ブローンの輸入先では、ベトナムが23.0%と日本市場で最大のシェアを占める。またエビ調製品ではタイ（43.2%）に次ぐ第2位（20.5%）である（日本貿易振興機構[2006]）。

5. おわりに

本章では、まず「2. 歴史編」で独立以降のベトナム共産政権を巡る国際環境と国内農政の変遷を報告した。東西冷戦の最前線として30年間の戦争の結果勝ち得た統一政権誕生後わずか5年で農業生産の脱集団化への一步を踏み出したことが示唆するように、ベトナムはその当時の国際環境下で柔軟に生き残りのために戦略を打ち、農業政策もまた変化させていった。そしてこの80年代からの脱集団化・市場経済化の中でベトナムは食糧輸入国から世界第2位のコメ輸出国になるまで農業を成長させた。

次に「3. 行政・政策編」で、現在のベトナム農政を担う行政機構と最新の農業政策について解説した。現在のベトナム農政の基本となるのは2000年の9号議決およびそれを引き継いだ2005年の150号決定であるが、この基本方針の最大の特徴は国際市場への参入によるベトナム農業の発展である。「4. 品目別動向編」で述べたように、すでにいくつかの品目（コメに加えて、工芸作物・水産物など）では世界の農業市場において大きな影響力を持つに至ったベトナムではあるが、その優位性はもっぱら安価であることであり、特に

加工・流通・食品衛生の面で解決すべき課題は多い。9号議決およびその他の政策に見られるように、ベトナム政府自身もそのことを自覚しておりその解決を目指している。

WTO 時代を迎えたベトナムの農業はなお発展していくことが予想され、今後とも注視していく必要がある。

注

2. 歴史編

(1) 本節では、ベトナム戦争時までの旧北ベトナム（ベトナム民主共和国）政府と戦後の統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）政府を一貫してベトナム共産政権と呼ぶ。旧南ベトナム（ベトナム共和国）については、現在のベトナム政府に直接繋がる政権ではないので、その政策については触れない。

(2) 20 世紀初頭、急速な近代化によって白人帝国主義国に勝利（日露戦争）した日本の経験に学ぼうとベトナム独立運動家の間で日本への留学運動（東遊運動）が起き、日本でも犬養毅らが留学生受け入れに尽力した。だが日本政府がフランス政府の要請に基づいてベトナム独立運動家の国外退去を命じたことから、その後はソ連の支援を受けた共産主義者が独立運動の中核を占めるようになった。

(3) 1956 年、エジプトの大統領ナセルがスエズ運河の国有化を宣言すると、それを認めない英仏がイスラエルとともに軍事攻撃を行った。アメリカはこの攻撃に反対し、英仏イスラエル軍の即時全面撤退を通告した。

(4) ユーゴスラヴィアは東欧諸国の中で唯一ソ連軍の力を借りずに自力でナチスドイツから解放を成し遂げた。戦後も共産国でありながら東欧の軍事同盟であるワルシャワ条約へ加盟せず、非同盟主義を貫いた。

(5) 仏領インドシナ全体を範囲としていたインドシナ共産党は三ヶ国（ベトナム・ラオス・カンボジア）独立に伴い分離を決定し、ベトナム一ヶ国を範囲とするベトナム労働党が 1951 年に誕生した。

(6) ベトナム語では「*Mat tran Dan toc Giai phong mien Nam*（直訳すると南部解放民族戦線）」。

表向きは自由主義者も含む幅広い反政府勢力の結集を標榜したが、実際には北の共産政権の指導のもとで南ベトナム軍や米軍へのゲリラ活動を展開した。

(7) ベトナム軍のカンボジア侵攻（カンボジア戦争）と中国軍のベトナム侵攻（中越戦争）をあわせて第三次インドシナ戦争とも呼ばれる。カンボジア問題も中越対立の反映であることから、本節では第三次インドシナ戦争全体を「対中戦争」と表記する。

(8) 当時の南部の一合作社の平均規模は 312ha（北部の 1.5 倍）、519 世帯、1003 労働人口であった。また一生産集団の平均規模は 40ha、38 世帯であった。

(9) ポル・ポト率いるクメールルージュは、毛沢東主義に影響を受けて原始共産主義の達成を目指し、反対する国民を容赦なく弾圧した。ベトナム軍の侵攻による権力崩壊までに虐殺した人間は数百万に昇ると言われている。

(10) メコンデルタは元々はカンボジア人が居住していたのが、後に北から入植してきたベトナム人の方が多数派になり、ベトナム領に編入された歴史的経緯がある。

(11) 共産政権は南部における社会主義経済化の中で、旧南ベトナムで経済（特に流通）の実権を華僑からとりあげた。そのため多くの華僑がボートピープルとして海外へ逃げ出した。

(12) 残り二派は元国王シハヌーク派とベトナム戦争時の親米反共政権を担ったロン・ノル派である。

(13) ベトナム語で *Doi Moi* とは「新しく変わる」という意味。刷新政策と和訳されることが多い。

(14) 北部では基本的に一人あたり平等に分配されたが、南部では元の持ち主に返還されところが多かった。

(15) ベトナム軍はすでに 1989 年にカンボジアから撤退していた。パリ和平協定の 2 年後、カンボジアでは国連の管理下で憲法制定議会選挙が行われた。

(16) 2006 年に国家主席および首相は交代したが、ノン・ドック・マイン共産党書記長は留任した。マインは少数民族タイ族出身であり、2001 年の中部高原における少数民族の暴動（「4. 品目別動向編」の「(3) 1」コーヒー」を参照）など民族問題を抱えるベトナムにとって民族間の融和を国内外に示す必要があったのだろうと思われる。

3. 行政・政策編

(17) ベトナムは共産国では例外的に政治的な独裁者がおらず、集団指導制の伝統がある（古田[1995b]）。

(18) 日本の省庁で「局」にあたるベトナム語として Vu および Cuc があり、前者は政策の総合調整を担う部局、後者は個別の政策の実施を担う部局である。本章では前者を「部」、後者を「局」と訳し分けた。

(19) たとえば家畜衛生局は全国 7 つの家畜衛生事務所を出先機関として有し、その管轄内（複数の地方省を含む）の家畜衛生行政の指導監督を行っている（岡江[2007]）。

(20) 各行政機関に関しては、VNCKHTCNN[2005]を参照した。

(21) 1 米ドルが約 15,000 ベトナムドンにあたる。

(22) メコンデルタ等で発生しつつある不在地主は減免税対象にはならない。また土地法の定める制限面積以上は 50% の減免措置となる。

(23) 農地使用税が廃止されても宅地税や人頭税は従来通り課税されており、農村部における納税が完全に無くなったわけではない。

(24) もちろん土地等級が実際の収量を反映していれば農家は土地を手放すはずがないので、ハイブリッド種導入と水利条件の改善によって水田の実際の収量差が無くなったことが背景として指摘しておかなければならない。

(25) ベトナム語の“tràng trai”を本章であえて「民間」農場と訳したのは、この新しい形の農場の他に集団農業時代からの国营農場（Nông trường quốc doanh）が北部を中心に存続しているからである。国营農場では、農場が土地と生産資材を管理し農民を労働者として雇って国の指令で生産を行っている。一部には、新しい技術を導入している国营農場もある。面積は一農場あたり 1000ha ぐらいで、全国に約 400 存在する（2002 年におけるベトナム農業農村開発省幹部に対する聴き取りより）。

(26) 合作社法は協同組合（合作社）全体を規定した法であり、現代のベトナムには農業とは無関係な合作社（運輸合作社・工業合作社など）も存在する。本章において「合作社」とは農業関連の合作社のみを指すこととする。

(27) 合作社法は 1996 年 3 月に国会を通過したが、施行は 97 年 1 月である。

(28) 2004 年現在の社会政策銀行の貸付額の 81.16%が貧困世帯向けである（NHCSXH[2005]）。

(29) 各人民信用基金から融資を受ける事が出来るのは、①組合員・②組合員ではないが当該基礎基金に預金している者（日本で言う准組合員に相当）・③当該基礎基金の存在する社（行政村）に居住する貧民、となっており③は総貸出額の 10%を超えない範囲とされている（人民信用基金中央会資料より）。しかし各基礎基金が独立採算であることから、回収リスクの大きい貧困世帯への貸付は実際には 10%より遙かに少ないであろうと推測される。

(30) 2004 年の基礎基金（組合）数は QTDTW[2005]、全国の社数は TCTK[2005]より。

4. 品目別動向編

(31) 2004 年の輸出量ではインドの方が数字の上では多い。しかし、中国に次ぐ巨大な人口を持つインドでは生産のほとんどが国内自給用（2004 年の生産量に占める輸出割合は 3.7%）であり、輸出は生産が国内需要を上回った場合に

しか出せないために変動が激しく、ここ 10 年間ではベトナムを下回る輸出量の年の方が多い。よってインドは恒常的なコメ輸出国とはいえず、ここでは除外した。

(32) FAOSTAT ウェブサイト (<http://faostat.fao.org/> 2007 年 1 月 17 日アクセス) による 2004 年の輸出量・輸出金額(米ドル)より計算。

(33) 2000 年時点では全国で 427 万 ha の水田が存在する (VKHQH[2002])。

(34) ベトナム人は日本人と同様おかずとともに米飯を食べる。その上、フォー (Pho) やブン (Bun) といった麺類、生春巻きを包むライスペーパー等にもコメが使用される。

(35) 注(32)と同様 FAOSTAT ウェブサイトより。

(36) 例えばハノイ市ドンアイン県で 2003 年に結成されたダオドゥック安全野菜生産販売合作社の事例など (Do Thi Lien[2006])。勿論その安全基準は日本のものとは違うが、この事実は今後日本の商社の進出により日本の安全基準に沿った野菜を生産できる素地がベトナムには存在していることを示唆している。

(37) 注 (32) と同様 FAOSTAT ウェブサイトより。

(38) 全世界で生産されるコーヒーの 3 分の 2 を占めるアラビカ種は、その酸味と香りからレギュラーコーヒーを中心にすべてのコーヒー製品に使われている。しかし高温多湿の環境には適応せず霜害に弱く、乾燥にも弱い。これに対して残り 3 分の 1 を占めるロブスタ種は、病虫害に強く高温多湿の気候にも適応する。また成長が早く高収穫でカフェイン含量が多い。だが苦味と渋みが強く、インスタントや缶コーヒー等に使われている。世界で消費されるインスタントコーヒーの 56%を生産しているスイスのネスレ社は主にベトナムのロブスタ種を使用している (ボリス[2005])。

(39) 2004 年の輸出量は 110.5 千トンであり、これは 95 年の 6 倍以上になる (TCTK[2006])。

(40) 国際コショウ機構 (The International Pepper Community) はコショウ生産国をメンバーとする国際機関であり、事務局はインドネシアのジャカルタにある。現加盟国はベトナム以外には、ブラジル・インド・インドネシア・マレーシア・スリランカである (国際コショウ機構ウェブサイト <http://www.ipcnet.org/?p=about&act=> 2007 年 1 月 19 日アクセスより)。

(41) 2001 年段階では生産される豚のうち輸出にまわされるのはわずか 2.7%である (Tran Lam Binh[2004])。

(42) 紅河デルタで主要な Mong Cai 種の場合、脂肪分が 38~38%で赤みはほとんど無い。これに対してデンマーク原産のランドレースの場合、赤みが 54~56%である (VCN[2004])。

(43) ただしベトナムは WTO の加盟国となったために、今後はこの輸出補助金は撤廃される予定である。

(44) 筆者はハイズオン省で上記の政府の方針に沿って 2002 年に設立されたナムサック畜産合作社 (養豚専門農協) の調査を行ったことがある。当合作社は組合員が飼養する豚の品種改良 (ランドレースやデュロック等の欧米型品種との交配)・経営規模拡大・衛生改善を実現し、飼料の共同購入による経費削減もたしたが、自身の屠殺場を持っていないので豚肉の共同販売にはまだ至っていない (岡江[2006])。この事例は、加工・流通面が今後の養豚にとって大きな課題であることを示唆している。

(45) アドレスは、<http://www.cucthuy.gov.vn/> (2007 年 1 月 22 日アクセス) である。

(46) 2005 年の日本の「木材、コルク」の輸入金額は、JETRO ウェブサイト (原資料は財務省貿易統計。URL:http://www3.jetro.go.jp/cgi-bin/nats/cgi-bin/top.cgi?PGID=000&REP_CNT=0 2007 年 1 月 22 日アクセス) より。

(47) Thanh Nien News ウェブ版 2006 年 11 月 6 日付け記事 (<http://www.thanhniennnews.com/print.php?catid=2&newsid=21879> 2007 年 1 月 23 日アクセス) より。

(48) 2006 年輸出計画は注 (47) の記事より。2005 年の輸出額は、ベトナム水産省情報センターウェブサイト

(http://www.fistenet.gov.vn/xuat%5Fnhapkhau/market_export.asp?years=2005 2007 年 1 月 23 日アクセス) より。

(49) 2005 年の相手先別の輸出金額は注 (48) と同じくベトナム水産省情報センターウェブサイトより。

[引用文献]

日本語文献

岡江恭史[2004], 「ベトナム農村金融における集落の役割」『農林水産政策研究』第 6 号, 農林水産政策研究所

岡江恭史[2006], 「ベトナム農民組織の新潮流—首都近郊農村における畜産合作社の事例より—」『2005 年度日本農業経済学会論文集』, 日本農業経済学会

岡江恭史[2007], 「ベトナムの家畜衛生行政と鳥インフルエンザへの取り組み」『アジアにおける鳥インフルエンザ』, 農林水産政策研究所

寺本実・荒神衣美[2006], 「2005 年のベトナム」『アジア動向年報 2006』, アジア経済研究所

日本貿易振興機構 (編) [2006], 『ジェトロ・アグロトレードハンドブック 2006』, 日本貿易振興機構

藤田麻衣[2006], 「ベトナムの WTO 加盟への歩み」, 坂田正三 (編) 『2010 年に向けたベトナムの発展戦略』, アジア経済研究所

古田元夫[1995a], 『ベトナムの世界史』, 東京大学出版会

古田元夫[1995b], 「ヴェトナム共産党の体質」, 坪井善明 (編) 『アジア読本 ヴェトナム』, 河出書房新社

ボリス, ジャン=ピエール (林昌宏 訳) [2005], 『コーヒー, カカオ, 米, 綿花, コシヨウの暗黒物語 (Jean-Pierre Boris, 2005, Commerce inéquitable, Hachette の翻訳)』, 作品社

ベトナム語文献

BNNPTNT (Bo Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon, 農業農村開発省) [2003]. *Bao Cao Thuong Nien Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon Viet Nam Nam 2002* (ベトナム農業農村開発 2002 年年次報告). Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社)

BNNPTNT [2005]. *Bao Cao Thuong Nien Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon Viet Nam Nam 2004* (ベトナム農業農村開発 2004 年年次報告). Nha Xuat Ban Thong Ke

BTS (Bo Thuy San, 水産省) [2006]. *So:1052/QD-BTS, Quyét Dinh cua Bo Truong Bo Thuy San ve viec tang cuongkiem tra hang thuy san xuat khau vao Nhat Ban* (日本向け輸出用水産物の検査強化に関する水産相決定 1052 号). 2006 年 12 月 14 日公布

CPVN (Chinh Phu Viet Nam, ベトナム政府) [1999]. *So:67/1999/QD-TTg, Quyét Dinh cua Thu tuong Chinh phu ve mot so chinh sach tin dung Ngan hang phuc vu phat trien nong nghiep va nong thon* (農業農村開発のための若干の銀行貸付政策に関する 1999 年 3 月 30 日付け第 67

号政府首相決定) . 1999 年 3 月 30 日公布

CPVN[2000]. So:9/2000/NQ-CP, *Nghi quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換および農産品の販売に関するいくつかの方針および政策に関する第 9 号政府議決) . 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN[2001a]. So:166/2001/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về một số biện pháp và chính sách phát triển chăn nuôi lợn xuất khẩu giai đoạn 2001-2010* (2001～2010 年における輸出向け養豚業の発展のためのいくつかの措置及び政策に関する政府首相決定 166 号) . 2001 年 10 月 26 日公布

CPVN[2001b]. So:167/2001/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về một số biện pháp và chính sách phát triển chăn nuôi bò sữa ở Việt Nam Thời kỳ 2001-2010* (2001～2010 年におけるベトナム乳牛飼養発展のためのいくつかの措置及び政策に関する政府首相決定 167 号) . 2001 年 10 月 26 日公布

CPVN[2003a]. So:86/2003/ND-CP, *Nghi Định của Chính phủ về Quyết định chức năng, nhiệm vụ, quyền hạn và cơ cấu tổ chức của Bộ Nông Nghiệp và Phát Triển Nông thôn* (農業農村開発省の機能・任務・権限・組織構造の決定に関する政府議定 86 号) . 2003 年 7 月 18 日公布

CPVN[2003b]. So:129/2003/ND-CP, *Nghi định của Chính phủ về Quyết định chi tiết Nghị quyết số:15/2003/QH11 ngày 17 tháng 6 năm 2003 của Quốc hội về miễn, giảm thuế sử dụng đất nông nghiệp* (2003 年 6 月 17 日付農地使用税の減免税措置に関する第 11 期国会 15 号議決の細目の決定に関する政府議定 129 号) . 2003 年 11 月 3 日公布

CPVN[2005a]. So:150/2005/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年および 2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する第 150 号政府首相決定) . 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN[2005b]. So:254/2005/QĐ-TTg, *Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Điều chỉnh một số tổ chức trực thuộc Bộ Nông Nghiệp và Phát Triển Nông thôn* (農業農村開発省直属のいくつかの組織の調整に関する政府首相決定 254 号) . 2005 年 10 月 13 日公布

CTCPTTKTDN(Cong Ty Co Phan Thong Tin Kinh Te Doi Ngoai, 対外経済情報株式会社) [2003] . *Thủy Sản Việt Nam - Phát Triển và Hội Nhập* (ベトナムの水産業 一発展と国際市場への参入一) . Nha Xuất Bản Chính Trị Quốc Gia (国家政治出版社)

Dang Kim Son [2005]. “Nghien cuu kha nang tham nhap hang nong san Viet Nam vao thi truong My : Cac mat hang ho tieu, ca phe, dua (ベトナム農産物のアメリカ市場への進出可能性に関する研究: コショウ・コーヒー・パイナップルの 3 品目を事例に) ”, BNNPTNT 編. *Khoa Hoc Cong Nghe Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon 20 nam Doi Moi, Tap 7 : Kinh te-Chinh Sach Nong Nghiep va Phat Tren Nong Nhon* (『ドイモイ 20 年間の農業農村開発技術叢書』第 7 集 : 農業農村開発に関する経済および政治) . Nha Xuất Bản Chính Trị Quốc Gia

DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) [1981]. So: 100 CT/TW, *Chi thi của Ban*

Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong “khoan san pham den nhom va nguoi lao dong” trong Hop tac xa nong nghiep (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局 100 号指示). 1981 年 1 月 13 日公布

DCSVN[1988]. *So:10 NQ/TW, Nghi quyet cua Bo Chinh tri ve doi moi quan ly kinh te nong nghiep* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局 10 号決議). 1988 年 4 月 5 日公布

Do Thi Lien [2006]. “Kinh nghiệm chia se cua Hop tac xa dich vu rau sach Dao Duc, Van Noi, Dong Anh (ハノイ市ドンアイン県ヴァンノイ社ダオドゥック安全野菜合作社の経験)”. *Hoi thao ho tro doanh nghiep vua va nho trong nong nghiep ket noi voi thi truong nham muc tieu xao doi giam ngheo* (市場と連結した中小事業体への貧困削減を目的とした支援に関するシンポジウム). PROJECT DURAS

Nguyen Sinh Cuc [1995]. *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業). Nha Xuat Ban Thong Ke

Nguyen Sinh Cuc [2003]. *Nong Nghiep, Nong Thon Viet Nam Thoi Ky Doi Moi (1986-2002)* (ドイモイ時代 (1986～2002 年) のベトナムの農業と農村). Nha Xuat Ban Thong Ke

Nguyen Thai Van [2002]. “Cac loai hinh hop tac xa nong nghiep (農業関連合作社の各類型)”. *Nghien cuu Kinh te* (経済研究) 第 285 号. Vien Kinh Te Hoc (経済学研究所)

NHCSXH (Ngan Hang Chinh Sach Xa Hoi, 社会政策銀行) [2003] *Dieu le ve to chuc va hoat dong cua Ngan Hang Chinh sach xa hoi* (社会政策銀行の組織および活動に関する定款). NHCSXH

NHCSXH [2005]. *Bao cao thuong nien 2004* (2004 年年度報告). NHCSXH

NHNNPTNT (Ngan Hang Nong nghiep va Phat trien Nong thon, 農業農村開発銀行) [2005] *Bao cao thuong nien 2004* (2004 年年度報告). NHNNPTNT

QHVN (Quoc Hoi Viet Nam, ベトナム国会) [1993a]. *Luat thue su dung dat nong nghiep* (農地使用税法). 1993 年 7 月 10 日可決

QHVN[1993b]. *Luat Dat Dai nam 1993* (1993 年土地法). 1993 年 7 月 14 日可決

QHVN[1996]. *Luat Hop Tac Xa* (合作社法). 1996 年 3 月 20 日可決

QHVN[1998]. *Luat sua doi, bo sung mot so dieu cua Luat Dat Dai nam 1998* (1998 年における土地法のいくつかの条文についての修正・補充). 1998 年 12 月 2 日可決

QHVN[2003a]. *Luat Dat Dai nam 2003* (2003 年土地法). 2003 年 11 月 26 日可決

QHVN[2003b]. *Luat Hop Tac Xa nam 2003* (2003 年合作社法). 2003 年 11 月 26 日可決

QTDTW(Quy Tin dung Nhan dan Trung Uong, 人民信用基金中央会) [2002] *Bao cao thuong nien 2001* (2001 年年度報告). QTDTW

QTDTW [2005]. *10 nam Xay dung va Phat Trien - Bao cao thuong nien 2004-2005* (10 年間の建設と発展 : 2004～2005 年年度報告). QTDTW

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, 統計総局) [1998]. *Nien Giam Thong Ke 1997* (統計年鑑 1997)

年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK[2000]. *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2001]. *Nien Giam Thong Ke 2000* (統計年鑑 2000 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2002]. *Nien Giam Thong Ke 2002* (統計年鑑 2001 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2003]. *Ket qua tong dieu tra Nong thon, Nong Nghiep va Thuy San 2001* (2001 年農村・農業・水産業センサス) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2005]. *Nien Giam Thong Ke 2004* (統計年鑑 2004 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK [2006]. *Nien Giam Thong Ke 2005* (統計年鑑 2005 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

Tran Lam Binh [2004]. “Nhưng giai phep chu yeu nham nang cao suc canh tranh cua thit lon Viet Nam (ベトナムの豚肉の競争力を強化するために取るべき主要な施策)”. *Nghien Cuu Kinh Te* (経済研究) 312 号. Vien Kinh Te Viet Nam (ベトナム経済研究所)

VCN (Vien Chan Nuoi, 農業農村開発省畜産試験場) [2004]. *At lat cac giong vat nuoi o Viet Nam* (ベトナム各畜産品種分布地図) . Nha Xuat Ban Nong Nghiep (農業出版社)

VKHQH (Vu Ke Hoach va Quy Hoach, ベトナム農業農村開発省企画部) [2002]. *So Lieu Thong Ke Nganh Nong Nghiep va Phat Trien Nong Thon 1996-2000* (農業農村開発部門 1996～2000 年統計) . Nha Xuat Ban Nong Nghiep

VNCKHTCNN(Vien Nghien Cuu Khoa Hoc To Chuc Nha Nuoc, 内務省国家組織研究所) [2005]. *Nien Giam To Chuc Hanh Chinh Viet Nam Nam 2004-2005* (ベトナム行政組織年鑑 2004～2005 年版) . Nha Xuat Ban Thong Ke

Vu Trong Binh [2002]. *Nganh Hang Thit Lon Vung DBSH va To Chuc Nong Dan Hop Tac Tham Gia Vao Thi Truong* (紅河デルタにおける養豚業と市場への参入を目指した農民組織) . Vien Khoa Hoc Ky Thuat Nong Nghiep Viet Nam (ベトナム農業技術研究所)

第7章 韓国の農業・貿易戦略

－韓国産パプリカを事例として－

柳 京熙（現 J A 総研）

會田陽久

1. はじめに

韓国は、気候、風土、土地条件などにおいて近隣国である日本との共通性のある条件下に農業を営んできた。韓国農業についていえば、1980年代までは、国内農業を考えるだけで手一杯であったが、1990年代に入り、世界経済の国際化に組み入れられる形で、農業・農政を進行させざるを得なくなった。一方、それまでの生産性向上にのみ主眼を置いた農業から、「親環境農業」の振興が、政府主導で行われ、最近では、所得補償型の政策も進められている。

環境保全型農業に関していえば、GAPの導入も試行されている。日本と同じく、零細な農家による農業から、一見すると、生産性向上を放棄する方向に向かっているようにも見えるが、このような施策は品質の確保や、製品差別化を図ることにより、輸入品に対し国内産品に競争力を付けることと、輸出品としての農産物に競争力を付加するということが背景としてあるようである。

韓国は、農産物の純輸入国であるが、経済の国際化において、国内農業の生き残り策の一環として貿易の振興も考えられている。日本と韓国の関係では、伝統的に韓国の農産物、食品が日本へ輸出されてきた。日本の巨大な消費市場は、韓国にとって魅力的な存在であり続けてきた。

輸送機能の改善により世界は狭くなったといわれるが、農産物・食品はの中では、比較的輸送に向かず、生産地の近くで消費されてきたものであるが、技術の進歩は輸送の範囲を広げてきた。しかし、農産物の持つその性質は本質的には変わっておらず、青果物、花卉等において韓国産品はその有利性を生かして対日輸出の一角を担ってきた。

青果物輸出の先進的な国と伍して輸出できた要因は距離的な優位性であった。日本への青果物主要輸出国を見ると、生産性で優位に立つ国と季節の違いを利用して端境期に輸出する国と距離的近接性を生かしている国とに分けられる。

また、韓国では、対日輸出されてきた、多くの農林水産物は、国内経済の成長にともない、次第に国内消費に振り向けられてきたという過去の経験もある。パプリカは、そういった農産物の中では、日本への輸出を念頭に置いて導入された産品であり、従来の韓国の食生活ではほとんど受け入れられる余地のない産品である。したがって、関連する政策も輸出を基本に考えたものであり、対日輸出の次に考えられるのは、輸出先の多角化といったことになろう。国内消費の振興も考えているようだが、今までの実績から見ると今後の進展は、未知数といわざるを得ないであろう。

このように、一般の農産物、就中、青果物の中で非常に特異な位置を占めるパプリカの生産、流通、貿易の動向を分析することは、パプリカの今後の動きを把握するためという

ことと併せて、今後類似の性質を持つ農産物の生産が振興された場合、将来を予測するための情報を得られることとなると考える。

2. 日本のパプリカ輸入の変化

野菜の輸入量が増加している一方で、一部の品目においては需要が伸びない中、価格競争の結果などにより国内生産は縮小を余儀なくされている。

パプリカの場合も、韓国産、オランダ産といった外国産パプリカの輸入量が総消費量の9割を占めている。パプリカは本来、日本の野菜需給体系の中にあった品目ではなく、他の野菜生産とは異なり、むしろ輸入によって新しい需要が創造され、その市場に新たに日本の産地が参入するようになったというような経緯がある。したがって他の野菜生産、流通とは異なった様相をみせているが、いまだその現状については明らかにされているとはいえない。本章では、統計データや事例分析を行い、日本におけるパプリカ輸入の実態について検討する。

パプリカは、オランダからの生鮮品輸入が解禁された1993年以降に急速に輸入が増加したといわれている。貿易統計上でパプリカを識別出来るようになったのは、2000年からであり、それ以降についてパプリカの輸入動向を把握することができる。

2000年以降のパプリカ輸入の動きについては、表1に示したとおりである。

表1 パプリカ輸入の推移(主要輸出国別)

(単位:千トン、百万円、円/kg、%)

		合 計	韓 国	オランダ	ニュージーランド	その他
数量	2000	10,326 (100.0)	2,023 (19.6)	6,192 (60.0)	1,990 (19.3)	121 (1.2)
	2001	19,655 (100.0)	11,092 (56.4)	5,717 (29.1)	2,736 (13.9)	110 (0.6)
	2002	22,465 (100.0)	12,290 (54.7)	6,829 (30.4)	3,279 (14.6)	67 (0.3)
	2003	22,655 (100.0)	14,906 (65.8)	5,040 (22.2)	2,663 (11.8)	45 (0.2)
	2004	23,834 (100.0)	16,223 (68.1)	4,602 (19.3)	2,928 (12.3)	81 (0.3)
金額	2000	4,581 (100.0)	779 (17.0)	2,713 (59.2)	1,030 (22.5)	60 (1.3)
	2001	7,445 (100.0)	3,499 (47.0)	2,577 (34.6)	1,320 (17.7)	49 (0.7)
	2002	8,348 (100.0)	3,557 (42.6)	3,253 (39.0)	1,508 (18.1)	30 (0.4)
	2003	9,180 (100.0)	4,926 (53.7)	2,761 (30.1)	1,479 (16.1)	14 (0.1)
	2004	8,604 (100.0)	4,892 (56.9)	2,274 (26.4)	1,416 (16.5)	21 (0.2)
単価	2000	444	385	438	517	495
	2001	379	315	451	482	451
	2002	372	289	476	460	447
	2003	405	330	548	555	298
	2004	361	302	494	484	262

資料:財務省『貿易統計』。

注:括弧は割合(%)。

2000年には、10,326トンの輸入のうち、オランダが60%、韓国およびニュージーランドそれぞれが20%程度の割合であった。それが2001年には、前年のほぼ2倍となる19,655トンに輸入量が増加しているが、その増加分のほとんどは韓国によって占められている。すなわち、韓国からの輸入は2000年には、2,000トン程度であったが、2001年には、11,000トン程度にまで増加し、輸入量の56%と過半を占めるに至っている。

2001年に韓国の対日輸出攻勢が本格化したことになるが、その後も、輸入総量が22,000～23,000トン程度で推移する中であって、韓国からの輸入は、2002年から2004年にかけて、12,290トンから16,223トンへと着実に増加している。一方で、オランダは、2002年

の 6,829 をピークに 2004 年には 4,602 トンまで減少し、同様にニュージーランドも 2002 年の 3,279 トンをピークにしてその後 3,000 トンを割り込んでいる。このようにして 2004 年の輸出国別の割合は、韓国 68%、オランダ 19%、ニュージーランド 12% となり、韓国 1 国で 7 割近くを占めるようになっている。

韓国の場合、1990 年代の施設野菜作の生産振興は著しく、パプリカもその拡大の一環を担っている。しかし、ほとんどの施設野菜作が韓国国内需要向けであるのに対し、パプリカについて見ると国内消費はわずかであり、唯一輸出に特化した野菜である。しかもそのほとんどを日本向けに輸出している点で、極めて特異な性格をもっている。なお、パプリカは 1995 年に輸出目的のために本格的な栽培が開始された（面積は 1.1ha）。その後、施設野菜の中でも最も収入が大きいとの認識が高まり、作目転換を中心に生産面積が拡大し、2004 年には 260ha にまで増加している。また、10a 当たりの単収は 15 トン程度となっており、この単収の大きさは韓国のパプリカ作が一部はオランダ式のガラス温室において栽培されているからであり、ビニールハウスの場合でもガラス温室同様に軒高の高い施設による生産が多く、総じて日本よりも施設設備が高度であると考えられている。

こうした状況の下で、韓国の国内生産は一層拡大しつつあるが、韓国国内生産の実態についてはあまり知られていない。次により具体的な現状についてみることにしたい。

3. 韓国国内のパプリカ生産

1) 生産の推移

韓国におけるパプリカ生産は 1994 年に航空機機内食用として済州島のガラス温室で栽培されたのが始まりである。95 年には全羅北道の T 営農組合で輸出用として本格的な栽培が開始された。以後、対日輸出が好調であったことによって栽培面積が急速に増加している。

前節でも指摘したとおり、生産が開始された初期段階では、国の助成によって建てられたガラス温室を中心に栽培を展開したが、最近では技術向上によりビニールハウスでの生産が可能となり、今は全国各地に栽培が拡大している。

表 2 を見る限り、2004 年のパプリカの栽培実績は 1997 年当時に比べ 面積では 40 倍、生産量は 70 倍近くにまで拡大している。しかし 1 戸当たりの栽培面積があまり増加していないことから、個々の農家の規模拡大というより他作目からの作付け転換が多かったためと見られる（2006 年時点で生産農家 400 戸、平均栽培面積 0.6ha）。

表2 韓国国内のパプリカ生産の推移

	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
面積(ha)	6.7	31.8	55	110	133	163	171	260
生産量(トン)	320	1,300	3,600	7,500	12,700	16,000	16,380	20,551

資料:韓国農林部の資料より作成。

表3は、韓国のパプリカ輸出のうち、日本が占める割合を示したものであるが、輸出は当初から99%を上回っている。国内消費がそれほど振るわない一方で、生産量のほとんどが日本向けの輸出であることを考えれば、如何に日本に依存しているのかが分かる。

次は日本市場における韓国産パプリカの供給形態の特徴をみることにしたい。

表3 パプリカ輸出の現況

(単位:トン,千ドル)

	2001年		2002年		2003年		2004年		2005年6月	
	物量	金額	物量	金額	物量	金額	物量	金額	物量	金額
計(c)	12,645	34,114	13,627	31,729	15,543	44,298	17,426	49,002	10,825	32,568
日本(a)	12,600	34,030	13,580	31,625	15,487	44,182	17,310	48,704	10,788	32,476
その他(b)	45	84	47	104	56	116	116	297	37	92
a/c	99.6%	99.8%	99.7%	99.7%	99.6%	99.7%	99.3%	99.4%	99.7%	99.7%

資料:韓国農林部の資料より作成。

注:2003年までは唐辛子類も若干含まれるが、パプリカが大部分(95%)を占める。

韓国国内の気候面における諸事情もあり、日本への輸出は冬期(12～3月)に集中する傾向が強かった。2000年初頭までは、冬期になるとニュージーランド・その他の国(当時はサウジアラビア)などと競争しており、夏期(4～7月)にはオランダとの競合を繰り広げていた。しかし2003年からは、韓国の技術水準の高度化・平準化により、周年供給も可能となりつつある。結果として、図1のように、8,9,10月を除いて、流通量は他の国を大きく引き離しており、日本市場での占有率を高めている。

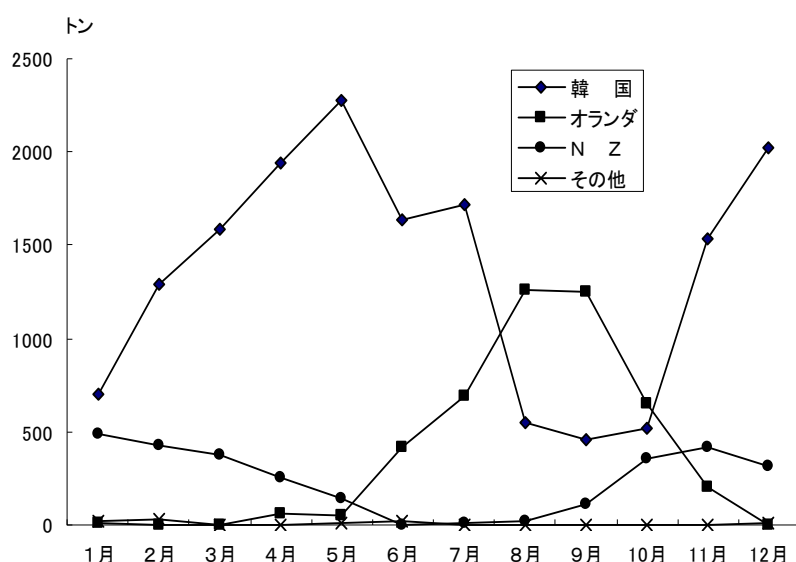


図1 輸入パプリカの月別動向(2004年度)

資料:財務省『貿易統計』。

2) 対日輸出の流通構造

近年、韓国における輸出用の果菜類生産は、主に韓国農林部が指定した104カ所の「園芸専門輸出団地」と、地方自治体(道)で指定した213カ所の輸出団地によって行われて

いる。

最近は、地方自治体による輸出団地の育成が、国のそれを凌ぐ勢いであり、従来の政府による支援から地域独自の支援に徐々に切り替わりつつある。

たとえば韓国におけるパプリカの総生産面積は、2004年時点で260haと公表されているが、国によって指定を受けた「園芸専門輸出団地」の生産面積を全部合わせても、わずか30haに満たなかった。残り230haに該当する産地は恐らく自治体から何らかの支援を受けていると思われる。いわゆる韓国農政の特徴である政府主導から地方自治体中心の農政に移りつつあることが容易に想像出来る。

国内において果菜類の生産過剰が取りざたされている中、とりわけ対日輸出用のパプリカに関する投資は今のところ低下していない。

図2はパプリカの輸出経路を整理したものであるが、まず生産段階からみると、大きく営農組合法人と一般農家に区分出来る（前者Ⅰ，後者Ⅱに区分）。

営農組合法人の特徴は、TやA営農組合法人に代表されるように、生産初期からガラス温室を完備し、高い生産力を備えている。そのうえ、近隣・遠隔の農家・営農組合を包摂しつつ集出荷施設を整えている。とくにT営農組合法人は「Z輸出団地」やN貿易会社の運営主体でもある。

N貿易会社はT営農組合法人が対日輸出の際、輸出を円滑に行うために、いくつかの法人と一緒に立ち上げた会社である。業務としては生産以外のすべてのこと、すなわち輸出に関わる物流・決済機能を担っていると理解すればよい。「Z輸出団地」もその一連の動きの中で、政府からその実績が認められ「園芸専門輸出団地」として指定を受け、制度的支援を受けるようになった。

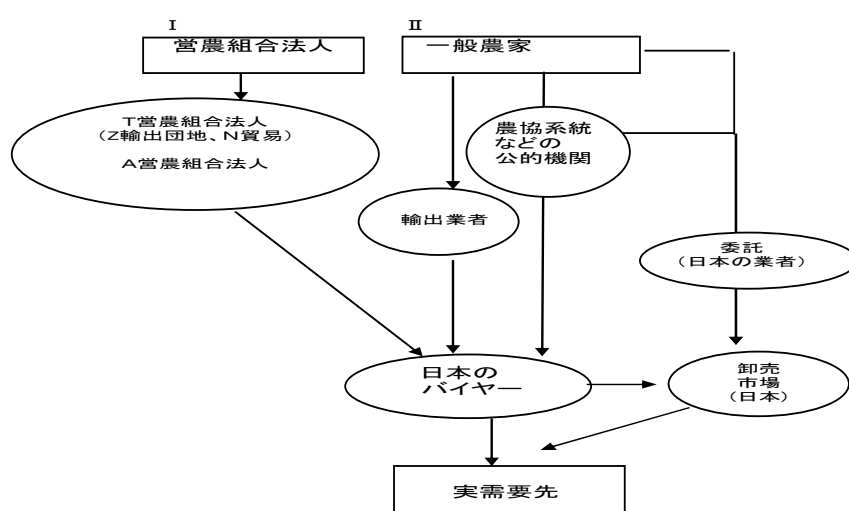


図2 韓国における対日パプリカ輸出の流通経路
資料：KREI「農産物輸出組織の診断と支援制度に関する研究」2006年p. 23を参照に筆者が添削。

A営農組合法人は、2001年まではTが主導するN貿易会社に出荷し、共同選別を行っていたが、その後、脱退し、個別に選別・輸出を行っている。

Ⅱは一般の生産者及び組織による生産方式であり、この中には法人も含まれるが、前述の2法人に比べると、生産・集出荷施設の面で大きな差異をみせており、一般農家とみな

しても大きな間違いはないと思われる。次は流通段階についてみることにしたい。

まずT（N貿易会社）やA営農組合法人のように、日本側のバイヤーが固定されており、国内の業者の介在なしに、直接、日本に輸出している経路があげられる。しかし、一般的には、輸出・輸入業者が介在している場合が普通である。現在、韓国の資料によればパプリカの輸出業者は公式的なデーターだけでも50人を超えている。

最近の動向としては、日本の卸売市場に直接上場する方法も目立つが、基本的には日本の輸入業者などが代行して上場する方式をとっている。産地の状況によっては、いくつかの経路を使い分けていることも十分考えられる。

他には、農協貿易（農協中央会の子会社）、流通公社などの公的機関を経由する場合も存在するが、それほど積極的に活用するまでには至っていない。むしろ産地の要望によって、地域農協に貿易の担当部署を作り、直接貿易業務を行っているところも見られる。

国を挙げて輸出を促進するわりには、国内の集出荷体制が整備されず、効率性も非常に悪く、産地から批判のまといになっている。政府としても、そのような現状を重く受け止め、解決策として打ち出したのが、固有輸出ブランドの推進である。現在韓国流通公社が実務担当機関となっており、今のところ輸出量が多い3品目に限定されて実施している（パプリカ、なし、きく）。

これは、輸出の効率性を図ると同時に、韓国産農産物のイメージアップを狙いとしている。パプリカに限ってみれば、大手の多国籍企業であるD社と連携し、日本市場での更なる販売の拡大を狙っている。しかし日本国内の流通をD社にすべて任せている現状からすると、現実的には固有ブランドの実現は相当な困難を伴うようである。ただし今後、日本市場における韓国産パプリカの占有率の変化やマーケティング戦略の如何によっては、大きく変化する可能性はあると思われる。

4. 「園芸専門輸出団地」の現況

次は国によって指定を受けた「園芸専門輸出団地」のうち、主要なパプリカ輸出団地の生産・輸出の状況についてみることにしたい（表4）。

表4 園芸専門輸出団地の現況

名称	指定年度	団地規模(坪)①	生産量(輸出量(トン))②	①/②(kg)	輸出金額(千ドル)	輸出経路
Z	2002	22,124	1,740	79	3,210	流通公社・ドール
A	1996	7,745	500	65	1,350	直接確保
K	1995	3,300	187	57	335	委託輸出
S	1996	7,000	210	30	-	委託輸出
D	1997	9,900	390	39	1,160	委託輸出
M	1997	7,500	228	30	300	流通公社・農協

資料：聞き取り調査より作成。

前に言及したとおり、園芸専門輸出団地から生産されるほとんどのパプリカは日本向け輸出品目である。2004年の韓国農林部の統計によればパプリカの輸出量は17,310トンであるが、そのうち、「園芸専門輸出団地」の生産量は3,255トンとなっている。全体輸出の

2 割近くを占めており、日本でのパプリカ価格の建値の役割も果たしている。

「Z 輸出団地」は T 営農組合法人が母体として立ち上げた広域輸出団地であり、前述したように、多国籍企業である D 社に直接輸出している。韓国政府の支援による固有ブランドの事業の主体でもある。

A は営農組合法人として、Z と同様に、日本側の大手の輸入業者と緊密な関係を持っており、日本での流通状況、商品評価などの情報を瞬時に掴む体制を築いている。

表 4 の坪当たり収量をみても分かるように、Z 及び A は他の産地に比べ、圧倒的な生産力の違いを見せつけている。

この二つの営農組合の後を追うのが、K である。K ではガラス温室も完備されており、上記の 2 営農組合法人に比べ、まだ坪当たり生産量は落ちるものの、独自の販売戦略を行っている。組織の中に、輸出担当部署を持ち、日本のバイヤーも固定するなど、Z や A の輸出方式に倣っている。

しかしまだ Z や A のように、日本の消費末端まで至る輸出網は確保出来ず、輸出商品のほとんどは卸売市場へ上場している。

5. 日本の輸入業者の事例—D 社での聞き取り調査—

多国籍企業の D 社は、1996 年に初めて韓国からパプリカを実験的に輸入して以来一貫して、韓国産パプリカの輸入元は、T 営農組合法人である。その後、1999 年に A 営農組合法人との契約を皮切りに、慶尚南道（以下慶南に略する）・全羅南道（以下全南と略する）の 12 営農組合法人（農家 60 戸）に拡散し、N 貿易会社の設立に至らせたのも D 社の存在があったと言われている。翌年には、共同選別・包装が可能な選果施設を完備させ、一層、日本向けの輸出に専念できる体制が整った。

その後、契約農家数は 2003 年に、慶南を中心に徐々に増加し、2004 年時点での契約法人は 34 となっている。

D 社にしてみれば、安定的に供給を確保するためには、既存の農家の規模拡大よりは、改めて契約農家を獲得することの方が容易であったと思われる。さらに、慶南の場合、地域経済の活性化を対日輸出に求めており、以前から施設野菜の産地が集中していることも、新たに契約農家を確保できた要因でもある。

その結果、2003 年契約面積は 8 万 5 千坪、出荷量は 3,700 トンとなっている。2000～01 年に日本市場における韓国産パプリカ輸入の 5 割を占めていたことを考えれば、後退していると言えるが、それでもまだ日本に輸入される韓国産パプリカの 2 割程度を取り扱っている。

2004 年時点での韓国農家との契約面積は 12 万坪（約 40ha）にも達する勢いであるが、後発産地らしく、坪当たり収量は 30kg 程度に止まっている。

次はパプリカ産地への制度的支援について若干述べたい。

6. 政策の重層的な取り組み

これまでも取り上げたT営農組合法人を例として、最近、韓国で実施されている新しい政策について述べてみる。

図3は現在、産地への政策的支援をまとめたものであるが、様々な制度が入り組んでおり、各種公的支援が非常に重層的な構造で行われていることが分かる。

まず「Z輸出団地」は、政府から輸出団地として指定を受けるのと併行して、地方自治体からも独自の支援を受けている。支援の内容については政府と地方自治体で多少重複される部分もあるが、設備投資から輸出に関わる物流費の補填まで、多岐に渡った内容について支援を受けている。

さらに、2004年には、政府から集出荷組織の支援を目的に、「共同マーケティング組織」制度が設けられた。「共同マーケティング組織」とは、韓国農林部が市場自由化の拡大と大型量販店の成長によって変化する市場に対応するために、産地流通の規模拡大・組織化を図る目的で出発した事業である。

具体的な支援内容としては、3ヵ年間に渡り、金利1%で150億ウォンの制度資金が利用出来るというものである。さらにマーケティング及び情報化費用、選果施設への支援など様々な政策支援を受けることもできるようになっている。

N貿易会社は政府の認定を受け、支援が期待できるようになった。多少政策的に重複される側面も有しているが、それくらい公的に厚い支援を受けていることだけは確かである。

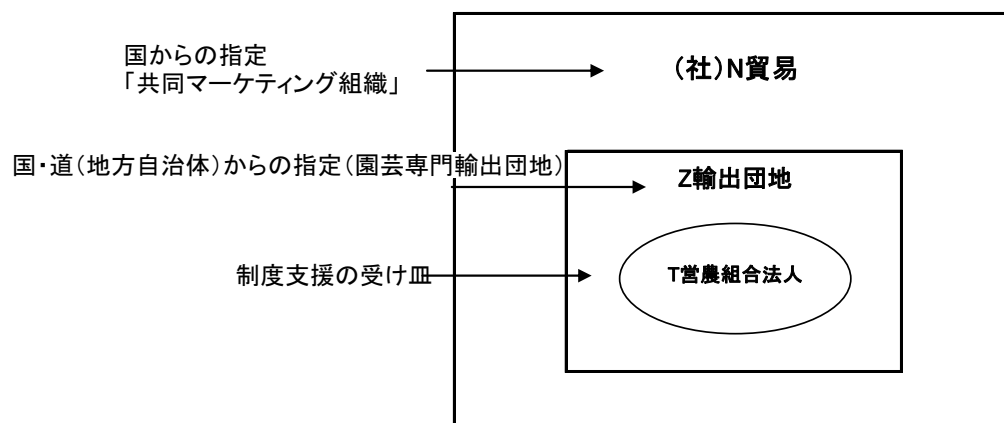


図3 制度支援の重層的構造

7. 結論

以上、簡単に韓国のパプリカ生産・流通を取巻く新しい動向についてみたが、生産に限ってみれば、順調に生産量を伸ばしていることが分かった。

最近に入って、中央政府による支援に頼らなくても、地方自治体の支援が活発となり、設備投資も順調に行われている。日本の需要によって韓国のパプリカ生産は強く規定されているものの、現時点においてなお日本の需要の増加を睨んで設備投資が続いてい

る。また一部の先進産地においては、対日輸出に頼らず、台湾、アメリカへの輸出にも力を入れるなど、輸出の多角化を図ると同時に、国内向けの供給も視野に入れて行動している。今後、このような動向を踏まえての詳細な検討が必要であり、パプリカ生産の持つ特異性が変化する可能性もないとは言えない。

しかし、最近の韓国産パプリカの残留農薬の問題から推察できるように、生産の拡大に見合うだけの産地体制の充実化にはまだ改善の余地があるように見受けられる。

日本におけるパプリカ消費は韓国産についての依存度が非常に高く、供給元も限定的であるため、今後韓国産パプリカの生産動向如何によっては、日本の消費に与える影響も大きい。今後もさらに韓国産パプリカの動向について注目する必要性があると考えられる。

【参考文献】

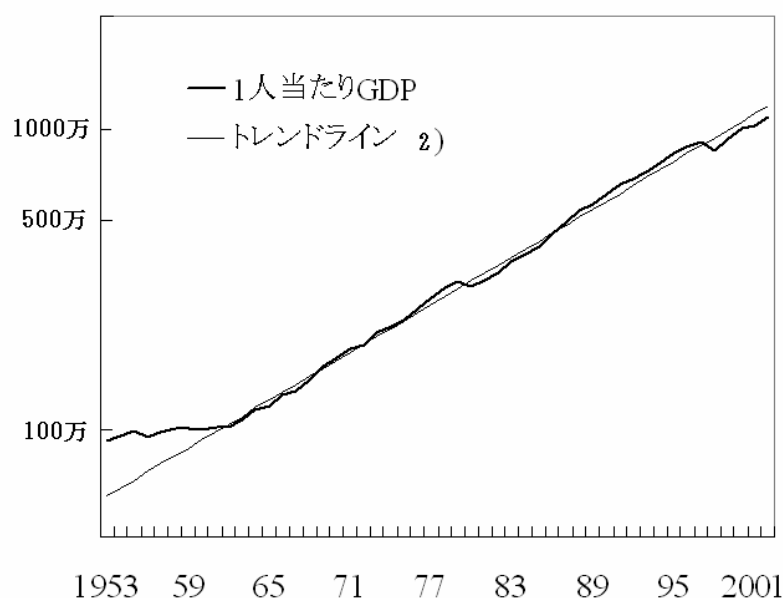
- (1) 香月敏孝・柳京熙「パプリカ生産における国内・外の生産・流通の変化」野菜情報（農畜産振興機構，2006年6月）
- (2) 韓国農村経済研究院「農業展望2000」，2000年1月
- (3) 農林水産政策研究所「韓国農業の展開と戦略」，2006年3月

第8章 韓国の製造業部門（1970～97年）における構造変化と生産性成長

—食料品、飲料品部門を中心として—

1. はじめに

韓国の1人当たりGDPを概観すると、1963年から2002年にかけて、年率6.1%に及ぶ驚異的なスピードで上昇し、2002年には1953年の約12倍となっている[第1図; 補論A]。このように韓国は、戦後において生活水準を急速にかつ持続的に上昇させることができた数少ない国のひとつである。



第1図 1人当たり実質GDP¹⁾ (1953～2002年) (韓国ウォン)
(出所) 韓国銀行(1982, 2001), 統計庁(各年度), Summers and Heston(1991)。

註: 1) 1995年価格基準韓国ウォン(対数目盛)による。

2) 補論Aを参照。

本稿の目的は、以上のような目覚ましい経済発展を遂げた韓国の成長の軌跡を、食料品・飲料品産業をはじめとした製造業部門の供給側面に注目して、数量的に解明することにある⁽¹⁾。方法論としてはソロー(Solow, 1957)の成長会計に依拠しており、製造業29部門(1970年～97年)⁽²⁾全要素生産性(Total Factor Productivity, 以下TFPと略す)の計測を行い、TFP成長が全再配分効果(Total Reallocation Effect, 以下TRE)と実質費用削減(Real Cost

Reduction, RCR) の二つに分けて、その貢献の程度を観察する。1997 年の金融危機以降、韓国の経済システムに対して、多くの批判がなされてきたが、スティグリッツ (Stiglitz, 1998: 29) も主張するように、先ほど述べた数値が、現在もなお、開発経済学の文脈で⁽³⁾ 韓国の成長パターンを研究することの重要性を示しているといえよう⁽⁴⁾。

ここで製造業に注目する意義を二点述べておくと、まず第一に、いかなる国家においても、製造業が経済発展のエンジンであり、近代的経済成長は事実上製造業を中心とした工業化であるという点である (南, 1990: 第 5 章)。第二に、製造業が他の経済活動へ与える影響の大きさである (宋, 1992: 418-419)。サービス産業で高い比率を占める卸小売りが存在するのは、主に製造業の生産物を販売するためであり、また輸送・電力・用水などのサービスも、大部分は製造業を支援するものである。このように製造業は、経済成長過程で枢要な役割を担っており、この部門の成長メカニズムの研究は、国家の経済発展を理解するのに必要不可欠なものといえる。

ところで、韓国の製造業部門に対する TFP 成長の研究は、これまで数多く行われてきたが⁽⁵⁾、産業構造の変化に着目したものがほとんど存在していない。本研究ではこの点を鑑み、構造変化に伴う生産要素の移動が TFP 成長に与える効果を分析する。また既存研究では、製造業全体の TFP 成長の計測を目的とし、各部門の TFP 成長が全体のそれにいかなる影響を与えていたのか考察されていないといえる。そこで、各部門の TFP 成長と全体との関係を視覚的に把握できるハーバーガー (Harberger, 1998) のサンライズ=サンセット (sunrise-sunset, 以下 SS と略す) ダイアグラムを用いて、製造業全体の TFP 成長の変動を観察する。さらに付加価値として、『国民勘定』(韓国銀行) の原データである製造業 30 部門の内部資料を利用して、この点も従来の研究と差別化される部分である。

本稿の構成は以下のようになっている。まず次節で分析方法を詳細に説明し、第 3 節においてデータの出所と加工方法を述べる。次いで、このデータをもとに、第 4 節で実証分析を行い、労働生産性の成長率の変動要因を検討する。最後の第 5 節で得られた結果を総括する。

2. 分析方法

(1) 成長会計

本研究では、製造業の発展過程を観察するために、技術進歩の計測を目的として Solow (1957) によって先鞭をつけられた成長会計を利用する。そこで最初に、この成長会計の説明を行っておこう⁽⁶⁾。

次のような技術進歩がヒックス中立的である一次同次生産関数、

$$Y_t = A_t F(K_t, H_t) \quad (1)$$

を想定する。(1) 式で、 $F(\cdot)$ は投入要素に関し限界生産力逓減性をもつと仮定し、 Y_t : 要素費用で評価された実質付加価値額 ($\equiv$ 要素所得 + 固定資本減耗), K_t : 物的資本ストック, A_t : 技術水準を表す変数 (TFP) とする。また $H_t (\equiv h_t L_t)$ は技能 (skill) を調整した労働投

入量であり、労働の質を表す指数 (h_t) と通常の労働投入量 (L_t) の積で定義される。添え字 i は製造業内の部門を、 i が無い変数は全製造業を示すものとし、添え字 t は期間を表す。

(1) 式両辺の対数を取り、時間で微分すると、

$$d\ln Y_t/dt = d\ln A_t/dt + [\partial Y_t/\partial K_t][K_t/Y_t][d\ln K_t/dt] + [\partial Y_t/\partial H_t][H_t/Y_t][d\ln H_t/dt] \quad (2)$$

となる。ここで言うまでもなく、 $d\ln Y_t/dt$ は $[dY_t/dt]/Y_t$ 、つまり Y_t の成長率である。

次に資本のレンタル価格を r_t 、賃金率を w_t とし、要素市場の完全競争を仮定すると、それぞれの要素価格は限界生産性に等しくなるので、 $\partial Y_t/\partial K_t = r_t$ 、 $\partial Y_t/\partial H_t = w_t$ が成立する。故に (2) 式より、

$$d\ln Y_t/dt = d\ln A_t/dt + S_t^K[d\ln K_t/dt] + S_t^H[d\ln H_t/dt] \quad (3)$$

を得る。但し (3) 式で、 $S_t^K (= r_t K_t/Y_t)$ は資本分配率、 $S_t^H (= w_t H_t/Y_t)$ は労働分配率を表しており、生産関数が一次同次であることにより、 $S_t^K + S_t^H = 1$ となる。したがって付加価値、資本ストック、労働投入量、さらに労働分配率に関するデータが存在する時、TFP 成長、あるいは Solow 残差を、(3) 式から導出される

$$d\ln A_t/dt = d\ln Y_t/dt - \{[1 - S_t^H][d\ln K_t/dt] + S_t^H[d\ln H_t/dt]\} \quad (4)$$

によって求められる。通常の場合、入手可能なデータは離散型であるので、TFP 成長は、 $\ln Y_t - \ln Y_{t-1} - \{[1/2][(1 - S_t^H) + (1 - S_{t-1}^H)][\ln K_t - \ln K_{t-1}] + [1/2][S_t^H + S_{t-1}^H][\ln H_t - \ln H_{t-1}]\}$ によって算出する⁽⁷⁾

経済成長の指標としては、付加価値成長率よりも、労働生産性 ($y_t \equiv Y_t/L_t$) の伸び率が重要であるので、(3) 式両辺から $d\ln L_t/dt$ をひいて、次式のように表現し直しておく。

$$d\ln y_t/dt = S_t^K[d\ln k_t/dt] + S_t^H[d\ln h_t/dt] + d\ln A_t/dt \quad (5)$$

(5) 式から分かるように、労働生産性の成長率は、労働装備率 ($k_t \equiv K_t/L_t$) の成長、労働の質 ($h_t \equiv H_t/L_t$) の上昇、そして TFP 成長によって説明される。

以上が通常よく利用される標準的な成長会計である。本稿では、これまで述べきったモデルに基本的に依拠するが、TFP 成長をいくつかの要因に分解して分析を行うために、以下のような変形を加える。

(2) 構造変化

ここでは、大川 (1974, 第4章)、シルキン (Syrquin, 1984) の方法論に従って、成長会計を利用した構造変化の分析方法を説明する。今、全製造業と i 部門の変数間には、 $d\ln Y_t/dt = \sum_i [d\ln Y_{it}/dt][Y_{it}/Y_t]$ 、 $S_t^H = \sum_i S_{it}^H[Y_{it}/Y_t]$ の関係が成立している。さらに (4) 式は i 部門の諸変数に関しても、同様に成り立っているので、全製造業の TFP 成長は、

$$d\ln A_t/dt = \sum_i [Y_{it}/Y_t][d\ln A_{it}/dt] + \sum_i [1 - S_{it}^H][Y_{it}/Y_t][d\ln K_{it}/dt - d\ln K_t/dt] + \sum_i S_{it}^H[Y_{it}/Y_t][d\ln H_{it}/dt - d\ln H_t/dt] \quad (6)$$

で求めることができる⁽⁸⁾。

(6) 式右辺の第1項は、付加価値比率をウェイトとして各部門の TFP 成長を合計したものであり、第2・3項は、各部門と全体の投入要素増加率の格差がマクロの TFP 成長に与

える影響をみたものである。

この第 2・3 項は、全再配分効果 (Total Reallocation Effect, 以下 TRE と略す) と呼ばれ、

$$\begin{aligned} TRE_t &= [1/Y_t] \sum_i [r_{it} - r_t] [dK_{it}/dt] + [1/Y_t] \sum_i [w_{it} - w_t] [dH_{it}/dt] \\ &= RE(K_t) + RE(H_t) \end{aligned} \quad (7)$$

と表現できる⁽⁹⁾。

したがって、製造業の平均値より要素価格が大きな部門 ($r_{it} - r_t > 0$, $w_{it} - w_t > 0$) への生産要素の移動はマクロの TFP 成長にプラスの、そして $r_{it} - r_t < 0$, $w_{it} - w_t < 0$ となる部門への要素移動はマイナスの影響を及ぼす。

また TRE は、長期的に各要素市場での価格がすべて等しくなるとゼロとなるので、マクロの不均衡を示す項とみなすこともできる。それ故 TRE を構成する RE (K) と RE (H) は、それぞれ資本市場、労働市場の不均衡に基づく再配分効果を表している。

(3) サンライズ=サンセット (SS) ダイアグラム

各部門の TFP 成長が製造業全体のそれとどのように関連しているのかをみるために、ハーバーガー (Harberger, 1998) は SS ダイアグラムを提案している。このダイアグラムは、TFP 成長を実質費用削減 (Real Cost Reduction, 以下 RCR と略す) という観点で表現し、それを描いたものであり、以下の手順で導出される。

(3) 式が i 部門についても同様に成立することに注意すると、 $dY_{it}/dt = Y_{it}[d\ln Y_{it}/dt]$ より、

$$\begin{aligned} dY_{it}/dt &= Y_{it}[d\ln A_{it}/dt] + r_{it}[dK_{it}/dt] + w_{it}[dH_{it}/dt] \\ &= RCR_{it} + r_{it}[dK_{it}/dt] + w_{it}[dH_{it}/dt] \end{aligned} \quad (8)$$

となる。すなわち付加価値の増分は、TFP 成長に付加価値をかけたもの (右辺第 1 項) と追加的な要素投入に対する費用 (右辺第 2・3 項) からなっている。別の角度からみると、付加価値を増加させるために、技術進歩がない場合に必要となる要素費用のうち、TFP が増大することで削減が可能となる部分が、 $Y_{it}[d\ln A_{it}/dt]$ である。ハーバーガー (Harberger, 1998) は、これを実質費用削減 (RCR) と呼んでいる。

(7) 式に注意すると、(6) 式から、

$$d\ln A_t/dt = [1/Y_t] \sum_i RCR_{it} + TRE_t \quad (9)$$

を得るので、マクロの TFP 成長と、各部門の RCR, TRE の関係が理解できよう。ここで、マクロの RCR を、

$$RCR_t \equiv \sum_i RCR_{it} \quad (10)$$

と定義すると、要素市場間に摩擦がない場合には、 $TRE_t = 0$ が成立するため、 $Y_t[d\ln A_t/dt] = RCR_t$ となる。しかし要素市場間の不均衡が存在する時には、必ずしもこの関係は維持されない。

SS ダイアグラムは、(10) 式をもとに、各部門の RCR を描いたものであり、第 2 図 - (a) のようになる。図の点 A, B, C, D は、各産業部門 ($i = A, B, C, D$) に対応しており、TFP 成長の高い順に並んでいる。各点の横軸の値は各産業の付加価値 (Y_{it}) の累積値、縦軸の値は各産業の RCR を累積したものであり、A (Y_{At} , RCR_{At}), B ($Y_{At} + Y_{Bt}$, $RCR_{At} + RCR_{Bt}$),

C ($Y_{At} + Y_{Bt} + Y_{Ct}$, $RCR_{At} + RCR_{Bt} + RCR_{Ct}$), D (Y_t , RCR_t)となる。実際のダイアグラム上では、各点の値を Y_t で除して、D 点が $(1, RCR_t/Y_t)$ となるように、基準化している。

またダイアグラムでは、A を通る水平線と B を通る垂直線の交点を F とすると、 $AF = Y_{Bt}$, $BF = RCR_{Bt} = Y_{Bt} \times [B \text{ 部門の TFP 成長}]$ となるので、AF と AB とで作られる角 BAF (第2図 - (a) の矢印で示された角) のタンジェントは、 BF/AF 、つまり B 部門の TFP 成長である。このように、各点で水平線と SS 曲線がなす角度は、次に来る産業の TFP 成長となる。さらに図の左側の垂直線 (EE') は、水平線(D'D)と SS 曲線との交点 E を通過するように描いてあり、OE'の値は RCR_t/Y_t を実現させる産業部門の付加価値比率を表している。一方右側の垂直線 (CC') は、SS 曲線の最大値(OC'')を通過しており、OC'は RCR がプラスであった部門の、そして $1-OC'$ はマイナスの RCR を経験した部門の付加価値比率を示している。

最後に、これまで展開してきた議論をまとめておくと、(5)式の労働生産性成長は、

$$d\ln y_t/dt = S_t^K [d\ln k_t/dt] + S_t^H [d\ln h_t/dt] + TRE_t + RCR_t/Y_t \quad (11)$$

と表現し直せる。したがって労働生産性の成長率は、(物的) 資本の深化、労働の質の上昇、TRE, RCR で決定される。

3. データの出所と加工方法

本稿の分析対象期間は 1970～97 年であり⁽¹⁰⁾、また産業部門は 29 としている [第1表]。では各変数の加工方法とその出所を説明していこう。

第1表 29 産業分類

1 食料品	16 プラスチック
2 飲料品	17 ガラス
3 煙草	18 陶器磁器
4 繊維	19 その他非金属鉱物（セメント含む）
5 衣服	20 鉄鋼
6 毛皮・皮革	21 非鉄金属
7 靴	22 金属製品
8 木製品	23 一般機械
9 紙類	24 電気電子機器
10 印刷	25 精密機器
11 石油石炭	26 自動車
12 産業用化合物	27 その他輸送機械（造船含む）
13 医薬品・化粧品	28 家具
14 その他化学製品	29 その他製造業
15 ゴム	

(出所) 筆者作成。

(1) 付加価値

付加価値としては、『国民勘定』(韓国銀行)に関する内部データを用いる(付表2のA, B)。この内部データは、1970～97年の1990年実質価格系列と、名目価格系列の二つが存在し、30部門に分類されている。分類は1990年の『産業連関表』(韓国銀行)を基準としたものであり、その対応関係は付表1に示されている。本稿での分類は、基本的に内部データのそれにしたがうが、内部データの「一般産業用機械」と「特殊産業用機械」に対しては、1980年以前の『産業連関表』データとの整合性を保つため、統合して同一の部門としている。

(2) 物的資本

物的資本は、『国富統計調査報告 1968, 77, 87, 97』(統計庁)と『国民勘定』を利用して推計した純資本ストック(1970～97年)である(付表2のC)。計測方法は、Pyo(1998)に依拠し、恒久棚卸法を応用した多項式基準年度接続法であり、以下の手順で行われる。まず『国富統計調査報告』と1968～97年の総固定資本形成データを用いて、減価償却率を計算する。それによって得られた推計値は、1968～77年: 2.6%, 77～87年: 6.5%, 87～97年: 5.0%であり、この値と総固定資本形成データをもとに、各年の資本ストックを逐次計算した。次に、以上のデータを、『国富統計調査報告』と『鉱工業統計調査報告書 1968, 78, 87, 97』(統計庁)⁽¹¹⁾にある有形固定資産の構成比の分類を用いて29部門に分割している⁽¹²⁾。

(3) 労働投入量

労働投入量は就業者数と労働時間の積で定義される。まず『鉱工業統計調査報告書』の平均従業員数を利用して、29部門に分割した平均従業員数の全従業員数に対する比率を計算した。次にそれを『経済活動人口年報』(統計庁)の製造業就業者数にかけることによって、各部門の就業者数を算出した。年間労働時間については、『毎月労働統計調査』(労働部)の月間総労働時間数を年間基準に換算して求めた。以上の就業者数と労働時間の積によって労働投入量を得た(付表2のD)。

(4) 労働の質

コリンズとボスワース(Collins and Bosworth, 1996)にあるように、労働投入はその質が変化することも考慮する必要がある。そこで異なる学歴年数に属する労働者の相対賃金を比重として、労働の質を表す指数: h_i を作成した(付表2のE)。学歴区分(j)は、中学校卒業以下、高校卒業、専門学校卒業、大学卒業以上とし、またデータの制約から、製造業全体の指数を計算しこれを各部門に適用した。

指数作成には、『賃金構造基本統計調査報告書』(労働部)を用いるが、一貫性を維持した時系列データを得るため、次のような加工を行っている。まず1971～73年では専門学校卒と大卒以上が区別されていないので、74年の専門学校卒と大卒以上の比率をもとに分割した。学歴別労働者数の存在しない1976年については、75年と77年の平均値を利用した。

さらに 1970～79 年で、初等学校卒業以下と中学校卒業の合計を中卒以下とした。

また『賃金構造基本統計調査報告書』の学歴別賃金は、性別や経験年数が一定でないの
で、この点を修正するため、次のようなミンサー (Mincer, 1974) による賃金方程式を推計
した。

$$\begin{aligned} \ln W_{jt} = & 10.4 + 0.293N_{jt} - 0.0177N_{jt}^2 + 0.0897SCL_{jt} + \\ & (125) \quad (6.26) \quad (-4.25) \quad (22.0) \\ & + 0.176MALE_{jt} + 0.0430t - 0.00041t^2 \quad (12) \\ & (3.73) \quad (7.56) \quad (-1.99) \end{aligned}$$

標本数 = 208 $R^2 = 0.92$ ()内は t 値。

ここで W_{jt} : 実質月給与額, N_{jt} : 経歴年数の代替変数である勤続年数, SCL_{jt} : 学歴年数 (j
= 中卒以下: 9, 高卒: 12, 専門学校卒: 14, 大卒以上: 16), $MALE_{jt}$: 性別ダミー (男子: 1,
女子: 0), t : タイムトレンド ($\equiv$ 年度 - 1974) である。回帰で用いたデータは、補間法等
の加工を加えていないものであり、1974, 75, 77～2000 年の値である。(12) 式の学歴年数
に対する係数から分かるように、学歴年数が 1 年増すと、月給与額が約 9%増加する
($\partial \ln W_{jt} / \partial SCL_{jt} = 0.0897$)。故に、学歴別の賃金指数: IDX_j は、 $IDX_{\text{中卒以下}}$ を 100 として、 $IDX_{\text{高卒}} = 129$, $IDX_{\text{専門学校卒}} = 154$, $IDX_{\text{大卒以上}} = 182$ となる。各期の h_t は、 IDX_j がすべての期
間で等しいと仮定すると、学歴別労働者比率: L_{jt}/L_t を利用して、 $h_t = \sum_j IDX_j [L_{jt}/L_t]$ で求める
ことができる。なお h_t は 1971 年を 100 として基準化しており、値の得られない 70 年も同
様に 100 と仮定した。

(5) 分配率の計算

労働分配率は付加価値に対する労働所得の比率として計算することができる。労働所得
については、『国民勘定』と『産業連関表』を利用した⁽¹³⁾。次に付加価値である。ここで
労働分配率が生産者の立場から定義されるので、付加価値には純間接税 (間接税 - 補助金)
が含まれないことに注意する必要がある。この付加価値と先ほど得られた労働所得を利用
して、各部門の労働分配率を計算した (付表 2 の F)。また資本分配率は、1 - 労働分配率
で求めた。

4. 分析結果

(1) 成長会計

では前節で説明した方法論とデータをもとに、実証分析を行っていかう⁽¹⁴⁾。なお以下で
は、便宜上、分析対象期間 (1970～97 年) を、1970～75 年, 75～79 年, 79～85 年, 85～
90 年, 90～97 年の 5 つに区分している⁽¹⁵⁾。

はじめに労働生産性の推移を確認しておこう。第 2 表から読みとれるように、労働生産
性は、1970 年以降、年率 8%弱の高い水準で成長しており、1990～97 年には、9%を越える
全期間での最高値となっている。ではこのような高い労働生産性の成長が、どのような要
因によってもたらされていたのであろうか？

第2表 各変数¹⁾の成長率と寄与度²⁾

(%)

期間	各期間の年平均成長率				各期間の年平均寄与度			
	y	k	h	TFP	y	k	h	TFP
1970～97年	7.62	9.49	0.64	2.56	100	62.05	4.35	33.60
1970～75年	7.88	6.52	0.02	4.18	100	46.89	0.07	53.04
1975～79年	7.25	12.25	0.31	0.86	100	85.97	2.16	11.87
1979～85年	6.17	5.50	0.70	3.16	100	42.76	5.98	51.26
1985～90年	7.34	10.48	1.17	1.75	100	67.91	8.23	23.86
1990～97年	9.07	12.75	0.85	2.43	100	68.37	4.82	26.81

(出所) 筆者作成。

註：1) y: 労働生産性, k: 資本装備率, h: 労働の質を表す指数。

2) 寄与度は, TFP 成長/y の成長率, あるいは $(k, h \text{ の成長率} \times \text{分配率}) \div (y \text{ の成長率})$ で計算。

まず資本装備率をみると、全期間で6割強の貢献であり、1975～79年には、重化学工業化政策による物的資本の深化の影響で、80%を越えている。1985～90年も、資本装備率上昇の貢献が大きかったといえるが、大卒男子の就業者比率の増加により、労働の質の成長が高い寄与度を示しているのは注目に値する。

一方 TFP 成長の寄与については、全期間では3割強となっており、期間別では、1970年代前半と80年代前半で5割以上、80年代後半以降に関しても、25%前後となっている。それ故 TFP 成長は、資本装備率の上昇同様に、労働生産性の増加に対する重要な説明変数であったといえる。そこで次に、(9)式に従って、 TFP 成長を二つの要素に分けて観察していこう。

(2) 構造変化

本節では、(7)式に依拠して、構造変化が TFP 成長に与える影響を観察する⁽¹⁶⁾。第3表の TRE (全再配分効果) を見ると、1970～75年に唯一マイナスとなっており、また1980年代前半を除いて上昇傾向にあることがわかる。各要素については、資本に比較して労働の影響が大きく、1990年代の $RE(H)$ はかなり高い値である。このように韓国では、労働が、高い実質賃金率(限界生産性)に敏感に反応して移動し、効率的な資源配分を実現していたといえる。

各期間について考察を進めると(付表3, 4参照)、まず1970～75年については、「1.食料品」の要素再配分効果は比較的大きな値であったが、この時期の政府主導の重化学工業育成政策のもとで、限界生産性が低い「20.鉄鋼」や「27.その他輸送機械」に投資がなされたことを反映して、 TRE がマイナスとなっている⁽¹⁷⁾。続く1975～79年には、前期間から引き続いて重化学工業部門に対する過剰投資が行われていたが、限界生産性の高い「1.食料品」、「2.飲料品」部門、あるいは活発に輸出を行う軽工業部門への投資が効率性改善に

寄与したことや、資本投資で労働の限界生産性が上昇した「26.自動車」部門に労働者が流入し RE(H)が上昇したことなどにより、全期間で最も高い TRE を記録している。

1980 年代前半には、政府の安定化政策の一環として、特定部門への政策金融の比率が下げられ、強力に投資調整が行われたため、重化学工業部門での非効率な投資の影響が縮小

第 3 表 生産要素の再配分効果¹⁾ (%)

期間	TRE	RE (K)	RE (H)	RCR/Y
1970～97年	0.21 (8.38)	-0.01 (-0.48)	0.23 (8.86)	2.35 (91.62)
1970～75年	-0.13 (-3.01)	-0.05 (-1.17)	-0.08 (-1.85)	4.31 (103.01)
1975～79年	0.42 (49.07)	0.12 (13.68)	0.30 (35.39)	0.44 (50.93)
1979～85年	0.13 (4.07)	0.10 (3.15)	0.03 (0.92)	3.03 (95.93)
1985～90年	0.21 (12.24)	-0.06 (-3.33)	0.27 (15.57)	1.54 (87.76)
1990～97年	0.41 (16.95)	-0.12 (-5.09)	0.54 (22.04)	2.02 (83.05)

(出所) 筆者作成。

註：1) 各期間の年平均値。()内は、TFP 成長への寄与度。

したこと、また労働の限界生産性の高い「1.食料品」部門への労働投入が増えたことなどに起因して、前期と同様にプラスの TRE が維持されている。1985 年以降は、斜陽化が著しい「4.繊維」、「5.衣服」、「6.毛皮・皮革」等の限界生産性が低い軽工業部門で労働の投入が減少する一方で、それに代わって限界生産性の高い「26.自動車」等で労働が増加し、市場機構が円滑に機能することで製造業全体として資源配分の改善がもたらされた。これに起因して、RE(H)が高まっている。しかしながらこの時期には、資本の資源配分効果が再びマイナスとなっており、結局 1985 年以降の効率的な労働の再配分は、ネットで見ても、あまり大きな影響を与えることはなかった。なお 1985 年以降の「1.食料品」や「2.飲料品」部門の TRE への影響は極めて小さいものであった。

如上の結果から分かるように、TRE は一部の年度を除いてすべての期間でプラスであるが、その絶対値は非常に小さく 1%にも満たない水準である。また TFP 成長に対する寄与度についても、例外的な 1970 年代後半を措いて、あまり高い値ではなかった。さらに労働の質の成長と比較しても（第 2 表）、1970 年代後半以外は低い値であった。したがって韓国製造業では、日本と同様に、TFP 成長の説明要因として、TRE はあまり重要なものではなく（渡部, 1970: 第 IV 章）、RCR が主要な位置を占めていたといえる。

(3) サンライズ=サンセット (SS) ダイアグラム

本節では SS ダイアグラムを利用して、各期間の RCR の変動を観察していこう。第 2 図の SS ダイアグラムをみると、1970～75 年、1979～85 年では、TFP 成長がマイナスである部門の影響が小さかったため、RCR/Y ((11)式右辺の第 4 項。RCR を付加価値で除した値) が大きくなっている。このダイアグラムは、ハーバーガー (Harberger, 1998: 6) の用語に従うと、大きな RCR/Y に小さなオーバーシュートであったと表現できる⁽¹⁸⁾。一方 1975～79 年、1990～97 年には、各部門の RCR が分散していたため、大きくオーバーシュートしており、RCR/Y が小さくなっている。1985～90 年は、付加価値比率が各部門の RCR の符号に従ってほぼ二極分化しており、正負の相殺効果で最終的な RCR/Y が 1.5%となっている。これは、中位の RCR/Y に、中位のオーバーシュートであったといえる。

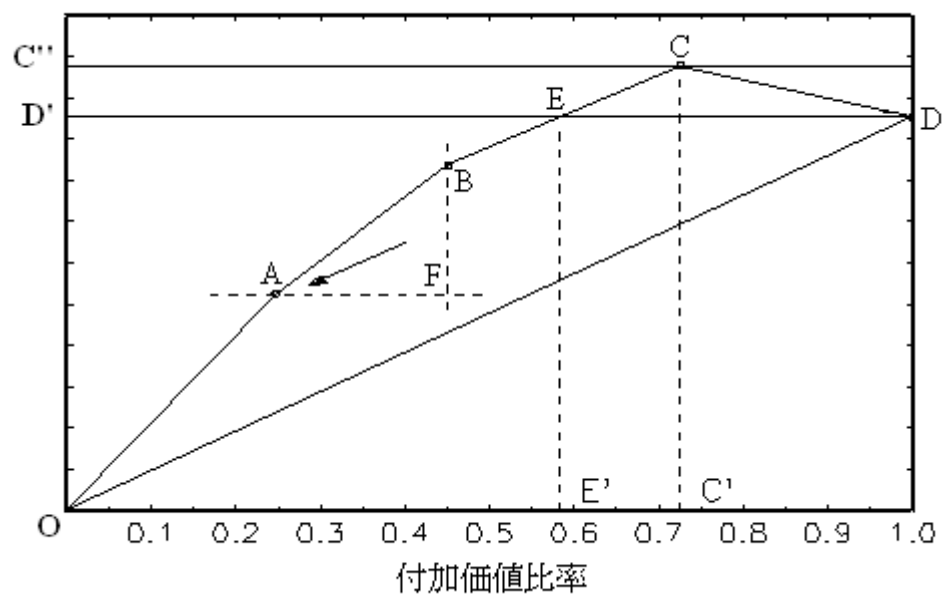
次に各部門の RCR の変動をみていこう。各部門の RCR に対しては、資本蓄積の私的収益を通じた貢献を除く様々な要素が影響すると考えられるが、ここでは、RCR の大きさが資本財の輸入あるいは技術導入に依存すると仮定して⁽¹⁹⁾、その決定要因について仮説的な解釈を試みたい。

まず全期間中で最も高い RCR/Y を記録した 1970～1975 年をみると (第 2 図 - (b)), 各部門の RCR は、「4.繊維」「12.産業用化合物」「19.その他非金属鉱物 (セメント含む)」の順に大きい。「4.繊維」に関しては、老朽織機の施設取替事業に伴って、新鋭の輸入設備が大量に設置されたこと (韓国産業銀行, 1976: I, 233), また「12.産業用化合物」については、1972 年から蔚山石油化学コンビナートが稼働して、1960 年代の化学肥料産業に代わり石油化学産業が本格的に始まったことを反映していると推察される。「19.その他非金属鉱物 (セメント含む)」は、雙龍洋灰や高麗セメント工業で、当時の最新の焼成設備である SP キルン⁽²⁰⁾が導入されたことが大きい (韓国産業銀行, 1976: I, 474-475)。

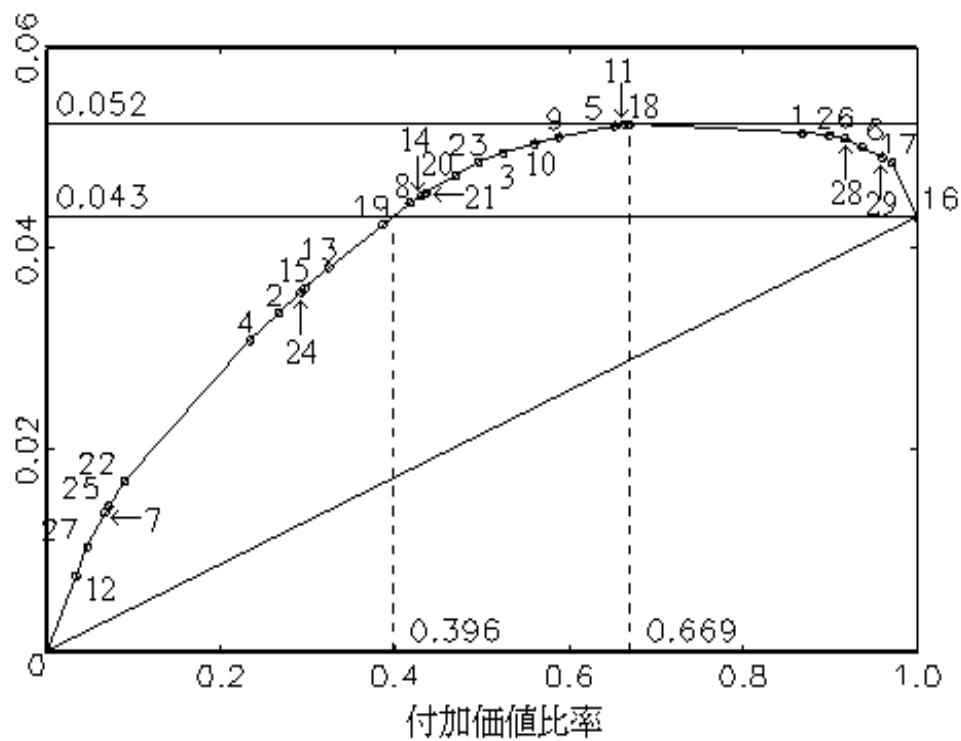
この時期の「1.食料品」と「2.飲料品」に関しては、「2.飲料品」の RCR が 6 番目に位置しており効率化の向上に寄与したといえる。一方「1.食料品」の RCR は、マイナスで 26 番目であり、RCR/Y に悪影響を及ぼしていた。

1975～1979 年には (第 2 図 - (c)), 「27.その他輸送機械 (造船含む)」、「5.衣服」、「2.飲料品」、「1.食料品」をはじめとする RCR がマイナスの部門の影響で RCR/Y が全期間中で最も小さい。しかし一方でこの期間では、前期から引き続いて石油化学部門で新技術の導入を進めた「12.産業用化合物」、1969 年に電子工業振興法が制定・公布されたのを受け、家電・電子部品分野で、海外から積極的に技術輸入を図った「24.電気電子機器」、さらに「22.金属製品」等の部門で高い RCR を得ている。

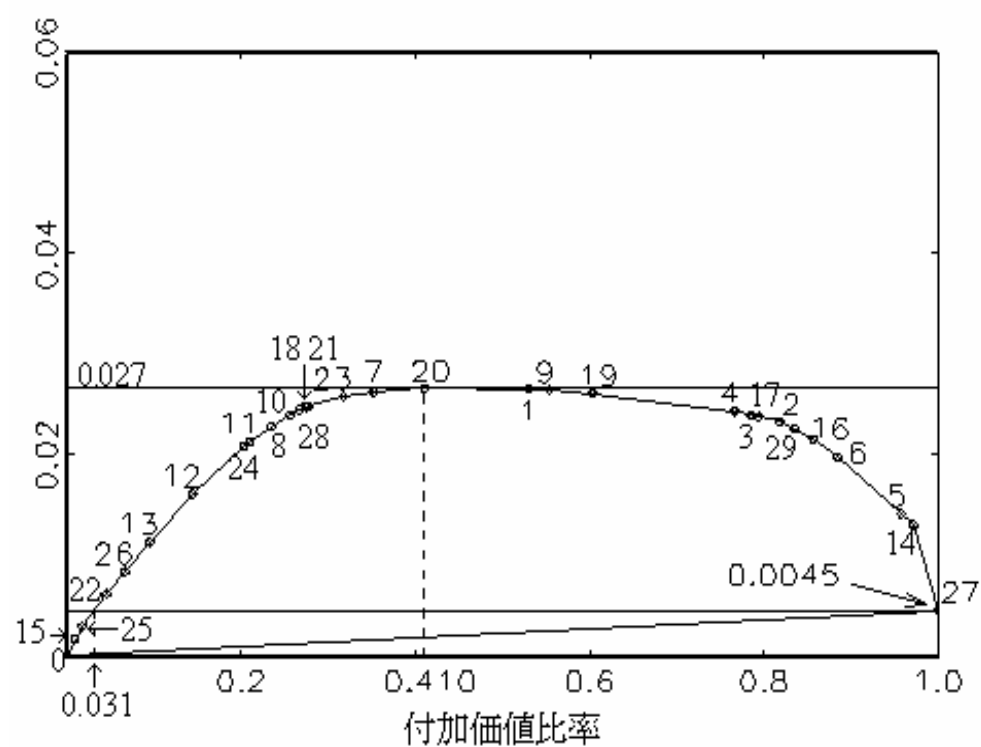
1979～85 年では (第 2 図 - (d)), 「20.鉄鋼」、「4.繊維」、「27.その他輸送機械 (造船含む)」等の RCR が大きく、「5.衣服」、「7.靴」、「19.その他非金属鉱物 (セメント含む)」、「1.食料品」、「2.飲料品」等がマイナスの RCR であった。第一位の「20.鉄鋼」は、1970 年代はあまり大きな値ではなかったが、81 年に浦港製鉄第 4 期設備が総合竣工し、83 年に第 4 期 2 次拡張工事が行われ、製鋼時間が短く生産性の高い LD 転炉の設置が進み、RCR が向上したと推測される (韓国産業銀行, 1984: 上, 185-186)。続く「4.繊維」については、生産性向



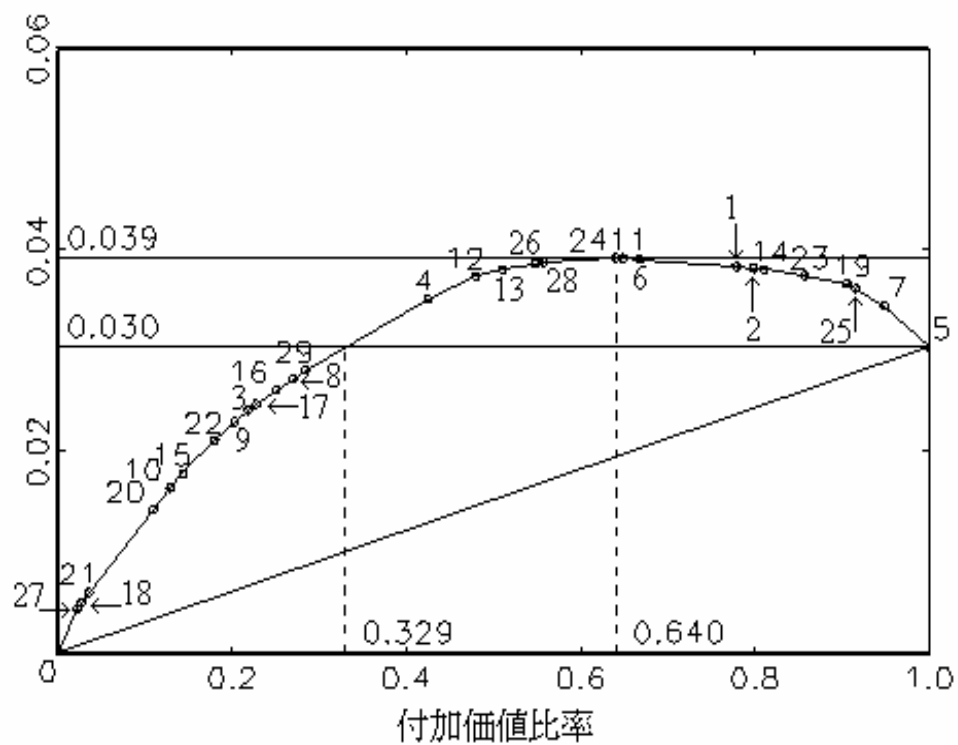
(a) 例



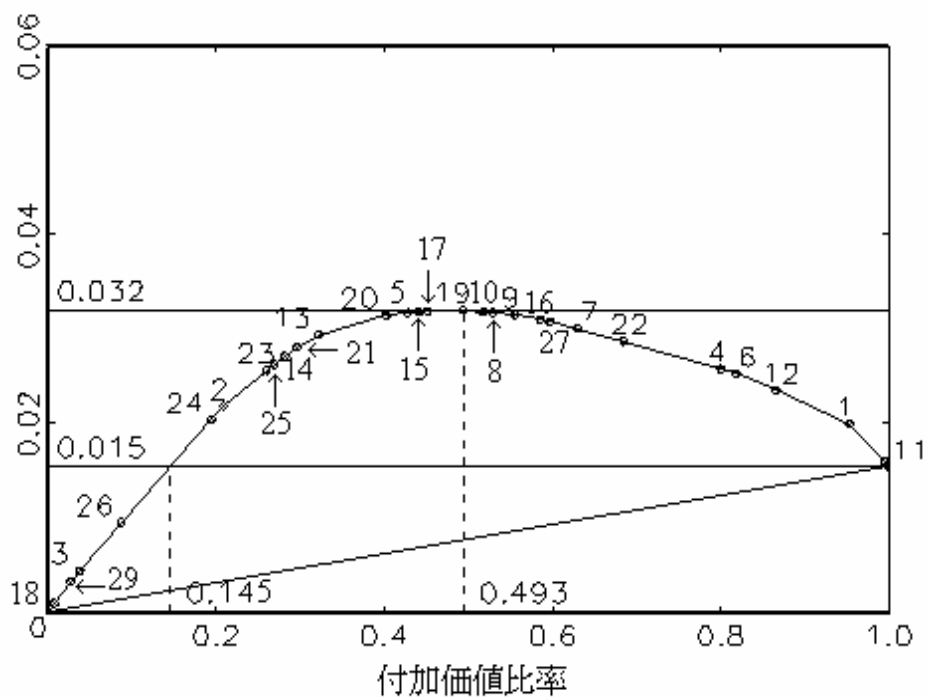
(b) 1970~75 年



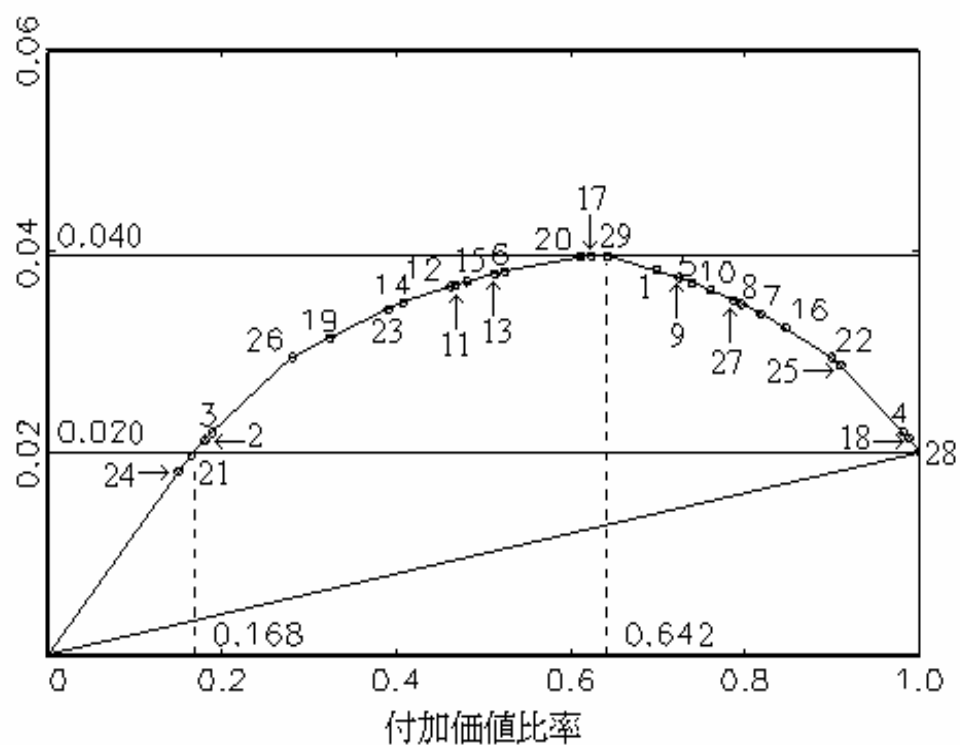
(c) 1975~79 年



(d) 1979~85 年



(e) 1985~90 年



(f) 1990~97 年

第2図 サンライズ=サンセット (SS) ダイアグラム¹⁾²⁾

(出所) 筆者作成。

註：1) 縦軸は実質費用削減 (RCR) の累積値を付加価値で除した値。

2) 図中では、第1表の番号に従って各産業部門を表記している。

上と繊維製品高級化のために、積極的に海外から繊維機械を輸入していたことによる（韓国産業銀行, 1984: 下, 70）。とりわけ綿布の生産で、シャトル織機から⁽²¹⁾、作業性を大きく改善したシャトルレス織機への代替が進んだ（韓国産業銀行, 1987: 下, 23-24）。「27.その他輸送機械（造船含む）」では、1981年の大宇造船工業の竣工により、新技術を体化した海外からの資本財導入がTFPの向上をもたらしたといえる。

1985～90年の各部門のRCRをみると（第2図 - (e)）、「24.電気電子機器」、「26.自動車」、「23.一般機械」、「2.飲料品」等が上位に、「27.その他輸送機械（造船含む）」、「1.食料品」、「4.繊維」が下位にある。「24.電気電子機器」の高いRCRは、1980年代中盤に4MDRAMが開発・生産されたことを反映していると思われる⁽²²⁾。また「26.自動車」については、1987年に起亜自動車が自動車生産を再開し、さらに現代・大宇自動車の中・小型バス、トラックの生産を開始したため、量産体制を確立すべく工場建設が相次ぎ、先進技術の導入が活発に行われたことに起因する（韓国産業銀行, 1990: 上, 456-457）。「23.一般機械」では、1984年に海外技術導入が審議認可制から申告制になり、高級技術が活発に輸入され、また85年以降、研究費や研究員数の絶対規模が大きく増加したことなどにより、RCRが高かったと考えられる。このような1980年代後半のRCRの推移は、1990～97年にも観察され（第2図 - (f)）、上位3位までは前期と同じ部門であった。なお「2.食料品」のRCRは第6位であったが、「1.食料品」のそれは第26位となっており、製造業部門のなかで、「1.食料品」の技術進歩率は非常に低いものであったといえる。

（4）リーディングセクター

前小節での計測結果を踏まえ、1970年以降の各期間におけるリーディングセクターを定義すると⁽²³⁾、1970～75年は「4.繊維」、「12.産業用化合物」、「19.その他非金属鉱物」、1975～79年は「12.産業用化合物」、「24.電気電子機器」、「22.金属製品」、1979～85年は「20.鉄鋼」、「4.繊維」、「27.その他輸送機械」、1985～90、90～97年は「24.電気電子機器」、「26.自動車」、「23.一般機械」となる。したがって1980年後半までは「12.産業用化合物」が唯一連続的にあらわれたことを除いて、韓国製造業のリーディングセクターは早い速度で変化しており、このような構造変化は、ハーバーガー（Harberger, 1998）が指摘する「キノコ」過程と表現できる⁽²⁴⁾。

また以上で観察された事実は、新しい財の持続的な出現が高度成長に導くルーカス（Lucas, 2002: 84-87）モデル⁽²⁵⁾の妥当性を示唆するものといえる。製造業部門内で新たなリーディングセクターが次々とあらわれ、労働者が新しい財の生産を始めることでRCR/Y、ひいては全体TFP成長の低下を防いでいたと考えられる。

次にこのようなリーディングセクターの推移を資本集約度（以下、K/L）と関連してみてみると、1980年の前半までは、「4.繊維」、そして第4表の1970～85年のK/Lから分かるように、普通重化学工業に分類されるが、「4.繊維」よりも労働集約的な「24.電気電子機器」・「22.金属製品」、さらに中位のK/Lである「27.その他輸送機械（造船含む）」が技術移転を活発にしかも成功裏に進めた部門であった⁽²⁶⁾。これらの部門での高い技術進歩率は、低賃

第4表 資本集約度

産業部門	1970～85年		1985～97年		産業部門	1970～85年		1985～97年	
	K/L 1)	順位	K/L 1)	順位		K/L 1)	順位	K/L 1)	順位
1 食料品	71	14	62	16	16 プラスチック	38	22	39	21
2 飲料品	91	11	108	8	17 ガラス	58	18	78	12
3 煙草	143	7	157	6	18 陶器磁器	31	23	29	23
4 繊維	59	15	55	17	19 その他非金属 鉱物	173	4	171	5
5 衣服	14	29	11	29	20 鉄鋼	394	1	293	3
6 毛皮・皮革	25	26	20	28	21 非鉄金属	164	5	93	9
7 靴	21	27	24	26	22 金属製品	45	20	40	19
8 木製品	44	21	31	22	23 一般機械	100	10	69	13
9 紙類	81	12	84	11	24 電気電子機器	55	19	66	14
10 印刷	58	17	39	20	25 精密機器	30	24	26	25
11 石油石炭	327	2	517	1	26 自動車	112	9	88	10
12 産業用化合物	314	3	297	2	27 その他輸送機 械	146	6	221	4
13 医薬品・化粧品	59	16	65	15	28 家具	28	25	22	27
14 その他化学製品	125	8	120	7	29 その他製造業	21	28	27	24
15 ゴム	75	13	48	18					

(出所) 筆者作成。

註：1) 資本集約度。各年で製造業の平均値を 100 として基準化し、該当期間の平均値を求めた値。

金労働と相俟って、この時期の輸出競争力強化に大きく寄与したと考えられる。ここで興味深い事実、伝統的な資本集約的装置産業といえる「12.産業用化合物」、「20.鉄鋼」、「19.その他非金属鉱物」が、1970年代以降、労働集約的な産業と並行して成長してきたことである。

1980年代後半以降は、資本集約度が中程度の技術集約的な産業がリーディングセクターとなっている（第4表）。「24.電気電子機器」のRCRへの貢献については、第4表で資本集約度が相対的に高まっていることから読みとれるように、1970年代には労働集約的な家電製品や電子部品部門によるものであったが、80年代以降DRAMの生産に代表される資本集約的な部門に移行している。また「23.一般機械」に関しては、通常、先進国、なかんずくアメリカや日本との対比で、技術的劣位にあると強調されるが（韓国産業銀行, 1997: 上, 33-34）、1985年以降におけるこの部門の高いRCRから判断して、着実に海外技術の移転を行ってきたといえる。

なおこの時期に「2.飲料品」のRCRが大きかった理由として、輸入自由化の進展、焼酎の自道酒50%販売義務の廃止、製造販売免許の緩和などにより、市場の競争圧力が高まった点を挙げることができる。これにより、多数の零細企業で構成され生産性の低い濁酒部門から生産性の高い焼酎やビール部門に生産要素が移動し、全体の効率性が上昇した。また各部門でも、効率性向上や技術進歩促進が行われたと思われる。

5. おわりに

本稿では、韓国製造業部門（1970～97 年）における労働生産性の成長率の変動要因を実証的に分析した。その際、成長会計をもとに、労働生産性の成長率が、資本の深化、労働の質の上昇、TFP 成長、そしてさらに TFP 成長が全再配分効果 (TRE) と実質費用削減 (RCR) に分解できることを利用した ((11) 式)。

分析結果をまとめておくと、まず第 1 に、1970～97 年に、労働生産性の伸び率は年率平均で 7.6%であり、資本装備率の成長は 9.5%，労働の質の上昇は 0.64%，TFP 成長は 2.6%であった。したがって労働生産性成長に対する寄与度は、資本装備率の成長が 6 割、TFP の成長が 34%となり、資本装備率の成長に次いで、TFP 成長が重要な成長要因であった。

得られた TFP 成長の計算値を既存文献と比較すると（第 5 表）、本稿の値は、相対的に小さく、文ほか（1991）と近いものとなっている。寄与度についても同様であり、最も大きな値である尹・李（1998）とは、15%ポイントの差が存在する。このように既存研究と乖離が生じる要因は、方法論や分析対象期間の相違によるものであり、殊に資本ストックの計算方法の影響が大きいと思われる⁽²⁷⁾。

第 5 表 TFP 成長の比較 (%)

	期間	G(y) 1)	TFP成長	TFP成長/G(y)
文ほか (1991)	1970～89年	8.1	2.6	32.1
表ほか (1993)	1970～90年	6.1	1.1	17.6
Young (1995)	1966～90年	7.8	3.0	38.5
郭 (1997)	1970～93年	7.4	3.0	40.5
尹・李 (1998)	1970～95年	7.0	3.4	48.6
本稿	1970～97年	7.6	2.6	33.6

（出所）表中文献の推計値をもとに、筆者作成。

註：1) 労働生産性の成長率。

2) G(y)と TFP 成長は期間中の年平均成長率。

第 2 に、TFP 成長に関し、資源配分の改善を示す TRE と部門内の技術進歩を表す RCR/Y（RCR を付加価値で除した値）に分解して観察を進めた結果、TRE、すなわち構造変化による寄与度はあまり大きなものではなかった。一方、RCR/Y については、TFP 成長に対して 9 割強の寄与度となっており、全体 TFP 成長の主要な説明変数は、TRE ではなく RCR/Y であったことが確認された。

第 3 に、RCR/Y に関して、それを構成する各部門の RCR の大きさに従って、各期間のリーディングセクターを定義すると、1970～97 年で、同一部門が継続して上位に位置していたのではないことが明らかになった。1970～80 年中盤までは、労働集約産業に平行して、資本集約型の装置産業が成長しており、1980 年代後半以降は、資本集約度が中程度の技術集約的な産業がリーディングセクターとなっていた。このよう成長パターンは、ルーカス (Lucas, 2002) によるモデルに沿ったものであり、韓国の製造業は、各期間のリーディング

セクターが次々に交代して、高度の成長を遂げたといえる。

最後に、本稿の分析結果からえられる政策的含意を述べておく。本研究で明らかになったように、「1.食料品」部門の RCR は、全期間を通じてマイナスであった。この点は、韓国産業銀行（1993, 275 ページ）でも指摘されており、製粉、製糖などの部門の技術は先進国水準に達している一方で、その他の部門は加工技術や生産工程面で遅れがあるとしている。したがって「1.食料品」部門の技術水準の向上を図り、技術進歩の停滞を打破するために、今後はより一層の市場開放と海外からの設備導入が必要といえる。日本からの直接投資の受け入れも一つの方法である。

補論 A 第 1 図の説明

1953～2002 年のデータを利用して、回帰式; $\ln y_t = \alpha + \beta t$ をもとに Chow 検定を行った。ここで、 y_t は 1 人当たり GDP, t はタイムトレンドを示しており、1953 年を 0, それ以降毎年 1 ずつ大きく変数である。1963 年に係数 β は変化しなかったという帰無仮説に対する Chow 検定量 (自由度 [1, 46] の F 分布に従う) が 99 となり、1%有意水準で仮説を棄却している。そこで 1963～2002 年のデータによる回帰分析結果、

$$\ln y_t = 13.3 + 0.0611t \quad (A-1)$$

$$(644) \quad (92.53) \quad \text{標本数} = 40 \quad R^2 = 0.995 \quad () \text{内は } t \text{ 値。}$$

をもとに、第 1 図のトレンドラインを描いた。また (A-1) 式を時間で微分することで、1963～2002 年の成長率 (6.1%) を求めた。

なお実質 GDP のデータは、韓国銀行 (1982) の 1953SNA 系列 (1953～70 年) と韓国銀行 (2001) の 1968SNA 系列 (1970～2002 年) を用い、1970 年の値を基準として二系列をリンクさせたものである (2001～02 年のデータは韓国銀行 (<http://www.bok.or.kr/>) から得た。)。人口については、1953～60 年はサマーズとヘストン (Summers and Heston, 1991) を、1960 年以降は統計庁『韓国統計年鑑 (各年度)』を利用した。以上で得られた GDP を人口で除し、1 人当たり実質 GDP を計算した。

補論 B (6) 式の導出

i 部門に関し、 $d\ln A_{it}/dt = d\ln Y_{it}/dt - [1 - S_{it}^H][d\ln K_{it}/dt] - S_{it}^H[d\ln H_{it}/dt]$ が成立しているので、

$$\begin{aligned} d\ln A_{it}/dt &= \sum_i [d\ln Y_{it}/dt][Y_{it}/Y_t] - \sum_i [Y_{it}/Y_t][1 - S_{it}^H][d\ln K_{it}/dt] - \sum_i [Y_{it}/Y_t][S_{it}^H][d\ln H_{it}/dt] \\ &= \sum_i \{ d\ln A_{it}/dt + [1 - S_{it}^H][d\ln K_{it}/dt] + S_{it}^H[d\ln H_{it}/dt] \} * [Y_{it}/Y_t] \\ &\quad - [d\ln K_{it}/dt] \sum_i [Y_{it}/Y_t][1 - S_{it}^H] - [d\ln H_{it}/dt] \sum_i [Y_{it}/Y_t][S_{it}^H] \end{aligned} \quad (B-1)$$

となる。これを整理すると (6) 式を得る。

補論 C (7) 式の導出

(6) 式右辺の第 3 項は、

$$\begin{aligned} &\sum_i S_{it}^H [Y_{it}/Y_t][d\ln H_{it}/dt - d\ln H_t/dt] \\ &= \sum_i [w_{it} H_{it}/Y_{it}][Y_{it}/Y_t][d\ln H_{it}/dt - d\ln H_t/dt] \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
&= [1/Y_t] \sum_i [w_{it} H_{it}] [d \ln H_{it} / dt - d \ln H_t / dt] \\
&= [1/Y_t] \{ \sum_i [w_{it} d H_{it} / dt] - [d H_t / dt] \sum_i w_{it} [H_{it} / H_t] \} \\
&= [1/Y_t] \{ \sum_i [w_{it} d H_{it} / dt] - \sum_i [d H_t / dt] w_{it} \} \\
&= [1/Y_t] \sum_i [w_{it} - w_t] [d H_t / dt]
\end{aligned} \tag{C-1}$$

と変形できる。第 2 項に関しても同様である。

補論 D 付表 5 に対する説明

1～T 期の i 部門 (i = a, b, …, j, …, z) に対する期間平均 TFP 成長 (TFPG_i) は,

$$TFPG_i \equiv [1/T] \sum_t [d \ln A_{it} / dt] \tag{D-1}$$

となる ((1) : TFP 成長(A))。TFPG_i と初期 (ここでは 1 期) の付加価値比率 (Y_{i1}/Y₁) を利用すると, a 部門から j 部門までの累積した RCR は,

$$\psi_j = \sum_{i=a}^j [Y_{i1}/Y_1] TFPG_i \tag{D-2}$$

で計算できる。したがって (D-2) 式より, 1～T 期の最終的な TFP 成長 (ψ_z) は,

$$\begin{aligned}
\psi_z &= \sum_i [Y_{i1}/Y_1] TFPG_i \\
&= \sum_i \{ [1/T] \sum_t [Y_{it}/Y_t] [1/Y_t] [Y_t/Y_{it}] RCR_{it} \} \\
&= \sum_i \{ [1/T] \sum_t ([Y_{i1}/Y_1] / [Y_{it}/Y_t]) [1/Y_t] RCR_{it} \}
\end{aligned} \tag{D-3}$$

となる。

一方実際の TFP 成長 (φ) は, 各期間の付加比率を用いて,

$$\begin{aligned}
\phi &= \sum_i \{ [1/T] \sum_t [Y_{it}/Y_t] [d \ln A_{it} / dt] \} \\
&= \sum_i \{ [1/T] \sum_t [1/Y_t] RCR_{it} \}
\end{aligned} \tag{D-4}$$

で算出される。

それ故, 1 期の付加価値比率 ([Y_{i1}/Y₁]) と t 期の付加価値置比率 ([Y_{it}/Y_t]) の大小関係によって, ψ_z と φ に乖離が生じることになる。本研究ではこの問題を解決するため, ψ_j に [φ/ψ_z] をかけて, SS ダイアグラム上の TFP 成長 (第 2 図-(a)の D) が φ と一致するように基準化した。よって, 付表 5 の(2) : TFP 成長(B)は TFPG_i[φ/ψ_z], (4) : 累積した RCR は ψ_j[φ/ψ_z]となっている。

注記

- (1) 本研究では、長期的な経済成長を示す第1図のトレンドラインの決定要因に関心がおかれており、短期的な景気変動は分析対象ではない。また総需要（輸出需要を含む）の増加があっても、供給能力の増大が伴わない限り、長期的成長は実現しないと想定している。したがって、主に需要側面を中心に分析を行っている渡辺・金（1996）とは、相補関係にあるといえる。
- (2) 分析期間が1970～97年であるのは、第3節で説明するように、この期間の詳細な部門別の内部データ（韓国銀行）が入手可能であったことによる。本稿では、韓国が先進国にキャッチアップする期間の成長要因に関心があるので、不適切な期間設定とは言えない。
- (3) 例えば、アフリカや中東の最貧国が、経済成長を促進し貧困を撲滅するためにはどのような国内政策を行うべきなのか [2002年8月31日付け『エコノミスト』(Economist)] を探求することである。
- (4) また Krugman (1998: 44) は、金融危機に対する脆弱性と、本稿の関心である持続的成長をもたらす供給能力は互いにほとんど関係がないと主張している。
- (5) 既存文献は第5表を参照。
- (6) 速水（1995: 5章）、Barro（1999）を参考にした。
- (7) この式でマイナス符号に続く第3項は、(4)式右边第2項の Divisia 投入指数を離散近似（Tröqvist 近似）したものである。
- (8) 導出方法は、補論B参照。
- (9) 導出方法は、補論C参照。
- (10) 分析期間の設定は、内部データが入手可能であった1970～97年とした。
- (11) 1977年度版には有形固定資産のデータが掲載されていないため、78年度版のデータで代替した。
- (12) 『国富統計調査』と『鉱工業統計調査報告書』の分類は、韓国標準産業分類（KSIC）に従っており、本稿分類との対応関係は付表1に示している。
- (13) 本稿の分類との対応関係は付表1を参照。
- (14) 本稿の分析では、GAUSS 7.0（Aptech Systems, Inc）を利用した。
- (15) 本稿では、長期的な成長率に関心があるので、1980年の極端なマイナス成長と、そのリバウンドとしての81年の高成長を相殺するため、期間2と期間3を1975～80年と80～85年とせず、1975～79年、79～85年としている。
- (16) 最近では、金（1998）、樋口（2005）が韓国の製造業に関する構造変化の分析を行っている。ここでの分析は金（1998）の延長線上にあるといえ、産業部門を29とし、金（1998）では統合されているため各産業部門のTFPとして計算されるTREを、明示的に観察している。
- (17) RE (H) については、限界生産性の低い農業部門から、「4.繊維」、「24.電気電子機器」に労働が移動する場合でも、製造業内では、この2部門の労働の限界生産性が相対的に低いため、マイナスとなることに注意を要する。
- (18) オーバーシュート（overshoot）とは、RCRが正の部門のRCRを付加価値で割った値が該当期間のRCR/Yを越える度合いを意味し、第2図-(a)ではC''D'。
- (19) 実際韓国では、1970～97年において経常収支の黒字であったのは、77年、86～89年の僅かの時期に限定される。
- (20) 熱経済性、高い生産性、そして施設拡張時に設置が簡便であること、等の利点を有する。SPはsuspension preheaterの略である。
- (21) シャトル（shuttle）とは、機の杼（緯糸を左右に通す器具）のことである。
- (22) DRAM (dynamic random access memory) とは、記憶保持動作が必要な随時書き込み読み出しメモリーのことである。
- (23) RCRの大きい順に、リーディングセクターを定義する利点は、TFP成長で行った場合、「18.陶器磁器」のように、TFP成長が大きくても、付加価値比率が小さく、全体への影響が微々たる部門を除外できることである。
- (24) Harberger (1998: 4) では、「イースト」と「キノコ」にたとえてRCRを説明している。「イースト」は空気で満たされた風船のように、むらなくパンを膨らますことができる。一方「キノコ」は容易には予測することができないような方法で急にあらわれる。Harberger (1998: 6) は、米国産業のRCR推移を例に挙げながら、RCRへのネットの貢献が相対的に少数の産業部門に集中しているだけでなく、そのような産業部門が時期ごとにかなり相異しており、「キノコ」過程で説明可能であるとしている。
- (25) このモデルでは、労働が既存生産物の生産から新しく開発された生産部門の製造に継続して移動することで、高品質の製品を生産する部門の持続的な出現が可能になり、高度経済成長が実現することが示されている。
- (26) 造船業は、韓国産業銀行（1976: I, 328）で、完全自動化の困難な労働集約的産業であるとされているが、第4表から判断すると、中程度に資本集約的産業といえる。
- (27) したがって既存研究のTFP成長との単純な比較はあまり意味がないといえる。しかしこれまでの研究の計測結果がいかなるものであったのかを確認するために、Young (1994) や郭 (1997) に倣って、既存文献と本稿の推定結果の比較を行った。

[参考文献]

<日本語文献>

- 大川一司（1974）『日本経済の構造 ―歴史的視点から―』,勁草書房。
速水佑次郎（1995）『開発経済学』,創文社。
樋口倫生（2005）「韓国における重化学工業化政策の効率性分析」『韓国経済研究』第5巻。
南亮進（1990）『中国の経済発展』,東洋経済新報社。
渡辺利夫・金昌男（1996）『韓国経済発展論』,勁草書房。
渡部経彦（1970）『数量経済分析 ―成長をめぐる諸問題―』,創文社。

<韓国語文献>

- 郭承潑（1997）『韓国製造業部門ノ生産性ノ成長 寄与度オヨビ決定要因』,韓国産業研究所。
金鍾一（1998）「国際比較ヲ通シテ見タ韓国製造業ノ構造変化ト総要素生産性」『国際経済研究』4, pp. 63-90。
文熙和・趙炳鐸・黄寅豪・金炯範（1991）『韓国ノ総要素生産性 ―製造業27個業種ヲ中心ニ―』,韓国生産性本部。
宋丙洛（1992）『韓国経済論（第3版）』,博英社。
尹暢皓・李鍾和（1998）『韓国製造業ノ技術力ト貿易競争力ニ関スル研究』,科学技術政策管理研究所。
統計庁（各年度）『韓国統計年鑑』。
表鶴吉・孔柄湔・権皓寧・金恩慈（1993）『韓国ノ産業別成長要因分析オヨビ生産性推計（1970～1990）』,韓国経済研究院。
韓国産業銀行（各年度）『韓国ノ産業』。
韓国銀行（1982）『韓国ノ国民所得』。
韓国銀行（2001）『国民勘定』。

<英語文献>

- Barro, R. (1999) “Notes on Growth Accounting,” *Journal of Economic Growth* 4, pp.119-137.
Collins, S. and B. Bosworth (1996) “Economic Growth in East Asia: Accumulation Versus Assimilation,” *Brooking Papers on Economic Activity*, pp.135-203.
Economist (2002) “Sustaining the Poor’s Development,” August 31, p.9.
Harberger, A. (1998) “A Vision of the Growth Process,” *American Economic Review* 88, pp.1-32.
Krugman, P. (1998) “America the Boastful,” *Foreign Affairs* May/June, pp.32-45.
Lucas, R. (2002) “Making a Miracle,” In *Lectures on Economic Growth*, Cambridge and London: Harvard University Press.
Mincer, J. (1974) *Schooling, Experience, and Earnings*, New York: Columbia University Press for

the NBER.

- Pyo, H. K. (1998) "Estimates of Fixed Reproducible Tangible Assets in the Republic of Korea, 1953-1996," KDI Working Paper No. 9810.
- Solow, R. (1957) "Technical Change and the Aggregate Production Function," *Review of Economics and Statistics* 39, pp.312-320.
- Stiglitz, J. (1998) "An Agenda for Development in the Twenty-First Century," *Annual World Bank Conference on Development Economics* 1997, pp.17-31.
- Summers, R. and A. Heston (1991) "The Penn World Table (Mark 5): An Expanded Set of International Comparisons, 1950-1988," *Quarterly Journal of Economics* 106, pp.327-368.
- Syrquin, M. (1984) "Resource Reallocation and Productivity Growth," M. Syrquin et al.(eds.) ,In *Economic Structure and Performance* , Orland: Academic Press Inc.,pp.75-101.
- Young, A. (1994) "The Tyranny of Numbers: Confronting the Statistical Realities of the East Asian Growth Experience," *Quarterly Journal of Economics* 101, pp.641-680.

付表1 対照表

本稿 分類	国民勘定内部資料 1)		産業連関表		
			1995年	1990年	1985年
1	9	食料品	46～78, 87	51～85	52～84
2	10	飲料品	79～86	86～92	85～90
3	11	煙草	88	93	91
4	12	繊維	89～106, 111～113	94～115	92～122
5	13	衣服	107～109	116, 118	123
6	14	毛皮・皮革	110, 114～116, 119	117, 119, 120, 123,	124～126, 128, 315
7	15	靴	117, 118	121, 122	127, 197
8	16	木製品	120～125	125～130	129～135
9	17	紙類	126～134	132～142	136～145
10	18	印刷	135～138	143～145	146～148
11	19	石油石炭	139～149, 194	177～187	186～195
12	20	産業用化合物	150～162	146～165	149～170
13	21	医薬品・化粧品	163～165	166～168	171, 172, 176
14	22	その他化学製品	166～173	169～176	173～183, (-)176
15	23	ゴム	177～179	188～190	196, 198, 199
16	24	プラスチック	174～176	191～193	184, 185
17	25	ガラス	180～182	194～197	201～204
18	26	陶器磁器	183, 184	198, 199	200
19	27	その他非金属鉱物	185～193, 195	200～209	205～215
20	28	鉄鋼	196～208	210～222	216～228
21	29	非鉄金属	209～216	223～231	229～237
22	30	金属製品	217～227, 234	232～245, (-)238	239～248
23	31	一般産業用機械	228～233, 235, 237	246～253	249, 250, 261～266
	32	特殊産業用機械	236～246, (-)237	254～264	251～260
24	33	電気電子機器	247～275	265～293	267～290
25	34	精密機器	276～281	294～297	304～307
26	35	自動車	282～288	298～302	296～299
27	36	その他輸送機械	289～295	303～311	291～295, 300～303
28	37	家具	296～298	131, 238	132, 238
29	38	その他製造業	299～305	312～317	308～316

付表1(継続)

本稿	国民勘定 内部資料 1)	韓国標準産業分類 (KSIC)	
		1991～97年	1984～90年
1	9	151～154	311, 312, (-)31221
2	10	155	313, 31221
3	11	160	314
4	12	171～173, 37201	321
5	13	181	322
6	14	182, 191	323
7	15	192	324, 35591, 35607
8	16	201, 202	331
9	17	210	341
10	18	221～223	342, 38256, 38326
11	19	231～233	353, 354
12	20	241, 243	351
13	21	2423, 2424	3522, 3523
14	22	2421, 2422, 2429	3521, 3529
15	23	251	355, (-)35591
16	24	252	356, (-)35607
17	25	261	362
18	26	2691	361
19	27	2692～2696, 2699	369
20	28	271, 2731, 37101	371
21	29	272, 2732, 37102	372
22	30	281, 289	381, (-)38121
23	31	291	382, (-)38256
	32	292	
24	33	293, 300, 311～315, 319, 321～323	383, (-)38325, (-)38326
25	34	331～333	385, 38325
26	35	341～343	3843
27	36	351～353, 359	3841, 3842, 3844, 3849
28	37	361	332, 38121
29	38	369	390

(出所) 筆者作成。

註：1) 数値は内部資料での分類番号である。

2) (-) はその部門を除くことを示す。

3) 1984年以前のKSICの対応は、金・朴(1988 168-177)を参照。

4) 1985年以前の『産業連関表』の分類は、『産業連関表作成報告』(韓国銀行)あるいは金・朴(1988 178-183)を参照。

付表2 本稿で利用した諸変数

A. 実質付加価値 (1990年価格100万ウォン)

産業部門 1)	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
9 食料品	676179	730668	790611	882836	939925	997734	1123422
10 飲料品	290878	354434	351082	439972	517559	559206	603518
11 煙草	440922	558723	605722	623216	753190	804223	833798
12 繊維	428549	546186	730117	958453	1029866	1219113	1546749
13 衣服	199477	241655	277525	436782	498006	593082	670747
14 毛皮・皮革	60414	79500	99890	138803	167731	208362	259172
15 靴	52207	84620	92124	167123	192162	233942	358974
16 木製品	99421	118720	134668	166451	158994	185127	228533
17 紙類	88222	103149	114465	144006	168345	175455	229843
18 印刷	110305	127378	140025	151116	171540	174533	197281
19 石油石炭	148386	164360	176459	211863	198883	235117	284462
20 産業用化合物	95963	123978	157144	230752	316385	379255	445384
21 医薬品・化粧品	82898	115019	127687	168560	217275	217742	287611
22 その他化学製品	39267	45036	51377	64279	74342	100294	132482
23 ゴム	15196	18094	22396	32952	46487	59797	82405
24 プラスチック	88491	108430	122102	124347	109970	155192	212011
25 ガラス	29154	45449	45477	57961	64727	67040	74826
26 陶器磁器	19197	17937	15787	22655	22777	25713	31395
27 その他非金属鉱物	191911	221735	239993	337168	370267	385101	461049
28 鉄鋼	104866	126693	169599	281707	417490	409704	580901
29 非鉄金属	15756	19937	22533	31439	36935	51910	67152
30 金属製品	54353	71372	65053	102760	144664	201968	280238
31 一般産業用機械	32845	37591	40046	41563	60563	83297	107789
32 特殊産業用機械	51309	61067	95269	161667	158791	209938	316217
33 電気電子機器	76835	105890	162815	283681	397574	409123	660004
34 精密機器	12978	14129	15506	30652	44275	54563	91695
35 自動車	144516	123596	103288	147205	196800	206314	246153
36 その他輸送機械	42803	46297	63701	99029	203631	242827	239008
37 家具	60147	59790	64655	69900	65608	71920	104154
38 その他製造業	79303	76086	88745	108523	130175	135283	180575
合計	3832748	4547519	5185861	6717421	7874937	8852875	1.1E+07

付表2 A. (継続)

産業部門	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
9	1216128	1391320	1700122	1710362	1671214	1828102	1986571
10	683035	748051	866177	820483	839116	899673	969116
11	925365	1052140	1101401	1210248	1277858	1379527	1451467
12	1628751	1860020	1993825	2128751	2335291	2352006	2437415
13	700720	800167	767420	756861	772844	641543	596276
14	297212	325936	292320	278327	332441	302506	346080
15	398054	526462	477526	498889	487785	523592	667745
16	266243	317674	314622	242547	266271	283783	297572
17	269639	308808	325993	352352	416944	414591	497523
18	222311	255603	281703	299891	328838	425343	548374
19	349183	421891	456202	483563	473445	456674	478108
20	558282	690179	752849	834199	907795	921351	993798
21	327227	408466	477282	459348	489803	595545	744722
22	150924	181553	178943	177134	184622	219689	278976
23	97649	140102	200709	222730	216306	238100	212798
24	286380	366911	354161	317222	343275	367242	445429
25	86878	103015	138923	130845	135740	131568	160301
26	40974	47386	61595	80172	97469	104674	115378
27	571135	639208	741820	695944	638298	700414	906647
28	633313	749878	1010652	1107774	1264760	1414311	1657592
29	81166	108905	125903	134414	168248	194591	249539
30	416376	533983	562311	493595	706754	786863	970210
31	177463	325269	372966	297874	375970	455141	581014
32	346676	433300	415786	309806	337286	372551	479711
33	767993	1116032	1368520	1211688	1438145	1491165	1950931
34	101608	128711	155928	156165	159591	163910	152209
35	447489	771368	858789	549534	655268	831296	1186917
36	223027	268471	245872	381872	634288	691026	726359
37	121070	156651	154458	144782	129681	177125	227983
38	222786	234611	218956	220096	315570	314408	377603
合計	12615057	15412071	16973734	16707468	18400916	19678310	22694364

付表2 A. (継続)

産業部門	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
9	2303821	2422469	2692844	2781565	2864615	2857872	2851250
10	1048143	1065524	1171561	1327964	1679581	2003697	2056714
11	1533624	1569374	1570231	1697817	1807336	1790306	1942876
12	2695136	2955948	3416207	3754532	3761867	3683138	3618077
13	704593	677876	744662	857301	838818	792495	768098
14	396621	430695	550579	713702	647706	639228	590221
15	840873	825529	1020307	1153013	1197740	978758	1108662
16	319886	313406	327374	386731	387604	403362	430268
17	598684	646019	794463	935150	1091852	1155053	1213235
18	608363	641144	661092	702083	754581	945480	1032209
19	571682	597141	663068	673963	781679	883626	1001707
20	1117139	1192689	1378023	1586416	1904116	1947032	2335078
21	772819	734072	715431	937050	1155937	1346793	1506302
22	305870	318905	371389	460162	591764	676038	804887
23	245657	326084	402042	452527	557705	542289	595731
24	613082	717743	957836	1177669	1428537	1315485	1377618
25	241381	257608	325607	374312	469839	514236	532280
26	126064	156086	230696	275548	322041	313304	316135
27	1029208	1092997	1246293	1414154	1656010	1726739	1936346
28	1994076	2097994	2306760	2730118	3058352	3547914	3941542
29	307881	356240	449993	518538	609588	618485	738062
30	1089660	1332726	1696915	1877196	2002164	2153224	2446834
31	719864	716043	998335	1482374	1597441	1578077	1573968
32	493427	555641	675121	822486	961155	1266714	1638457
33	2553894	2589263	3801256	5378136	6763726	6841341	7464820
34	216376	221073	296127	450629	459362	451164	500479
35	1191357	1468410	2051097	3024867	3906550	4107793	5317393
36	1183371	1166467	1114115	960361	1034876	1143944	1247307
37	261625	288380	351482	415940	511039	555950	586141
38	444333	436319	675311	913179	968977	934430	878267
合計	26528510	28169865	33656217	40235483	45772558	47713967	52350964

付表2 A. (継続)

産業部門	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
9	2996762	3010962	2999244	3038620	3157125	3214507	3259554
10	2455582	2616270	2837532	3352953	3165578	3000756	3006767
11	1971088	2041308	2094112	1984190	1924125	1996582	2058693
12	3406030	3245591	2920564	2903278	2713044	2433901	2248199
13	724207	679488	559165	615836	670768	654760	524869
14	554246	503200	440407	412501	375982	356614	288991
15	1028213	908135	654481	496067	387582	275858	207244
16	472632	460171	378689	392724	384313	394715	406475
17	1247078	1319798	1428474	1599726	1702417	1783381	1849706
18	1053026	1170400	1136345	1238161	1392878	1370164	1350656
19	1286695	1621923	1721875	1830914	2071716	2393310	2877402
20	2905778	3734300	4160511	4409064	4704400	5174498	5937761
21	1759317	1837383	1996514	2194951	2155843	2356371	2482591
22	834219	883906	1037915	1125725	1163444	1238905	1246885
23	682121	730694	798660	878088	958581	989554	1017697
24	1458894	1526672	1500700	1654742	1829810	1842515	1857920
25	655429	700982	755453	855373	965885	1029998	1029922
26	268147	266156	263560	267472	261418	218636	200522
27	2270997	2392698	2375389	2505989	2613238	2754954	2845890
28	4474564	4707065	5308164	5607003	6111370	6476285	6822779
29	718041	728574	764315	896572	1148160	1236440	1328081
30	2650673	2564062	2479742	2589499	2944660	2980779	3003947
31	1863906	1885982	1813437	2242966	3143033	3451792	3338171
32	1772875	1595210	1624914	1896080	2124186	2070278	2014157
33	8026981	8420806	9313364	11097962	13719596	15903374	19707934
34	497093	482403	452162	494458	553822	522864	487570
35	6200817	6986396	8267139	9943981	11624031	13261901	13014454
36	1327927	1587787	1656638	1824507	1920542	2318576	2524023
37	587394	556186	541560	538812	537918	525294	482465
38	957413	836622	733879	712187	708247	647802	610590
合計	57108145	60001130	63014904	69600401	77133712	82875364	88031915

付表2

B. 名目付加価値 (100万ウォン)

産業部門 1)	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
9	71239	85951	108743	108288	139427	203425	325818
10	51627	65682	75436	93627	141383	192838	234169
11	47681	48440	82908	97059	140223	209503	252264
12	84604	107763	170364	256170	269761	359957	539950
13	22916	29372	40294	66873	83716	118127	153497
14	6606	8943	12506	21951	29225	44065	62514
15	3282	7005	8223	17858	26071	36896	74566
16	16719	21678	29007	47455	37260	52040	70959
17	19658	26751	33350	48914	77498	90089	128109
18	11371	13510	17685	16739	26200	32994	35162
19	23295	29698	31899	37824	86119	113968	170428
20	20063	23706	28168	45624	86375	136982	196243
21	21767	30529	38682	50189	75051	94911	133224
22	7573	8980	8573	11169	22758	39083	53858
23	3324	3656	4118	7805	13801	18395	30719
24	13764	17347	17019	22668	26047	44952	73625
25	6770	10134	10752	12524	20723	31012	35402
26	1748	1822	1771	2375	3800	4438	5899
27	19990	23893	31614	44409	60442	98146	119949
28	7223	12387	19026	50915	112455	71074	134222
29	1867	2663	3816	7200	11393	16136	26405
30	6089	9824	9016	14545	25197	39104	61283
31	7082	9361	10119	12959	23269	44960	69363
32	10295	11364	18868	35985	37628	70342	121277
33	22140	33894	48137	93922	174786	196656	357222
34	4078	4246	4630	9021	15646	23684	48349
35	39944	41837	34894	50495	82675	110197	143501
36	8403	10561	12982	23491	67845	94983	99318
37	4988	5435	6117	8522	10484	13519	23248
38	15634	15471	18290	33626	43059	62859	81810
合計	581740	721903	937007	1350202	1970317	2665335	3862353

付表2 B. (継続)

産業部門	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
9	402835	481823	688637	857053	1071347	1247147	1396419
10	280996	367159	483378	590532	711244	796760	931131
11	298344	381227	458058	631455	794480	987519	1086403
12	607389	845251	1077368	1245447	1559981	1586986	1759066
13	160381	220833	281943	375547	449233	436402	468009
14	81318	114181	135510	177461	239444	249451	310098
15	81873	125802	143027	229198	253973	291587	380377
16	83847	103975	116556	109236	135978	156295	193366
17	157687	175704	196226	243241	323135	316567	414503
18	50893	73847	91279	159953	215997	300204	400752
19	199611	254098	345578	576587	719822	825023	950023
20	265392	322800	442816	671149	807327	867716	985938
21	157578	195686	258858	322934	362700	464487	592788
22	63622	75826	94693	122451	141190	178469	228161
23	39937	50502	78951	147108	146014	184636	170288
24	121307	144585	147519	186235	240547	254452	333148
25	48325	52062	78464	101862	107734	115669	152747
26	9691	12179	22175	37028	58762	68503	85338
27	167081	209689	328938	409790	436899	501319	689478
28	190831	298598	552878	636898	878294	1016881	1209328
29	34061	51279	67474	94720	129506	162822	218307
30	106640	175275	233573	264731	427234	537945	713160
31	102420	173259	222978	221006	272201	329128	443211
32	150652	201436	221789	207401	233213	283699	390636
33	467110	683076	993194	1068871	1390981	1453268	1876523
34	54461	82342	101826	125764	137479	137667	142677
35	204353	329582	408123	406483	523960	701889	1065466
36	109416	156595	178827	250527	430123	507847	515027
37	28127	37540	54559	69242	66203	96219	143043
38	111120	117661	139627	203198	301689	319798	391633
合計	4837298	6513872	8644822	10743108	13566690	15376355	18637044

付表2 B. (継続)

産業部門	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
9	1552518	1652561	1956563	2118134	2252253	2494471	2851250
10	1006722	1027900	1155103	1258553	1599206	1859251	2056714
11	1126770	1191178	1184392	1328774	1653248	1747762	1942876
12	2087242	2298726	2967867	3714972	3576557	3537504	3618077
13	593015	552808	619272	681855	746253	801269	768098
14	369399	404074	494011	657565	632979	656690	590221
15	494943	545228	685107	773354	1035027	957199	1108662
16	201408	204252	231484	309785	346930	373082	430268
17	486765	534428	673618	812207	1034307	1146631	1213235
18	484468	565222	645934	652706	702725	870402	1032209
19	1083489	1180867	1707075	1566719	2000022	1893863	1001707
20	1085775	1167764	1431855	1634682	2025111	2025061	2335078
21	614159	608845	640065	860401	1065872	1306547	1506302
22	254400	265095	343670	431430	574558	672694	804887
23	197784	273414	326162	348296	482661	525578	595731
24	475906	598696	699908	1057531	1223789	1199885	1377618
25	223656	237229	286979	363703	468799	494303	532280
26	100481	122312	180762	211845	263734	271022	316135
27	797937	861595	983982	1072447	1362096	1528498	1936346
28	1521725	1623371	1907134	2592381	3368338	3655468	3941542
29	257809	279839	387051	470919	664511	657387	738062
30	811155	963955	1368911	1495022	1681325	2057690	2446834
31	595301	613657	818826	1084132	1278398	1448437	1573968
32	423664	507699	593698	646835	806496	1205657	1638457
33	2362279	2564238	3408966	4398367	5967209	6396193	7464820
34	207527	218767	323504	415708	425009	435156	500479
35	1054875	1335760	1689687	2376622	3181140	3487914	5317393
36	903846	1005700	798202	635467	820167	1003817	1247307
37	165183	191270	245482	307444	461660	532160	586141
38	448926	483596	694084	895615	978839	1011337	878267
合計	21989127	24080046	29449354	35173471	42679219	46252928	52350964

付表2 B. (継続)

産業部門	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
9	3425073	3443922	3612338	3914722	4164359	4764078	5143141
10	2150221	2642990	3109462	3630133	3657341	3949048	4074001
11	2082790	2162495	2195301	2532317	2461430	2887785	2956014
12	3756921	3795344	3409296	3315361	2895263	2519846	2674928
13	815569	802276	706357	798944	913084	947925	798120
14	595454	610439	555821	593907	559659	590723	527268
15	1158778	1092025	783446	595613	462463	372008	331015
16	484182	492185	565482	596197	613645	598901	635917
17	1387931	1471712	1509301	1800226	2185376	2347248	2423439
18	1193502	1436643	1566784	2135165	2129495	2239688	2291381
19	2882125	3562979	4276984	4912072	6309987	7321971	9380068
20	2916701	3578950	3812829	4706236	6238484	5326857	5813882
21	1746084	1899251	2220169	2397011	2398376	2610127	2793370
22	842775	918584	1019490	1055961	1066730	1266672	1341464
23	682870	743089	826942	874608	1031240	1312388	1444651
24	1480338	1590197	1520877	1718226	1979202	2179905	2307348
25	675957	724543	814599	916964	991571	1113902	1075036
26	337685	388734	428120	402489	400120	355867	343129
27	2561413	2695633	2498113	2408200	2549207	2869744	3085362
28	4972677	4942898	5767942	5941805	7171731	6781299	7551582
29	739044	786407	787386	912963	1233793	1289385	1438673
30	2698802	2646404	2531769	2563416	3050857	3149065	3214001
31	1945955	2114806	2151470	2597520	3475382	3993999	4025117
32	1769838	1675252	1781686	2068475	2288178	2421676	2595894
33	7908417	8735574	10146755	12950608	16565618	17001096	18110062
34	497910	504940	488031	572809	628025	688629	757140
35	6424442	7484305	9179369	11161883	12986570	15045088	15961265
36	1724655	2154934	2333080	2517184	2444664	3273072	3579773
37	620643	620856	657432	670944	693193	712019	576982
38	1048522	991729	905725	875317	872732	878845	907391
合計	61527274	66710096	72162356	82137276	94417775	100808856	108157414

付表2

C. 実質資本ストック (1990年基準価格10億ウォン)

産業部門	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
1	445.579	503.911	533.935	611.003	688.779	789.695	923.248
2	155.409	171.525	176.835	196.174	213.431	234.867	261.722
3	127.125	142.449	149.406	169.043	188.156	212.657	244.610
4	929.771	1083.492	1185.217	1403.112	1640.104	1954.854	2382.844
5	76.631	92.606	105.025	128.879	156.126	192.825	243.519
6	16.362	22.372	28.198	37.927	49.812	66.109	89.061
7	62.831	70.083	73.128	82.259	90.954	102.015	116.305
8	149.134	165.890	172.562	193.422	212.997	237.768	269.561
9	138.070	158.684	171.087	199.497	229.523	269.058	322.287
10	125.441	142.195	151.053	173.342	196.013	225.504	264.652
11	283.326	317.374	332.751	376.329	418.682	472.948	543.675
12	708.835	779.492	800.230	883.349	955.406	1043.890	1153.073
13	71.757	84.077	92.487	110.118	129.476	155.255	190.419
14	40.862	49.047	55.263	67.388	81.139	99.624	125.102
15	38.980	50.821	61.674	80.434	102.965	133.725	176.843
16	22.090	31.597	41.161	56.779	76.074	102.607	140.088
17	14.552	21.264	28.113	39.204	52.963	71.906	98.693
18	15.434	17.825	19.319	22.651	26.212	30.916	37.275
19	450.499	503.651	526.897	594.430	659.472	742.547	850.406
20	432.441	609.431	785.541	1075.037	1431.495	1921.265	2612.489
21	61.698	78.153	92.540	118.155	148.480	189.726	247.307
22	101.334	125.793	146.288	183.780	227.595	286.981	369.577
23	138.644	184.828	228.398	302.378	392.014	514.666	687.012
24	128.607	176.389	222.837	300.274	394.953	524.809	707.729
25	23.843	26.431	27.387	30.560	33.478	37.143	41.802
26	126.398	152.555	172.807	211.810	256.306	316.216	398.940
27	167.715	214.609	256.358	329.844	417.326	536.484	703.097
28	21.126	23.497	24.438	27.388	30.153	33.652	38.142
29	47.722	58.079	66.312	81.895	99.817	124.002	157.478

付表2 C. (継続)

産業部門	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
1	1108.365	1380.257	1659.828	1809.262	1925.736	2041.180	2154.383
2	296.802	372.120	450.553	494.500	529.987	565.686	601.264
3	288.232	341.601	389.650	401.357	401.961	398.926	391.998
4	2992.300	3636.447	4263.387	4526.033	4686.568	4826.840	4943.902
5	316.798	386.511	455.041	485.222	504.814	522.555	538.128
6	122.834	154.042	186.554	204.799	219.547	234.391	249.192
7	135.619	207.161	295.795	374.024	453.808	540.909	635.043
8	312.228	365.369	410.775	416.141	408.797	396.603	379.300
9	397.355	496.014	597.927	653.357	697.143	740.789	783.859
10	319.083	388.727	456.939	486.443	505.197	521.976	536.463
11	640.166	782.599	923.303	986.737	1029.001	1067.829	1102.575
12	1293.188	1602.678	1917.860	2080.090	2202.732	2322.667	2438.510
13	240.643	300.603	362.622	396.521	423.398	450.233	476.758
14	161.854	225.836	301.187	361.035	419.615	482.765	550.224
15	240.025	286.362	329.068	341.783	345.530	346.613	344.817
16	195.392	249.429	307.396	343.303	374.290	406.282	439.046
17	138.260	171.639	205.750	223.549	237.158	250.535	263.529
18	46.277	57.882	69.913	76.548	81.843	87.144	92.400
19	996.957	1305.144	1647.092	1881.158	2094.866	2320.020	2555.306
20	3631.609	4372.914	5076.256	5331.637	5457.183	5550.267	5607.457
21	331.367	410.218	490.336	531.197	561.847	591.716	620.449
22	489.736	618.075	753.268	832.143	897.651	964.299	1031.523
23	940.111	1234.728	1562.871	1789.860	1998.237	2218.185	2448.453
24	976.961	1420.021	1955.698	2405.995	2856.938	3346.526	3872.975
25	47.991	67.294	90.107	108.371	126.308	145.664	166.361
26	518.475	718.239	952.229	1135.807	1314.563	1506.952	1712.149
27	946.681	1175.860	1410.312	1533.171	1627.432	1720.220	1810.512
28	44.164	57.737	72.771	83.015	92.346	102.168	112.423
29	205.962	257.813	311.652	341.500	365.416	389.399	413.219

付表2 C. (継続)

産業部門	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
1	2349.731	2595.080	2918.885	3415.739	3972.166	4577.219	5261.741
2	660.438	734.614	832.230	980.963	1092.912	1202.070	1313.296
3	395.393	400.649	409.514	430.375	472.239	510.339	546.200
4	5225.495	5584.309	6067.864	6847.476	7724.039	8614.431	9560.510
5	572.085	615.193	672.975	764.987	866.438	970.667	1082.646
6	273.781	304.602	345.159	406.941	448.713	487.691	525.502
7	763.598	922.868	1128.811	1428.790	1542.202	1634.166	1707.608
8	370.205	360.124	349.429	342.836	408.637	482.803	569.263
9	857.133	949.095	1070.331	1255.863	1573.042	1947.525	2400.067
10	569.103	610.591	666.306	755.410	908.562	1083.006	1288.078
11	1175.466	1267.850	1391.400	1587.094	2078.987	2675.183	3409.522
12	2645.267	2905.388	3249.550	3780.882	4741.044	5875.571	7247.384
13	521.709	578.113	652.450	766.125	905.776	1061.531	1241.551
14	645.138	762.956	915.749	1140.032	1295.179	1455.852	1629.791
15	352.823	363.595	379.209	408.417	493.126	590.012	704.285
16	490.178	554.049	637.664	763.409	979.020	1237.450	1553.221
17	286.428	315.219	353.277	411.899	527.914	666.922	836.730
18	101.246	112.342	126.958	149.279	173.937	200.838	231.360
19	2904.994	3340.547	3908.298	4752.832	5483.168	6265.792	7139.948
20	5838.563	6137.384	6548.398	7241.686	8522.104	9940.887	11571.85
21	672.190	737.315	823.535	956.853	1087.854	1223.768	1371.156
22	1140.266	1276.373	1455.091	1725.885	2122.275	2583.587	3135.038
23	2789.148	3213.383	3766.158	4587.554	5275.534	6008.044	6821.548
24	4601.349	5504.514	6673.859	8382.969	9843.545	11456.72	13306.12
25	195.410	231.463	278.207	346.779	406.928	473.295	549.317
26	2001.987	2361.858	2828.731	3514.726	4298.342	5205.896	6286.772
27	1969.024	2168.284	2431.600	2836.916	3865.946	5133.861	6713.670
28	127.696	146.721	171.525	208.438	263.214	328.248	407.162
29	453.149	503.224	569.163	669.786	772.901	883.453	1006.988

付表2 C. (継続)

産業部門	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
1	5932.242	6414.722	6803.059	7397.458	8146.502	8981.702	9734.642
2	1400.193	1423.421	1409.331	1418.668	1431.382	1427.155	1375.486
3	568.311	561.023	535.804	515.446	490.350	451.504	388.236
4	10377.123	10768.534	10919.884	11305.835	11796.924	12252.623	12424.510
5	1181.655	1233.874	1260.031	1315.029	1384.794	1453.674	1492.600
6	551.239	549.621	531.517	519.644	505.167	479.595	432.018
7	1724.552	1638.730	1487.885	1334.072	1142.602	883.212	530.015
8	658.538	730.953	796.057	889.280	1006.560	1141.157	1272.451
9	2895.225	3344.010	3782.376	4380.631	5132.305	6013.743	6920.978
10	1502.817	1682.057	1846.944	2079.886	2372.839	2711.061	3046.069
11	4236.351	5022.979	5816.006	6879.125	8214.219	9792.623	11448.950
12	8749.733	10113.535	11447.102	13265.962	15551.223	18231.736	20992.537
13	1424.726	1568.730	1694.808	1878.198	2109.006	2372.073	2624.079
14	1786.082	1873.442	1922.814	2018.123	2138.834	2261.674	2341.846
15	824.593	926.094	1020.243	1152.611	1319.058	1511.640	1703.433
16	1904.574	2232.346	2558.685	2999.254	3552.641	4204.774	4883.939
17	1025.602	1201.687	1376.930	1613.570	1910.808	2261.048	2625.715
18	261.413	283.317	301.180	328.303	362.475	400.708	435.515
19	7975.967	8541.492	8966.587	9645.605	10502.151	11440.333	12242.201
20	13215.822	14481.536	15569.304	17169.208	19183.366	21467.940	23628.254
21	1504.063	1579.274	1622.769	1705.405	1810.033	1917.130	1988.805
22	3728.298	4249.847	4748.590	5437.552	6303.481	7313.331	8338.976
23	7591.045	8096.027	8461.819	9060.031	9815.055	10634.102	11313.134
24	15161.412	16574.455	17776.860	19555.949	21796.025	24330.288	26709.939
25	625.468	683.269	732.299	804.982	896.503	999.959	1096.883
26	7442.767	8447.949	9401.613	10725.001	12388.520	14324.553	16280.992
27	8522.352	10289.443	12100.156	14505.557	17525.557	21110.943	24910.164
28	494.055	573.681	652.037	758.524	892.303	1049.478	1211.996
29	1125.231	1205.394	1265.809	1362.153	1483.680	1616.881	1730.969

付表2

D. 労働投入量 (時間*人)

産業部門	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
1	31810185	31355070	38603946	39164528	42035695	40533104	45789113
2	11658011	11486344	9810496	10137057	11206683	10811077	9773611
3	4397457	6094142	4839843	7102587	6963057	6030941	7557113
4	85013061	86258733	88945479	114719000	117173590	131650930	154410920
5	19202302	24978058	28497675	34867369	42962643	56828130	80502122
6	3244229	3746269	4423998	7006295	9418229	14683803	20434869
7	9524545	12308523	13554965	17549789	20635089	24190110	33956799
8	15897938	15827208	15538024	19782331	17585986	18924326	22889755
9	7680852	8542640	9475371	10410219	10368274	12282250	14232701
10	12057866	13386665	12284405	11688383	13453580	14842850	15289129
11	6364438	6208692	5811832	5417536	6350103	6292133	5959900
12	9685808	10710533	7471836	10689250	12795549	13746930	17084493
13	8011909	7664090	7306406	8677458	10283966	12023871	13737536
14	2619411	2490829	2405205	3378495	3262798	3942708	4801247
15	2771445	3337697	3385453	4252646	5411836	6198150	9457089
16	3659876	3875729	6113789	6819798	8709333	10471303	12945828
17	3454639	3594668	2672738	3714389	4236144	4671988	5707222
18	2754417	2464111	2427961	2443430	2566475	2791137	3618431
19	13626368	14148379	12465455	15261661	17265222	16433707	18007679
20	11287036	8847260	8519230	12528847	14691303	15003809	19298813
21	2070483	2370135	2389950	2765677	4101509	4074035	3545633
30	14545570	17193650	14949019	17583113	22104418	21544808	26313387
23	10845176	8928810	9864235	14114155	15078765	19765517	27988775
24	14987416	17635493	23117945	36304428	46134737	47468209	71576252
25	2219845	2223216	2658054	3564577	4279045	6418321	9701499
26	9011544	9863612	8234283	8586517	11323797	8205382	10115732
27	7674509	6003390	6920442	7440484	10973850	11480860	18111133
28	3521651	3687432	3693056	3148441	3623995	3840934	4022114
29	17482167	16852920	22071185	22332445	20347712	23837662	31817593

付表2 D. (継続)

産業部門	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
1	51246771	53444231	58238457	52778657	50588608	54392108	62717964
2	10247288	10820131	12170724	12066065	10903989	11896541	11965753
3	5959471	5766507	5226072	5403880	5217536	5385299	5854614
4	160144890	166327300	163696980	169104350	162371530	166611990	172907890
5	77470344	78785311	73798230	75167679	83281766	86821207	93274304
6	18402259	18873098	15514898	14542739	15315275	18091680	20144761
7	36438299	39847561	36139200	43321806	42738483	51340438	62649359
8	24773742	26889301	25464718	19791785	19474021	18475287	19482372
9	17103749	17689214	19326573	20345242	18413795	19547144	21182806
10	16301995	15690956	17786214	17204630	17590595	20715384	21536113
11	5285602	5332362	5817454	6170169	5919463	6194618	5892829
12	16020601	18653171	16642925	16847406	14854347	17369781	17107440
13	12974358	13791799	13276409	14182960	12450879	14367837	15262469
14	4318506	5794737	5343082	7103762	5609525	6060112	6230866
15	8888316	10219948	11548968	10553223	8691034	9468038	9669240
16	14629185	12540018	21419157	19465864	22390140	24163837	22453020
17	5486851	6615275	7193269	8068455	7357549	7462693	7779171
18	4983796	5217725	6142636	7117331	7463106	8257799	7673413
19	20370246	24958951	26806458	24682844	22321842	24137058	28208829
20	23389055	27167006	30391774	29626520	28093724	28520406	27720131
21	5273021	6146272	6910482	8082053	7564133	8336509	9170427
22	32291570	37785704	39335189	36142609	36298375	43646254	50723189
23	30452843	36507625	39671777	33444591	36911408	40715984	46478801
24	68286579	86581388	94375145	84884165	81064218	80969950	99990395
25	12050325	13816945	10807004	12174434	10308462	11481855	11559824
26	15253663	23788905	28152457	23897652	21341600	20464541	24531935
27	21551701	23615959	19917376	20759881	22540357	28363121	32016212
28	5448883	7170772	7112309	7997550	6849534	9005485	10747343
29	31866677	29770157	29058307	28207475	30313635	32360793	36631347

付表2 D. (継続)

産業部門	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
1	65246095	81773732	72135003	79420057	81642317	81899332	85348965
2	11769605	11360360	11536613	13336808	12839180	12525019	11655483
3	4946239	4737883	4584605	4482161	4097762	3478511	2836885
4	165813930	162891350	175944030	196587110	189546610	184717830	171962780
5	97846365	98617780	105034550	112882980	114850990	111393260	101221400
6	20264804	22177825	27928854	32254107	33189008	36639850	31895642
7	59736684	66280789	77371600	87461142	85669193	88259446	86694541
8	17348855	16756429	16702239	18979993	21110532	21121869	21803277
9	20825851	21465153	23599479	27028484	28783777	30944471	30398467
10	21858510	22591397	23511657	26949012	30475846	33422732	34116348
11	6249324	6673462	6112950	7026931	7422460	7693146	8449501
12	15270064	15366464	16611770	19573187	22054151	24145522	25626023
13	14576418	15136657	17824475	16385856	18208302	18430716	19713409
14	6400356	6999776	7866510	13562896	13385687	13708963	13225430
15	10188222	10277727	11475574	13236802	15499938	16398542	16945872
16	22812607	26375076	32884629	34991859	37928843	41340163	44522239
17	9051804	8432324	9623151	10140532	9842590	11237728	12259931
18	7561750	7554361	8207778	9160243	8268980	8139930	7858164
19	30793235	31843040	32255811	35552601	35636922	38995836	42603857
20	32642177	31788758	33760703	37469055	39836418	40942477	43334035
21	10957237	11081373	12524509	12071469	14479976	14286181	15577221
22	50564118	52971729	61931246	70940857	82685361	83125553	87410908
23	51271678	56216440	66461677	81625902	91547693	99733332	104420970
24	113284410	116451130	154391720	198285650	210510600	205818850	206451530
25	14451207	14011360	17075693	20407415	23216670	22814637	20258526
26	26810214	32390915	40718575	54094262	64925134	71794061	81010647
27	36323047	33748748	30952810	30033239	24939949	28887871	28787925
28	11283901	11783938	13240196	14889038	16828230	20653322	20629005
29	39690409	39379587	50537069	56794550	54318142	49245635	43592324

付表2 D. (継続)

産業部門	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
1	89638199	89874482	85379688	87329088	92816346	87375232	84848185
2	10949979	10114228	9282029	9358427	11022057	10144141	9611873
3	2826830	2766871	2499582	2210392	2227624	2174521	1929616
4	175860130	169734070	154911600	148479960	141370880	129402410	121279750
5	99008543	93553278	92160659	89786322	91971320	82206265	76586777
6	25612021	23057236	19909141	18512200	15803838	13353638	11504192
7	74375990	58989791	37774968	32441516	26875351	23259489	18865096
8	22412525	20608028	19690455	20197729	19625425	19066384	16388891
9	34910589	34901896	32295880	33888959	35069875	34272765	32639807
10	36065033	38862960	41243517	41725836	43046032	43863165	42196737
11	8452306	8192026	7326074	6956299	7520081	7380575	7644651
12	31077034	32199235	31065756	32488984	34915807	32975305	31788579
13	21546803	22207031	20143927	21182484	19837197	21239715	21472901
14	15319626	15593822	15416325	14755948	15868757	15935955	15710461
15	16061981	16272601	16408302	16928570	18028648	17985890	17664243
16	42323528	41644898	50065317	51464461	53772768	54915716	52565878
17	12862564	13263157	12729202	12735481	13665723	13370408	12084944
18	8385559	8142623	8280757	8208616	8174806	7223590	6230932
19	50453897	50738574	47309687	44679390	46123387	42644444	38790280
20	45916258	44235652	41178711	41314238	44597549	42769843	40921123
21	16271646	15445756	14291853	14098841	16774429	14395987	13891434
22	82326657	80768224	87777375	94685897	101905770	102322640	94490012
23	111158570	107833640	109275370	115492690	124377900	128654350	124350610
24	217908870	211351990	206541370	215441920	228803550	227669200	220824900
25	21906463	20468424	20990639	21979588	22208194	22967686	22568142
26	88294288	89853436	91477578	99767552	108737310	111876130	105897530
27	33055895	32053440	35194675	39785681	44517524	44107554	45326756
28	24045856	24499161	24463200	23798913	24716019	22364271	18593238
29	39435096	32997629	30429303	27791000	27616721	25333671	23373676

付表2

E. 教育の質

年度	指数	年度	指数	年度	指数
1970	100	1980	101.539	1990	112.074
1971	100	1981	101.669	1991	113.629
1972	99.277	1982	102.853	1992	114.619
1973	99.754	1983	103.834	1993	115.106
1974	100.659	1984	105.013	1994	115.648
1975	100.104	1985	105.723	1995	117.149
1976	100.054	1986	106.785	1996	117.868
1977	100.004	1987	107.902	1997	118.933
1978	100.741	1988	109.513	—	—
1979	101.355	1989	110.624	—	—

付表2

F. 労働分配率

産業部門	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1975年	1976年
1	0.5053	0.4956	0.4890	0.4825	0.4889	0.5038	0.5210
2	0.2498	0.2524	0.2591	0.2710	0.2793	0.2898	0.2940
3	0.2536	0.2536	0.2536	0.2536	0.2536	0.2641	0.3060
4	0.4439	0.4265	0.3937	0.3834	0.3952	0.4241	0.4412
5	0.5809	0.5635	0.5326	0.5237	0.5290	0.5528	0.5926
6	0.5376	0.5142	0.4715	0.4583	0.4450	0.4490	0.4734
7	0.5631	0.5558	0.5330	0.5300	0.5117	0.4984	0.5046
8	0.6410	0.5646	0.4818	0.4104	0.4376	0.4898	0.5461
9	0.4484	0.4430	0.4328	0.4300	0.4365	0.4595	0.4776
10	0.6369	0.6303	0.6446	0.6381	0.6343	0.6241	0.6501
11	0.2213	0.2217	0.2219	0.2248	0.2192	0.2147	0.2103
12	0.3336	0.3384	0.3482	0.3433	0.3350	0.3300	0.3411
13	0.3687	0.3706	0.3774	0.3800	0.3838	0.3880	0.3994
14	0.3855	0.3872	0.3934	0.3953	0.3967	0.3987	0.4069
15	0.5240	0.5269	0.5216	0.5172	0.5188	0.5259	0.5356
16	0.3179	0.3258	0.3117	0.3085	0.3132	0.3538	0.4102
17	0.4296	0.4327	0.4303	0.4192	0.4102	0.4080	0.4193
18	0.6596	0.6330	0.6213	0.5921	0.5912	0.6027	0.6261
19	0.3678	0.3590	0.3453	0.3427	0.3410	0.3564	0.3633
20	0.3220	0.3115	0.2763	0.2409	0.2491	0.2751	0.3128
21	0.3896	0.3853	0.3768	0.3432	0.3252	0.3418	0.3876
30	0.5435	0.5420	0.5119	0.4795	0.4468	0.4667	0.5029
23	0.4099	0.4025	0.3985	0.3822	0.3952	0.3983	0.4108
24	0.3883	0.3893	0.3850	0.3926	0.3940	0.4067	0.4268
25	0.4855	0.4899	0.5009	0.5049	0.5120	0.5092	0.5131
26	0.4915	0.5079	0.5268	0.5345	0.5303	0.5394	0.5494
27	0.4928	0.5084	0.5251	0.5324	0.5246	0.5328	0.5430
28	0.5263	0.5557	0.5704	0.5982	0.5924	0.6367	0.6760
29	0.3170	0.3290	0.3649	0.3556	0.3486	0.3567	0.3911

付表2 F. (継続)

産業部門	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
1	0.5415	0.5585	0.5764	0.5886	0.5986	0.6057	0.6295
2	0.3037	0.3262	0.3639	0.3994	0.4186	0.4200	0.4238
3	0.3243	0.3371	0.3326	0.3367	0.4251	0.5299	0.6473
4	0.4588	0.4811	0.4931	0.5005	0.5026	0.5031	0.4985
5	0.6556	0.7240	0.7659	0.7826	0.7838	0.7839	0.7647
6	0.5273	0.5957	0.6188	0.6238	0.6034	0.6009	0.5667
7	0.5237	0.5646	0.5799	0.5979	0.5966	0.6072	0.5939
8	0.6048	0.6669	0.6262	0.7259	0.7272	0.8059	0.7686
9	0.5026	0.5144	0.5307	0.5358	0.5408	0.5350	0.5321
10	0.6753	0.6703	0.6758	0.6844	0.7070	0.7066	0.6732
11	0.2178	0.2208	0.2046	0.1821	0.1620	0.1580	0.1457
12	0.3559	0.3675	0.3693	0.3669	0.3603	0.3611	0.3517
13	0.4125	0.4223	0.4266	0.4274	0.4277	0.4277	0.4375
14	0.4192	0.4283	0.4325	0.4333	0.4344	0.4362	0.4446
15	0.5314	0.5488	0.5615	0.5782	0.5750	0.5748	0.5283
16	0.4502	0.4709	0.4975	0.5199	0.5424	0.5424	0.5593
17	0.4502	0.4824	0.5028	0.5015	0.5010	0.5012	0.4989
18	0.6799	0.7019	0.7383	0.7455	0.7544	0.7578	0.7551
19	0.3916	0.4071	0.4288	0.4366	0.4447	0.4462	0.4508
20	0.3194	0.3287	0.3317	0.3293	0.3276	0.3275	0.3188
21	0.4390	0.4756	0.5069	0.5272	0.5380	0.5379	0.5147
22	0.5640	0.6110	0.6398	0.6460	0.6434	0.6434	0.6249
23	0.4075	0.4268	0.4603	0.4902	0.5070	0.5054	0.4958
24	0.4598	0.4869	0.5079	0.5167	0.5209	0.5209	0.5279
25	0.5256	0.5389	0.5429	0.5332	0.5287	0.5296	0.5010
26	0.5745	0.5851	0.6028	0.5988	0.5924	0.5893	0.5941
27	0.5734	0.5859	0.6028	0.5975	0.5920	0.5910	0.6008
28	0.7443	0.7760	0.8207	0.8313	0.8497	0.8162	0.7645
29	0.4502	0.5178	0.5578	0.5783	0.5712	0.5709	0.5630

付表2 F. (継続)

産業部門	1984年	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年
1	0.6227	0.6123	0.5865	0.6093	0.6307	0.6319	0.6036
2	0.4310	0.4320	0.4442	0.4640	0.4893	0.5006	0.5066
3	0.6289	0.5826	0.4827	0.5534	0.5653	0.6088	0.5155
4	0.5064	0.4864	0.4682	0.4673	0.5051	0.5386	0.5356
5	0.7595	0.7653	0.8065	0.8506	0.8894	0.9027	0.9027
6	0.5816	0.5899	0.6494	0.6875	0.7280	0.7386	0.7309
7	0.6224	0.6395	0.6831	0.6847	0.7092	0.7477	0.8138
8	0.7245	0.6765	0.5590	0.5379	0.5501	0.5865	0.6311
9	0.5113	0.4877	0.4615	0.4548	0.4551	0.4645	0.4812
10	0.6729	0.6871	0.7319	0.7458	0.7476	0.7401	0.7394
11	0.1399	0.1200	0.1202	0.1128	0.1318	0.1576	0.2023
12	0.3231	0.2880	0.2686	0.2645	0.2771	0.2863	0.3053
13	0.4400	0.4354	0.4280	0.4334	0.4486	0.4721	0.5043
14	0.4438	0.4335	0.4217	0.4228	0.4367	0.4596	0.4834
15	0.5582	0.5815	0.6547	0.6582	0.6417	0.5952	0.5491
16	0.5469	0.5317	0.5505	0.6007	0.6523	0.6321	0.6176
17	0.4783	0.4627	0.4443	0.4461	0.4488	0.4592	0.4515
18	0.7118	0.6611	0.6300	0.6447	0.6611	0.6891	0.7071
19	0.4373	0.4211	0.4014	0.4059	0.4187	0.4574	0.4937
20	0.3016	0.2811	0.2670	0.2596	0.2654	0.2852	0.3016
21	0.4685	0.4042	0.3744	0.3622	0.3917	0.4485	0.5145
22	0.5876	0.5353	0.5092	0.5020	0.5092	0.5260	0.5439
23	0.4959	0.4976	0.5329	0.5587	0.5832	0.5821	0.5766
24	0.5200	0.5065	0.5004	0.5154	0.5350	0.5392	0.5355
25	0.5062	0.4962	0.5048	0.5039	0.5177	0.5727	0.6021
26	0.5717	0.5616	0.5438	0.5729	0.5905	0.5960	0.5993
27	0.5774	0.5682	0.5429	0.5722	0.5881	0.5913	0.5549
28	0.6798	0.6248	0.5750	0.5328	0.4939	0.5099	0.5596
29	0.5645	0.5628	0.5440	0.5683	0.5931	0.6981	0.7472

付表2 F. (継続)

産業部門	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年
1	0.5866	0.5903	0.5965	0.6000	0.5987	0.5943	0.5876
2	0.4934	0.4625	0.4248	0.4257	0.4473	0.4552	0.4509
3	0.4771	0.4786	0.4914	0.4983	0.5083	0.5237	0.5443
4	0.5220	0.5189	0.5215	0.5387	0.5437	0.5402	0.5263
5	0.9113	0.9282	0.9409	0.9311	0.9094	0.9037	0.8985
6	0.7262	0.7319	0.7297	0.7348	0.7429	0.7491	0.7518
7	0.8654	0.8957	0.8960	0.8964	0.8956	0.8927	0.8899
8	0.6723	0.6769	0.6652	0.6162	0.6098	0.5880	0.5869
9	0.5025	0.5182	0.5298	0.5207	0.5087	0.5059	0.5107
10	0.7220	0.7340	0.6671	0.6439	0.6179	0.6657	0.6826
11	0.2280	0.2314	0.2225	0.2118	0.2194	0.2059	0.2091
12	0.3175	0.3254	0.3152	0.2955	0.2966	0.3096	0.3286
13	0.5376	0.5426	0.5352	0.5230	0.5372	0.5498	0.5632
14	0.5042	0.5130	0.5154	0.5146	0.5080	0.5040	0.5020
15	0.5396	0.5508	0.5669	0.5740	0.5710	0.5458	0.5247
16	0.6081	0.6306	0.6554	0.6702	0.6751	0.6696	0.6705
17	0.4434	0.4220	0.4157	0.4223	0.4402	0.4507	0.4471
18	0.7192	0.7048	0.7104	0.7209	0.7313	0.6821	0.6626
19	0.5306	0.5407	0.5561	0.5642	0.5692	0.5605	0.5546
20	0.3150	0.3055	0.3171	0.3058	0.3196	0.3135	0.3253
21	0.5566	0.5547	0.5392	0.5213	0.5311	0.5237	0.5328
22	0.5792	0.5929	0.6016	0.5870	0.5809	0.5672	0.5664
23	0.5766	0.5711	0.5726	0.5689	0.5718	0.5656	0.5630
24	0.5260	0.4993	0.4553	0.3985	0.3737	0.3719	0.3877
25	0.6330	0.6344	0.6192	0.6104	0.5968	0.6078	0.6077
26	0.6045	0.6256	0.6245	0.6207	0.6176	0.6191	0.6216
27	0.4999	0.4706	0.4698	0.4956	0.5235	0.5162	0.5130
28	0.6060	0.6299	0.6466	0.6488	0.6401	0.6678	0.6874
29	0.7956	0.7833	0.7739	0.7745	0.7828	0.7881	0.7886

(出所) A、B: 韓国銀行内部資料、C-F: 筆者作成。

註: 1) 国民勘定内部資料の分類。

付表3 各部門における要素再配分効果 (10⁻³%)

A. 資本

産業部門	1970~75年	1975~79年	1979~85年	1985~90年	1990~97年
1	428	323	85	16	-35
2	56	94	20	-1	1
3	61	45	1	4	-7
4	-72	-57	-2	-37	-47
5	426	306	8	-32	-16
6	274	235	33	25	0
7	61	328	109	-9	40
8	5	8	3	13	-3
9	6	10	13	68	-22
10	-19	-40	2	-9	-1
11	-204	-210	-47	-194	-269
12	-289	-74	19	35	87
13	157	216	90	130	95
14	46	85	9	-14	9
15	-65	-49	1	22	32
16	399	232	53	124	5
17	113	22	9	52	43
18	0	-3	3	20	2
19	-56	9	-82	-202	-99
20	-1107	-1375	-63	0	72
21	-101	-114	-15	18	8
30	-58	39	34	196	28
23	-44	24	-79	-140	-4
24	131	292	-48	3	353
25	3	65	40	41	6
26	-66	-29	-69	2	153
27	-305	-387	-57	-314	-559
28	34	28	12	78	16
29	136	95	17	45	-12

付表3（継続）

B. 労働

産業部門	1970~75年	1975~79年	1979~85年	1985~90年	1990~97年
1	224	251	117	0	5
2	12	0	0	-4	-9
3	2	-7	-10	-35	-13
4	-306	-158	-1	-23	147
5	113	-29	-96	-14	91
6	134	-10	-1	3	25
7	-39	-27	-101	-57	131
8	-13	-11	5	-10	12
9	18	19	2	12	1
10	21	14	20	35	4
11	4	5	-5	-10	2
12	45	28	-11	50	18
13	26	4	12	28	10
14	16	20	10	15	7
15	-14	-9	-5	31	2
16	33	21	1	46	1
17	4	0	0	7	-1
18	-1	-7	-2	-1	3
19	24	73	8	19	-11
20	27	81	12	41	-12
21	-12	4	6	5	-5
22	-64	-10	21	-6	-8
23	15	1	-11	5	-7
24	-296	-261	-8	-68	-11
25	-15	-21	-10	-17	-4
26	-5	258	52	283	132
27	56	67	50	-20	6
28	4	72	23	1	8
29	-91	-67	-49	-44	12

（出所）筆者作成。

付表4 生産要素の限界生産性¹⁾

A. 資本

産業部門	1970~75年	1975~79年	1979~85年	1985~90年	1990~97年
1	186	154	142	104	83
2	148	165	134	103	193
3	150	136	132	122	191
4	95	98	100	93	63
5	353	250	121	52	20
6	489	358	229	167	111
7	204	386	183	84	27
8	104	106	78	146	90
9	103	104	116	135	90
10	87	76	106	91	99
11	27	32	39	31	27
12	42	85	109	106	115
13	230	250	291	241	249
14	155	165	110	93	130
15	52	71	120	145	170
16	481	258	195	197	106
17	251	122	133	175	155
18	99	89	126	214	121
19	87	101	78	64	59
20	47	42	74	99	113
21	45	48	71	119	129
30	77	112	128	178	113
23	92	104	78	75	98
24	121	131	95	102	156
25	115	291	232	187	124
26	77	91	78	100	133
27	41	38	66	52	33
28	282	213	163	317	149
29	228	168	141	160	63
平均値	154	146	127	129	111
標準偏差	122	93	56	63	53
変動係数2)	0.79	0.63	0.44	0.48	0.48

B. 労働

(出所) 筆者作成。

2) 標準偏差÷平均値。

付表5 韓国製造業のRCR（実質削減費用）¹⁾

A. 1970~75年

産業部門	(1) TFP 成長(A)	(2) TFP 成長(B)	(3) RCR [(2)×(5)]	(4) 累積した RCR	(5) 付加価値 比率	(6) 累積した付 加価値比率
12	19.99	22.51	0.74	0.74	0.033	0.003
27	19.21	21.63	0.29	1.03	0.013	0.046
7	15.49	17.44	0.35	1.38	0.02	0.066
25	13.57	15.28	0.06	1.44	0.004	0.07
22	11.9	13.39	0.25	1.69	0.019	0.089
4	8.6	9.69	1.4	3.08	0.144	0.233
2	7.38	8.31	0.27	3.36	0.033	0.266
24	7.36	8.28	0.21	3.57	0.025	0.291
15	7.22	8.13	0.04	3.61	0.005	0.296
13	6.6	7.43	0.21	3.81	0.028	0.324
19	6.16	6.93	0.42	4.24	0.061	0.385
8	6.07	6.83	0.22	4.46	0.032	0.417
14	4.69	5.28	0.07	4.52	0.013	0.43
21	4.67	5.26	0.03	4.55	0.005	0.435
20	4.54	5.11	0.18	4.73	0.035	0.47
23	4.46	5.02	0.13	4.86	0.026	0.496
3	2.77	3.11	0.09	4.95	0.029	0.524
10	2.28	2.57	0.09	5.04	0.036	0.56
30	2.12	2.39	0.07	5.11	0.028	0.588
5	1.54	1.73	0.11	5.22	0.064	0.652
11	1.27	1.43	0.02	5.23	0.011	0.663
18	0.42	0.47	0	5.24	0.006	0.669
1	-0.4	-0.45	-0.09	5.15	0.199	0.868
26	-0.59	-0.67	-0.02	5.13	0.032	0.899
28	-1.36	-1.53	-0.03	5.1	0.018	0.917
6	-3.92	-4.41	-0.09	5.01	0.02	0.937
29	-3.96	-4.46	-0.1	4.91	0.022	0.96
17	-4.27	-4.81	-0.05	4.86	0.011	0.971
16	-16.38	-18.45	-0.54	4.32	0.029	1

付表5（継続）

B. 1975~79年

産業部門	(1) TFP 成長(A)	(2) TFP 成長(B)	(3) RCR [(2)×(5)]	(4) 累積した RCR	(5) 付加価値 比率	(6) 累積した付 加価値比率
15	11.49	19.4	0.16	0.16	0.008	0.008
25	9.25	15.61	0.13	0.29	0.008	0.017
22	6.71	11.33	0.32	0.62	0.028	0.045
26	6.29	10.61	0.22	0.84	0.021	0.066
13	6.15	10.37	0.29	1.13	0.028	0.094
12	5.77	9.74	0.48	1.61	0.049	0.144
24	4.76	8.02	0.47	2.08	0.058	0.202
11	3.86	6.52	0.05	2.13	0.008	0.21
8	3.7	6.24	0.15	2.28	0.024	0.234
10	3	5.07	0.11	2.39	0.022	0.256
28	3	5.06	0.05	2.44	0.01	0.266
21	2.46	4.15	0.03	2.47	0.007	0.273
18	2.17	3.65	0.01	2.49	0.003	0.277
23	1.36	2.29	0.09	2.58	0.04	0.317
7	0.72	1.22	0.04	2.62	0.035	0.352
20	0.37	0.63	0.04	2.66	0.059	0.41
1	-0.04	-0.06	-0.01	2.65	0.119	0.53
9	-0.1	-0.17	0	2.65	0.025	0.553
19	-0.45	-0.75	-0.04	2.61	0.05	0.603
4	-0.65	-1.1	-0.18	2.43	0.163	0.766
3	-1.12	-1.89	-0.04	2.39	0.019	0.785
17	-1.23	-2.07	-0.02	2.38	0.009	0.793
2	-1.25	-2.1	-0.05	2.33	0.024	0.817
29	-2.25	-3.79	-0.07	2.26	0.018	0.835
16	-2.96	-4.99	-0.11	2.15	0.022	0.857
6	-3.81	-6.43	-0.18	1.98	0.027	0.884
5	-4.57	-7.7	-0.56	1.41	0.073	0.958
14	-4.74	-7.99	-0.11	1.3	0.014	0.971
27	-17.57	-29.65	-0.85	0.45	0.029	1

付表5（継続）

C. 1979~85年

産業部門	(1) TFP 成長(A)	(2) TFP 成長(B)	(3) RCR [(2)×(5)]	(4) 累積した RCR	(5) 付加価値 比率	(6) 累積した付 加価値比率
27	17.77	20.39	0.44	0.44	0.021	0.021
18	10.81	12.4	0.06	0.5	0.005	0.026
21	9.92	11.38	0.1	0.6	0.009	0.035
20	9.79	11.23	0.82	1.42	0.073	0.108
10	9.39	10.77	0.22	1.64	0.02	0.128
15	8.52	9.77	0.14	1.78	0.015	0.143
22	7.91	9.08	0.33	2.11	0.036	0.179
9	6.83	7.83	0.18	2.29	0.023	0.202
3	6.8	7.8	0.12	2.41	0.015	0.218
17	5.35	6.13	0.06	2.47	0.009	0.227
16	5.33	6.12	0.14	2.61	0.023	0.25
8	5.32	6.11	0.12	2.72	0.019	0.269
29	5.16	5.92	0.09	2.81	0.014	0.283
4	4.35	5	0.7	3.51	0.141	0.424
12	3.58	4.11	0.23	3.74	0.055	0.479
13	1.83	2.1	0.06	3.8	0.03	0.51
26	1.44	1.65	0.06	3.86	0.038	0.548
28	1.1	1.26	0.01	3.88	0.01	0.558
24	0.49	0.53	0.04	3.92	0.083	0.64
11	-0.32	-0.36	0	3.92	0.008	0.648
6	-0.36	-0.41	-0.01	3.91	0.019	0.668
1	-0.59	-0.67	-0.07	3.84	0.111	0.778
2	0.84	-0.97	-0.02	3.82	0.02	0.798
14	-1.05	-1.2	-0.01	3.8	0.012	0.81
23	-1.08	-1.24	-0.06	3.75	0.046	0.856
19	-1.45	-1.66	-0.08	3.66	0.049	0.905
25	-3.95	-4.53	-0.05	3.62	0.011	0.916
7	-4.47	-5.13	-0.17	3.45	0.033	0.949
5	-6.97	-8	-0.41	3.04	0.051	1

D. 1985~90年

産業部門	(1) TFP 成長(A)	(2) TFP 成長(B)	(3) RCR [(2)×(5)]	(4) 累積した RCR	(5) 付加価値 比率	(6) 累積した付 加価値比率
18	8.79	12.96	0.09	0.09	0.007	0.007
29	8.06	11.88	0.23	0.32	0.019	0.026
3	7.34	10.81	0.12	0.44	0.011	0.037
26	6.98	10.29	0.51	0.95	0.049	0.087
24	6.9	10.18	1.09	2.04	0.108	0.194
2	6.86	10.12	0.14	2.18	0.014	0.208
23	5.04	7.43	0.38	2.56	0.051	0.259
25	4.64	6.84	0.06	2.63	0.009	0.269
14	4.6	6.77	0.08	2.71	0.013	0.281
21	4.41	6.49	0.1	2.81	0.015	0.296
13	3.6	5.3	0.13	2.94	0.0258	0.321
20	1.72	2.54	0.21	3.15	0.081	0.402
5	0.69	1.02	0.03	3.17	0.025	0.427
15	0.66	0.97	0.01	3.18	0.013	0.44
17	0.41	0.6	0.01	3.19	0.011	0.451
19	0.16	0.24	0.01	3.2	0.042	0.493
10	-0.47	-0.7	-0.02	3.18	0.024	0.517
8	-0.5	-0.74	-0.01	3.18	0.012	0.529
9	-0.57	-0.84	-0.02	3.15	0.026	0.555
16	-1.16	-1.71	-0.05	3.1	0.03	0.585
28	-1.28	-1.88	-0.02	3.08	0.011	0.596
7	-1.52	-2.23	-0.07	3.01	0.033	0.63
22	-1.68	-2.47	-0.14	2.87	0.055	0.685
4	-1.74	-2.56	-0.3	2.57	0.115	0.8
6	-1.75	-2.58	-0.05	2.53	0.018	0.818
12	-2.56	-3.77	-0.18	2.35	0.047	0.865
1	-2.74	-4.04	-0.36	1.99	0.088	0.953
27	-6.5	-9.58	-0.4	1.6	0.042	0.994
11	-7.34	-10.81	-0.06	1.54	0.006	1

付表5（継続）

E. 1990~97年

産業部門	(1) TFP 成長(A)	(2) TFP 成長(B)	(3) RCR [(2)×(5)]	(4) 累積した RCR	(5) 付加価値 比率	(6) 累積した付 加価値比率
24	7.88	12.18	1.82	1.82	0.149	0.149
21	6.83	10.55	0.16	1.98	0.015	0.164
2	6.46	9.98	0.16	2.14	0.016	0.18
3	5.96	9.22	0.07	2.21	0.008	0.188
26	5.22	8.07	0.75	2.95	0.092	0.28
19	2.87	4.44	0.19	3.14	0.043	0.323
23	2.76	4.27	0.29	3.43	0.068	0.391
14	2.47	3.82	0.06	3.5	0.017	0.408
12	1.91	2.96	0.16	3.66	0.054	0.462
11	1.87	2.89	0.02	3.67	0.006	0.468
15	1.67	2.58	0.03	3.71	0.013	0.481
13	1.53	2.37	0.08	3.78	0.032	0.513
6	1.24	1.92	0.02	3.81	0.012	0.524
20	1.09	1.69	0.15	3.95	0.087	0.611
17	0.31	0.48	0.01	3.96	0.012	0.624
29	0.07	0.11	0	3.96	0.018	0.642
1	-1.6	-2.48	-0.14	3.82	0.057	0.699
9	-1.86	-2.88	-0.07	3.75	0.025	0.724
5	-2.2	-3.39	-0.05	3.7	0.015	0.739
10	-2.23	-3.45	-0.07	3.62	0.022	0.761
27	-2.49	-3.85	-0.1	3.52	0.026	0.787
8	-2.51	-3.88	-0.04	3.48	0.009	0.796
7	-2.85	-4.4	-0.1	3.39	0.022	0.818
16	-3.04	-4.69	-0.14	3.25	0.029	0.847
22	-3.66	-5.66	-0.3	2.95	0.052	0.9
25	-5.12	-7.91	-0.08	2.87	0.01	0.91
4	-5.9	-9.12	-0.66	2.21	0.072	0.982
18	-6.87	-10.62	-0.06	2.15	0.006	0.988
28	-7.26	-11.22	-0.13	2.02	0.012	1

註：1) 補論D参照。

付表6 1人当たり実質GDP (1995年価格基準; 1953~2002年)

年度	1人当たりGDP		trend line	年度	1人当たりGDP		trend line
	(ウォン)	(対数値)			(ウォン)	(対数値)	
1953	919239.6	13.7313	13.3112	1978	2966995	14.9031	14.839
1954	960616.5	13.7753	13.3723	1979	3128736	14.9561	14.9001
1955	993971.9	13.8095	13.4334	1980	3015905	14.9194	14.9612
1956	949133.3	13.7633	13.4945	1981	3161207	14.9665	15.0223
1957	989475.6	13.8049	13.5556	1982	3338367	15.021	15.0834
1958	1012547	13.828	13.6167	1983	3641422	15.1079	15.1446
1959	1020571	13.8359	13.6779	1984	3893446	15.1748	15.2057
1960	1002864	13.8184	13.739	1985	4104861	15.2277	15.2668
1961	1030508	13.8456	13.8001	1986	4509887	15.3218	15.3279
1962	1022832	13.8381	13.8612	1987	4956243	15.4162	15.389
1963	1085641	13.8977	13.9223	1988	5421298	15.5058	15.4501
1964	1159897	13.9638	13.9834	1989	5694487	15.555	15.5112
1965	1195698	13.9942	14.0445	1990	6144969	15.6311	15.5723
1966	1308019	14.084	14.1056	1991	6645877	15.7095	15.6334
1967	1353218	14.118	14.1668	1992	6934812	15.7521	15.6946
1968	1472046	14.2021	14.2279	1993	7241699	15.7954	15.7557
1969	1638366	14.3092	14.289	1994	7760666	15.8646	15.8168
1970	1743411	14.3714	14.3501	1995	8368258	15.94	15.8779
1971	1855836	14.4338	14.4112	1996	8848414	15.9957	15.939
1972	1910166	14.4627	14.4723	1997	9205087	16.0353	16.0001
1973	2108254	14.5614	14.5334	1998	8527549	15.9588	16.0612
1974	2225626	14.6155	14.5945	1999	9389545	16.0551	16.1223
1975	2331514	14.662	14.6557	2000	10179794	16.1359	16.1835
30	2551505	14.7522	14.7168	2001	10421437	16.1593	16.2446
1977	2763434	14.832	14.7779	2002	11013720	16.2147	16.3057

(出所) 韓国銀行(1982, 2001)、統計庁 (各年度c)、Summers and Heston (1991)。

平成19年 3 月30日 印刷・発行

行政対応特別研究〔交渉戦略〕研究資料 第4号

FTA・WTO体制下のアジアの農業、食品産業と貿易

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024 東京都北区西ヶ原2丁目2-1

電 話 東京 (03) 3910-3946

FAX 東京 (03) 3940-0232

印刷・製本 株式会社 ホップ